

令和7年9月

指宿市議会会議録

第3回定例会

指宿市議会会議録目次

令和7年第3回市議会定例会

会期日程	1
8月28日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第68号～議案第90号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第68号（質疑、委員会付託省略、表決）	15
議案第69号及び議案第70号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）	16
議案第71号～議案第78号（質疑、決算特別委員会付託）	17
議案第79号～議案第90号（質疑、委員会付託）	17
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	18
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	18
散会	20
9月17日	
議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定による出席者	21
職務のため出席した事務局職員	22
開議	23
会議録署名議員の指名	23
一般質問	23

東 勝 義 議員	23
1. 宿泊税導入について	
2. 開聞岳について	
3. 知林ヶ島について	
高 田 チヨ子 議員	38
1. 安心・安全な生活のために	
2. 難聴者への支援について	
3. 野良猫対策について	
新宮領 實 議員	48
1. 危機管理について	
2. なのはな館について	
3. 道の駅いぶすき「彩花菜館」について	
松 下 知 惠 議員	65
1. 稼ぐまち（建設業）について	
2. 稼ぐまち（農業）について	
延 会	78

9月18日

議事日程	80
本日の会議に付した事件	80
出席議員	80
欠席議員	80
地方自治法第121条の規定による出席者	80
職務のため出席した事務局職員	81
開 議	82
会議録署名議員の指名	82
一般質問	82
下川床 泉 議員	82
1. 温泉排水路の安全対策について	
2. 市長の政治姿勢について	
新川床 金 春 議員	91
1. 市民の生命・財産を守るための対策について	
2. 指宿温泉まちづくり公社の指定管理業務と委託業務について	
前之園 正 和 議員	104

1. 温泉問題について	
東 伸 行 議員116
1. 打越市政1期目の成果を問う	
議案第91号及び議案第92号一括上程126
提案理由説明126
議案第91号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）127
議案第92号（質疑、委員会付託）128
延 会128

9月19日

議事日程130
本日の会議に付した事件130
出席議員130
欠席議員130
地方自治法第121条の規定による出席者130
職務のため出席した事務局職員131
開 議132
会議録署名議員の指名132
一般質問132
山 本 敏 勝 議員132
1. 指宿港海岸整備事業について	
2. 指宿商業高校の施設について	
3. 宿泊税について	
4. 市民の安心安全について	
5. 道路の安全管理について	
吉 村 重 則 議員143
1. 市長の政治姿勢について	
2. 市営住宅について	
恒 吉 太 吾 議員153
1. 安心・安全に暮らせるまちづくりについて	
西 田 義 哲 議員166
1. 会計年度任用職員の業務について	
2. 中小企業への支援策について	
散 会176

9月26日

議事日程	177
本日の会議に付した事件	178
出席議員	178
欠席議員	179
地方自治法第121条の規定による出席者	179
職務のため出席した事務局職員	179
開 議	180
会議録署名議員の指名	180
議案第82号（委員長報告、質疑、討論、表決）	180
議案第79号（委員長報告、質疑、討論、表決）	181
議案第80号、議案第81号及び議案第83号（委員長報告、質疑、討論、表決）	182
議案第84号（委員長報告、質疑、討論、表決）	184
議案第89号及び議案第90号（委員長報告、質疑、討論、表決）	191
議案第85号～議案第87号（委員長報告、質疑、討論、表決）	192
議案第88号及び議案第92号（委員長報告、質疑、討論、表決）	194
審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）	195
閉会中の継続審査について	197
報告第6号、報告第7号及び議案第93号一括上程	198
提案理由説明	198
報告第6号及び報告第7号（質疑）	201
議案第93号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）	201
議会活性化等調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告、質疑）	202
議案第94号上程	206
提案理由説明	206
議案第94号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）	207
意見書案第3号上程（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）	208
閉会中の継続調査について	208
議員派遣の件	209
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	209
閉議及び閉会	209
参考資料	
意見書第3号	211

議員派遣書 212

第 3 回 定 例 会

令和 7 年 9 月 議会

令和7年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会期 30日間（8月28日～9月20日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
8月28日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第68号～議案第90号一括上程（議案説明） ・議案第68号（質疑、委員会付託省略、表決） ・議案第69号及び議案第70号 （質疑、委員会付託省略、討論、表決） ・議案第71号～議案第78号（質疑、決算特別委員会付託） ・議案第79号～議案第90号（質疑、委員会付託） ・新たに受理した陳情上程（委員会付託） ・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 総務水道委員会
29日	金	休 会	一般質問の通告限（12時）
30日	土	〃	
31日	日	〃	
9月1日	月	〃	
2日	火	〃	総務水道委員会（10時開会）
3日	水	〃	文教厚生委員会（10時開会）
4日	木	〃	産業建設委員会（10時開会）
5日	金	〃	
6日	土	〃	
7日	日	〃	
8日	月	〃	
9日	火	〃	
10日	水	〃	
11日	木	〃	
12日	金	〃	
13日	土	〃	
14日	日	〃	
15日	月	〃	
16日	火	〃	
17日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
18日	木	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・議案第91号及び議案第92号一括上程（議案説明）

月　日	曜	区 分	会　議　の　内　容
18日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第91号（質疑、委員会付託省略、討論、表決） ・議案第92号（質疑、委員会付託）
19日	金	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 <p>産業建設委員会</p>
20日	土	休　会	
21日	日	〃	
22日	月	〃	
23日	火	〃	
24日	水	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
25日	木	〃	
26日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第79号～議案第90号及び議案第92号 (委員長報告、質疑、討論、表決) ・審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決） ・閉会中の継続審査について ・報告第6号、報告第7号及び議案第93号一括上程 (議案説明) ・報告第6号及び報告第7号（質疑） ・議案第93号（質疑、委員会付託省略、討論、表決） ・議会活性化等調査特別委員会中間報告の件 (委員長報告、質疑) ・議案第94号上程 (議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決) ・意見書案第3号上程 (説明・質疑・委員会付託等省略、表決) ・閉会中の継続調査について ・議員派遣の件 ・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

第 3 回 定 例 会

令和 7 年 8 月 28 日

(第 1 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和7年8月28日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第4 議案第69号 財産の取得について
- 日程第5 議案第70号 北指宿中学校校舎長寿命化改良等工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第6 議案第71号 令和6年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第72号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第73号 令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第74号 令和6年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第75号 令和6年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第76号 令和6年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第12 議案第77号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第13 議案第78号 令和6年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第14 議案第79号 訴訟上の和解について
- 日程第15 議案第80号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第16 議案第81号 町の区域の変更について
- 日程第17 議案第82号 指宿市議会議員及び指宿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第83号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第84号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について

- 日程第20 議案第85号 令和7年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第86号 令和7年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第87号 令和7年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第88号 令和7年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第89号 令和7年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第90号 令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 新たに受理した陳情上程  
　　陳情第4号　日米地位協定の見直しを求める意見書の議決に関する陳情書  
　　陳情第5号　ヘルシーランド温泉保養館改修工事に関する陳情書
- 日程第27 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議員選挙

---

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

#### 1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 2番議員  | 松下知恵  | 3番議員  | 山本敏勝  |
| 4番議員  | 前原五男  | 5番議員  | 東勝義   |
| 6番議員  | 西田義哲  | 7番議員  | 新宮領實  |
| 8番議員  | 恒吉太吾  | 9番議員  | 田中健一  |
| 10番議員 | 吉村重則  | 11番議員 | 東伸行   |
| 12番議員 | 井元伸明  | 13番議員 | 新川床金春 |
| 14番議員 | 福永徳郎  | 15番議員 | 高田チヨ子 |
| 16番議員 | 前之園正和 | 17番議員 | 下川床泉  |
| 18番議員 | 西森三義  |       |       |

---

#### 1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |          |       |
|--------|-------|----------|-------|
| 市長     | 打越明司  | 副市長      | 黒永英樹  |
| 教育長    | 田之上典昭 | 総務部長     | 渡部徹也  |
| 市民福祉部長 | 富永敏尚  | 農水商工観光部長 | 鴨崎一郎  |
| 建設部長   | 窪田幸一郎 | 教育部長     | 湯ノ口繁生 |
| 総務課長   | 濱上和也  | 人事秘書課長   | 木下英城  |
| 企画政策課長 | 東忠孝   | 財政課長     | 上村圭一郎 |
| 水道課長   | 安留和信  |          |       |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 池水拓也 | 主幹兼調査管理係長 | 下川裕一 |
| 主幹兼議事係長 | 川畑裕二 | 議事係主査     | 徳留洋美 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和7年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東勝義議員及び西田義哲議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（西森三義） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月26日までの30日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月26日までの30日間と決定いたしました。

### △ 議案第68号～議案第90号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第3、議案第68号、人権擁護委員候補の推薦について、から、日程第25、議案第90号、令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、までの23議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） おはようございます。提案理由の説明の前に、先の定例会以降に実施いたしました主な行事等について御報告をさせていただきます。

まず、7月10日に、日本郵便株式会社と、同社と本市が有する地域ネットワークなどを活用した相互連携による地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を目的とする包括連携協定を締結いたしました。

また、8月4日には、地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>等の排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度J-クレジットを活用し、カーボンニュートラル等の実現を目指した連携協定を、株式会社鹿児島銀行、三井住友海上火災保険株式会社、株式会社バイウィル

と締結をいたしました。

8月21日には、大規模災害の備えとして、避難施設に設置される仮設トイレのし尿等を迅速かつ円滑に収集運搬を行い、避難施設の良好な衛生環境を維持することなどを目的として、鹿児島県環境整備事業協同組合と災害支援に関する協定を締結しました。

これらの協定締結は、本市の地域振興、市民サービス、脱炭素への取組、災害対策の推進に寄与するものであり、これから指宿を支えてくださるものと期待しております。今後も、協定を締結してくださった皆様のお力も賜りながら、地域活性化や市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、8月11日、山の日に合わせて第57回かいもん夏祭りを開催しました。舞台では、子供たちによるダンスをはじめ、フラダンスや歌、日本舞踊などが披露され、祭りを大いに盛り上げました。また、祭りの最後は大輪の花火が夏の夜空を彩り、市民やふるさとに帰省された方々など約1万4千人が地元の祭りを楽しみました。

夏祭りの開催にあたっては、今年多くの市民や地元企業、また、故郷に思いをはせる県外の方々などからもたくさん御協賛・御支援をいただいています。今後も地域の皆様に愛され、地域の大変なお祭りとして長く継続・発展していくよう、市も尽力をしてまいります。

来月6日から10月31日まで、いぶすき秋のグルメ祭りが開催されます。今年2月から4月中旬まで行われた、第1弾のいぶすき春のグルメ祭りでは、本市の旬な食材として桜鯛やいぶすき野菜をテーマとしたメニューを、市内の飲食店やホテル、旅館などで多くの方々に堪能いただきました。

第2弾となる今回は、伊勢海老を目玉としています。イベント開始となる6日には、指宿港でキックオフイベントも予定しており、郷土料理研究会の出店のほか、新たな特産品として期待される商品のふるまいなどが行われますので、そちらへのお越しもお待ちしております。

また、来月27日、28日には、第78回指宿温泉祭を開催予定です。昨年のハンヤ踊りは多くの市民に加え、千歳市との姉妹都市盟約締結30周年を記念し、公立千歳科学技術大学光一天がお越しくださいり、祭りに更なる活気を与えてくださいました。今年もこれまで以上に、ハンヤ踊りをはじめ、各イベントや湯権現祭典、花火大会など、多くの方々に御参加いただき、祭りを大いに盛り上げたいと考えております。

市としましては、市民が取り組んでいる様々なイベントについて、関係する皆さんと一緒に盛り上げ、多くの方々に楽しんでいただくことで、まちを元気づけていくことができればなと考えております。これからも皆様方の御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

今次、第3回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、人事に関する案件1件、財産の

取得に関する案件1件、契約に関する案件1件、決算に関する案件8件、和解に関する案件1件、新たに生じた土地の確認に関する案件1件、町の区域の変更に関する案件が1件、条例に関する案件が2件、補正予算に関する案件7件の計23件であります。

まず、議案第68号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地域の委員1名が任期途中で退任され、現在、同委員の欠員が生じていることから、西山直毅氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。なお、同氏は、人権問題に強い関心を持ち、また、現在は、針灸施術所を開業し、高齢者をはじめ地域の方々の心身の健康に寄り添う仕事をされています。相手の気持ちをくみ取り、丁寧に対応される姿勢は、周囲からの信頼も厚く、安心して相談できる委員として活躍が期待できることから、当該委員として適任者であると思っているところであります。

何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第71号、令和6年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第75号、令和6年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの5議案につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

なお、決算付属書類をお示ししておりますので、よろしく御審議賜りますようお願ひ申し上げます。

次に、議案第76号、令和6年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分につきましては、令和6年度未処分利益剰余金7,414万4,015円のうち、4,907万382円を資本金へ組み入れ、1,000万円を減債積立金へ、107万3,633円を利益積立金へ、1,400万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第77号、令和6年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市公共下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分につきましては、令和6年度未処分利益剰余金1,464万9,220円のうち、400万円を減債積立金へ、264万9,220円を利益積立金へ、800万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

す。

次に、議案第78号、令和6年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について、あります。

本案は、指宿市温泉供給事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分につきましては、令和6年度未処分利益剰余金906万7,574円のうち、356万7,574円を利益積立金へ、550万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第84号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、から、議案第90号、令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、までの7議案であります。

この7議案は、各会計の歳入歳出予算の総額について、一般会計に2億5,298万7千円を、国民健康保険特別会計に880万円を、後期高齢者医療特別会計に330万円を、介護保険特別会計に2億8,307万6千円を、唐船峡そうめん流し事業特別会計に112万6千円をそれぞれ追加し、あわせて、公営企業会計のうち、水道事業会計において、収益的支出から167万7千円減額し、公共下水道事業会計において、収益的支出を184万2千円増額しようとするものであります。

このほかの議案や詳細な事業内容等につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の2ページを御覧ください。

まず、議案第69号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である指宿市消防団仙田分団消防ポンプ自動車の取得について、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、消防ポンプ自動車1台、取得の方法は、指名競争入札、取得金額は、2,527万8千円、契約の相手方は、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二であります。

入札結果につきましては、参考資料1ページに掲載の入札執行調書のとおりでござります。

次は、提出議案の16ページを御覧ください。

議案第82号、指宿市議会議員及び指宿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、指宿市議会議員及び指宿市長の選挙における選挙運動用ビラ等の作成の公費負担限度額を引き上げたいことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の基準額が、これまで7円73銭であったものを、8円38銭に改正するものであります。

また、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を算出するための基準額が、これまで541円31銭であったものを、586円88銭に改正するものであります。

なお、附則において、施行日は公布の日とし、適用区分を規定しているところであります。

次は、提出議案の26ページを御覧ください。

議案第84号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,298万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を293億454万9千円にしようとするものであります。

第2条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の追加をするものであります。

今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業や令和7年4月1日付け人事異動による予算の整理及び共済費の負担率改定等に伴う増減であります。

なお、各目の人件費につきましては、34ページからの給与費明細書を参照していただきましますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要30ページから32ページに記載しておりますので、併せて御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民福祉部長（富永敏尚） それでは、命によりまして、市民福祉部所管の議案につきまして、追加して、御説明申し上げます。

提出議案の27ページを御覧ください。

議案第85号、令和7年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の41ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ880万円を追加し、歳入

歳出予算の総額を66億983万1千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、50ページを御覧ください。

款1総務費、項2徴稅費、目1賦課徴収費の補正につきましては、令和8年度から新たに創設される子ども・子育て支援金制度の保険料算定に必要となる、基幹系システムの改修委託料を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、49ページを御覧ください。

款8国庫支出金880万円の補正につきましては、説明欄にお示しの補助金でございます。

次は、提出議案の28ページを御覧ください。

議案第86号、令和7年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の53ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億9,217万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、62ページを御覧ください。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費の補正につきましては、令和8年度から新たに創設される子ども・子育て支援金制度の保険料算定に必要となる、基幹系システムの改修委託料を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、61ページを御覧ください。

款6国庫支出金330万円の補正につきましては、説明欄にお示しの補助金であります。

次は、提出議案の29ページを御覧ください。

議案第87号、令和7年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の65ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億8,307万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億8,268万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、74ページを御覧ください。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金及び還付加算金2億1,310万3千円は、令和6年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う、国、県、社会保険診療報酬支払基金への精算返納金が主なものです。

項2繰出金、目1一般会計繰出金6,997万3千円は、令和6年度介護給付費、地域支援事業費、事務費等の確定に伴う、市負担分を一般会計へ精算金として、繰り出すものであります。

次は、歳入について御説明申し上げますので、73ページを御覧ください。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4低所得者保険料軽減繰入金1万8千円は、令和6年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、県及び市的一般会計負担分を繰り入れるものであります。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億5,740万円は、今回の補正の財源として、財政調整基金を取り崩し、繰り入れるものであります。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億2,565万8千円は、令和6年度決算剰余金の約2分の1を繰り越したものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○農水商工観光部長（鴨崎一郎） それでは、命によりまして、農水商工観光部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の18ページを御覧ください。

議案第83号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、体育施設のうち、指定管理施設19施設の使用料を改定しようとするもので、詳細は、議案の概要18ページから29ページにお示しのとおりであります。

なお、附則において、施行日は令和8年4月1日とし、経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の30ページを御覧ください。

議案第88号、令和7年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の77ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ112万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,454万5千円にしようとするものであります。

それでは説明の都合上、歳出の方から主なものを御説明をいたしますので、86ページを御覧ください。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節12委託料の補正につきまして、今年度、1階調理場分電盤及びエレベーター棟トイレが故障し、緊急に修繕が必要となったことから、委託

料から流用し、修繕を行ったところであります。当初計画していた樹木伐採業務委託料に不足が生じたため、補正をするものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、85ページを御覧ください。

款6繰入金、項1基金繰入金、目1唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金112万6千円は、委託料へ充当するために基金から繰り入れるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（窪田幸一郎） それでは、命によりまして、建設部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の14ページを御覧ください。

議案第80号、新たに生じた土地の確認について、であります。

本案は、指宿市が工事を施工した指宿港海岸公有水面埋立（湯の浜地区）が竣工したことから、本市の区域内に新たに生じた土地の確認をするため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

新たに生じた土地について、御説明申し上げますので、参考資料の45ページの埋立竣工区域平面図を併せて御覧ください。

確認いただく土地は、湯の浜二丁目2997番2から2998番12を経て3011番7に至る間の土地に接する護岸の地先公有水面埋立地で、竣工面積は3,040.23m<sup>2</sup>であります。

次は、提出議案の15ページを御覧ください。

議案第81号、町の区域の変更について、であります。

本案は、指宿市が工事を施工した指宿港海岸公有水面埋立（湯の浜地区）が竣工したことから、前議案第80号の確認により、新たに生じた土地を湯の浜二丁目に包括し、本市の町の区域を変更しようとすることから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容について、御説明申し上げますので、参考資料の45ページを御覧ください。

新たに生じた土地は、湯の浜二丁目の地先に位置することから、今回この区域を湯の浜二丁目に包括変更しようとするものです。湯の浜二丁目に包括される区域は、湯の浜二丁目2997番2から2998番12を経て3011番7に至る間の土地に接する護岸の地先公有水面埋立地であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（湯ノ口繁生） それでは、命によりまして、教育部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の3ページを御覧ください。

議案第70号、北指宿中学校校舎長寿命化改良等工事（建築）請負契約の締結について、であります。

当該請負契約につきましては、令和7年8月5日に3者による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、北指宿中学校校舎長寿命化改良等工事のうち建築工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は、8億7千450万円であります。

契約の相手方は、指宿市大牟礼一丁目24番23号、興南・川路・幸福特定建設工事共同企業体で、代表者は、興南建設株式会社代表取締役濱田信行であります。

入札結果につきましては、参考資料5ページに掲載の入札執行調書のとおりであります。

工事の概要につきましては、北指宿中学校校舎は、建築後35年以上が経過し老朽化が進んでいることから、指宿市学校施設長寿命化計画の学校施設整備の基本方針に基づき、長寿命化改良等工事を実施しようとするものです。

なお、工期につきましては、令和8年11月16日の完成を予定しているところであります。

次は、提出議案の12ページを御覧ください。

議案第79号、訴訟上の和解について、であります。

本案は、指宿市を被告として係争中の国家賠償請求事件について、鹿児島地方裁判所の和解勧告により和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事件の概要について、御説明申し上げます。

この事件の原告は、平成30年当時、市立学校に在籍していた元生徒であります。平成30年4月、部活動中に原告が負傷した学校事故に関し、被告の義務違反行為により受けた損害額2,394万1,560円を支払うよう求める訴えが令和5年11月に提起されましたが、この度、鹿児島地方裁判所から和解勧告がなされたところであります。

和解の内容につきましては、議案にお示しのとおりでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道課長（安留和信） それでは、命によりまして、水道課所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の31ページを御覧ください。

議案第89号、令和7年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和7年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用を167万7千円減額し、水道事業費用を6億4,207万3千円にしようと

するものであります。

内訳につきましては、令和7年4月1日に行われました定期人事異動等に伴う人件費の減額であります。

第3条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を167万7千円減額し、9,493万1千円にしようとするものであります。

なお、7ページ以降に実施計画及び給与費明細書等の説明書を添付しておりますので、参考していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、提出議案の32ページを御覧ください。

議案第90号、令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和7年度指宿市公営企業会計補正予算書の21ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款公共下水道事業費用を184万2千円増額し、公共下水道事業費用を7億6,645万円にしようとするものであります。

内訳につきましては、令和7年4月1日に行われました定期人事異動等に伴う人件費の増額であります。

第3条におきまして、指宿市浄水苑及び湯山汚水中継ポンプ場等維持管理業務委託（包括的民間委託）が令和8年度から令和12年度までの5か年にわたることから、予算第5条で定めた債務負担行為に追加するものであります。

第4条におきまして、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を184万2千円増額し、3,405万1千円にしようとするものであります。

なお、25ページ以降に実施計画及び給与費明細書等の説明書を添付しておりますので、参考していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

|    |          |
|----|----------|
| 休憩 | 午前10時38分 |
| 再開 | 午前10時38分 |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### △ 議案第68号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

まず、議案68号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第69号及び議案第70号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） 次に、議案第69号及び議案第70号の2議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号及び議案第70号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号及び議案第70号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第69号及び議案第70号の2議案を、一括して採決いたします。

2議案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号及び議案第70号の2議案は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第71号～議案第78号（質疑、決算特別委員会付託）

○議長（西森三義） 次に、議案第71号から議案第78号までの8議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お詫びいたします。

ただいま議題となっております、議案第71号から議案第78号までの8議案については、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号から議案第78号までの8議案は、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、山本敏勝議員、前原五男議員、恒吉太吾議員、田中健一議員、吉村重則議員、福永徳郎議員、高田チヨ子議員、前之園正和議員、以上8人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時06分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に恒吉太吾議員、副委員長に吉村重則議員がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

△ 議案第79号～議案第90号（質疑、委員会付託）

○議長（西森三義） 次に、議案第79号から議案第90号までの12議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第84号を除く11議案については、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第84号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願ひいたします。

#### △ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（西森三義） 次は、日程第26、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情2件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願ひいたします。

#### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（西森三義） 次は、日程第27、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市をはじめ、県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6人を選出することとなっておりますが、現在、1人の欠員が生じております。令和7年7月10日に告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、候補者の届出数が選出すべき議員の1人を超えたことから、同規約第8条第2項及び第9条第3項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（西森三義） ただいまの出席議員は、17人であります。

候補者名簿を配布いたします。

[候補者名簿配布]

○議長（西森三義） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

○議長（西森三義） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（西森三義） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行いますが、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

なお、白票は無効票として取り扱います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に記載の上、順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長（西森三義） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開場]

○議長（西森三義） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に新宮領實議員、恒吉太吾議員、田中健一議員を指名いたします。

開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（西森三義） 選挙結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票17票、無効投票0票であります。

有効投票中、山田義盛議員15票、井上勝博議員2票。

以上のとおりであります。

### △ 散 会

○議長（西森三義） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 東 勝 義

議 員 西 田 義 哲

## 第 3 回 定 例 会

令和 7 年 9 月 17 日

(第 2 日)

## 第3回指宿市議会定例会会議録

令和7年9月17日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

2番議員	松下知恵	3番議員	山本敏勝
4番議員	前原五男	5番議員	東勝義
6番議員	西田義哲	7番議員	新宮領實
8番議員	恒吉太吾	9番議員	田中健一
10番議員	吉村重則	11番議員	東伸行
12番議員	井元伸明	13番議員	新川床金春
14番議員	福永徳郎	15番議員	高田チヨ子
16番議員	前之園正和	17番議員	下川床泉
18番議員	西森三義		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	打越明司	副市長	黒永英樹
教育長	田之上典昭	総務部長	渡部徹也
市民福祉部長	富永敏尚	農水商工観光部長	鴨崎一郎
建設部長	窪田幸一郎	教育部長	湯ノ口繁生
総務課長	濱上和也	企画政策課長	東忠孝
健幸・協働のまちづくり課長	嶺元和仁	危機管理課長	打越貴人

環境政策課長	大牟禮 伸 英	長寿支援課長	上川床 聰
商工水産課長	宮 地 主 稅	観光施設管理課長	園 田 浩一郎
農 政 課 長	前 蘭 洋 一	耕知林務課長	村 元 重 夫
建設監理課長	大岩本 幸 司	土 木 課 長	東 恵 一
農業委員会事務局長	小 吉 建 治	水 道 課 長	安 留 和 信
都市・海岸整備課主幹	東 宏 行		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	下 川 裕 一
主幹兼議事係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	徳 留 洋 美

△ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、吉村重則議員及び東伸行議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、東勝義議員。

○5番議員（東勝義） おはようございます。5番、東勝義です。

議員になって20数回一般質問をさせていただきましたが、初めてトップバッターだと思いりますので、ちょっと緊張しておりますし、また、本日は、山川地区の区長さん方が、傍聴席にお見えになっておりますので、拍車が掛かっております。緊張しますが、よろしくお願ひいたします。

早速ですが、通告に従い質問させていただきます。

まず、宿泊税導入についてお願いします。指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会が、令和6年7月8日から令和7年3月21日までに6回開催されているようで、これまで開催された委員会の資料を熟読させていただきましたが、今一度、この宿泊税に関して、どのような経緯から議論が始まり、どのような検討がなされてきたのか、詳しくお答えください。

次に、開聞岳についてであります。最近、開聞岳山岳救助事案が頻繁に発生しているようで、我々も受信できる南薩3市消防メールサービスで報告されております。そこで、過去5年間の入山者数の推移と山岳救助事案の発生件数についてお答えください。

最後に、知林ヶ島についてであります。私もこれまで2回ぐらい陸上競技を指導している子供たちと砂州を渡り、島内を散策したことがあります、木々に囲まれており海が見えるポイントがなく、平坦な山林を散策しているようで、島に上陸した感覚がなかった思いがありました。現在の島の状況についてお伺いいたします。過去5年間の渡島者数の推移と知林ヶ島の整備や管理事業費についてお答えください。

以上で、1回目の質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○市長（打越明司） おはようございます。今日もよろしくお願ひいたします。

まず、東勝義議員から3つの御質問をいただきました。そのうち宿泊税の導入についてお

答えしたいと思います。新型コロナウイルスがまん延していた令和2年、3年というのは、全ての産業に大きな影響が及びました。とりわけ、宿泊事業者の皆様方には、大変御苦労された期間であったと認識しております。令和4年に入り、新型コロナウイルスも収束し始め、徐々に経済も動き始めました。そのような中で、地域が一丸となって大きな共通の目標に向かって観光振興を図り、地域経済の好循環を生み出していくために、市では、観光業はもちろん、農業や水産業、商工業に直接携わっている多くの方々に御参画をいただいて、令和5年3月に指宿市観光ビジョンを策定したところあります。ビジョンの目標というのは、令和9年度に市全体の観光消費額を令和元年と比較をして2割アップするという目標を掲げているところです。この目標を達成するために、経済・観光関連の団体の代表の方々による観光・経済戦略会議という組織を立ち上げ、現在、地域全体として稼げるまち、特に観光で稼げるような魅力的なまちをつくっていくための施策を検討しているところであります。この戦略会議には、専門部会を設置して、飲食店経営者や一次産業に従事されている方々など、今現在、地域で活躍されている多種多様な業種の方々にも参加をしていただいております。しかしながら、限られた市の財源の中でそれらを全て実行していくためには、相当な時間と多額の資金が必要となってまいります。そうした中、令和5年12月には、指宿市観光事業推進協議会において民間の委員の方々からも導入を望む声があったところであります。そこで市としては、それらの提案を少しでも多く、少しでも早く実現できるような工夫、投資ができるような環境をつくっていくために、令和5年度に宿泊税を含む様々な観光財源についての検討をしてまいりました。そして、令和6年度には、魅力ある観光地づくりの財源検討委員会を設置をし、本市の観光振興における財源の必要性や手法、それらの課題について諮問をしたところであります。令和7年3月21日に同委員会から本市における宿泊税導入の必要性について答申をいただいたところであります。これを受けまして現在、市としては、宿泊税の導入に向けて慎重に検討を続けているところであります。

残余の質問については、担当課長から答弁させます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 私の方からは、開聞岳、そして、知林ヶ島について過去5年間の推移を説明させていただきます。まず、開聞岳についてでございます。令和3年度から令和7年度8月末までの登山者数の推移ですが、令和3年度が1万9,960人、令和4年度が2万4,544人、令和5年度が2万2,827人、令和6年度が2万5,100人、令和7年度は、8月末時点で1万5,873人です。

次に、知林ヶ島になります。知林ヶ島の渡島者数は、令和3年度は2万2,998人、令和4年度は2万6,788人、令和5年度は2万4,178人、令和6年度は1万8,204人、令和7年度は8月末時点で1万3,638人です。また、知林ヶ島の主な管理業務についてでございますが、知林ヶ島ガイド業務委託や知林ヶ島草刈り等業務委託になります。知林ヶ島ガイド業務委託料は、令和3年

度が208万5,888円、令和4年度が229万780円、令和5年度が217万1,448円、令和6年度が232万7,130円です。

知林ヶ島草刈り等業務委託料は、令和3年度が213万5,100円、令和4度が281万6千円、令和5年度が203万5千円、令和6年度が244万2千円となっております。

○危機管理課長（打越貴人） 開聞岳における過去5年間の山岳救助発生件数につきましては、年度別で申し上げますと、令和3度は6件、令和4度は6件、令和5年度が10件、令和6度が12件。令和7年度は、8月末現在で8件となっております。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。まず、宿泊税等についてからお伺いいたします。どのような経緯から検討を始めたかということは十分分かりましたが、指宿市の歳入状況について、令和4年度数値から自主財源率が32.46%で、全国792市中651位、また、1人当たりの地方税収入が、10万6,455円ということで、県内19市中13位、19市平均が11万6,899円という報告が検討委員会でなされておりますが、この自主財源の確保について、宿泊税以外に検討された内容があればお答えください。よろしくお願ひします。

○企画政策課長（東忠孝） 今回の宿泊税の議論をするにあたりましては、宿泊税だけではなくて、様々な財源について検討をしております。その中で他市の事例で言いますと、宮島の訪問税、そういったものもありますし、あとは、入湯税の部分について、検討委員会の皆様からは、もっと検討してはどうかというようなこともありますね、釧路市の阿寒湖、熱海市の入湯税、そういったところを例に出されて検討委員会の中では議論がされたところでございます。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。検討委員会の財源の報告書にもありますとおり、一応いろいろ読ませていただきましたが、公共施設の老朽化に係る更新コストの増加に伴って本市では、今からいろんな施設が増改築されると思いますが、この法定外目的税として唐船峡の環境協力税とか、開聞岳の環境保全税というのが、ほかのところでもあると思いますが、そういうことに関して検討したことはないでしょうか。

○企画政策課長（東忠孝） 今回の宿泊税に限って、魅力ある観光地づくりとしての財源についてのお答えになりますけれども、やはりその今議員が、おっしゃられた開聞岳の登山の税、そういったところに関しては、やはり対象者が限られるというのもあります、税収の確保の部分について課題があるというようなこともあります、検討委員会の中では、幅広にある程度の税収が見込める宿泊税にということで、提言がなされたところでございます。

○5番議員（東勝義） もし宿泊税を導入した場合、現在の宿泊者数で言いますと、どれくらいの增收が見込まれるか。検討委員会の報告書で見てますが、幾らくらいお答えください。

○企画政策課長（東忠孝） 宿泊税に関しては、定額と定率というところがありまして、その中で2%で定率をした際には、1.3億円の税収があったというふうに認識しております。

○5番議員（東勝義） 定額で1億円程度、定率でも1億程度が見込まれるということでした。私も、宿泊税について各宿泊者の方々から電話があつたりとかしまして、やっぱりこの宿泊税の導入について、反応が悪いような気がします。確かに平成30年度と令和4年度を比較すると、宿泊者の減少率が非常に高いということで宿泊業者の方々からも評判が悪いような気がしますが、2番に移りますけど、宿泊業者はどんな反応をしているか、詳しくお答え願えますでしょうか。

○企画政策課長（東忠孝） 宿泊事業者は、どのような反応をしているかということにつきましてですが、市内の宿泊事業者を対象に、令和6年9月20日に宿泊税導入にかかる意見交換会を、また、令和7年4月25日には、指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会からいただいた答申内容等について、説明会を開催いたしました。また、現在も個別に面会の機会も設けながら宿泊事業者の皆様の御意見等を集約させていただいているところであります。その中では、魅力向上の財源にしてほしい、地元住民にもプラスに働くことが想定されるので前向きに検討してほしいといった肯定的な意見がある一方、宿泊需要がコロナ禍前の水準に回復しておらず、宿泊事業者は、依然として厳しい経営環境にあり、宿泊者、宿泊事業者の更なる負担になる、宿泊税の使途が明確に示されていない、宿泊税の使途を顧客に説明するのが難しく負担である、宿泊税の徴収、精算業務は複雑で、追加の人工費やシステム導入が必要になる、定率の導入は厳しいといったマイナスの影響を心配されている御意見も頂いております。市としましては、宿泊事業者の御意見を賜り、引き続き宿泊税の制度設計を検討してまいりたいと考えております。

○5番議員（東勝義） この宿泊税について、宿泊事業者の方々から聞いた話では、やっぱり入湯税の評判が非常に悪い。入湯税みたいになるんじゃないかなという話がありますが、この宿泊税については、特別徴収義務者への徴収交付金があるわけです。何%か説明をもらえば助かりますが、入湯税については、この徴収交付金というのがありましたかね。それについて、ちょっと関連質問です。

○企画政策課長（東忠孝） 入湯税の特別徴収交付金制度については、制度を設けておりません。宿泊税の特別徴収交付金につきましては、制度設計の中では3.5%，導入から5年間は、特例としてプラス0.5%となっておりますので、導入から5年間は4%というふうになっております。宿泊税を納めていただいた額の4%が、宿泊事業者の方に交付金として支払われることになります。

○5番議員（東勝義） この宿泊税を導入するに当たり、やはりこの入湯税についても考える必要があるんじゃないかなと私は思っております。なぜかと言うと、集める方が集めて、手間だけがかかっているということで非常に評判が悪いようですので、これも導入するに当たり、同時に考えていく必要があるんじゃないかなと思っております。次にいきますが、導入に向けた制度設計や導入時期など、どこまで進んでいるか、お答え願えますでしょうか。

○企画政策課長（東忠孝） 財源検討委員会から、答申とともに宿泊税導入に当たっての制度設計も頂いております。制度設計では、令和8年10月に宿泊税の徴収開始が示されており、令和7年6月にパブリック・コメント、令和7年9月に条例制定のスケジュール案となっておりましたが、現在のところ、パブリック・コメントは、実施していないところです。なお、答申では、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者の理解を得ることが重要であり、宿泊税導入の目的、使途及び制度の丁寧な説明について真摯に取り組むよう提言がなされています。現在、市では、頂いた答申及び制度設計を尊重しつつ、宿泊事業者の皆様の御意見を伺いながら慎重に検討をしているところです。

○5番議員（東勝義） 検討委員会では、導入時期については、はつきり示されていましたが、それが遅れているという認識でよろしいんでしょうか。

○企画政策課長（東忠孝） そのとおりでございます。

○5番議員（東勝義） 分かりました。できるだけ早く皆様方の、と言っても宿泊業者全員のOKというのは、たぶん貰えないだろうと思いますが、やはり市の財源を考えると、導入することになるのではないか、私は、そのように考えております。また、この徴収した宿泊税は、どのように活用するおつもりなのか、お願ひします。

○企画政策課長（東忠孝） 令和5年3月に策定した観光ビジョンを推進していくため、経済・観光関係団体の代表者等で組織する観光・経済戦略会議を設置しております。会議には、それら団体の事務局長級で組織する幹事会があり、さらに飲食店経営者や一次産業に従事される方など、現に地域で活躍されている多種多様な業種の方々にも専門部会に御参画いただき、現在、その専門部会の中で具体的な事業のアイディア出しをしていただいております。また、市では、令和6年7月から8月にかけて宿泊税の使途について宿泊事業者向けにアンケート調査を実施しております。その中では、二次交通の整備、指宿港海岸や商店街の整備、観光拠点整備を望む声が多く上げられておりました。これらを踏まえて、財源検討委員会による制度設計の中では、交通アクセス改善や海岸整備の観光資源化、魅力ある商店街整備、観光拠点整備、砂むし温泉等の魅力向上、観光客誘致など、観光ビジョンの目的達成に資する事業で観光・経済戦略会議で決定され、且つ予算化された事業に充当することとされており、市としましても具体的な事業内容等を含めて検討しているところでございます。

○5番議員（東勝義） この宿泊税について、私もいろんなところの例を見させていただきましたが、観光施設のトイレの改修などとか、草刈りとか、そういうのに充てられるということで皆さん使っているようですが、この宿泊税は、一般会計に入るんでしょうか。それとも宿泊税として別会計になるんでしょうか。

○企画政策課長（東忠孝） 宿泊税につきましては、市の中の税収として、歳入として入れることから、一般会計の中で市の税収として組み入れることになります。ただ、他自治体におきましては、それらを他団体に負担金として支出して、その宿泊税の使途として使われている

という事例もあるようでございます。

○5番議員（東勝義） この宿泊税について、やはり一般会計に入れてしまうと、使途が不明確になってしまうような気がしますが、入湯税もそうなんですが、この入湯税について一般会計に入れてありますが、これを宿泊税ですから宿泊する方々が、魅力ある指宿市をつくるための税収として使ってほしいという考えがあると思いますが、それについて詳しくどういうものに使うっていうものを決定しないと徴収する業者も納得しないんじゃないかなと思いますが、その決定はいつ頃になるのか。それと、どういうものに使うかというのを細分的に分かっているのかをお聞かせください。

○企画政策課長（東忠孝） 宿泊事業者の方々のですね、御理解をいただくためにも、その使途の部分につきましてはですね、その実績等について議論すると言いますか、報告するという場もですね、必要かと思っております。具体的な使途につきましてはですね、今、アンケート、頂いた提言、答申の制度設計に沿った形を尊重しつつ、具体的な事業につきましてはですね、今後それらも踏まえて検討しているところでございます。

○5番議員（東勝義） 是非、検討して本当に宿泊の方々に対する税ですので、ちゃんとした使い道をしてもらえれば助かります。

私が最近ＪＲのたまで箱に乗ったんですが、非常にお客様が少なくて、いつかＪＲが、このたまで箱を引き上げるのではないかなどという心配しておりますが、このＪＲのたまで箱を使って観光地指宿温泉巡りとか、そうめん流しの旅とか、開聞岳登山とか、ヘルシーランド湯けむりツアーとかいう、そういう交通のイベントみたいなのをつくれば、また違ってくるんじゃないかなと思いますが、たまで箱に合わせて、この交通の便を利用するっていうような案がないでしょうか、あるんでしょうか、お答えください。

○企画政策課長（東忠孝） 今、議員がおっしゃったような具体的な案、事業というのではなくところでございますけれども、先ほども申し上げましたアンケートの中ではですね、二次交通の充実というところもございますので、まずは、そういった二次交通の充実を踏まえた中でですね、その先の事業展開というのも考えていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○5番議員（東勝義） よろしくお願いします。市長にお伺いします。ちょっと関連質問として、今、宿泊税を導入する前にですね、私は、今、指宿いわさきホテルが休館して宿泊室の絶対数が足りない状況ではないかと思っておりますが、市長、観光客のためにもですが、サッカー、陸上の合宿のためにもビジネスホテルの誘致を推進するべきではないかと思いますが、市長は、どのようにお考えでしょうか。

○市長（打越明司） 今の議員のお尋ねは、その指宿市に訪ねてきた方々には、様々なお客様がいて、リゾートで来られる方もいれば、お話しに出たようなスポーツの大会に参加をしたり、合宿をしたりするために来られる方もいる。あるいは、ビジネスで短期滞在をされる

方々もいる。いろんな方々に向けた様々な形の宿泊施設が充実していくことが大切ではないかと、そのようなお尋ねだというふうに私は受け止めて、そのことについては、私も大賛成です。街に来られる方々と機会がある度にいろんなお話をしますけれども、そのような具体的なお話しではないにしても、例えば価格帯であったり、例えば素泊まりであったり、いろんな形で、指宿を訪ねて来る方々が、指宿に泊まりやすいような環境をもっともっと整えてほしいというお話は、大変よく耳にさせてもらっているところです。そういう中で、今、市のほうが、どこかを誘致したりとか、具体的に正式にそういうお願ひをしたということではありませんけれども、そのようなことを願わくば地元の民間の方々がですね、頑張ってそういうものに挑戦していくというのが、私は、一番望ましいなと思いますが、しかしやはり、プロには、プロの道がありますから、そういう方々も含めて、指宿市の可能性、指宿市のポテンシャルについてですね、高く評価をしている方々に指宿を新たなビジネスの場所として選んでいただけるということは、非常に期待をしたいなというふうに思っております。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。指宿市は、言うまでもなく交通の便が悪く、新たな観光イベントや観光客の興味を引くような施策がないと、これ以上、観光客の減少に歯止めが掛からないのではないのかなと思っております。しかし一方では、自主財源の確保が絶対的に必要であることから、年間約1億円程度の增收が見込まれる宿泊税を導入するのであればですね、入湯税の徴収制度改善の条例改正やビジネスホテルなどを誘致する政策を推進することも必要だと思っておりますので、早急にパブリック・コメントなどを実施し、早期の導入をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次にいきます。開聞岳についてであります。過去5年間の登山者数の推移と山岳救助事案を報告いただきましたが、これに関して、令和3年が年間1万9,960名、去年が2万5,100人と2万人以上の方々が訪れているようですが、山岳救助事案について、どのような内容の事案なのか、どのような怪我なのかとか、何合目辺りの怪我が多いのか、ちょっと詳しく説明できれば、よろしくお願ひします。

○危機管理課長（打越貴人） 山岳救助の内容につきましては、令和3年度は、下山中に足を滑らせて負傷するなどの怪我が3件、熱中症や脱水症などの急病が3件、令和4年度は怪我が4件、急病が2件、令和5年度は怪我が4件、急病が5件、その他が1件、令和6年度は怪我が6件、急病が5件、その他が1件、令和7年度は8月末現在で怪我が3件、急病が5件となっております。なお、令和5年度及び6年度のその他の各1件につきましては、日没のために下山ができなかった案件となっております。あと、事故があった場所なんですが、7合目、8合目での怪我が多くなっているようです。

○5番議員（東勝義） こんな急病もですが、怪我について、やっぱりこの原因として、登山道の整備か登る方々の服装に問題があると思いますが、危機管理課としては、どういう原因が考えられるでしょうか。よろしくお願ひします。

○危機管理課長（打越貴人）　登山者の事故の原因なんですが、やはり開聞岳は、900mと数字で見れば、そんなに高い山ではないんですが、開聞岳はですね、決して楽な山ではないと私どもは思っております。その中で、やはり登山靴でなかつたり、スリッパでの登山、軽装、夜間になるにも関わらず照明灯を持たずに登っていくというようなことが多々あると感じております。

○5番議員（東勝義）　これについて、山に登る方々の服装並びに時間帶著ていうのを全く管理していないからだと思うんですが、その管理体制、今、ふれあい公園の方で入山者の方のチェックをするようになっているかもしれません、全く違う場所から登って、簡単に登って怪我をされて救助事案が出ていると思うんですが、これをチェックする方法っていうのは、登る方の時間、それから服装をチェックするやり方って現在行っていないんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎）　現在、登山者の方々を管理する体制というのは、特段なく、管理棟で登山届を出したら、そのまま登山をされるという形態が一般的かと思っております。

○5番議員（東勝義）　今、過去5年間の登山者数を報告いただいたんですが、このふれあい公園で今から登山をしますというチェックを受ける方は、このうち何%ぐらいか分かりますでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎）　令和6年度で申し上げますと、登山者数は2万5,100人でございます。その中で登山届出を出している件数が3,927件、登山届は複数名記載ができますので、その届出数の中に登山者数は7,342人でございますので、登山者における登山届の提出率は、おおよそ29.3%となっております。

○5番議員（東勝義）　それでは、この登山者数は、どういう数字か、お答えください。2万5,100人と7,342人ということですが、全然違いますが、これは、どういう数字で上がってきた数字か、お答えください。

○観光施設管理課長（園田浩一郎）　登山者数のカウントにつきましては、登山道の2合目にセンサーが付いておりますので、登山者が、そのセンサーがある場所を通って下山をすること、計2回カウントされますので、そのカウンター数の2分の1が、登山者数というような割り出し方をしているところでございます。

○5番議員（東勝義）　それでは、この29%の方々については、受付をするわけですが、そのときに時間、それから服装の点検というか、そういうのを見て、軽装だったら、ちょっと軽装ですよってことを言うのか。それとも、そういう受付をされる方は、軽装じゃないかもしれませんけれど、こういう服では、ちょっと無理ですよってことを言ったことがあるのか、ないのか、分かりますでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎）　現在の取扱いといたしましては、登山届は、管理棟の外にございまして、大体、登山者の方々が、7時から10時の間に登山をしている傾向がござ

ざいますので、管理棟に職員がいない時間帯もございますので、一人ひとりチェックをするという体制は、現在のところは、ないところでございます。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。やはりチェックが必要じやないかなと、開聞岳、私も小学校の頃も登りましたし、また、私、市内の中学校、高校を出たもんですから、市内の方々が一緒に登ろうよと言って、私、10何回登った経験があり、途中、本当、岩が滑って危険なところがあったりとか、今、頂上においては、ロープを引っ張って登るようになって、小学校の頃は、なかつたんですけど、そういう整備について、ちゃんとした整備をしないとこの事案が減らないんじやないか。また、山岳救助隊の方々が、非常に大変じやないかなと思っておりますので、そういうことをやっぱり考えていかなければならぬと思っておりますが、また次の質問にします。

登山協力金が、今、徴収されているということですが、いつから徴収されるようになつて、これまで数年間幾らの入金があり、どのように使われてきたか、よろしくお願ひします。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 登山協力金についてでございます。平成24年9月から登山者の利便性向上に資するために、登山者に任意の額で募金としてお願ひをしておりました。令和6年度からは、山岳救助事案が増加している状況に鑑み、山岳救助隊の活動支援や登山道の軽微な修繕等、登山者の利便性向上のための費用に充てることを目的に、開聞岳登山協力金として名を改め、任意で1人当たり200円を目安に登山者へ呼び掛けております。年度別の協力金額の推移ですが、令和3年度が7万5,452円、令和4年度が7万5,589円、令和5年度が6万1,381円、令和6年度が20万9,298円、令和7年度は8月末時点での10万8,954円です。協力金は、令和6年度までは全額を登山道の管理などに活用しておりましたが、令和7年度からは山岳救助事案が発生し山岳救助隊が出動した場合には、山岳救助に必要な経費に活用する予定としているところでございます。

○5番議員（東勝義） 任意ということで、今のところ20万というのが最高なんですが、この20万ということで、登山道の軽微な改修というのは、どこまでが軽微なのか。開聞岳って國のものなんでしょうけど、環境省が言う軽微な改修っていうのは、どこまでが軽微なのか。金額的に分かっているんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 軽微な補修についての金額っていうのは、具体的なものは把握はしておりませんが、例えば登山道に木が倒れていたとか、そういったときに、ふれあい公園の作業員であったりとかが、登山をして取り除くとか、あと6月でいけば大雨により登山道の2合目辺りで砂利等がだいぶ流されていましたこともございました。そういうものをふれあい公園の作業員が、重機を使って取り除いたと、そういうことなどの対応をしているところでございます。

○5番議員（東勝義） 私が小学校の頃登ったときに、5合目、それから8合目辺りで東シナ海が

すごく見えるいい景色のところがありました。今は、雑木が生い茂って全く見えない状況で風も入ってこない状況。夏、登るときに全く風が入ってこなくて暑いという思いがありますが、この木なんかをきれいに切って見晴らしのいいっていうのもやっぱり軽微な改修ではないかと思いますが、そういうのを考えたことはありませんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎）　景観を妨げているということも承知をしておりますので、そこにつきましては、また、環境省とも相談をしながら、どのぐらいまでの除去ができるのかどうかというところを含めてまた相談してまいりたいと思っております。

○5番議員（東勝義）　分かりました。ありがとうございます。次にいきます。

今、登山道の整備や補修など、今どのくらいの費用が年間掛かっているのか、試算しているんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎）　現在は、かいもん山麓ふれあい公園の予算の中で対応しておりますので、令和6年度で申し上げますと、6,337万円が人件費だったり、報償費、需要費、委託料そといったものに支出をしておりますので、そいった費用の中で対応をしているところでございます。

○5番議員（東勝義）　今、かいもん山麓ふれあい公園の話が出ましたが、費用が6,330万くらい掛かっているということで、このかいもん山麓ふれあい公園は、今、使われているお金が6,300万円、人件費も含めてでしょうけど、これに関連して、収入っていうのは幾らくらいなんでしょうか。令和6年度だけでもよろしいです。

○観光施設管理課長（園田浩一郎）　令和6年度で申し上げますと、収入が2,230万円。そして、支出が6,337万円となっております。

○5番議員（東勝義）　4,000万円くらいの費用が掛かっていると思いますが、このやっぱりかいもん山麓ふれあい公園の増収に向けた新たな考え方というのが、今、話し合っているのがあるなんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎）　現在は、登山協力金として登山者の方々に任意でお願いをしているところではございますが、今後は、登山者の多くは、スマートフォンは携帯をしていても財布などは持っていないという方も多いですので、今後より多くの登山者から協力金を頂けるようにキャッシュレスで協力金を頂けないか、現在、検討を進めているところでございます。

○5番議員（東勝義）　ありがとうございます。4番になりますけど、一応日本のシンボルである富士山では、入山口が2つあり、入山料として4千円徴収されているそうですが、目的税として登山道の整備、山小屋や宿泊施設の改修、トイレの完備、登山客の安全の確保など様々な内容に使われているそうですが、富士山が、3,776mで4千円の入山料ならば、薩摩富士と言われる開聞岳は、924mで入山料又は登山料として千円徴収した場合ですね、これまでの過去の入山者数から推定すると約2,500万円の収入になると思います。また、開聞岳登山者

の安全を確保するために登山道の整備、更にはサービス向上のため登山者の駐車場整備や休憩施設を充実させることができると思いますが、登山者全員から入山料を徴収する考えは検討できないか、お答えください。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 入山料として強制的に徴収することにつきましては、利害関係者の合意形成と、クリアしないといけない課題も多いことから、現在のところは、入山料については、まだ検討はしていないところでございます。

○5番議員（東勝義） 日本には、たくさんの山があり入山料を徴収したいけど登山道が数種類あり徴収できない状況で困っているという、有名な山脈を持っている自治体の報告がありましたが、開聞岳は登山道が限られており、徴収できる環境にあると思います。最初は、現在の登山口にプレハブでも建てて対応し、登山客の安全安心のために季節や時期、初日の出などを考慮した入山時間を設定すること。また、登山客の服装点検や登山靴などの貸出し、山頂での寒さ対策の伝授、救助を要請したいときの連絡先など、最低限登山に必要な情報を提供することで山岳救助事案の抑制につながる。また、安全に登れる開聞岳ということにつながるのではないかと。今、自由に登って自由に下りてくると、誰が登ったのか分からない。帰ってこないということも分からぬということは、非常に不安であります。また、私も初日の出、2回ぐらい夜中に登ったことがあります、やっぱり懐中電灯を持って行きます。今、皆さん方が知らないでしょうけど、登るときに、たかが924mと言っても2時間くらい掛かります。私が、最近登ったときに2時間半掛かりました。やっぱり歳なんだなあと思いますが、小学校の頃は、1時間半で登ったような気がしますが、それに時間が全く分からず、今言われたような事案が発生したとおり暗くなつて登山道が分からなくなるという、やっぱりそれも入山時間を設定しないからだと思います。それも今、便利なSNSがありますが、やっぱりこの入山時間のチェックが必要じゃないかと思います。また、日本で2番目に入山料を徴収した場合、報道されれば、これまで何の興味もなかった登山家たちが、どんな山なのかということで登山家の増加につながると思われます。入山料を徴収する代わりにレジャーセンターかいもんやヘルシーランド、砂湯里、砂楽、唐船峡そうめん流しなど割引券を付けるというのもまたあるんじゃないかなと、その增收にもつながるのではないかなと思っております。また、先ほど述べたようにJRとのコラボでたまで箱で行く開聞岳登山の旅というのをして、バスで送り迎えするというようなことも考えられないでしょうか。また、オールドカーフェスタとコラボさせることは考えられませんでしょうか。早急な検討が必要であり、自主財源の確保に役立つこと間違いないなしだと思いますが、これまでの登山客から計算することで登山客をターゲットにしたかいもん山麓ふれあい公園の再興にも役立つのではないかと思っております。様々な考えがあると思いますが、入山料の検討は、早急にすべきであると思いますが、再度、市長、入山料の徴収について、市長は、どういう考え方か、ちょっとお聞かせください。私としては、やはり時間設定をすることで入山者の方々の安

全安心のためにも必要じゃないかと思っておりますが、どうでしょうか、お聞かせください。

○市長（打越明司） これまでの取組で、任意であつたいわゆる募金と呼ばれるものを登山の協力金に代えて、しっかり強制ではないけれども勧奨しなさいと、声掛けをして是非1人200円ずつ協力をしてくださいということで具体的なお願いを始めたのが、先ほどの報告で言えば令和6年度からということで、それ以前は、言ってみれば、任意あるいは善意のみに頼っていたというような状況がありました。ただ、これ検討するに当たって一番念頭にあったのは、最初お話があったとおり、救助事案がどんどんやっぱり増えてきていると、やっぱり924mという高さをですね、ほかの日本の百名山の中にうたわれるような山々は、やはり1,000m級、2,000m級というのが多いですから、非常に低くて登りやすい山だなというふうに多くの人が理解をして、その日のうちに登りたくなって登るというような方々もいてですね、大半は、登るのは簡単だけれども下りるときに怪我をする。あるいは気分が悪くなるというケースが多いようありますので、そういう救助事案に対して山岳救助隊が常に出動しているという状況もありました。私としては、この少なくとも山岳救助隊の皆さんのがやっぱり応援がしたいなということで、その方々の出動手当をしっかりと確保するということで、このことを設けさせてもらったところであります。ただ、これを入れるに当たっていろんな議論をしたんですが、やっぱり例えば、入口にプレハブを作つて、迷れられないような形で2万5,000人に協力をいただくということになれば、200円であったとしても約500万円、仮にそれを少し設定を考え直せば、もっと多くの収入が得られることになりますが、そうなりますと、逆に言うと、こちら側もそのための場所、施設、あるいは人間を置くということになります。ですから、人間を掛けいろいろやった結果、収入は増えたけれども出していく費用もやっぱり多かったということで、結果的には、今までただだったのに、あそこは、お金を取り始めたねというふうに、例えばそういう評判の中で、指宿市としてもあまり多くの歳入増につながらなかったということでは、元も子もないわけですから、今の形の中で、できる限り歳入を増やしていくような手立てをやっぱり考えなくてはならないなというふうに私も思っております。願わくば、あの地域にふれあい公園という市が現在直営をしている施設が、今、議論があったように年間おおむね4,000万円平均の歳出増という状態になっておりますので、こういったものを含めれば全体として開聞岳の経営、所有しているのは、おおよそ国有地でありますけれども、これをどのように指宿市として生かしていくのかということについては、今、議員が、幾つもの提案を挙げていただきましたけれども、ここは本当に知恵を絞っていく分野ではないかなというふうに考えます。

○5番議員（東勝義） 私もいろいろ考えたんです。やはりね、今、ワンコインって言って、今、ワンコインが500円になったみたいな感じで言われます。ただ、この前もでしたが、豊洲で6千円の海鮮丼があると。6千円出して海鮮丼を食うバカがいるかと思ったんですが、観

光客相手に6千円を出して、観光客は、おいしい、安いって食うと。日本人も6千円ってどんな海鮮丼だと言って食うというぐらい、お金に関しては、やはり強気な姿勢が必要じゃないかと。だから私は、千円ということで、2,500万というのは、やっぱり大きな収入になると思います。ただ、本当に今、市長が言うみたいに200円、300円じゃ、そりや赤字でしょう。ただ、千円となると、やっぱりそれなりの施設も整備も必要でしょうけど、ただ、私が言う、やっぱり入山時間の規制をする。それと服装の点検をするっていうのが、一番だと思います。じゃないと、スリッパで上がってもらっちゃ困りますから、ああいう砂利道を。また、上に行くと岩がゴツゴツして滑りやすいと。だから、それに対してやはり強気で徴収する方向で検討してもらえば、私としては助かります。強気でいきましょう。よろしくお願ひします。

知林ヶ島についてあります。過去5年間の渡島者数の推移と事業について、渡島者数が、1万8,000人から2万人ということで、今、上がってますが、ただ、経費が500万程度掛かっているということですが、この今後の利活用について、今、私、この前も言ったけれど今、島に上がる状態ですかね。それとも島に上がれない状態か。階段が壊れたということで、同僚議員が質問されていましたが、今どうなっているか、お願いします。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 知林ヶ島の島内の状況でございますが、令和6年6月の大雨により南展望所までの遊歩道階段が土砂崩落で被災し、現在も通行できない状況でございます。そのため、砂州を渡って知林ヶ島を訪れても、島内の周遊はできない状況となっているところでございます。

○5番議員（東勝義） その階段は、何年前に壊れたのか。もう3、4年以上前だと思うんですけど、なんで階段の修理ができないんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 今、階段のところが被災しているのは、令和6年6月の大雨による状況でございます。知林ヶ島の遊歩道につきましては、市の所有地である知林ヶ島の一部を環境省が借用して整備をしたものでございます。これまで崩落が生じた際には、その都度、環境省によって復旧が行われてきました。しかし、今回の崩落は、今までよりも規模が大きく、復旧後も再発の可能性が高いことから環境省直轄での復旧は行わないという回答を今頂いているところでございます。過去に6回ほど崩落をしているという状況がございます。

○5番議員（東勝義） 結局、環境省が処理しないとなれば、市で処理するしかないんでしょうけど、市で処理する予定というのは、あるんでしょうか。それとまた、幾らくらい掛かるのか、算定しているでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 環境省の方では、直轄で修繕はできないという回答は、頂いているんですけども、一方で知林ヶ島への砂州を渡り切った地点に東屋やパーゴラの休憩施設の整備、また、南展望台にある鐘の移設といった案は、環境省の方からは示されてお

ります。市としましても協議、検討を進めて、その整備に幾ら掛かるのかとか、今後、島内の周遊をどうするのか。あとは砂州の活用、あの辺一体の活用を含めてですね、今後開催をされる指宿市観光・経済戦略会議において、周辺エリアの利活用策についても議論をしていくために今からちょっと検討を進めていきたいというふうに思っております。

○5番議員（東勝義） 今、今後の利活用について検討しているということなんですが、これ今、国の予算というのが、もう全くできない状態なのか。また、補助金が投入されるようなことがないのか、それは検討しているんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 現在、活用できる交付金として様々なものがございますが、その中でも環境省所管の事業であります自然環境整備交付金の活用を優先的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番議員（東勝義） その交付金というのは、やはり幾らぐらいまで出るという縛りがあるんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 交付時期や期限につきましてですが、毎年度の公的予算の中で継続して実施される制度でございまして、原則といたしまして計画期間の初年度の前年度の第三四半期末までに環境大臣に提出をする必要がありますが、交付金の限度額は、事業費の2分の1となっております。

○5番議員（東勝義） 結局、全額出ないということですね。分かりました。ありがとうございます。

この知林ヶ島の活用について私の知り合いである方が、ちょっとこういう面白い活用方法があるということでもらいましたので読んでみます。知林ヶ島は、自然を生かした観光施設として大切だという意識はあるが、本市の経済力で膨大な資金を投入し観光施設として開発することは不可能であると思われます。子供たちが将来、他県に生活の場を求めて行かず、生まれ育ったこの指宿市で働き、生活できる環境の基礎を確立してあげることが市民の代表である市長並びに市議会議員の使命だと考えます。そこで、思い切った政策として、海上自衛隊鹿屋航空基地と併用されるヘリコプター専用基地として、及び大型プロペラ輸送機オスプレイの離着陸練習基地として誘致することはできないでしょうか。まず、国家予算が投入されて以下のことが可能となるのではないかと思われます。知林ヶ島まで橋が架けられて陸とつながること。また現在、閉鎖されているホテルや利用可能な空き家などを国に買い取っていただき、自衛隊関連者の社宅として利用していただくこと。また、基地が誘致されることにより、基地工事に伴う関連会社の活性化と雇用が改善され人口が増加し、市全体の飲食店や各事業所の活性化につながるのではないか。また、知林ヶ島海上基地の一部を民間物流の基地として活用させていただき、鹿児島空港からのヘリコプターによる富裕層の観光客の受入や農産物の輸出基地などとして活用するなど本市に新たな時代形成に役立つメリットが数多く考えられると考えますと。確かに反対意見というものは存在すると思われますが、本

市を2分するような議論が交わされるような政策こそが、交通の便に難題のある本市には、地場産業の活性化や更なる発展人口増加に必要ではないでしょうか。また、同僚議員や元山川漁協組合長が考えていたような山川港海岸整備事業を早急に進めるためには、海上自衛隊の掃海艇の寄港する港として誘致し、山川に自衛隊関係者の社宅などを建設して人口増加や地元関連業種の活性化や発展に寄与していただくというような構想を聞いたことがあります。知林ヶ島を自衛隊基地関連基地として誘致することによって、山川港海岸整備事業も早急に進む可能性があると私は考えております。今は、とんでもない考え方だと思われるかもしれません、現在、建設中の西之表市の馬毛島も陸上空母離着陸訓練及びタッチアンドゴー訓練、陸上模擬着艦訓練をする基地ができるということを数年前、誰が予想していたでしょうか。国際情勢に緊張がある中、国防は、重要な課題だと思っております。

市長、以前にも少しだけお話しさせていただきましたが、回答を求めてくれるなと言われましたが、このような考えをする市民がいることを市長は、どういう考えなのか。それとも勝手に考えなさいということなのか。ちょっとあり得ない話かもしませんが、市長としては、こういうことがもしできたとすれば、ということで、回答は願えますでしょうか。

○市長（打越明司） 仮設の質問には、ちょっと直接は、お答えはしかねるところであります。

ただ、知林ヶ島等々の活用については、ずいぶん早い時期に指宿市が決断をされて、当時、民有地であったものを将来の活用の1つの大きな起爆剤として、市が購入をしたという歴史があります。そして、それが今、環境省が、一部の土地を市のほうから借りて遊歩道等々の整備をしていただいているという状況はありますけれども、本格的にその知林ヶ島あるいは知林ヶ島に渡る砂州、そしてまた、この指宿市側と、島の反対側ですね、こういったところを含めた全体的な地域はですね、今、指宿市の私の持っているデータでは、指宿市を訪れる方々の中でウイークデイあるいはウイークエンド問わず、実は、それほど大きな投資をしているわけではないけれども、非常に発信力を持って、たくさんの方々が訪れているというデータも頂いておるところであります。これほど多くの方々が、この地域を見に来る。あるいは、この地域を体感しに来る、渡るという経験をしに来るということは、非常に大きな財産だなというふうに思っています。今、お話が出たように、環境省としても、この渡ってきた場所で、その方々に活用できるようなものを今ある階段であったり周辺の崖であったりというのを本格的な復旧をすると、相当な金額になるものだから、それについては見送りたいけれども、しかし、渡って来る方々に対しての受入施設等々については、環境省のほうでも少し積極的に、私たちのほうで整備をしましょうかという提案も頂いているわけです。ですから、あの地域全体のですね、知林ヶ島や砂州のその情報発信や活用全体のやっぱりここは、ちょっと利活用計画をしっかり作ったほうがいいよねという思いを今持っているところであります。これについては、先ほど来、議論にあります観光・経済戦略会議等々でもですね、いろいろ議論をしながら、ちょっと具体的にその整備の方向性や計画をですね、作って

みて、その中でやっぱりどれくらいの可能性があるか、どれくらい費用が掛かるのか、そのための費用対効果は、どのくらい出てくるのかといったことを含めてですね、検討していくかなくちゃいけないなというふうに感じているところであります。今、東議員のお話をした中身については、今回は、コメントは差し控えたいと思います。

○5番議員（東勝義） そりやそうですよね。そうしましょうという話にならんけど、だけど、そういう考えをするということは、指宿市全体のことを考えれば、あってはならないんじやなくて、あっても面白いんじやないかなと。指宿市が、全然違ってくるんじやないかな。人口増加につながるんじやないかなと思って、今回これを紹介させていただきました。

最後に、三つの項目について質問や意見を述べさせていただきました。今後は、老齢人口の増加による社会保障関係費の増加や高度成長期に集中的に整備された公共施設の老朽化に係る更新コストの増加など、歳出の増加を見込んでいます。自主財源が30%程度しかない本市においては、やはり大改革が必要だと考えております。宿泊税についてと開聞岳入山料徵収についてなど、今後議論がされることになると思います。また、法定外目的税として環境保全税や環境協力税、さらには、公共施設の改修費用を目的とした利用者負担料、やっぱりこれも必要じゃないかと思っております。市長におかれましては、更なる財政改革を期待しておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩	午前11時05分
再開	午前11時17分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○5番議員（東勝義） 議長に発言を許可されましたので、発言させていただきます。先ほど私の一般質問の中で、高価な海鮮丼のところで不穏な発言がありましたことを訂正してお詫びいたします。議長において修正をしていただくようにお願いいたします。

○議長（西森三義） 議長において許可いたします。

修正をしたいと思います。

続きまして、一般質問を続行いたします。

○15番議員（高田チヨ子） 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子です。

今年は、災害の多い年でした。指宿でも線状降水帯が発生し、冠水したところがありました。県内でも霧島市、姶良市、日置市、薩摩川内市など被害が多発しました。南さつま市の加世田でも川が氾濫し、100世帯ぐらいが取り残されたとのことでした。加世田の方には、本市からもボランティアとして参加されたとのことでした。本当にご苦労様でした。

先日、温泉が流れる川に落ちたことにより死亡事故が発生しました。その後、早速ガードレールを付けていただきました。ありがとうございました。温泉は、指宿市の観光の目玉で

もあります。二度とこのような悲惨な事故が起きないようにしていかないといけないと思います。お亡くなりになられた方とご家族に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、9月は、防災月間です。市でも9月7日に防災訓練が行われました。山川漁港で大々的な訓練が行われました。私もボランティアグループの皆さん8人と一緒に参加しました。被災者役で7人、私は、ボランティア役でした。どんなふうにすればいいのか分からなかったんですが、やり方の説明を受けました。会場には、いろんなボランティアグループの方々や女性連の皆様、消防団員の方々なども参加しており、いろんな役割をしていました。また、会場には、電気がつかなくて水洗が使えなくなっても困らないトイレのグッズ、非常用保温寝袋、災害備蓄用のパンなど、更に女性連の方々は、温かいご飯を作ってくださっていました。様々な非常時に使える品物が備えられており、こんなに便利なものが、たくさんあるんだなと感心しました。その中から幾つかお土産も頂きました。ありがとうございました。これからは、非常に役立つように普段から備えておかないと、また更に思ったことでした。その後、山川文化ホールで行われた家庭の救急法についての講演や実技もお聞きしました。今後いつどこで災害が起こるか分からない、そんな非常に慌てず対応できるようにすることは、とても大事なことではないかと改めて感じたところです。

それと、皆さん、昨日見ましたか。昨日スマホを開いたところ、突然満面の笑みを浮かべた市長の顔が出てきました。えっどうしたのと思って開いたみたところ、指宿のCOCOはしむれが、わっぜえかとのニュースでした。本当におめでとうございました。

それでは、通告に基づき質問いたします。

今日は、1点目に安心安全な生活のために、2点目に難聴者への支援について、3点目に野良猫対策について、お伺いいたします。

まず、安心・安全な生活のためにについて、お伺いいたします。豪雨災害への対策についてですが、以前から毎年のように台風や豪雨の度に浩然会病院前では、道路の冠水が発生しています。市として、このことについて国へお願いに行ったことがあるんでしょうか。先日、国会議員の方にお会いする機会がありました。そこで、このことを話しました。国会議員からは、何回も国に相談に行った方がいいよ、市としての思いを直接訴えることが大事だよと言われました。困っている方々のために、国に訴えることが大事だと思いますが、市としてのお考えは、いかがでしょうか、お伺いいたします。

2点目に、難聴者への支援について、お伺いいたします。このことについては、以前にもお伺いさせていただきました。でも、私の周りでも耳が聞こえんごなったがよとか言われる方が多くなってきています。補聴器を買おうか、それとも集音器にしようかと迷っていると言われる方もいらっしゃいます。私自身は、今のところは大丈夫ですが、近いうちに必要になるのではないかと思っています。そこで、お伺いいたします。本市において補聴器を必要としている高齢者の方の数を把握していらっしゃいますか、お伺いいたします。

3点目に野良猫対策について、お伺いいたします。友人からお聞きしたんですが、入院された友だちに頼まれて、もう2年ぐらい毎日猫に餌をやりに行っているんだよ。家の中に入れないで外で餌をやっているため、野良猫も一緒になって餌を食べているということをお聞きしました。関心だなと思うと同時に大変だろうなと思いました。以前にもこの野良猫対策については、質問をさせていただいていましたが、現在、市としては、どのような取組を行っているんでしょうか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 高田議員の方から三つの分野について質問いただきました。私は、その中から補聴器についてお答えをいたします。本市において補聴器を必要としている方の人数は、直接把握はしておりませんが、日本老年医学会雑誌に掲載された全国の難聴者の割合を算出した論文によりますと、65歳以上の難聴者の割合は、56.8%となっているところであります。本市における本年9月1日現在の65歳以上の人口を当てはめますと、指宿市では、約8,800の方が何らかの聞こえづらさを抱えていると思われるところであります。ほかの質問については、担当課の方から答弁させていただきます。

○市民福祉部長（富永敏尚） 野良猫対策についてでございます。現在、市民から寄せられる野良猫関連の相談といたしましては、餌やりやそれからフン害、こういったものが主なものとなっているところでございます。そこで、市といたしましては、野良猫への餌やりに対する注意喚起、それから、猫の適正な飼い方などについて広報紙やホームページのほか、チラシを窓口に配置いたしまして市民への周知に努めているところでございます。このほか、指宿市環境衛生協力会とともに野良猫対策の看板を作成しております、この看板を要請のあつた箇所に設置をしたり必要な方へ配布をしたりしているところでもございます。また、相談が寄せられた際には、指宿保健所と連携を図りながら現場での指導を行い、再発の防止に努めているところでございます。

○水道課長（安留和信） 弥次ヶ湯地区につきましては、これまで道路の冠水等が発生しており、今年度も6月9日の豪雨や8月21日の台風12号の際に道路の冠水等が発生しております。この対策につきましては、これまで県には相談をしておりましたが、国へは、直接相談をしていないところでございます。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。それでは、2回目からの質問をいたします。今、弥次ヶ湯地区のことで答弁をいただきました。1回目のこの答弁を聞いて私は、驚きました。すみません。私の勘違いだったんですね。てっきり国にお願いに行った上で、費用対効果の面で無理なんだって思い込んでいたんです。でも、そうではなかった。相談に行ったのは、国ではなく県だったということですね。確かに県に訴えることも大事かもしれません。でも、県だけではなく国にもお願いに行くことが大事なのではないでしょうか。市民の方の安心安全を守ることが何よりも大事なことだと思います。大事なことですので、確認

の意味でもう1回、国にお願いに行くことについて再度お伺いいたします。今後、国に御相談に行っていただけるんでしょうか。

○水道課長（安留和信） これまで国へは、直接お願いをしておりませんが、補助事業の窓口である県を通して国へ相談をしていただいたところでございます。今後は、様々な機会を捉えて相談要望をしてまいりたいと考えております。

○15番議員（高田チヨ子） よろしくお願ひいたします。今、執行部の方からは、御相談に行くようにしていただけるという答弁でした。それでは、市長にもお伺いしたいと思います。この長年にわたってお困りになっていらっしゃる弥次ヶ湯地区の皆様のために、市長自ら市民を代表して、国にお願いに行っていただくことはできないんでしょうか、お伺いいたします。市長、よろしくお願ひいたします。

○市長（打越明司） 先ほど来、県のほうにこれまで相談に行っていたというお話でありましたけれども、通常指宿市においては、南薩4市とともに共通する重い課題について例年数回にわたって中央の整備局だったり、あるいは国のほうへ直接御相談に行くケースが毎年複数回あります。しかし、今回のようなそれぞれのまちで独自に抱えている問題につきましては、詳しくそれを陳情あるいは要望という形でまとめて、御相談に上がるという件数が、なるほど少なかつたわけですが、実は今回、台風12号の急接近、急な発生によって8月の後半に南薩4市が、その災害に見舞われるというケースがありました。このケースのときに実は、通常の要望として東京に上っていたんですが、急きょ地元メンバーで話し合いまして、特に被害が酷かった南さつま市だったり、南九州市の一部であったりというところでありましたが、これについて直接内閣府等々にですね、何とかならんもんだろうかということで、激甚の対応をしてもらえるように御相談をしたところがありました。たまたま、その対応に当たってくれたメンバーが、ちょうど私たちが県議会にいる頃、一緒に鹿児島県庁で働いていたメンバーが、今向こうにおられまして、そういう方々に御相談をし、県とも相談の上で、早速8月上旬の姶良、霧島地区での豪雨災害、これが激甚災害として指定をされたわけですから、これとわずか10日ぐらいしか離れていないということで、両方一緒にですね、これを指定を広げるという方向で非常に骨を折ってもらいました。そういうこともありましたので、指宿の場合には、実は、毎年少しずつ少しずつ、やっぱり被害が出ていると。常に、この災害救助の対象にならないぐらいの小規模な形での被害が多いもんですから、どうしても単独でやらなければいけない対応が多いんですけども、最近のこの頻発化、激甚化という状況に、しかも、今年も昨年も、実は全国で一番雨の降った日があったと、そして、指宿でも過去最大の雨量を記録したということを考えれば、そのような状況を折々に担当関係の省庁の皆さんにお話をし、指宿の状況の中で何か支援をしてくれる方法は、いろいろないだろかという御相談はですね、必要だなというふうに感じているところであります。今後いろんな機会を見つけて、それを実行していきたいというふうに思います。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。是非よろしくお願ひいたします。本当に皆さん大変な思いをしていますので、難しい問題だとは思うんですが、費用対効果のこととか、そういうのを言われると、どうしようもないのかもしれません。でも、市民の命がかかっている問題だと思いますので、何とか頑張ってできるようにしていただきたいと思います。1回行って駄目だったじゃなくて、1回で諦めるのではなく、何回も解決するまで国にお願いをしていただきたいと思います。私が聞いた国会議員の方も、何回も言うことが大事だよって言ってました。それでよろしくお願ひいたします。

それでは、次に弥次ヶ湯ポンプ場の整備についてお願ひいたします。新潟口雨水ポンプ場ができたときに、今後は弥次ヶ湯ポンプ場が整備される。そうすると浩然会病院の前の冠水もなくなるよとのことでした。新潟口ポンプ場ができてからは、確かに冠水の度合いが少なくなったように感じます。でも最近の降水量は、今、市長も言われましたように以前とは違って予想をはるかに上回る降水量になっているのではないか。そこで、弥次ヶ湯ポンプ場ができるようになればいいなと思うことから質問をさせていただきます。弥次ヶ湯ポンプ場の設計の計画が持ち上がったとき、今度から弥次ヶ湯ポンプ場を造るよと言われて、そうなったらみんな助かるよねと大喜びをしたところでした。ところが、いつになん工事が始まりませんでした。この弥次ヶ湯ポンプ場の整備については、現在どうなっているんでしょうか、お伺いいたします。

○水道課長（安留和信） 令和4年度に国庫補助事業の採択要件である事業効果の算定を行いました。この事業の採択には、事業効果が基準となる1以上の数値が必要となりますが、弥次ヶ湯雨水ポンプ場の整備につきましては、0.16という基準値を大きく下回る結果となったところでございます。今後、弥次ヶ湯第2雨水ポンプ場の整備については、どのような事業で進めることができるのか。国や県と協議を行いながら最善の方策を探り、調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○15番議員（高田チヨ子） 何とかしてポンプ場の整備、さらには、そのポンプ場の整備をすることが、本当に難しいのであれば、道路の冠水を防ぐために道路の幅を広くするとか、深さを深くするとか、そういうことは、できないんでしょうか。そういう少しでもできることを努力をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、2点目の魚見小学校前の道路、市道古賀線の安全確保について、お伺いいたします。この道路については、私もよく利用します。今まで何回もハッと思つてびっくりしたことがあります。さらに、以前からここの道路を通る何人もの市民の方より相談を受けていました。あそこ危ないよって、絶対事故が起こるよって。この地区には、実は同僚議員もいることから、質問をすることを今までずっとためらっていました。でも今回、市民の安心・安全を守るというテーマの下、是非質問をしたいと思いました。そこで、同僚議員にも話をしました。そうしたら、質問してもいいよって言われましたので、了解をいただいて、すみま

せん、今日、質問をさせていただいております。場所は、市道古賀線の魚見小入口から北町通り線方向へ行った最初の急カーブについて。カーブの内側には、住宅が張り付き、視距が悪い中スピードを出す車がとても多いです。この市道の交通形態の変動は、どのような状況になっているんでしょうか、お伺いいたします。

○土木課長（東恵一） 魚見小学校前の市道古賀線につきましては、下吹越地区から2級河川二反田川まで通じる道路幅員5.5mの幹線的な路線であります。路線沿いには、小学校、幼稚園、市営住宅等があり、近年は、新たな一般住宅も建築されていることから、若干交通量が増加しているように見受けられるところでございます。

○15番議員（高田チヨ子） 交通量が、若干増加しているということでした。この急カーブの箇所には、確かにロードミラーは付いています。でも、そのロードミラーは、小さくて対向車が分かりづらいです。それで度々危険を感じることがあります。過去には、何か死亡事故もあったんだよってお聞きしました。この道路は、通学路にもなっているんです。確かにガードレールは付いているけれども事故が起きてからでは遅過ぎます。何か安全対策をとることはできないんでしょうか、お伺いいたします。

○土木課長（東恵一） これまでに急カーブ箇所の対策といたしまして、路面にスピード落とせの文字やドット線の表示等の対策を実施し、車両への注意喚起を促してきているところではございますが、これまでの対策では効果が薄いような状況も見受けられますので、車両の運転者が視覚的に認識を強められるような、更なる表示などの対策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○15番議員（高田チヨ子） 事故が起きないように、子供たちの安心・安全のために何とか対策をとっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、2点目の補聴器について、お伺いいたします。以前も質問したことはありますけれども、補聴器の購入助成はできないか、お伺いいたします。皆さん、補聴器を購入したいけれども、価格が高いため購入できないと言われる方がとても多いです。少しでも助成していただけると助かります。市としては、助成することはお考えになりませんでしょうか、お伺いいたします。

○長寿支援課長（上川床聰） 補聴器購入助成についての御質問でございます。この補聴器購入助成制度を創設している自治体があることは承知はしておりますが、本市が単独で財源を確保して事業を実施していくことというのは、なかなか難しいのかなというふうに思っているところでございます。一方、高齢者の難聴は、コミュニケーションや社会的活動の減少、身体及び認知機能の低下につながることが懸念をされるところでございます。このため本市におきましては、生きがいづくりや社会参加の場を確保していくことこそが、重要であるというふうに考えておりまして、様々な介護予防事業を展開しているところでございます。耳の聞こえづらい高齢者の方々にも多くの参加をしていただくことで、引きこもりを防ぎ、社会

全体で高齢者を見守る施策につなげていきたいというふうに考えております。なお、補聴器購入の助成につきましては、全国市長会が、今年6月に障害区分に限らない加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することにつきまして、国に対し提言をしていることから、今後の国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。市として、いろんな介護予防事業をしていることは、とてもありがたいことだと思います。引きこもりを防いだり、高齢者が進んで社会に出ていくようになるといいなって思います。今の答弁で全国市長会が、国に対し提言していると言われました。国が、率先して補助金制度の創設を進めていくと私も思います。その上で市としても少しでも助成できる方法を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、全国の自治体の中には、窓口に軟骨伝導イヤホンを設置している自治体があるとお聞きしています。そこで、お伺いいたします。この軟骨伝導イヤホンとは、どのようなものなんでしょうか、お伺いいたします。

○長寿支援課長（上川床聰） 軟骨伝導というものにつきましてですが、2004年に発見された新しい聴覚経路であるというふうに認識をしております。軟骨伝導イヤホンは、耳の軟骨を振動させることで外耳道にこの音を発生させて、鼓膜を振動させることで音を感じ取ることができます。イヤホン部分であるこの振動子と呼ばれるもの、これが耳穴を塞がないで耳の軟骨部分に当てるだけで、音を感じることができますので、音漏れなどが少ないというふうにも言われているところでございます。

○15番議員（高田チヨ子） この軟骨伝導イヤホンだと、いろんな雑音とか、そういうのも聞こえなくて、ちゃんとした会話がしやすくなるんだと思います。それで、この軟骨伝導イヤホンを、市役所はもちろん、郵便局とか銀行などの窓口にも設置することはできないでしょうか、お伺いいたします。

○長寿支援課長（上川床聰） 軟骨伝導イヤホン、これが一般的なイヤホンのように音を発する穴がないため衛生的であることから、幾つかの自治体において窓口に設置をしているところもあるようでございます。本市の地域包括支援センターには、加齢による聞こえづらさを抱える高齢者の方が多く来庁されることから、よりスムーズに意思疎通を図るために、令和5年度に対話支援機器というものを導入をしております。現在は、これを用いて聞こえづらさがある方との意思の疎通というものを図っているところでございます。このことから、当面、聞こえづらさを抱えた方との意思疎通につきましては、現在行っている対応をとっていきたいというふうには考えておりますが、ご提案の機器をはじめといたしまして、様々な手法、手段については、調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。なお、御質問にありましたこの銀行とか郵便局などの民間事業所の窓口の設置につきましては、これは各事業所で要否を判断するものであるというふうに考えております。

○15番議員（高田チヨ子） 銀行とか郵便局へは、それぞれの事業所が判断をするということでしたけれども、もしできるのであれば市からも、こういうのがありますよっていう御説明とか、お話しとか、そういうことができたら、また郵便局や銀行も考えてくださるんじゃないでしょうか。そういうことも考えていただけたら、ありがたいなと思います。それでは、現在、市が行っている難聴者への支援には、どのようなものがあるんでしょうか、お伺いいたします。

○長寿支援課長（上川床聰） 本市の障害者福祉部署においてでございますけれども、こちらの方で実施している事業に、この両耳の聴力レベルが70デシベル以上などの高度難聴若しくは重度難聴の方に対しまして、身体障害者手帳の交付の対象とこの方々はなるわけでございますけれども、補聴器購入費を助成する事業がございます。難聴となった原因は問わないため、加齢による難聴でも対象となりますので、是非こちらの方もまたご検討いただければと思います。

○15番議員（高田チヨ子） そうなんですね、ありがとうございます。高度難聴とか重度難聴の方には、補聴器購入費の助成があるということでした。本当に皆さん助かると思います。どうぞ難聴者の方に優しく寄り添ってあげていただきたい、そういうふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、3点目の質問をいたします。以前に比べて野良猫対策も進んできたんだなというふうに感じました。今回、野良猫対策について質問するに当たり、いろいろ調べてみました。何か野良猫に対する助成制度がないんだろうかと調べていたところ、指宿市さくらねこ不妊手術事業というのが、ホームページに出てきました。さくらねことは、何だろうと思いましたら、捕獲されて不妊手術を受けた猫の目印として耳先をV字カットされた猫のことだそうです。カット後の耳の形が、桜の花びらに似ていることから、このように呼ばれているそうです。それでは、この指宿市さくらねこ無料不妊手術事業とは、どのような事業なのでしょうか、お伺いいたします。

○環境政策課長（大牟禮伸英） 公益財団法人動物基金が実施しております、さくらねこ無料不妊手術事業とは、飼い主のいない猫などに関する苦情や殺処分の減少に寄与するため、同基金が不妊手術等の費用を全額負担しまして、ボランティア団体等と連携して、地域に住み着いている飼い主のいない猫、いわゆる地域猫と言いますけれども、この地域猫のほか、飼い猫が増え飼育不能となった猫の不妊手術を行いまして、元の場所に戻す活動を行うものであります。本市は、令和6年7月に同基金が実施しております、このさくらねこ無料不妊手術事業に登録をして、同年10月から本事業を実施しているところであります。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。こういう事業があることを私自身も知りませんでした。それでは、この事業について、どのように市民の方に周知しているんでしょうか、お伺いいたします。

○環境政策課長（大牟禮伸英） 議員の方も御覧になったと思いますけれども、市のホームページでの周知のほか、市や指宿保健所へ猫に関する相談等があった際は、紹介しているところであります。

○15番議員（高田チヨ子） それでは、このさくらねこ事業の実績は、どのようにになっているんでしょうか、お伺いいたします。

○環境政策課長（大牟禮伸英） この事業は、令和6年度から実施しておりまして、令和6年度は実績は0件でございます。令和7年度につきましては1件、相談中のものが1件で、いずれも多頭飼育崩壊によるものであります。実績の内訳としましては、合計8頭なんですけれども、内訳がオス7頭、メス1頭の不妊手術を行いまして、飼い主の元へ戻しているところであります。

○15番議員（高田チヨ子） 今、合計8頭ということですね。それでは、今まで多頭飼育のことについては、こういう実績があるけれども、地域猫に関連する実績がないということですね。それでは、地域猫については、今後どのように進めていくお考えでしょうか、お伺いいたします。

○環境政策課長（大牟禮伸英） 先ほど申し上げましたとおり、現時点では、地域猫にかかる実績はございませんが、現在、山川のフェリーなんきゅう乗り場周辺等における野良猫について相談が寄せられているところでございます。地域猫活動とは、地域住民の理解を得た上で住民やボランティア団体等の協力の下、飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせ、その猫が一代限りの命を全うするまで、その地域で適切に管理していく活動であります。不妊手術を受けることで野良猫の増加が抑制されるほか、性格がおとなしくなりケンカや発情期の鳴き声が軽減正在と言われているところであります。また、地域で餌やりやトイレを適切に管理することで、餌やりやパンに関する被害の軽減も期待されるものと思っているところでございます。地域猫活動は、地域住民の御理解、御協力が必要不可欠でありますので、保健所やボランティア団体等と共に地域住民への説明会等を実施しまして、地域猫活動による効果を理解していただいた上で、地域と共に事業を進めていくことができればと考えているところでございます。

○15番議員（高田チヨ子） 地域猫については、地域住民の御理解、御協力が必要だということですね。ただ、地域やボランティア団体が、餌やりやトイレを適切に管理するとなると、継続的に費用が発生するようになります。そういう場合に市のクラウドファンディング型ふるさと納税などを活用することはできないんでしょうか、お伺いいたします。

○環境政策課長（大牟禮伸英） 既に、地域猫活動に対するクラウドファンディング型ふるさと納税を実施している自治体もございますけれども、クラウドファンディングに取り組むとなりますと、市が、地域猫活動に対する補助について予算化をする必要がございます。このほか民間企業が、実施しておりますクラウドファンディングサービスもございますので、他自

治体の事例も参考にしながら、どのような形が望ましいのか、検討してまいりたいと考えているところであります。

○15番議員（高田チヨ子） 分かりました。是非、この地域猫活動を進めて野良猫によるトラブルを解決し、地域と野良猫が、共生することができればいいなって、そのように思います。それでは、次に、野良猫や事情により飼い続けることが困難となった猫を捕獲するための施設を市として造る考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○環境政策課長（大牟禮伸英） 捕獲をする施設というのは考えておりませんけれども、現在、野良猫等を保護する施設は、県が管理しています鹿児島県動物愛護センター、あと加世田動物管理所など4か所設置されておりまして、これらの施設の活用ができるところから、現時点では、市が独自で保護センターを設置することは考えていないところでございます。今後も内容に応じまして、指宿保健所と連携を図りながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。それでは、この野良猫の質問の最後に、これから野良猫対策について市長のお考えをお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○市長（打越明司） 猫の対策については、今、議論がありましたように、保護猫あるいは地域猫あるいは多頭飼育が上手くいかなくなつて崩壊をして、それを助けなければならぬ、こういう様々なケースがあります。ただ、私の手元にあるこの資料ではですね、雌猫は、今年の春生まれますと、秋からはもう出産可能になります。おおむね1匹の雌猫からですね、1年後には、約20頭に増えることができ、2年後には、80頭以上、3年目では2,000頭以上になるというふうに言われますので、今お話しのようなさくらねこの活動というのは、極めて大事だということが言えると思います。ちょうど市では、先ほど答弁にありましたが、令和6年度の10月秋から始めてまだ1年は経っていないところですが、野良猫対策として取り組んでいくやっぱり重要な方法の1つだというふうに思っています。今お話がありましたように、現在、相談が直接寄せられているのが、山川地域の野良猫ということで、この件について地域の方々に丁寧な説明を行いながら、御理解、御協力をいただいて地域と猫等が共生できるような形の進め方をですね、模索を続けていかなければならないなというふうに思っているところであります。地域猫については、その引取手を探すという活動ではなく、不妊手術をした上で地域の中で寿命を終えてもらうというやり方でありますので、いろんな工夫が、これからも必要になってくるなと思います。併せてクラウドファンディングについてですね、この地域猫活動に係るクラウドファンディングについては、今、動物基金を活用させていただいているので、この動物基金との関係で制度上何らかの制約がないかどうかということもありますし、また、現実には、この活動を支援していくために、どの程度の資金、費用が必要か、そういうこともよく確認をしながら、このクラウドファンディングが最も望

ましいかどうかということもしばらく調査研究をさせていただきたいというふうに思つてゐるところです。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

最後に、名字の言という書籍があります。皆様は、読んだことないと思いますが、この中に3通りの励まし術について書かれてありました。人への思いやりは、いい対応となり、言葉となる。頑張ったときには、結果を褒めてあげる。成果の実らぬときには、その努力を評価する。そして、自らの意のままにならないときは、そういうときは悩みの意味から力付ける。こういう3通りの励まし術があるんだよって書かれてありました。なかなか人を励ますということは難しいものです。でも相手のことを心から思つて励ますことが大事ではないか、そのように思います。市民の皆様に心から寄り添つていきたい、そのように思つております。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時07分
再開	午後	1時09分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

○7番議員（新宮領實） 皆さん、こんにちは。7番、新宮領實です。

本日の一般質問は、三つの項目についてお尋ねします。本日も詳細について質問いたしますので、質問時間に余裕がありません。前段の御挨拶は省略させていただきます。

まず、一つ目は、危機管理についてから、本年6月21日未明、本市において高温の温泉水が流れる水路に市民が転落し、全身に火傷を負つて亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。さらに、その方を助けようとした2人の方も火傷を負うという二次被害まで起きております。お亡くなりになられた方の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、事故後、3か月が経とうとしている中、負傷された方が、既に日常の生活ができるまで回復されていることを願うものであります。指宿市では、1994年にも別の場所で高温の温泉水に転落し、経緯は定かではありませんが、死亡するという重大事故が発生しているようです。そして今回、30年近く経過して同様の事故が再び起きています。温泉は、本市の大切な観光資源であり、市民生活にとっても欠かせない存在です。しかし、同時に高温であるが故に、一歩誤れば人命を奪う危険をはらんでいることが今回の事故で改めて明らかになりました。以上のことから、市長は、この度の事故をどのように受け止めておられるのか、お尋ねします。

二つ目は、なのはな館についてから。1番目に芝生広場のグラウンド・ゴルフ愛好者団体の使用についてのうち、まずは、市として、どのような対応をされているか、お尋ねをします。

三つ目に道の駅いぶすき彩花菜館についてから。はじめに再整備計画と事業運用手法について、どのように考えているかをまずは、お尋ねします。1回目の質問とします。残余の質問は、関連質問を交えながら随時お尋ねします。

私は、市民の負託に応えるために、まずは市民の代弁者でありたいと常々思っています。私の言は、市民の声として受け止めていただきたい。そして、市民の声には、真摯に向き合い問題解決を図るのが、市民に対して公僕である市長はじめとする行政職員の皆さんのが務めであります。少なくとも一般質問における指摘、提案された事案は、所管課に持ち帰り、しっかりと検討するようにお願いしておきます。議員として22回目的一般質問になりました。市民生活にとりまして実りあるものにしたいと思います。よろしくお願いをいたします。本日も数名の傍聴者の皆さん、お見えでございます。皆さんの市政に対する関心の高さであろうと伺います。時間の許す限り傍聴をお願いします。本日は、ありがとうございます。

○市長（打越明司） 新宮領議員から三つの質問をいただきました。そのうちの二つに対して、私の方から答弁をさせていただきます。

まず、今回の転落事故でお亡くなりになりました方の御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。あわせて、ご遺族関係者の皆様には、本当に心からお悔やみを申し上げたいと思います。また、現場で救助に当たられた方々も負傷を負いました。その皆様にもお見舞いを申し上げたいと思います。この転落事故の経緯につきましては、大牟礼三丁目の市道で高温の温泉排水が流れ込む水路に男性が転落をし、火傷を負われ、それから約10日後に尊い命を落としましたという件であります。私もその日のうちに、そのことを知りまして、翌日、これ深夜、真夜中でありますので、翌明け方には、現場にも立って、その現場の状況を確認をさせていただいたところであります。直ちに現場の安全対策について応急措置を行い、8月初旬までに転落防止のためのガードパイプを設置したところであります。また、これに並行して、これまでの間、市内全域について水路の状況調査を行い、全貌の把握に努めるとともに、現時点において安全対策が必要と思われる一定の場所については、確認を済ませたところであります。今回の事故につきましては、誠に遺憾であり重く受け止めているところであります。このことを教訓として心に刻み、市民の皆様そして本市を訪れる方々が、安全・安心して過ごせるよう適切な対策をしっかりと講じてまいりたい、そのように受け止めているところであります。

二つ目の道の駅の件でございますが、道の駅いぶすきは、都市公園である観音崎公園内に整備をされ、そのうち市が所管する彩花菜館は、23年の耐用を目途に民間によって建設をされました。現在、建設から開業21年が経過をし、施設や設備の老朽化が進行しております。さらに、狭い特産品販売スペースの解消や施設の構造上の課題も抱えているところであります。また、国道事務所が、トイレと情報発信施設が一体化した新しい施設を再整備する計画があることから、国の事業と併せて彩花菜館の再整備を進める方針を立て、令和7年3月に道

の駅いぶすき再整備基本構想を策定したところであります。Park—PFI制度は、従来のPFI制度と異なり、都市公園に特化した形の制度です。公園内での事業収益の一部を公園の環境整備に活用することを条件に、行政が民間事業者から企画提案を公募します。最も優れた提案事業者が収益施設などを建設し、長期間、事業者が施設の所有と管理運営を行うことができるという制度になっております。もう一つの質問については、担当課長から答えさせていただきます。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）　なのはな館芝生広場のグラウンド・ゴルフでの予約について、市はどのような対応をしているかという御質問でございます。なのはな館芝生広場のグラウンド・ゴルフ大会での予約につきましては、1団体につき、ひと月に大会は2回まで、雨天時の予備日を2回までとし、予約は3か月前からとしているところです。

○7番議員（新宮領實）　これから温泉転落事故についてお尋ねをしてまいります。土木課がされると思いますので、そちらを向いてお尋ねをしたいと思います。これまで発生した事故の経緯と初動対応についてお答えいただきたいと思います。1994年の事故は、どのような事故だったのか。まずは答弁をいただきたいと思います。

○土木課長（東恵一）　はじめに、今回の事故で亡くなられた方の御冥福をお祈りし、ご遺族関係者の皆様に心からお悔やみを申し上げます。1994年、平成6年の事故というのは、31年前でありますけれども、指宿市十町の排水路で発生した事故であります。80代の男性が、落とした帽子を取ろうと水路に入ったところ身動きが取れなくなり、病院に搬送されたものの亡くなった事故であります。なお、当時の新聞報道によりますと、水路の水温は49℃であったと報じられておるところでございます。

○7番議員（新宮領實）　今の答弁なんですかけれども、何か南日本新聞なんかから引用されたのでございますでしょうか。

○土木課長（東恵一）　そのとおりでございます。

○7番議員（新宮領實）　今回は、どのような事故で初動対応は、どうだったんでしょうか、お答えいただけますか。

○土木課長（東恵一）　今回の事故につきましては、平成6年の事故と異なる場所で発生しており、大牟礼三丁目の市道で発生した事故で、6月21日の未明に高温の温泉排水が流れる水路に転落し、熱傷によって約10日後に亡くなられた事故であります。事故後すぐにバリケードを設置し、8月初旬に転落防止のためのガードパイプを設置いたしましたところでございます。

○7番議員（新宮領實）　市民への注意の喚起と言うんですかね、そういうものは、されたんですか。ホームページとか、またね、防災無線で市民に注意の喚起はしたのかということです。それと、温泉水の流域の方々には真っ先に注意の喚起を行うべきだと思うんですが、そのところは、どうなんでしょうか、お答えください。

○土木課長（東恵一） 今回の事故の現場周辺におきましても、注意喚起看板を以前から設置いたしておりまして、また今後、広報紙のほうで周知をする予定でいます。

○7番議員（新宮領實） こんな大きな事故があつてね、市民の人たちにですよ、すぐですよ、注意の喚起をね、促すのが、何のために防災無線があるんですか。それでね、こういう事故がありましたと、十分気を付けてくださいと。それと、ガードパイプもね、すぐできたわけではないんでしょう。2か月後ぐらいにして初めてできたと思うんですが、やっぱり最低限そういうふうにするのが本筋だと思うんですけども、どうなんでしょう。

○土木課長（東恵一） 議員のおっしゃるとおりでございます。我々いたしまして即座に注意喚起をいたしまして、そのような現場対応ができたとと思っているところですが、応急的なバリケードの設置と、また更に注意喚起の看板というものを即座に作成いたしまして、現場対応をいたした次第でございます。

○7番議員（新宮領實） 市のホームページには載せないんですか。それとね、その防災無線での地域の方々にもですよ、注意の喚起をするべきだと僕言っているんですけども、それしませんか、どうなんですか。

○総務部長（渡部徹也） まずははじめに、今回の事故で亡くなられた方の御冥福をお祈りしまして、ご遺族関係者の皆様に心からお悔やみを申し上げたいと思います。注意喚起のことでございますけれども、従来から注意喚起の看板は、あそこに設置をしておりました。今回、報道等でも各社広く取り上げられまして、多くの市民の方が知るところとなったというのもそういう状況であったかなと思います。そうしたことから改めて防災無線でのというところまでは至っておりませんけれども、来月号の広報紙をもってですね、早速市民の皆様にお知らせをし、また、改めまして今回新たに把握できた場所、そこについても可能な限り早くですね、広報紙あるいはホームページを通じて市民の皆様にお知らせをさせていただきたいと、そのように思っております。

○7番議員（新宮領實） この事故はね、非常に重く感じなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。もしね、ご自身たちの子供さんでもね、仮に何かの拍子で落ちて亡くなつておつたらどうするんですか。それをね、やっぱり皆さんにはですね、すぐ注意の喚起をする。これはね、行政の務めだと私は思うんですね。こればっかり言ったって先に進みませんから、前に進みたいと思うんですが、安全管理体制の責任の所在についてお尋ねします。1994年の事故発生後、市は、どのような調査や検証を行い、どのような再発防止策を講じてきたのか、具体的にお示しください。

○土木課長（東恵一） 1994年の事故発生後、市は、どのような検証を行ったかということですけれども、平成6年の事故につきましては、事故発生から31年が経過しており、対策等の記録は、現在残っているところではございません。現在、亡くなられた男性が入つたと思われる水路の市道には、ガードレールと転落防止のためのガードパイプを設置していることを確

認しているところでございます。

○7番議員（新宮領實） その対策もされたんだということですけれども、その対策は、今回どのように機能していたのか。市として過去の教訓を真に生かしてきたと言えるのか、見解を求めます。

○土木課長（東恵一） 平成6年の事故につきましては、今回の場所から少し離れた場所ではあります、男性が、自ら水路に入って発生した事故がありました。事故発生当時、既に転落防止のためのガードレールが設置されておりましたが、成人が自ら水路に入ることは想定しておらず、確実に防止できる対策を講じることは困難であると考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） あのね、このところね、課長、時間をね、潰したくなかったから午前中来てちょっとおかしいんじやないかと僕、指摘したんですけども、ちょっと質問のね、内容を勘違いしているんじゃないかなと。その後の対策としてね、ガードレールと転落防止のためのガードパイプが設置されたのではありませんか。転落防止や侵入防止柵としてね、ガードパイプが必要だと思ったからこそガードパイプを設置したのではないんですかということなんですよ。その対策が、今回どのように機能したかということの質問に対してはね、過去の教訓を生かすことなくね、転落防止柵を設置していませんでしたになるわけですよ。転落防止柵をね、そのところにね、教訓を感じずですよ、あれば、山下水産のあそこ辺りの前で、もしかしたら転落したのかもしれません。だから、見た人が、あまり少ないと 思いますので、それは事実確認はできませんけれども、少なくともよ、ガードパイプでもね、しておけば、転落死亡事故というのは発生しなかつたんですよ。それ思いませんか。どうなんでしょう。課長もね、土木出身じゃないですか。常識だと思う。ガードレールでは、車の転落防止にはなるけれども人の転落防止にはならない。人の転落防止をするためには、ガードパイプかガードフェンスとか、1m10cmから1m20cmがね、転落防止柵って明記されているじゃないですか。それが、してなかったから、こういう事故が起ったんですよ。そのところね、自分たちしっかりとね、受け止めて、してなかったのはしてないって言うべきじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょう。

○土木課長（東恵一） 議員のおっしゃるとおり、その転落防止につきましても、車両用、歩道用というのがございます。高さ1.1m以上のものというものが、基本になっているところでございますが、今回その31年前の事故の教訓というものに対しましてもそうですけれども、今回の事故を本当に受け止めながら、安全対策を講じてまいりたいと思っているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 今回の事故における危機管理体制や責任の所在についてです。どの部署が、点検を監視を年に何回、どのようなチェック体制で、記録は、どのようにして残ってきたのか。説明を求めます。責任の所在を、曖昧にしたままでは、市民の信頼は取り戻せな

いと思いますが、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 今回の事故現場におきまして、水路に高温の温泉排水が流れていることを注意喚起する看板というものは設置しておりましたが、定期的な点検や監視は、行っていないところでございました。

○7番議員（新宮領實） 課長にやかましく言っているわけじゃないんですよ。皆さんに言っているんですからね。土木課ばかりで受け止めるということだけでは駄目ですよ。皆さんのが共有してくださいよ、この話。それはね、何故しなかったのかということです。それは危機管理の怠慢ではないんですか。市政のね、安心・安全を守るのはね、あなたたちの責務じゃないですか。これからどうするのかっていうことを答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 今回の事故を本当に重く受け止めているところでございます。今回、この特定の場所だけではなくてですね、市内全域というものに対しての危険性というのも再点検すべきだということを考えているところでございます。今回の事故を受けまして、市内の高温の温泉排水の流れ込む水路を中心に、現地の状況確認など、水路の確認と調査を実施いたしているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 飛ばして答弁してもらったら質問するところがね、おかしくなっちゃうんだけど、実際言って。今、僕が言ったのに対してだけね、答えていただければありがたいんですけど。市長ね、行政のトップはね、やっぱりあなたなんですよね、水路の管理は行政にあるのではないかと思うんです。ですから、責任は市長にあると自覚されておられますか。

○市長（打越明司） この指宿であった安全・安心に関わることについての最終的責任は、市長にあります。

○7番議員（新宮領實） そうですよね。今、先ほど調査をしたということなんですかけれども、どの部署が実施されたんですか。

○総務部長（渡部徹也） 水路の調査に関しましては、土木課、水道課、危機管理課、また、書類関係での調査については、企画政策課と市を挙げて総力で調査を実施したというところであります。

○7番議員（新宮領實） あまりね、この件についてずっと長くしたくはなかったんですけども、皆さんのが、調査しているということですから、私が申し上げるところも調査していただければありがたいんですけども、竹元病院の前がね、42℃ありました。二月田殿様湯のところの裏ですよね、あそこは75℃、湯の権現の玄関の前、門の前がね51℃、それをずっと下ったところの南国警備というところが、226号のところにアパートの地下にあるんですが、あそこの横のね、河川が51℃ありました。浩然会病院のところでは、市の看板があるところがあるんですよ、そこが53℃、大牟礼三丁目が58℃、大牟礼三丁目というのは、公園の前ですね、起点になるのかな、あそこが58℃ありました。危険、熱湯ありと書いてあるところ

が64°C、そのもうちょっと下が55°C、山下水産に至っては63°C、四丁目の危険あり、ミレニアムっていうアパートがあると思うんですけど、あそこの前ね56°Cある。その横が60°Cもありましたけれども、豊盛堂整骨院前がね、モナリザ前なんですが53°Cある。それをずっと下ったところのね、白百合幼稚園に行くあそこに橋があるんですよね、あそこのところの下も45°Cある。あそこの橋のところからもし落ちたらね、まず上がるところがない。そのうちに溺れ死んでしまうというような場所でもありますので、今、簡易的にやっているところはありますのでね、あそこもね、しっかり対応していただきたいなと思います。これは参考にして申し上げましたので、皆さんも是非ね、やるんだったですよ、もう、あそこの温泉が流れ込む全域はね、やっぱり確認した方がいい。いいところはね、魚が泳いでます、熱帯魚が、そういうところはいいんですよ。だからね、熱帯魚も泳がないというようなところがありますので、そのところ考えてください。

再発防止対策についてお尋ねします。いつまでに、どの場所に、どのような安全設備を設置するのか。命に関わる問題であります。抽象的な答弁では不十分です。明確にお示しください。

○土木課長（東恵一） 今回、全域の調査をいたしまして、安全対策が必要と判断した場所が、7か所ございました。早急に転落防止のためのガードパイプと落下物防止ネット及び20m間隔で注意喚起看板を設置し、水路への転落を防止する計画としているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 今、私が指摘した温泉水路にね、転落したら確実にね、助からないんです。早急に危機管理体制を構築して、公園前から八間道路までの安全対策の一環として、水銀灯で照明の強化を図るべきだと思いますが、どうでしょうか。

○総務部長（渡部徹也） 水銀灯で照明の強化をという御質問でございますが、全てのルートを私もつぶさにどういう外灯があるかというのを今見たわけではないんですけども、確かに事故現場の前は、外灯が1つあったかなと思います。そのほかですね、極端に暗い場所については、ここは検討が必要かと思うんですが、夜間、住宅街でもありますて、光害、いわゆる光の害ですね、そういう観点からも今住んでいる方がいれば配慮も必要なものですから、現場を見てですね、ちょっと調査研究をさせていただきたいと思います。

○7番議員（新宮領實） その対応の仕方には、私も口を挟みませんので、是非よろしくお願いたしたいと思います。観光都市としての安全対策についてお尋ねします。対策を講じても市民と観光客に伝わなければ意味がありません。市として温泉水路の危険性や対策の進捗状況をどのように市民に周知するお考えなのか。特に観光地として訪れる方に対しては、多言語対応も必要と考えますが、それについても伺います。

○土木課長（東恵一） 市民の皆様につきましては、先ほど答弁いたしましたように広報紙で周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。また、観光で訪れる方々に対しましては、誰が見ましても高温の温泉排水が分かるような外国語表記やピクトグラムを活用し

た注意喚起看板を設置するほか、あらかじめ注意を促す方法など、効果的な対策等を検討し実施してまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 1994年に続き、2024年にも同様の事故が起きてしまった。この事実を重く受け止めなければなりません。市が責任を持ち、期限を切っても全域調査を実施すること。そして、市民や観光客に広く周知すること。それが再発防止の鍵となります。二度と同じ悲劇を繰り返さないよう、スピード感を持って取り組んでいただくことを強く要望しますが、市長の再発防止策ですが、いつまで完了させるか。答弁を求めたいと思いますが、いかがでしょう。

○市長（打越明司） この事故があって約10日後にお亡くなりになったわけですが、その時点では既に関係課全員を集めて指示を出してあります。今、議員が指摘をしたような場所を旧指宿地域のみならず山川地区、開聞地区においてもですね、泉源に近い場所については、全てまず状況を把握しなさいということ。そして、それぞれにおいて、どのような対処が必要であるかということをしっかりと検討して提案をしなさいということで早急に行ったのが、ちょうど1か月後、これは、材料が着くまでそれぐらい掛かったということで、指示を出して応急措置を一応取りましたけれども、今の状況になるのに約1か月掛かりました。そして、その間、調査を全部いたしまして、おおむね現在の段階で調査と対策案については、まとまりましたので、後ほどまた議員の皆さんには、お示しをしたいというふうに思っております。

○7番議員（新宮領實） よろしくお願ひします。

次にまいります。なのはな館芝生広場の利用についてお尋ねします。グラウンド・ゴルフは、高齢者を中心に多くの市民に支持されている生涯スポーツであり、健康寿命の延伸や向上促進に大きな効果があることは明らかです。それにも関わらず、愛好者団体からの利用要望があるにも関わらず、現在、グラウンド・ゴルフ愛好者団体には、月2回までという制限がかけられているようです。しかし、他団体の予約状況や実際の使用実績を確認しますと、広場は常時フルに使用されているわけではなく、まだまだ利用の余地があると考えます。芝生広場を十分に解放していないのは、市民ニーズを軽視しているとの批判を招きかねません。行政の責務として、この状況を放置してよいのか。なぜ一律に月2回までと制限を設けているのでしょうか。市は、市民の健康増進の交流の場づくりを推進すると言いながら、実際には、市民の自主的な活動を制限しているのではないかと疑問を持つところであります。そこで、お尋ねをいたします。第1に、この月2回という利用制限の具体的な根拠は何なのか、お示しください。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 以前は、グラウンド・ゴルフ大会での利用団体が多く、1団体ひと月に大会を2回、雨天時の予備日を2回とすることで、おおむね均等に予約ができている状況であったものと認識をしております。

○7番議員（新宮領實） これね、この根拠が分からない。これを決めたのは、御自身ですか、課長。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） この取扱いにつきましては、書面による周知や全ての団体への説明を行ったわけではございません。しかしながら、これまでの予約状況から、大会を2日、予備日を2日としてきていると認識をしているところです。

○7番議員（新宮領實） 団体がいらっしゃるというのは、あなたも分かっていると思うんですけれども、なぜ皆さん方にね、こういうふうにしたいんですけど、皆さん方は、これでよろしいですかって聞くべきだったんじゃないかなと思いますけれども、そのところされていらっしゃいませんよね。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） これまでの予約状況から見ておりましたので、そのところは、我々のほうから直接団体の方には、お話ししておりません。

○7番議員（新宮領實） 第2にお尋ねしますけれども、他団体のね、利用状況や実績を考慮すれば、柔軟に利用回数を増やすことは可能ではないんでしょうか、どうなんでしょう。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） なのはな館は、多くのグラウンド・ゴルフでの利用はあるものの、グラウンド・ゴルフ場ではないところです。公認コースとして2コースが常設をされているフラワー公園では、1月に4月から9月までの半年間分を、7月に10月から3月までの半年間分の予約が可能です。なのはな館は、毎月初めに3か月先の予約を可能としております。フラワー公園の予約状況を見てみると、予約が埋まっていない日も見受けられます。このような状況も含めまして、予約の取扱いにつきましては、関係者との協議の場を設けていきたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 第3にこれをお尋ねしようかと思っていたんですけども、それで、グラウンド・ゴルフ愛好者が今3団体あるという話なんですが、こういう方々と会合をね、開催してね、皆さん方と話し合いを持ち、利用ルールを明確化する考えはあるということで、よろしいんですね。それはいつ頃されますか。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 本日、議員の傍聴に団体の方々が来られていらっしゃいますので、この後、そういう会議の場を持ちたいと思います。

○7番議員（新宮領實） 皆さん納得ができるようにしてください。やっぱり健幸・協働のまちづくり課というぐらいですので、やっぱりね、高齢者の方々のね、このネーミングがね、ちょっとすぐ思い出さないような感じなんですけれども、それぐらい高齢者の方々に配慮したね、あなたのところは課なんですから、是非ね、そのところをお考えになられて、まだまだ指宿市の人団体としては、高齢者の方が多うございますので、皆さんの御希望を聞いていただければ、ありがたいなと思います。

第4にですね、芝生広場の管理は、毎週火曜日を休館日として職員がしているようですが、まちづくり公社に委託したらどうなんですかね。職員の日当からしてね、管理が安価で

済むのではないかと思うのですが、答弁を願います。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） なのはな館には、施設維持管理を専門に担う職員、環境整備作業員というものが1名配属されております。高所作業車やチェンソーなどの操作についても必要な講習を受けておりまして、乗用芝刈り機などによる芝管理のみならず、ヤシなどの高木を含む樹木の伐採や施設の簡易な修繕など、施設維持管理全般にわたり幅広く精通しているところです。敷地が広大なため、職員1人で対応が困難な場合は、駐車場の草払いなど一部の作業について随時シルバー人材センターとの契約の範囲で対応をしているところです。以上のことから、現在のところ施設維持管理を外部へ全面的に委託する予定はございません。

○7番議員（新宮領實） ある程度は、分かりましたんですけどね、やはり芝生のね、養生や管理をしようとするのであれば、その課題を解決する工夫を講じてでもね、市民利用を広げるのが、本来の行政の姿勢ではないかと思うんですけども、これについて答弁ができますか。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） ふれあいプラザなのはな館につきましては、基本毎週月曜日を休館日としているところです。芝生の整備につきましては、この休館日に環境整備作業員の方で行っておりますが、予約状況が空いているような日にちにつきましては、自由に使っていただいているところです。

○7番議員（新宮領實） この問題はね、単なる利用改正の話ではないんですよね。市民の健康づくりを支えるか、活動意欲を制限するか、その姿勢が問われているんですよ。行政が、市民本位の立場に立ち、柔軟かつ前向きな対応を示すことを強く期待いたしたいんですが、この1か月分のね、あれを見てもね、まだまだね、その大会を催すことが十分できるんじゃないかと思いますので、是非最後に皆さん方もそれを期待しておりますので、そのところをやっていきますって言えますか。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 何度も申しますが、なのはな館の芝生広場は、グラウンド・ゴルフ場ではございません。ですので、フラワー公園の方に空きがあるようであれば、まず、フラワー公園の方でご利用いただき、それでも利用されたいときには、お申し出をいただきたいと思います。

○7番議員（新宮領實） 今、担当課長が言いましたけれども、グラウンド・ゴルフの団体っていうのをね、どれくらいね、重きをおいてね、市長は考えていらっしゃいます。たまには、グラウンド・ゴルフされている方々のところに行ってね、お話を機会があると思うんだけど、是非ね、なのはな館のところはね、うちはグラウンド・ゴルフ場じゃございませんってね、そういう答弁じゃなくてですよ、使いたいという人がおったらね、どしどし使ってくださいと言うのがね、市政を預かるね、あなたのあれだと思うんですけども、そのところをお答えできますか。

○市長（打越明司） 課長の答弁は、私の答弁でもありますので、その方針は変わることはありません。いろんな折々、私もなのはな館の様々な行事があって出かけた際に、大会ではなく普段に子供たちやあるいはグラウンド・ゴルフを楽しむ方が、それぞれのやり方で楽しんでおられるというシーンによく出会います。そこで、いろんなお話をすることもありますけれども、やっぱりなのはな館の使い方というのは、本当に多種多様あってですね、そのことについては、できるだけ多くの方々に多くの機会を提供するということを旨としながら、できるだけ、それぞれの方々の健康づくりであったり、生きがいづくりのために十分に活用してもらえるように、こちらも努力をしていかなければならないなというふうに思っております。

○7番議員（新宮領實） 次にまいります。

なのはな館のトイレについてお尋ねします。なのはな館には、芝生広場を中心に利用者のためにトイレが整備されているにも関わらず、現在は、何箇所か閉鎖されたままとなっています。この件については、以前的一般質問で質してまいりましたが、全く聞く耳を持たずの状況です。その理由として防犯上の懸念が挙げられていますが、市民から見れば理解し難い説明であり、単なる行政の都合にしか映りません。公共施設は、市民の税金で整備されたものであり、市民の利便性を第一に運営されるべきです。早朝にジョギングや散歩をする市民や高齢者、子供連れにとってトイレが使えないことは、大きな不便であり、このまま閉鎖を続けることは、市民の期待を裏切ることにはかなりません。とは言え、防犯面での課題があることは理解できます。だからこそ、閉鎖するのではなく、解放と安全確保を両立させる工夫が必要ではないでしょうか。例えば、センサーライトやカメラの設置など実現可能な対策は、いくらでもあると思います。そこで、お尋ねします。トイレを閉鎖している現状を、具体的にどのような防犯リスクを根拠として説明できるか、御答弁願います。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 屋外トイレの24時間開放等につきましては、全国の道の駅や公園などで問題となるホームレスが住み着いてしまうことや施設利用者ではない車両の常駐化も危惧がされているところです。事実、なのはな館においても過去にそのような状況が見受けられたところです。このような状況を踏まえた上で、これまでも答弁してきましたとおり、屋外トイレにつきましては、現状の2か所のみの解放をしていきたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 答弁になっていないような気がするんですけど、他の公共施設では、解放したまま適切に管理している事例も多いと思うんですよ。なぜ、なのはな館だけ閉鎖を続けるのか。そのところを市民に分かりやすいように、御答弁ください。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） なのはな館の周辺には、新田ふれあい団地などもございまして、夜間開放が地域住民の眠りや騒音、安全感に与える影響もあるのではないかと危惧しているところです。

○7番議員（新宮領實） あなたたちがしたくないのは、単なる維持管理だけの問題じゃないんですか。結局、トイレが汚れて、それを管理するのが大変だと。何か私には、それぐらいにしか見えませんけれども。施設のね、利便性向上のためにね、トイレの開放を前提に防犯対策工事、市民が安心して利用できる仕組みを整えるべきではないかと思うんですが、それについても全くお考えにはなりませんか。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 施設の整備につきましては、やはり費用対効果というのも出てくるかと思います。確かにあるものを使えばいいという話はあるでしょうけれども、それに伴いまして清掃をする人件費、あるいは維持管理のための費用等々掛かってまいりますので、そこは、これまでどおりの対応でいきたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） 何回言つてもらちが明かないで、残念でなりませんけれども、次にまいります。なのはな館について、お待たせしました。なのはな館の県所有分のその後の状況について、どうなっているのか、お尋ねをいたします。

○企画政策課長（東忠孝） なのはな館の県所有分につきましては、県と平成28年3月31日に交わした譲与契約において、県有建物の取扱いは県で対応するとなっておりますが、令和6年8月に県と本市との間で県有建物の活用意向を確認するための協議を行っております。市では、今後の市役所庁舎スペースの受け皿に成り得ないかなどの点も含め、再度検討をしましたが、本市の公共施設として県有施設の活用が見込まれないこと、施設の維持管理を含め後年度に多額の費用負担が生じることから、市の最終的な方針として県有施設を活用する意向はないといったしました。議員の皆様には、同年12月20日の議員懇談会にて、ふれあいプラザなのはな館の県有施設について、本市では活用しない旨の説明をさせていただき、その上で県に対しまして、令和7年1月8日付文書にて市が活用する意向はない旨を回答しており、その後については、現在まで検討、協議などは、行っていないところです。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。県有施設については、市が活用する意向はない県に回答したことなんですが、県の担当課というのは、どういうところになるんでしょうか、御答弁願います。

○企画政策課長（東忠孝） 現在ですね、高齢者いきいき推進課でございます。

○7番議員（新宮領實） 聞こえなかったんですけど、課長、大きな声でビシッと言ってくださいよ。

○企画政策課長（東忠孝） 高齢者いきいき推進課でございます。

○7番議員（新宮領實） それでも聞き取りづらかったから、また後から聞きにいきますね。そして、それについてですよ、県から、市からの回答に対してですよ、何らかの返書があったんですか。

○企画政策課長（東忠孝） 県からは、特に回答等反応はないところでございます。

○7番議員（新宮領實） 県所有分、市所有分の明確な線引きができているんでしょうか。

- 企画政策課長（東忠孝） できているところでございます。
- 7番議員（新宮領實） 今後のメンテナンスもね、必要になってくると思うんですね、そうした場合、それはもう非常に大事だと思うんですけど、その今後のメンテナンスについては、どうするのか。そういうその線引きができるという事ですので、指宿市は指宿市、県は県という形の中で考えていいんですか。
- 企画政策課長（東忠孝） 県有施設につきましては、県が、シルバー人材センターへ草払いや施設の管理を委託しております。その中で開館日については、毎日巡回し、施設の確認をしているところでございます。
- 7番議員（新宮領實） 課長ね、県所有分については、市は、一切関知しないってことですか。よろしいでしょうか。
- 企画政策課長（東忠孝） 先ほど答弁をしましたけれども、そういった点検をするに当たり、市でも気付いたところがあればですね、そういった点検に合わせて、こちらの方からも危険箇所等があれば、その都度伝えていきたいと思っております。
- 7番議員（新宮領實） 県所有分が明確に分かれているということでしたので、財政負担もないということで、よろしいですね。
- 企画政策課長（東忠孝） 県有建物の施設については、県で対応するというふうになっております。
- 7番議員（新宮領實） プール部分のね、再開に向けてお尋ねするつもりでおりましたけれども、県所有分について活用の意思がありませんので、これはもう取り消します。市長ね、たぶん在任中に県所有分について解決に向けた協議を進めることはないと思いますが、まだまだ4か月くらいあるんですが、これについて協議するお考えは、市長は、ないでしょうね。
- 企画政策課長（東忠孝） 先ほども答弁しましたとおり、市の最終的な判断として県のほうには、お伝えしているところです。
- 7番議員（新宮領實） それでは、道の駅彩花菜館についてお尋ねをいたします。事業手法の導入の背景についてお尋ねをいたしたいと思います。市が計画する Park—PFI制度の概要、具体的にどういう仕組みであり、どのような目的になるのか。PFI制度とどのような違いがあるのか、御説明願います。
- 商工水産課長（宮地主税） この道の駅彩花菜館が建っている場所は、都市公園施設でございます。都市公園法によりまして収益施設等を建てる場合には、建蔽率が定められてございます。そのため新しく、今回手狭な彩花菜館を建て替えるに当たりまして、民間事業者が建設して維持管理していく手法である、Park—PFIという制度が始まりましたので、この手法を使えば、特産品の水産物を販売する場所を広く確保でき、また、民間事業者が長期にわたって運営していくという制度でございます。
- 7番議員（新宮領實） 主な特例措置とメリットについてお示しください。

○商工水産課長（宮地主税） おおよそ五つのメリットがあるかというふうに考えております。

1点目に収益施設を建設する際の建蔽率が、通常は、公園面積の2%以内であるのに対しまして、 Park—PFI制度では、12%以内までに緩和されます。2点目に収益施設の建設費用は、民間事業者の負担となりますので、建物は、民間事業者の所有になります。3点目に民間事業者は、自らが建設した収益施設の収益の一部を公園の整備や維持管理費用の一部に充てることになっておりますので、公園の整備や維持管理に関する市の負担を減らすことができます。4点目にPark—PFI制度を活用して整備した公園の整備費用のうち、市が負担する額の2分の1については、国からの交付金を受けることができます。五つ目に、建物の所有権は、民間事業者になりますので、土地使用料や建物償却資産の固定資産税は、市に入ってくることになります。以上、市にとってメリットが多い制度である一方、民間事業者にも比較的規模の大きな施設を都市公園内に設置することが可能になり、設置できる期間も長期間になることから、長期的視野での投資経営が可能になるというメリットがあるというふうに考えております。

○7番議員（新宮領實） 建蔽率の特例があるようですが、建物の規模の概要設計は、できているんでしょうか。敷地は、何m²ぐらいあるんでしょうか。建蔽率12%であれば、何m²の建物を建築できるのか、平屋で考えているのか、2階建てか、2階建ての場合、容積率は何%になるか、お答えください。

○商工水産課長（宮地主税） Park—PFI制度におきましては、収益施設の設計、施工は、公募後に、民間事業者が提案してくることとなっております。なので、現在は公募前であることから、お示しできるような施設のイメージ図などはございません。一方で施設の大きさについてですけれども、都市公園である観音崎公園の敷地面積が、約1万2,000m²でありますので、先ほどの建蔽率の上限を当てはめますと、最大で約1,440m²の施設を建てることが可能であります。

平屋か2階建てかという部分のお尋ねですが、建物の構造的な部分に関しましても民間事業者の提案になりますので、今のところはつきりしていないというところでございます。なお、容積率については、400%までというふうになっているところでございます。民間事業者は、初期投資費用や長期間にわたる管理運営費用などを基に、自らの収益性、将来的な採算性を考慮した上で施設の大きさを設計し、事業概要を提案してくるものというふうに考えております。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。それでは、現在の進捗と今後のスケジュールについてお尋ねします。Park—PFIが、現在どの段階にあるのか。調査検討の進捗状況、有識者やコンサルタントの関与状況をお示しください。

○企画政策課長（東忠孝） 令和7年3月に道の駅いぶすき再整備基本構想を策定し、Park—PFIを活用した再整備の方針を定めたところでございます。この基本構想に基づき、令和

7年4月から再整備に関するサウンディング調査を実施いたしました。現在、民間事業者からの要望や提案などを取りまとめ、Park—PFIによる公募の条件などを関係課で検討しているところです。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。既に市は、民間事業者に聞き取りを進めているのでしょうか。聞き取った意見や要望をどのように整理し、公募要領や事業条件にどのように反映していくのか、お尋ねをいたします。

○企画政策課長（東忠孝） サウンディング調査は、計10社の民間事業者とヒアリングを実施いたしました。個別のヒアリング内容につきましては、事業者のノウハウを保護する観点から非公表の取扱いとなっておりますが、主にPark—PFIを活用した場合の参入の可能性や参入する際の市への要望などについてヒアリングを行いました。

○7番議員（新宮領實） 募集はいつから開始され、応募事業者の見込みはどの程度か。今後の審査から契約締結、事業開始までのスケジュールをお示しください。

○企画政策課長（東忠孝） 現在の予定では、令和8年2月頃に公募を開始し、令和8年6月から7月にかけて外部有識者による選考委員会を開催し、参入事業者を決定できればと考えております。令和8年度中においては、新築する公募対象公園施設、いわゆる商業施設の設計協議や協定の締結などを進めていきたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 事業者選定の透明性と公平性について、お尋ねをいたします。事業者選定の透明性と公平性については、どういうふうにお考えになっていらっしゃるのか、答弁を求めます。

○企画政策課長（東忠孝） 公募設置等指針と呼ばれる募集要項において、評価基準や評価項目ごとの配点などを示してまいります。また、採点の結果や審査公表など民間事業者の選定結果、参入が決定した事業者の整備・運営計画につきましても、情報公開する予定としております。

○7番議員（新宮領實） 市民や出荷者の声の反映について、道の駅いぶすきの使命は、地域農業や観光の発展に寄与するものであり、市民出荷者、商工業者の声をどのように事業計画に反映させていくのか、御答弁願います。

○商工水産課長（宮地主税） 現在、出荷の方々に対しましては、まず、国によるトイレ等の再整備を中心に、今後のスケジュールなどを説明しております。市が関わる再整備の部分につきましては、計画の進行状況により逐次、説明を行い、意見を伺っていく予定しております。皆様から頂いた意見は、可能な限り募集要項へ反映していくように努めてまいりたいというふうに考えております。

○7番議員（新宮領實） 市の責任とリスク問題についてお尋ねをします。PFI事業は、長期契約であり、市と事業者の責任が明確じゃないといけません。災害や売上不振などのリスクを、市と事業者が、どの程度負担する契約なのか。市民にとって不利益にならないよう、ど

のような仕組みを担保しているのか、お答えをください。

○商工水産課長（宮地主税） Park—PFI制度においては、行政が関与する部分が少なく、一般的に施設の建設費用、維持管理費用や人件費などは、民間事業者が負担することになります。民間事業者は、長期間にわたり施設を運営するため、投資額を回収できる事業計画でならなければならず、それを審査する市としましても、この再整備事業を行うにふさわしい経営体力や事業遂行力を持った事業者であるか、専門家に意見を頂きながら精査していかなければならないというふうに考えております。なお、Park—PFIに取り組んでいる他自治体では、万が一、契約期間中に事業が破綻したときの措置として、他の民間事業者への承継、又は、原状回復をさせるなどの条項を設けている事例もございますので、これらも参考にしながら公募条件をまとめてまいりたいというふうに考えております。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。最後の質問になるかもしれません。説明責任と検証についてお尋ねをいたします。PFI導入に当たり、市民や議会への説明責任について伺います。Park—PFIは、長期契約になるため市の責任は、極めて重いものがあります。事業進捗や成果について、議会や市民への説明責任をどのように果たしていくのか。また、途中経過をどのように定期的に検証し、情報公開していくのか。また、仮に期待した成果が得られなかつた場合、契約見直しや改善の余地を残しているのか、御答弁を願います。

○商工水産課長（宮地主税） 再整備事業に提案していただく民間事業者には、公的な施設である道の駅いぶすきを整備・運営していただくことになりますので、事業進捗や成果等については、適宜、皆様に説明を行ってまいりたいというふうに考えております。また、将来的に自然災害等の不可抗力による事態を含め、期待した成果を得られなかつた場合などは、市と事業者が、契約の見直しをする協議をすることも想定されます。市の土地を貸し出し、長期にわたって道の駅を運営していただくことになるため、市と民間事業者が相互に発展していくような形での再整備を目指してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○7番議員（新宮領實） ちょっと時間に余裕がありますので、最後に市長、ちょっと所見をいただきたいんですが、PFI手法のね、導入は市民生活や地域経済に長く影響を及ぼす大きな政策判断であると思うんです。特に公募、選定段階は、透明性と市民理解を確保する上で最も重要な局面であると思います。市民が誇れる道の駅いぶすき彩花菜館になるように、責任ある事業推進を求め、市長の御所見を求めたいと思いますが、いかがでしょう。

○市長（打越明司） 議員の御提案のとおりであります。今までのちょうど整備から21年目を迎えて、ちょうど再整備の頃が、想定されていた施設の耐用年数と重なるぐらいになるわけで、建替えの時期としても非常に適切な時期、国の整備と併せてちょうど一緒に整備をすることができるという絶好のタイミングであるということもありますし、ただ、元々道の駅を

整備をするその最大の目的というのは、あの地域を活用しながら、指宿市内の様々な特産品、情報を大いに発信をする、そして、販売をする、そういう場所であってほしいというが、第1の目的でありますので、このやっぱり第1の目的に沿って、市にとっても今出荷をしている様々な方々にとっても、そしてまた、事業運営する方にとっても、それぞれがワインワインになるような形で計画をしっかりと立てなければいけないなというふうに思っているところであります。いざれにいたしましても、この整備の最大の目標であるところをしっかりとぶれないように考えて、きちんとした条件づくりをしてまいりたいというふうに思いますし、様々な情報公開や議会の報告等については、行ってまいりたいというふうに思います。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。是非、そういう彩花菜館にしていただきたいなと思っております。

少し時間がありますので、商工水産課長、トイレですよ、新しくなるじゃないですか。あそこ本当にきれいなんですよ、トイレ。あれを別なところに持つて行って、替えるっていう考えは、ございませんか。もったいなくて話にならない。あそこより、トイレが汚いところはね、指宿市はいっぱいある。あれでね、観光客をね、おもてなしができるからってなると、とてもない。少しでもお金をね、浮かそうと思ってそういうところを使いながらしてもどうなのかなと思うんですが、課長、どうなんでしょうかね。時間がね、少し余ってますので、有効に使おうかなと思っていましたので、いかがですか。

○商工水産課長（宮地主税） 今回トイレの部分を建て直しをするということになりますが、あの施設につきましては、国の国土交通省鹿児島国道事務所の所管の建物でございます。市としましては、国が管理する施設になりますので、何ともいろいろな施設の管理の部分については、お伝えすることができますが、議員のお尋ねの件につきましては、ちょっとお答えしかねるというふうに考えております。

○7番議員（新宮領實） あのね、せっかくあるじゃない。そしたらね、国土交通省にね、うちの指宿市でいただきたいんですけど、いかがですかって言ったら、ああいいですよって、おっしゃるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

いやいやもう1回、それをね、国土交通省にね、打診したらどうですか。もうすぐいいですよって言ってくれると思います。もしかしたら、いや、その移設費用まで出しましょうかって言ってくれないですかね。

○議長（西森三義） 誰が答えますか。

○総務部長（渡部徹也） 国のほうからどのようなお答えが返ってくるか分かりませんけれども、議員の御意見を参考にさせていただきたいと、そのように思います。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございました。本当にね、やっぱり市民のためにですよ。全ては、市民のため、ちょっと辛辣な言葉もね、使ったかもしれませんけど、思いは市民のためにです。そのところを是非御理解をいただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	2時16分
再開	午後	2時30分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、松下知恵議員。

○2番議員（松下知恵） 皆さん、こんにちは。今日最後の一般質問です。最後までお付き合いよろしくお願いします。

2番、幸福実現党、松下知恵です。通告に従い、一般質問を行います。

かつて、コンクリートから人へという言葉が掲げられた時期がありました。しかし、社会保障名目で補助金や給付金をばら撒くだけでは、地域は決して豊かにはならないし、発展は望めません。やはり、企業を含む民間が元気であってこそ雇用が生まれ、税収が増え、市は発展していきます。市長が掲げる、すいません、これは、市長は稼げるまちでしたよね。間違えて稼ぐまちで通告しておりますので、今日は、稼ぐまちで統一いたします。市長が掲げる稼ぐまちの実現には、それぞれの産業が地域を支え合い、互いに力を高め合っていくことが不可欠です。今回は、基幹産業の1つである建設業と農業を、まちの未来を形作るためにどう生かし、どう育んでいくかをお聞きしたいと思います。

そこでまず、建築業について質問いたします。建築業は、道路や河川、港湾などの社会インフラの建設や公共施設の整備を通じて地域経済を支えるとともに、災害時には、市民の暮らしを守る守り手として、重要な役割を担っていると思います。また、公共事業を通じて雇用や経済効果を生み、市内での経済循環を促す大きな力ともなります。その建設業の経営力を強化することは不可欠であり、そのために市の予算の在り方も大きく関わってくるものと思います。そこで、通告1、稼ぐまち、建設業の1回目の質問といたしまして、災害時の応急対応や道路・河川の維持管理などを担う建設業の役割を踏まえて、市の土木関係の予算は、どのようにになっているのか、お伺いいたします。

次に、通告2、稼ぐまち、農業について。農業は、長きにわたり地域経済を支え、生活や文化を形作ってきましたが、担い手不足は深刻です。先日のNHKの報道によれば、全国の農地の31.7%に当たる133万9,000haが、10年後には担い手のいない農地になると報じられていました。これまでの施策は、作付けや機械導入といった作る支援でしたが、これからは、売る、稼ぐという経営の視点を組み込み、農林水産省も急務としている担い手不足の確保や農地の集約化を同時に進めていくことが大事であると思います。将来性がなければ、若い世代を引きつけることはできません。であるならば、魅力ある産業として農業の可能性を広げ、今こそ農業を立て直していくべきと考えます。そこで、1回目の質問として、本市においても農業従事者の高齢化が進んでいると思いますが、過去10年間における担い手不足の割

合、20代から40代の若手経営者の割合及び法人の経営体数について教えてください。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 松下議員から、建設業と農業の2つについて、稼ぐまちという観点でお質問をいただきました。私は、建設業のことについて触れたいと思います。

地域経渃が発展する上で、建設業の担う役割は非常に大きくなっています。本市においても、今道路や河川の維持管理、災害発生時の迅速な対応など、重要かつ大切な役割を担っていただいているところです。本市における土木費の予算につきましては、当初予算ベースで申し上げますと、就任以来で言いますと、令和5年度が23億7,487万1千円、令和6年度が24億9,149万6千円、令和7年度、本年度が、30億3,964万4千円と推移をしてきているところであります。併せて、近年非常に頻発化しております大雨や台風などによる災害に対しても、土木施設災害復旧費として、令和6年度、昨年度が約1億8,000万円分、令和7年度も、本年の6月の大雨による被害対策で約8,000万円の災害復旧対応を建設業者に依頼しているところであります。今後もますます道路の維持管理や、施設の老朽化対策など、土木施設などの維持管理に掛かる経費は必要になってくると思いますので、引き続き適正な予算の確保、執行に努めてまいりたいと思います。

もう一つの質問については、担当課より答えます。

○農政課長（前菌洋一） 過去、10年間における担い手不足の状況と、それと、20代から40代ぐらいまでの若手経営者の割合、法人の経営体数についての質問でございます。

まず、担い手不足の状況でございますけれども、農林業センサスの結果によりますと、本市の農業経営体数は、2010年が1,554経営体、2020年が1,164経営体で、390経営体の減少となっております。このうち、20代から40代までの若手経営者数は、2010年が141経営体、2020年が172経営体で、31経営体の増加となっております。また、法人の経営体数でございますけれども、2010年が67経営体、2020年が68経営体で、1経営体の増加となっているところでございます。2010年から、2020年の10年間で、農業の担い手の数につきましては、4分の3程度に減少しているところでございますけれども、経営主が40代以下の経営体が占める割合は増加するなど、世代交代が進行しつつあるというふうに考えているところでございます。

○2番議員（松下知恵） これより2回目以降の質問になります。ただいま、市の土木関係予算についてお答えいただきました。ありがとうございます。直近3年間の当初予算ベースで、お答えいただきましたが、ほぼ横ばいです。しかし、2016年いわき市の大規模断水や今年1月の八潮市での道路陥没など、全国では老朽化インフラが大事故につながっております。本市においても起こり得ることのことであり、事故が起きてからでは遅いのです。市民の安心・安全を守るためにも、未然に防ぐ点検と計画的な補修により、充実した土木関係の予算を付けていただきたいと思います。それが建設業の経営力強化に直結するのではと思ってお

ります。よろしくお願ひいたします。次に、建設業の経営を支える仕組みとして、市が、重機や資材を更新する際に支援を行うことはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○建設監理課長（大岩本幸司） 重機や資材に対して、市独自での支援は特にありませんが、工事に使用する重機等については、工事費の積算において重機の本体費用だけではなく、回送費、燃料費、オペレーター費用、稼働時間に応じた減価償却費等を見積り、工事発注しています。また、公共工事の積算単価は、最新の市場動向を踏まえ、適切な価格形成を図るため、適宜見直されております。さらに、工事契約期間中に資材価格が著しく変動した場合には、契約書に定める手続を経て協議を行い、契約単価を見直すこともできます。

○2番議員（松下知恵） なるほどです。よく分かりました。ありがとうございました。では、建設業の役割を広げるための他業種との連携について、お伺いいたします。建設業の経営力強化の一つとして、他業種との連携を図ることも一つの考えだと思いますが、市はどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○建設監理課長（大岩本幸司） 建設業と農業、観光、福祉などの他業種が連携することで、建設業がインフラ整備の担い手としてだけではなく、地域社会の基盤づくりや地域価値を創造する産業として、持続可能な地域経済の基盤づくりが可能であると考えます。

○2番議員（松下知恵） 冒頭でも申し上げましたとおり、それぞれの産業が地域を支え合い、互いに力を高め合っていくことが本当に大事だと思っています。指宿市は観光のまちをうたっておりますが、その割には道路はボロボロ、道路に覆いかぶさる草、木、市民の皆様からも幾度となく、何とかならんのかと言われます。せっかく指宿を訪れてくださる観光客の皆様が、また来たいと思っていただけるよう、先ほどの予算の部分とも重複いたしますが、道路等の整備を本当によろしくお願いいたします。

続きまして、公共事業について、お伺いいたします。私は8月の初めに、鹿児島東西道路の一部として整備中の、東西トンネルの現場見学会に参加させていただきました。その時に、このような大規模な大公共事業は建設業を中心に、雇用や地域経済を動かし、町全体に力を与えると思い、市長の掲げる稼ぐまちの答えを少しでも導けないかと、今回一般質問のテーマにいたしました。そこで公共事業について、地元企業の受注発注状況について、お伺いいたします。指宿市の令和6年度における公共工事の発注状況を教えていただきたいと思います。また、市内事業者の参入状況がどれくらいなのか、件数、金額を教えていただきたいと思います。

○建設監理課長（大岩本幸司） 少額な随意契約や修繕等を除いた令和6年度の公共工事の発注実績は、一般会計予算による建設工事は93件で、30億1,290万4,233円となっております。また、水道事業に係る建設工事は18件で、3億1,331万9,200円となっております。公共工事の市内業者の受注状況は、一般会計及び水道事業に係る会計の合計で、111件のうち107件の96.3%が市内業者により受注されており、金額では33億2,622万3,433円のうち、約30億7,550

万円の92.5%が市内業者により受注されているところです。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。では、工事発注において、資材調達や下請けなどで地元を優先的に活用する取組は行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○建設監理課長（大岩本幸司） 市が発注する工事において、工事の一部を下請けに依頼する場合は、市内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることを特記仕様書において定めており、あわせて、資材調達についても県産資材の優先使用に努めるよう定めているところです。市においても下請けや資材調達の状況について確認をしております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。それでは、地元企業の発注機会を増やすために、分割発注や共同企業体方式の発注など、入札における検討や工夫を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○建設監理課長（大岩本幸司） 市では、多くの市内事業者が、受注機会を得られるよう、分割発注できる工事は分割発注を行うよう努めています。また、施設等大規模改修となる工事等については、発注する工事ごとに市内の複数業者で特定建設工事共同企業体を組んで工事を行えるよう、共同施工方式での発注を心掛けており、地元企業に配慮した発注内容となるよう努めているところです。

○2番議員（松下知恵） 国の直轄事業として、指宿港海岸整備事業が今進んでおりますが、事業期間と事業費は、どのように推移しているのでしょうか、お伺いいたします。

○建設監理課長（大岩本幸司） 国直轄の指宿港海岸整備事業は、当初、平成26年度から令和5年度までの10年間で事業費120億円を見込んでいましたが、令和3年度時点では、工期は当初計画から4年間延長して、令和9年度までの14年間、事業費は180億円となりました。その後事業費が増額となり、現在の事業計画は、工期は平成26年度から令和9年度までの14年間、事業費は245億円と伺っております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。それでは、その海岸整備事業における地元建設業の受注は、どのくらいあるのでしょうか。分かる範囲で教えてください。

○建設監理課長（大岩本幸司） 国の海岸整備事業による指宿市内事業者の受注については、平成26年度から令和6年度までの11年間で件数が39件、金額は約36億円であると伺っております。また、本市の海岸整備事業に係る工事発注については、令和元年度から令和6年度までで件数が24件、金額は約6億円。こちらについては、全て市内業者への発注になっております。

○2番議員（松下知恵） 国による工事投資額は、市外業者への発注を含めてかなり大きな金額ですが、本市への経済効果額は、どのくらいを見込んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

○建設監理課長（大岩本幸司） 工事投資による本市への経済効果について、具体的な数値は把握しておりませんが、地元業者に発注することによる資材の購入や新たな雇用創出、また、

市外業者が受注した工事についても、受注先の従業員が長期にわたって滞在することで、宿泊業、飲食業、小売業などに大きな経済効果をもたらしているものと考えております。

○2番議員（松下知恵） 国が、現在実施している海岸整備事業が終了した後の大型公共事業に、薩摩半島横断道路の整備などが考えられますが、どのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○建設監理課長（大岩本幸司） 薩摩半島横断道路については、令和3年6月に鹿児島県が策定した県のかごしま新広域道路交通ビジョンに構想路線として位置付けられ、これまでに国や県、南薩4市による検討会やワーキンググループなどを開催しております。また、今年の3月末には、南九州市知覧において決起大会を開催し、行政はもとより多くの市民の方にも参加をしていただきました。あわせて、南薩4市で構成する薩摩半島横断道路建設促進協議会においても、事業の早期実現に向けて国や県に要望活動を行っているところです。今後は、指宿市内のルートについて、関係機関の意見を伺いながら決定し、現在の構想路線から整備路線に位置付けられるように、引き続き国や県に対して働き掛けていきたいと考えております。

○2番議員（松下知恵） 7月にJCの皆さんと議会報告会があり、その中でもこの薩摩半島横断道路の話題が出ました。指宿市にとっても交流人口の増加が期待されておりますので、早期に整備されますよう、よろしくお願ひいたします。

次に、人材育成と女性雇用についてお伺いいたします。先ほど来、建設業の経営力強化について質問してまいりましたが、建設業の経営力を強めていくということは、言い換えれば、地域の企業がしっかりと仕事を頂ける環境を整えることだと思います。ただ、一方で、たとえ仕事が増えたとしても、実際にそれを担う人材が不足しているという大きな課題にも直面しています。そこで、人材確保、育成や技能継承の取組について、建設業も含め、市では、どういう取組をしているのでしょうか、お伺いいたします。

○商工水産課長（宮地主税） 市では、若者の市内事業者への就職を促進するために、高校生を対象とした二つの事業に取り組んでおります。一つ目の地元企業ガイダンス事業におきましては、指宿商業高等学校、山川高等学校、指宿特別支援学校、頴娃高等学校の2年生を対象にして、建設業を含め、およそ30近くの市内事業者から、直接、仕事内容などを聞く機会を設けております。そして、いぶすき魅力発見！Jobツア一事業におきましては、ガイダンスに参加した生徒が3年生になり、進路選択を迫られる6月に、市内事業所を直接訪問する機会を設けております。特に建設・土木業の事業所では、実際に生徒がヘルメットを被って現場を訪れ、そこの雰囲気を直接感じてもらうような取組になっております。また、外国人材につきましては、現状で、市内産業を支える大切な存在となっていることから、育成労など新しい在留資格に関するセミナーを市内事業者向けに開催をしております。なお、技能継承に関する取組としましては、商工業者の技能水準の向上並びに将来を担う人材に、人材の

育成に寄与するため、優れた技能者を表彰する制度を令和5年度に創設したところでございます。

○2番議員（松下知恵） 地元企業ガイダンス事業、いぶすき魅力発見！J o b ツアー。私も、見学させていただいたこともありますが、地道に実績を上げているすばらしい取組だと思います。これからも、更に工夫を加え、若い方の地元企業への就職につながるようお願いいたします。

それでは、建設業というと、男性中心という固定観念がまだ強いですが、工夫次第では女性の参入も期待できるのではないでしょうか。若い人や女性が働きやすい産業であるためには、ＩＣＴの活用も一つの方法だと思いますが、指宿市での活用状況はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○建設監理課長（大岩本幸司） 近年の技術革新により、建設業の現場でも様々なＩＣＴ技術を活用した工事が行われるようになってきているようです。例えば、災害復旧現場での重機の遠隔操作、設計データや現場計測データを建設機械に入力しての施工実施、ドローンを活用した現場管理など、現場の状況に応じて活用も様々なようですが、機材も高額となることから、国や県レベルの大きな現場での導入が中心となっております。市の発注する工事においては、受注した業者の判断により活用している事例が数件あるのが実情です。

○2番議員（松下知恵） では、女性が働きやすい環境として、休憩所や更衣室、トイレなどの環境改善が必要だと思いますが、そこに対する市の支援はないのでしょうか、お伺いいたします。

○建設監理課長（大岩本幸司） 現場で働く際の現場事務所であったり、仮設トイレについては、工事における共通仮設費として積算されており、受注した業者により設置されるものになります。建設業界で活躍する女性が増えるにつれて、トイレ環境の改善も重要な施策の一つとなっており、国においては、水洗の洋式トイレや、臭いを抑えるといった衛生的で快適に使用できる快適トイレを推奨しており、国の工事においては導入されているようです。本市においては、まだ施工実績はありませんが、女性に限らず現場で働く方の環境整備というのは重要なことだと思いますので、他自治体の状況等についても調査研究してまいります。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。女性が活躍することは、建設業界の人材確保にも直結いたしますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

最後に、建設業の人材確保、育成について、私が常々考えていることを提案させていただきます。市内の小中学校の統廃合で空いた学校跡地を活用し、建設業の人材を育成する学校は作れないのでしょうか。具体的には、病院奨学金のように市内の建設業者が学費を支援し、卒業後は3年から5年間、その企業で働くことで、地域の建設業を支える人材を確保する仕組みです。学校跡地に学校を作ることが難しいのであれば、指宿商業高校に建設科を新たに設け、やはり建設業の奨学金で学費を支援するということはできないのでしょうか。今回

は答弁を求めるものではありませんが、私ももう少し調査し、勉強し、いつか一般質問させていただこうと思いますので、その時はよろしくお願ひいたします。

続きまして、稼ぐまち農業について、2回目以降の質問に入ります。NHKニュース報道にもありましたように、全国的には担い手の減少が進む中で、本市におきましては、世代交代もある程度進んでいるとのことで、すばらしいことだと嬉しく思いました。しかし、その担い手を取り巻く環境に目を向けると、まだまだ大きな課題があるのではないかと思います。そこで、農業の担い手を取り巻く環境において、どのような課題がありますか、お伺いいたします。

○農政課長（前園洋一） 課題についてでございますけれども、後継者不足や、従業員の人手不足、それと、農業生産資材や飼料の価格高騰、異常気象等による農作物への被害など、様々な課題があるところでございます。

○2番議員（松下知恵） 担い手の方々を取り巻く課題の一つとして、やはり昨今、大きく影響しているのが、資材や飼料の価格高騰だと受け止めております。そこで、畜産の飼料や、農業生産資材の価格高騰対策として、どのような取組を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○農政課長（前園洋一） まず、配合飼料の価格高騰対策としましては、令和4年度、5年度及び今年度と、農家の購入した配合飼料代に対する助成を行っているところでございます。また、飼料作物の作付面積の拡大、鳥獣被害防止用の電気柵設置などに対する助成のほか、作業労力やコスト削減に向けた飼料作物の栽培実証など、自給飼料の増産に向けた取組を進めているところでございます。

次に、資材価格高騰対策としましては、令和4年度から令和5年度にかけて、国・県による肥料代高騰分の助成への取組に加えまして、堆肥、有機質肥料、緑肥に対する市単独助成を行っているほか、現在、県が行っている被覆資材価格高騰対策緊急支援事業についても推進をしているところでございます。また、堆肥を活用した低コスト肥料の利用促進や、畜産農家との連携による堆肥供給の試み、それと土壌分析による適切な肥料設計、天敵を用いて害虫の発生を抑えることで農薬代の節減が期待できるIPM栽培の推進など、資材費用削減につながる取組を行っているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。市として様々な工夫や支援を講じていただきていることは理解いたしましたが、担い手不足の深刻さを考えますと、市内の労働力だけでは補いきれない部分もあると思います。そこで、外国人の人材活用について、お伺いいたします。かつおぶし工場等では、たくさんの外国人が働いています。農業でも外国人は担い手不足解消の選択肢の一つで大事なことだと思いますが、外国人の人材活用の状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○農政課長（前園洋一） 指宿公共職業安定所の資料によりますと、南九州市の頬ヶ谷地区を含む

数値になるところでございますけれども、令和6年10月末時点における、管内の外国人を雇用する事業所は146事業所で、731人の労働者が雇用されており、そのうち農業、林業が313人となっているところでございます。

また、農業分野における外国人労働者の過去5年の推移については、令和2年が194人であったものが、令和6年が313人と増加をしておりまして、外国人労働者は、本市においても農業を支える大切な労働力となってきていると考えているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。ただいま外国人の人数や実績をお伺いいたしました。では、実際に農業分野では外国人人材をどのように活用しているのか、具体的な取組についてお伺いいたします。

○農政課長（前園洋一） 法人などの大規模な農家等におきましては、年間を通じて安定的な労働力を確保するために、外国人人材を活用するケースが増えているところでございます。市内の法人の中には、20名以上を雇用している事例もございまして、長期的な作業計画の下、農業機械等の技能などを習得させることにより、作業の効率を図っているようございます。一方、個人の農家におきましては、農繁期に必要な分だけ人手が欲しいといったニーズへの対応策としまして、労働力確保マッチングアプリや、農業人材派遣を行う事業者等のサービスを利用することによりまして、期間的な労働力を確保する取組が進んでいるところでございます。

○2番議員（松下知恵） 外国人人材の確保と活用は重要ですが、同時に本市の農業の将来を考えると、新規に就農する方々の定着も大きな課題です。そこで次に、新規就農者の定着支援について、お伺いいたします。過去10年くらいで年間平均どのくらい新規就農者がいるのでしょうか。また、どれくらいの新規就農者が定着しているのでしょうか、お伺いいたします。

○農政課長（前園洋一） 本市における令和6年度までの過去10年間における新規就農者数につきましては、年間平均約16人となっているところでございます。また、この10年で就農された160人のうち、153人が現在、農業を続けられているところでございます。

○2番議員（松下知恵） 数としては一定の就農が見られ、定着率も高い状況が分かり、すばらしいと思います。それでは、新規就農の方々に対して、市として、どのような支援を行っているのか、お伺いいたします。

○農政課長（前園洋一） 新規就農者への支援でございますけれども、国の支援策である、年間最大150万円の経営開始資金の活用や、青年等就農資金による農業機械等の導入などの経営支援を行っているところでございます。また、本市の特徴的な取組といたしまして、指導農業士が、現地研修を行うニューファーマー講座や専属の営農指導活動委員によります巡回指導などを行っているところでございます。さらに、今年度から新たな支援策といたしまして、就農して間もない農家の経営安定対策を目的とします、収入保険への加入支援を行うと

とともに、高齢等によりリタイアした農家のハウスや農業機械等の遊休資産の情報バンク制度を立ち上げまして、その資産を新規就農者へ優先的に引き継ぐマッチング制度の運用に向けた取組を予定をしているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。支援制度の具体的な内容は分かりました。ただ、就農を志す方々にとっては、実際に困ったときに気軽に相談できる窓口や体制があるかどうか、大きな安心につながると思います。そこで、新規就農者が、安心して相談できるような取組を何かしているのでしょうか、お伺いいたします。

○農政課長（前菌洋一） 本市におきましては、農業に関する部署や県の出先機関が、ワンフロア化されておりまして、新規就農者や、これから農業を志す方からの相談があった際には、関係機関が一体となりまして、技術面や農地、資金など、相談者が抱えている様々な相談についてワンストップで受け付けることができる体制を整えているところでございます。また、遠方からの就農相談につきましては、オンラインによる相談窓口を設置することで、より多くの方々が、本市まで出向いて来なくても相談を受けることができるよう、準備を進めているところでございます。

○2番議員（松下知恵） 相談体制が整えられていることは、大変心強く感じます。こうした仕組みが、より多くの新規就農者に広く周知され、安心して活用していただけるよう期待いたします。

次に、援農ボランティアの活用について、お伺いいたします。6月議会で一般質問をさせていただいたときの市長の御答弁の中に、都市部の住民がアルバイトをしながら受入地域の住民との相互交流を深めてもらい、地域のファンになってもらう取組を進めたいというような答弁がありましたが、農業分野では、このような同じような取組が行われていないのでしょうか、お伺いいたします。

○農政課長（前菌洋一） 農業分野における同様の取組といたしまして、働き手を確保したい農家と農業体験やアルバイトをしたい都市住民とのマッチングによる労働力不足の解消と関係人口の創出に寄与することを目的といたしまして、県が、農業労働力確保対策モデル事業を実施しているところでございます。本市におきましても、この事業を活用いたしまして、令和6年度に観葉植物農家が、受入れを行っておりますけれども、令和7年度におきましても同様の受入れが行われる予定となっているところでございます。また、尾下の棚田の景観保全や水稻栽培の取組の中で、ボランティアによる草刈りや田植え、稻刈りなどの農作業体験を通じた地域住民との交流を行っているところです。さらに、大学生の農業実習やインターンシップを通した地域住民との相互交流や、地域のファンになってもらう取組の可能性についても、現在、県内の大学と検討を行っているところでございます。

○2番議員（松下知恵） 営農ボランティアの活用が進められていることは、大変心強く感じました。担い手不足の解消に寄与するだけでなく、地域との交流や理解の促進にもつながるもの

のと思います。農業経営を支えるもう一つの視点として、経営マインドの育成の取組について、お伺いいたします。農業でも経営マインドの育成に取り組むことは大切だと思いますが、市では何か取り組んでいませんか、お伺いいたします。

○農政課長（前園洋一） 市といたしましても、農家自らが事業を計画・分析の上、改善する意識、姿勢といった経営マインドを持つことは重要であるというふうに考えているところであります。こういった農家自身が自分の農業の将来の姿を見据えて、経営計画を策定し、それを市や県が認定し支援する制度といたしまして、認定農業者制度がございますけれども、農業制度資金の利子助成や認定農業者への認定が補助事業の採択要件となっている事業が多いなど、様々な優遇措置があるところです。そのため、市では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づきまして、農家自らが定める経営改善計画の策定と、その実現に向けた支援を行っているところです。また、県と連携しながら、担い手農家への農業経営簿記記帳や税制、法人化に向けた研修を実施しているところです。このほか、指宿市認定農業者会という組織がございますが、会員間における情報交換や研修活動等が行われていることから、市では、この組織運営に関する助言ですか、運営費への支援を行っているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございました。取組の内容は理解できました。他の自治体では、例えば鹿児島市においてですね、農商工等連携マッチング、商品開発支援など、他の自治体では商工会との共同事業で6次産業化を進めている事例もあるようですが、指宿市では農業関連で6次化への支援は行っていないのでしょうか、お伺いいたします。

○農政課長（前園洋一） 6次産業化への支援につきましては、県の大隅加工技術研究センターから、定期的に加工技術セミナーや、同センターの機器等を活用した試作品製造などの支援策に関する情報提供がありますので、希望する農家に対してそれらの情報提供を行っているところでございます。また、農家からの相談内容に応じまして、国・県等からの支援制度の紹介、他の機関等への取り次ぎなど、可能な限りの伴走支援を行っているところです。そのほか、市の商工水産課におきまして、市内で生産される農林水産物を活用した商品開発に関する支援事業を実施しているところですが、この事業につきましては、加工事業者だけではなく、農家も活用できる事業となっているところです。

○2番議員（松下知恵） 私もいろいろ調べてみましたんですけども、本市でも商工会の強みを生かし、例えば販路、パッケージ、価格設計など、計画段階から正式パートナーに位置付け、県のマッチング機能を生かしつつ、商品化から販路までワンストップでの支援を検討してみてはどうでしょうか。

農業ブランディングの推進についてお伺いいたします。地域経済における農業の活性化には、ブランド化も大事だと思いますが、市として農産物のブランディングをどのように推進しているのでしょうか、お伺いいたします。

○農政課長（前菌洋一） 市におきましては、指宿市農業環境負荷低減対策プロジェクト会議を立ち上げておりまして、環境負荷低減につながるIPM栽培や、農産物の付加価値向上によるブランド化に向けた取組を推進しているところでございます。その中で、オクラやスナップエンドウ、ソラマメにつきましては、IPM栽培技術の検証や普及を行っておりまして、消費者に安心して購入していただけるような栽培方法の実践やイメージアップを図っているところでございます。また、県では、一定の基準を満たした農畜産物をかごしまブランドとして認定しまして、県全体のブランドとして、プロモーションや首都圏への大消費地へのセールスなど販路拡大に向けた取組を行っております。本市で認定を受けている品目につきましても、県と連携をしながらブランドの確立に取り組んでいるところでございます。

○2番議員（松下知恵） では、誰をターゲットとして市場を拡大していくのかとか、販路開拓とかの取組は、どのようなものがありますか、お伺いいたします。

○農政課長（前菌洋一） 昨今の健康志向や食料の安全性に対する関心の高まりにより、安心・安全な農産物へのニーズが増加しつつあるところです。そこで、市では、IPM栽培に関するモニターツアーの実施や、ふるさと納税の返礼品化、都市部などにおけるマルシェや、ふるさと納税のファンミーティング等におけるPR販売を行っておりますけれども、そういう機会を通じ、アンケート調査によりニーズを把握し、ターゲット市場となる都市部の消費者へのプロモーションの展開や販路開拓に取り組んでいるところでございます。また、市内におきましても、市内各小学校における出前授業の実施や道の駅のイベント等におけるPR販売など、ブランド化に向けた認知度の向上を図っているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ブランドを継続するには、災害対策が避けられないと思います。自然災害や天候不良が発生した際の被害を最小化するために、農家はどういう取組をしていますか。また、市は、こうした取組をどう促しているのでしょうか、お伺いいたします。

○農政課長（前菌洋一） 災害により対策は異なるところでございますけれども、例えば、強風対策であれば防風ネットの設置など、低温対策であれば不織布での被覆などが考えられるほか、植付時期をずらして被害のリスクを分散させる取組も行われているところでございます。

これらの対策につきましては、栽培管理座談会や新規就農者を対象とした講座等の中で指導が行われているほか、台風や低温被害の予報があった場合は、広報車により市内全域を巡回しまして対策について呼び掛けを行っているところでです。また、農業経営収入保険に加入することで、全ての農産物を対象に自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少が幅広く補償されますので、市としましても、加入促進を図っているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。農家の皆様の努力で、ブランドや災害対応が進められていることは心強く思います。これからは、どれだけ多く作るかももちろん大事で

ですが、どれだけ価値を高められるかが問われる時代でもあります。地域の農業を未来へつなぐためにも、高付加価値型の農業へ少しずつ歩みを進めていくことも大切だと思います。

続きまして、農地の集約とゾーニングの検討について、農地のゾーニングとインフラ整備について、お伺いいたします。農業の未来を見据えた時、農地をどのように守り活用していくかはとても大切な視点です。担い手不足が進む中で、農地の集約やゾーニングの在り方を考えていくことは、避けて通れない課題だと思います。そこで、今後農地をどう守り、どう生かしていくかといった農地のゾーニングと担い手への農地集積について、どのようなことを重視して進めていますか、お伺いいたします。

○農政課長（前園洋一） 農地の維持、活用につきましては、農業振興を図るため、将来にわたって農業に活用し、確保すべき優良な農地を農業振興地域整備計画の農用地区域として指定をしまして、農業以外での利用を原則禁止することで、農地利用の計画的な管理を行っているところでございます。この農業振興地域整備計画につきましては、農業生産や農地の土地利用の動向、土地改良事業などのインフラ整備の見通しなどを見据えまして、おおむね5年ごとに農用地区域の見直しを行っているところでございます。また、農地の集積についての方向を定めました地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画を令和7年3月に市内の22の地区で策定をしているところでございます。今後は、この計画を基に地域での話し合いや耕作者調べ等を行いまして、農地を円滑に担い手へと引き継ぐことができるよう、地域の方々や農業者、関係機関等に協力をいただきながら、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○2番議員（松下知恵） 老朽化した農業インフラの整備をどのように進めていますか、お伺いいたします。

○耕知林務課長（村元重夫） 農業用水施設などの農業インフラにつきましては、完成から相当の年数が経過しており、現在、県営事業による施設の改修や改良などの更新や長寿命化などの対策を順次行っております。また、令和10年度からは、国営の畠かん施設の更新事業も予定されておりまして、現在、関係機関と協議を進めているところでございます。このように、本市の農業インフラにつきましては、今後も施設の維持管理、長寿命化といった対策を計画的に進めてまいりたいと考えております。

○2番議員（松下知恵） 施設や基盤を整えていただいていることは心強く感じます。ただ、それを生かしていくためには、農地をしっかりと使い続けられる環境づくりも欠かせません。そこで、次に遊休農地の解消について、お伺いいたします。NHKのニュース報道でもありましたように、担い手不足によって、今後、耕作者がいなくなる農地が増えると思われますが、農業委員会では、遊休農地の発生防止と解消に向けて、どのような取組を行っていますか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（小吉建治） 農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させてい

ただきます。農業委員会では、農地法に基づき、毎年7月から8月にかけて、農地の利用状況調査を実施し、遊休農地の実態把握と農地利用の総点検を行っております。このほか、日頃から地域の農地パトロールを行い、遊休化が懸念される農地を発見した場合は、遊休農地を未然に防ぐため、新たな耕作者を探すなど、農地の利用調整に努めております。また、すでに遊休化した農地につきましては、担い手に遊休農地再生事業を活用した農地の再生・再利用を推進し、遊休農地の解消を図っているところでございます。農業委員会としては、今後も農政課などと相互に連携し、地域計画に基づく農地の集約化や遊休資産の活用に取り組み、農地などの利用の最適化をより一層進めてまいりたいと考えております。

○2番議員（松下知恵） 遊休農地の解消には、市の丁寧な取組が進められていることが分かりました。その一方で、農地を守り生かしていくためには、正確なデータの管理と活用が大切だと思います。そこで次に、農地データの管理による効率化について、お伺いいたします。農地に関するデータの管理について、農地台帳システムで管理しているデータは、農業の効率化へどのように活用されているのでしょうか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（小吉建治） 農業委員会のデータ管理は、国が一元管理している農地台帳システムを用いて行われております。この農地台帳システムにより、農地の基本的な情報に加えまして、貸借による権利設定等の情報も各種業務に効率的に活用されております。また、農地台帳や農地地図の情報は、国の専用サイトにおいて公表されております。これらを踏まえ、農業委員会では、農家の皆さんがあつ率的に農地情報を得られるよう、今後も担い手への農地の集積・集約化の推進と相続登記義務化の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございました。ここまで稼ぐまち農業について様々に質問させていただきました。丁寧に御答弁いただき、ありがとうございました。稼げる農業を実現することは、農業者の暮らしを支えるだけでなく、本市の未来を開くことにつながります。全世界を見ると、日本の農業は間違いなく世界一進んでいるのではないかでしょうか。ですので、補助金を出して保護すればいいというような考え方ではなく、もっと創意工夫を生かし、高付加価値のものを売り出していけるように、市でも、是非、後押ししていただきたいと思います。農業は、考え方を変えれば非常に有望な未来産業の1つであると信じております。最後に市長にお伺いいたします。農業、建設業をはじめとする基幹産業を、この4年間、どのように稼ぐ産業として発展させ、まちの稼ぐ力を高めていかれたのか。また、今後、稼ぐまち指宿をどのようにしていきたいのか、明確なビジョンをお伺いしたいと思います。

○市長（打越明司） 簡単なようで非常に難しい質問でありますけれども、かねがね、指宿の大きな柱である産業について、特に、農業につきましては、一番基本になるのは、やはり、人と農地だというふうに申しております。人が、持続可能な農業を続けていくために、できる

だけ後継者あるいは新規就農者が、農業をしたくなるような環境を作り、その農業を受け継いでいく、そういう環境を作っていくこと。そしてまた、指宿は、小さな町ですけれども、その小さな町、指宿でも、限りある農地が最大限活用され続けること。この2つが非常に大切だというふうに思い、施策の中心に据えているところであります。それに加えて、先ほどいろんな議論がありましたけれども、そういった業、仕事に就きたくなるような環境にするためには、どうやったら儲かるだろうか、どうやったら、いろんな災害に強くなるだろうか、どのようにしたら様々な技術を習得できるだろうか、あるいは、将来的に長きにわたってしっかりと農業を中心に据えて頑張る人たちに、良い農地、利活用しやすい農地が、どうやったら集まっていけるんだろうか。それを取り囲む様々な条件整備が必要になってまいります。しかし、あくまでも人と農地というのをしっかりと中心に据えて、それを支える様々な施策を開展していく。先ほど、答弁の中にも一部ありましたけれども、さらに、それを大きく支える国営の事業であったり、県営の事業というのを、既に、もう数年後スタートすることを見据えて、今、関係機関と十分な打合せや協議を進めていくところであります。一つの産業を支え続けていくことは、非常に大きな仕事であり、また地域、ふるさとがこれからも生き残っていくためには、とても大事なことであるというふうに思っているところであります。それぞれの産業に対して、それぞれの特徴がありますけれども、そういう環境をしっかりと作っていくために、その人間というものを中心に据えながら、これからも様々な施策を開展していきたいというふうに思っております。

○2番議員（松下知恵） 市長、ありがとうございました。今回初めて、しっかりと向き合って建設業と農業について質問させていただきました。建設業については、先ほども申し上げたとおり、東西トンネルを見学する機会があったこと、農業については、知人に勧められ、金持ち農家、貧乏農家を読んだことがきっかけでした。それから今年度7月より、産業振興部が農水商工観光部に変わったことで、稼ぐまち指宿に対する市としての熱い決意があったのはと勝手に想像して思い切って質問しようと思いました。しかし、建設業も農業も全くの素人ですので、質問も拙い点や未熟な部分も多々あったかと思いますが、執行部の皆様には温かく受け入れていただき、真摯に御答弁くださったことに感謝申し上げます。大変勉強になりました。ありがとうございました。最後に鴨崎部長をはじめ、各課課長さん方、そして職員の方々、農水商工観光部は、稼ぐまち指宿を牽引し、発展させる大事な部署であると思います。市民の皆様の創意工夫、自助努力が実を結ぶよう、そして、勤勉に努力する者が報われる社会になるよう、これからも御尽力くださいますことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

△ 延　　会

○議長（西森三義） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、18日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 西森三義

議員 吉村重則

議員 東伸行

第 3 回 定 例 会

令和 7 年 9 月 18 日

(第 3 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和7年9月18日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第91号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第4 議案第92号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 2番議員  | 松下知恵  | 3番議員  | 山本敏勝  |
| 4番議員  | 前原五男  | 5番議員  | 東勝義   |
| 6番議員  | 西田義哲  | 7番議員  | 新宮領實  |
| 8番議員  | 恒吉太吾  | 9番議員  | 田中健一  |
| 10番議員 | 吉村重則  | 11番議員 | 東伸行   |
| 12番議員 | 井元伸明  | 13番議員 | 新川床金春 |
| 14番議員 | 福永徳郎  | 15番議員 | 高田チヨ子 |
| 16番議員 | 前之園正和 | 17番議員 | 下川床泉  |
| 18番議員 | 西森三義  |       |       |

---

### 1. 欠席議員

なし

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |          |       |
|--------|-------|----------|-------|
| 市長     | 打越明司  | 副市長      | 黒永英樹  |
| 教育長    | 田之上典昭 | 総務部長     | 渡部徹也  |
| 市民福祉部長 | 富永敏尚  | 農水商工観光部長 | 鴨崎一郎  |
| 建設部長   | 窪田幸一郎 | 教育部長     | 湯ノ口繁生 |

|          |       |        |      |
|----------|-------|--------|------|
| 総務課長     | 濱上和也  | 人事秘書課長 | 木下英城 |
| 企画政策課長   | 東忠孝   | 危機管理課長 | 打越貴人 |
| 財政課長     | 上村圭一郎 | 商工水産課長 | 宮地主税 |
| 観光施設管理課長 | 園田浩一郎 | 耕地林務課長 | 村元重夫 |
| 土木課長     | 東恵一   | 学校教育課長 | 船間秀仁 |
| 水道課長     | 安留和信  |        |      |

---

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 池水拓也 | 主幹兼調査管理係長 | 下川裕一 |
| 主幹兼議事係長 | 川畑裕二 | 議事係主査     | 徳留洋美 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び新川床金春議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

17日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、下川床泉議員。

○17番議員（下川床泉） 皆さん、おはようございます。17番、下川床泉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。暑い夏休みも終わり、少しずつでもいいですから、過ごしやすい季節になればいいなというふうに思います。それでも日中は残暑が厳しいですので、熱中症などからないように、これからも注意が必要だと思います。暑くて長い夏、猛暑はうんざりです。いろいろなスポーツ団体では、指宿市総合体育館と開聞総合体育館を使ってスポーツ大会を企画・運営をしています。指宿の体育館は空調設備があり、やや快適に試合ができますけれども、開聞総合体育館ではまだ空調設備がないので、今後は空調設備の検討も必要ではないのかなと思いますので、よろしくお願ひをいたします。長く暑い夏休みも終わりました。鹿児島中央駅と指宿駅を結ぶ観光特急列車、指宿のたまで箱号も毎日3両編成で走り、国外や国内の多くの観光客が利用したことだろうというふうに思います。そして、私は、毎年、第3回定例会の一般質問において、夏休み期間中の若者の活躍を披露させてもらっています。この夏休み期間中に若者がいろいろな場面で大活躍をしてくれました。まず、指宿商業高校のビーチバレーが九州大会で準優勝、全国大会にも出場しました。そして、指宿市と姉妹都市の人吉市との子供会の交換会も、人吉市の水害で途絶えていましたけれども、久しぶりに開催ができ、人吉市で通常どおりの交換会が開催され、子供たちはラフティングやホームステイなどで楽しく交流ができました。ダンスの全国大会で優勝したニュースもありました。ほかにもたくさんの少年団や部活などで大活躍したことだと思います。それぞれに記憶に残る思い出いっぱいの夏休みを満喫したことだろうというふうに思います。

それでは、通告しております二つの項目について質問をいたします。

まず1項目目、水路の安全対策について。今回の事故の状況についてお尋ねいたします。報道等でありました事故につきましては、お亡くなりになった方の御冥福をお祈りいたしま

す。また、遺族、親族の皆様に心からお悔やみを申し上げます。また、救助の際、火傷をした方にお見舞いを申し上げます。今回の事故を聞いてどのように受け止めているのか、今回の事故の状況についてお尋ねをいたします。

次に2項目目、市長の政治姿勢について。1期4年間の取組についてお尋ねをいたします。市長は、この1期4年間、テーマを掲げて、その目標達成に向かってリーダーシップを発揮して市政を運営してまいりました。この1期4年間の取組についてを、まず質問をいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） おはようございます。ただいま下川床議員から二つのお尋ねをいただきました。それぞれお答えをしたいと思います。

まず、今回の事故について、転落事故についての御質問をいただきました。私の方からも、はじめに、今回の事故で亡くなられた方の御冥福を心からお祈りし、御遺族、また、関係者の皆様に心からお悔やみを申し上げたいと思います。あわせて、現場で救助にあたって負傷された方々にもお見舞いを申し上げたいと思います。経緯につきましては、大牟礼三丁目の市道で、高温の温泉排水が流れ込む水路に男性が転落をし、火傷を負われ、それから約10日後に尊い命を落とされました。事故の報告を受け、直ちに現場の安全対策について応急措置を行い、8月初旬までに転落防止のためのガードパイプを設置したところであります。また、並行いたしまして、これまでの間、現場周辺はもちろんのこと、市内全域について水路の状況調査を行い、全貌の把握に努めるとともに、現時点において、安全対策が必要と思われる一定の場所について確認をさせていただきました。今回の事故につきましては、大変遺憾であり、重く受け止めているところであります。このことを教訓として心に刻み、市民の皆様、そして本市を訪れる方々が安全・安心して過ごせるよう、適切な対策をしっかりと講じてまいりたいと考えているところであります。

次に、私の1期4年間の取組についてのお尋ねがありました。実感として、もう4年経ったのかというぐらい忙しく目まぐるしい毎日を走り続けたなという印象であります。市長というのは本当に体力が必要な仕事だとつくづく感じたことが1番の実感であります。1期目の取組として、主なものに絞ってお話をいたします。まず一つ目は、ワンチームづくりであります。いつでもどこでも語る会だと考え、昼間も夜も様々な場所で、地域の方々をはじめ、農業や観光、商工業など様々な分野の方々や市政に関わる色々な団体の方々、また市役所全職員ともランチ会など、様々な形で語り合う場を設け、多くの皆さんと目標や方向を共有できるように努力を続けてまいりました。公式なものだけで約200回ぐらい、いつでもどこでも語る会というものを足すと、この3年半で800回ぐらいはそのようなものを開催したのではないかなどというふうに感じております。また、そこで感じたこと、そこで皆さんから受け取つたいろいろな思いや意見、市民の皆さんにも共有してほしいテーマ、あるいは課題をできるだけ率直に伝えられるように、毎月の広報紙などを活用してタイムリーに発信を続けてまい

りました。また、郷土会や地元出身の企業など、積極的に訪ねて指宿の現状を伝え、ふるさとへの具体的な支援についてお願いを重ねてまいりました。一番大切なことは、目標に向かって、1人の1万歩よりも1万人の一歩の方がはるかに確実だということです。二つ目は、財政再建です。入るを量りて出するを制すという方針の下、次の世代の負担ができるだけ軽くして、指宿の財政が持続可能で盤石なものになることを目標に、令和5年度に指宿市経営改善計画を策定いたしました。現在は8年計画の中の3年目で、計画では、将来負担比率を0にすること。8年目までには貯金を20億円以上増やし、借金を43億円以上減らすこと。経常収支比率については90%以下に抑えるという三つの目標を掲げ、既存事業の見直しを進めてまいりました。あわせて、市役所内の組織再編と意識改革を徹底してまいりました。また、公用車を一元管理化し、稼働状況を把握をし、無駄のない適正な所有台数を設定いたしました。市営唐船峡そうめん流での経営改善対策委員会の立ち上げ、あるいは指宿温泉まちづくり公社の利用料金制の導入、特別期間の設定など、民間的な経営に向けて様々な角度からのアプローチを促してまいりました。また、公共施設へのネーミングライツの導入、ふるさと納税、企業版ふるさと納税も積極的に推進をし、指宿に愛着を持って応援してくださる方々、企業の皆様方の思いを受け止めながら、できるだけの歳入確保に努めてまいりました。あわせて、市役所全員を対象にした稼ぐ市役所職員提案制度を実施をし、250件を超えるアイディアや意見を求め、その中で大賞に選ばれた刻印れんがプロジェクトがようやく今度からスタートしたところであります。三つ目は、住みやすい町についてであります。第一に、人口減少に歯止めをかけるべく、移住・定住の更なる促進に向けて、市役所内に地域創造係を令和5年度に設置をし、Iターンに加えUターンもターゲットにした支援を展開をし、さらに、空き家の有効活用につながる施策についてもスタートいたしました。これについては、職員の頑張りもあり、この4年間で大きく移住・定住の方々の数が増えている状態であります。あわせて、危険空き家対策についても具体的な支援を始めたところであります。一方で、安心して子供を産み育て、子供の健やかな成長を促すため、市役所内にこども課を新たに設置をいたしました。窓口のワンストップを図りながら、子ども医療費の窓口負担ゼロの拡充を行うなど、妊娠、出産、子育ての各ステージに応じた的確な支援体制の実現に取り組んでまいりました。また、小中学校の給食費でも、物価高騰分を市民の税金を活用させていただいて支援することで、子育て世代の負担軽減に努めているところであります。さらに、来月再オープンする山川ヘルシーランドの一角に、全天候型の子供たちの遊び場を整備いたしました。公共施設に遊び場を準備することで、子供たちの発達や子育て世代の交流が促されると考えています。この整備は、ちなみに、クラウドファンディングを活用し、全国の方々から支援を集めて実現することができました。四つ目は、稼げる町であります。まず、各種イベントを全力で支援をして、消費喚起や景気の底上げを図ってまいりました。さらに、域内の経済循環を促すための補助金を創設をし、地域経済が良く回るように、人の

流れが生み出せるようにという取組を、現在、支援しているところであります。観光では、観光ビジョンを策定をし、本市の観光消費額を5年間でコロナ前の令和元年の20%増にするという目標を掲げました。その達成に向けて、各産業が一丸となって実行していくために、指宿市観光・戦略会議を立ち上げました。戦略会議は、具体的な施策の最終的な意思決定の場であります。そのほか、ヘルシーランド温泉保養館やたまで箱温泉、砂湯里のリニューアル、指宿港海岸背後地の緑地帯の整備、指宿中央通りの道路整備の着手、また、道の駅いぶすき彩花菜館においても、民間活力による再生に向けて準備を進めているところであります。最後に、ITと情報発信であります。DXの推進と現在は言われているものであります。本市では、県内で初めて、令和5年1月1日、元旦の日に、私から指宿市デジタル活用宣言を行いました。これを皮切りにDX推進本部を立ち上げ、恥ずかしながら、あまり得意ではない私が県内初めてのDXを、つまり推進本部長に就任したところであります。令和6年度には、全国で数箇所しかないフロントヤード改革のモデル都市に選ばれ、市役所には行かない、市役所で迷わない、市役所で待たない、そして、市役所では書かないといった窓口業務の改善を図るモデル事業を実施をし、市民の皆様に便利になったと実感していただけるようなデジタルを活用した窓口サービスの工夫に、現在、取り組んでいるところであります。また、就任早々、令和4年5月に市民の皆様や指宿出身者への情報提供ツールとして公式LINEの立ち上げを検討し、9月にはスタートさせて、現在、多くの方に利用いただいております。また、指宿市は、今年、全国DX大賞のファイナリストに選ばれ、結果として、大賞を受賞した都城市に次いで全国2位の都市に選ばれたことも報告をしておきたいと思います。るる、お話をさせていただきましたが、私は、この4年間、人を制するものこそが地域間競争に残り、産業や企業間の戦いにも勝ち残れると言い続けてまいりました。1期4年間、これらの施策の中心に、人を見つける、人を育てる、そして、人を支援するということを目標に据えながら、全力で市政運営に取り組んできたところであります。

○17番議員（下川床泉） 2回目以降の質問をいたします。

まず、温泉排水路の安全対策について。1回目の質問で、今回の事故の状況を答弁いただきました。誠に痛ましい事故だと思います。二度とこのような事故が発生しないように願っています。

それでは、今回の事故を受けて、過去の事故の状況について、過去の事故の状況は把握しているのか、お尋ねをいたします。

○土木課長（東恵一） まずははじめに、今回の事故で亡くなられた方の御冥福をお祈りし、御遺族、関係者の皆様に心からお悔やみを申し上げます。

高温の温泉排水が流れる水路の事故につきましては、3件の事故を確認しております。31年前である平成6年に、指宿市十町で80代の男性が水路に落ちた帽子を取ろうと水路に入ったところ、身動きが取れなくなり、病院に搬送されたものの、その後、亡くなったという事

故が発生いたしました。新聞報道によりますと、水路の水温は49度であったと報じられております。平成24年には、大牟礼三丁目の水路近くで遊んでいた男子児童がガードレールを乗り越えた際に履いていたスリッパが水路に落ちたため、それを拾おうとしたところ、水路に転落し、両足に火傷を負ったという事故がありました。また、平成25年に、大牟礼三丁目の水路近くで遊んでいた男子児童が水路に落ちたサッカーボールを取ろうと転落し、火傷を負った事故が発生しております。

○17番議員（下川床泉） 平成6年、そして、24年、25年ということで事故が発生をしているようでございます。温度的にも49度ぐらいあったということで、平成6年の事故ではお亡くなりになっているということで、誠に痛ましいなというふうに思いますけれども、そういう事故があった際にどのような対策をしたのか、分かっている範囲で答弁をお願いをしたいというふうに思います。

○土木課長（東恵一） 平成6年に十町で発生いたしました高齢者の事故につきましては、当時の対応状況などの記録が残っておらず、詳細は確認できませんが、現在、転落防止のためのガードレールとガードパイプが設置されていることを確認しているところでございます。他方で、平成24年及び25年に発生いたしました大牟礼三丁目の児童の事故は、いずれも同じ箇所で発生いたしました。事故発生後、ロープを設置して注意喚起を行い、平成29年度に事故現場を中心に延長100mの転落防止のためのガードパイプを設置しておるところでございます。

○17番議員（下川床泉） 次に、安心安全な対策についてお尋ねをしたいと思います。

今回の事故において、今後、この反省を生かして、このような事故がないようにどのような対策をしたのかをお尋ねをいたします。

○土木課長（東恵一） 事故後、すぐに現地の状況確認、水温測定などの現状調査を行い、事故現場付近の120m区間におきまして、6月25日までにバリケードを設置いたしました。その後、8月8日までに転落防止のためのガードパイプを設置しているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 今回の事故の水路をはじめ、またいろんなところで温泉が排水をされる水路もたくさんあるというふうに思いますけれども、それは通学路でもあるかなというふうに思います。児童生徒への危険箇所の周知と指導、対策は、学校として、また、教育委員会としてはどのような対応をとったのかをお尋ねをいたします。

○教育長（田之上典昭） まずは、尊い命を落とされた方の御冥福をお祈りし、御遺族、関係者の皆様に対し、謹んでお悔やみを申し上げます。また、現場で救助にあたられ、負傷された方にも心からお見舞いを申し上げます。

安心安全な対策について、今回の事故を受けて、児童生徒への周知と指導についてでございます。今回の事故が発生した場所は通学路でもあることから、教育委員会では、事故発生場所を確認をするとともに、児童生徒に対し転落事故防止に向けた注意喚起及び指導を行う

よう、全ての市立学校に対して通知文を発出いたしました。特に、事故が発生した場所を校区に有する関係の学校に対しましては、事故発生場所や高温の温泉排水が流れ込む水路の危険性について、児童生徒に分かりやすく、具体的に指導するようにお願いをしたところでございます。また、各学校には、保護者や地域住民と連携をし、校区内にある危険箇所の情報収集を行い、収集した情報を各学校で作成している校区安全マップに記載し、危険箇所の情報が確実に引き継がれ、継続して安全教育が行われるよう指導しているところでございます。以上です。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。

次に、他にも水路として温泉が排出されるところがあるかなというふうに思います。そういう危険箇所は何箇所ぐらいあるのか、お尋ねをいたします。

○土木課長（東恵一） 今回の事故を受けまして、事故直後の6月下旬から現場へ出向き、8月の26日までの間に、市内全域におきまして、高温の温泉排水が流れ込む水路を中心に32か所の状況を確認し、水温などの調査を実施しているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 32か所ぐらいあるということでございました。

その危険箇所について、どのような対策をしていけばいいのか、対策ができているのか、お尋ねをいたします。

○土木課長（東恵一） 現時点におきまして、おおむね45度以上の温泉排水が流れている水路などの7か所につきまして、安全対策が必要であると判断しております。この7か所につきましては、早急に転落防止のためのガードパイプと、落下防止ネット及び20m間隔での注意喚起看板を設置し、水路への転落を防止する計画としておるところでございます。

○危機管理課長（打越貴人） はじめに、今回の事故で亡くなられた方の御冥福をお祈りし、御遺族、関係者の皆様に心からお悔やみ申し上げます。

再発防止の一つとして、各消防分団においては、毎月管轄地域の防火広報を行っております。これまで消防団の皆様には、防火広報時にカーブミラーや防犯灯の柱の腐食などがないかなど、気が付いた点を報告してもらうよう協力をいただいておるところです。今後の防火広報時に、注意喚起看板や水路のガードパイプが腐食などしていないか、併せて点検を実施するよう依頼してまいります。

○17番議員（下川床泉） 32か所のうち45度以上の7か所について、ガードパイプ、網等の対処をしたということでございますし、また、消防分団の方も回ってくださっているということで、大変有り難いことだなというふうに思います。45度以上ということで、温度がはつきり分かっているというふうには思いますけれども、温泉の排出が多い水路について、定期的に温度計で温度を測って、その計測した温度、今日は何度ですよというふうに知らしめる方法があればいいかなというふうに思いますけれども、その必要性はどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○水道課長（安留和信） まずはじめに、今回の事故でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りし、御遺族、関係者の皆様に心からお悔やみを申し上げます。また、救助の際に負傷された方々には心からお見舞いを申し上げます。

温泉の排水が高温になる水路につきましては、関係部署と連携を図りながら定期的に計測を行い、その把握や周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 指宿市営の温泉でしたらそういうふうにしてできるかなというふうに思いますので、是非ですね、そういう対策も、危険箇所の周知という意味で必要なではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

市民全体への、そしてまた、昨日は観光客へのという話もございましたけれども、そうだなというふうに思いますが、その危険箇所を周知するべく、安心安全な対策について、広報などでお知らせをする必要があるというふうに思いますけれども、このことについてはどのようにになっているのか、お尋ねをいたします。

○土木課長（東恵一） 市民の皆様につきましては、広報紙10月号におきまして、今回の箇所を含め、ほかにもそのような危険箇所がある旨の記事を掲載し、周知を図ってまいります。また、観光で訪れる方々に対しましては、誰が見ましても高温の温泉排水が分かるような外国語表記やピクトグラムを活用しました注意喚起看板を設置するほか、あらかじめ注意を促す方法など、効果的な対応策を検討し、実施してまいりたいと考えているところでございます。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございました。是非、今回のこのような事故がですね、二度と起こらないように対策をいただきたいというふうに思います。

この温泉排水路の安全対策については最後の質問になるかなというふうに思いますが、今までの質問、答弁のやり取りを聞いて、市長の思いをお聞かせいただければ有り難いと思います。

○市長（打越明司） 今回の事故は、温泉とともに暮らし、発展をしてきた指宿にも課題があることを改めて私たちに教えてくれたものと思います。事故があったことを把握した翌日には、私も直ちに現場に立たせていただいて、バリケードの設置、注意喚起の表示など応急的な対策を指示したところであります。同時に、転落防止のガードパイプを発注し、8月8日までに水路沿いの延長120mを設置したところがありました。この安全対策と並行して、これまでの間、市内各所の水路の現地調査を全て行い、その全貌や現時点において取り得る安全対策について、その場所と中身について、既に取りまとめることができたところであります。私は、日頃から、職員の市民に対する心構えの第一として、スピード感を持ってことに当たるということを常々言い続けております。そういったことから考えて、取りまとった時点で、それならば可能な限り早く実行に移すべしという判断で、必要な予算について、補正予算として、本日、この議会で追加で提案をさせていただきたいというふうに思っている

ところであります。どうぞ議員の皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございました。

続きまして、2項目目の市長の政治姿勢について、1期4年間に掲げた目標に向けてどのように取り組んできたのかを先ほど質問いたしました、市長の答弁をいただきました。あつという間の4年間だったと。五つの柱を中心にいろんなことをやっているなというふうに思いました。それでは、その成果はどうだったのか、また、今後、取り組んでいく課題があるのかをお尋ねをいたします。

○市長（打越明司） 1期4年間で取り組んできた重点施策につきましては、市民の皆様と語り合ひ、思いを共有しながら、おおむね順調に成果が表れつつあるというふうには思いますが、それぞれまだまだ十分な達成ができたとは思っていないところであります。経営改善計画や指宿観光ビジョンも、ちょうど今年で計画の3年目であります。今後、まだまだ予断を許さない厳しい目標が待っている状況であります。また、市政に取り組んでいく中で、更に新たな課題が見えてきたというふうに思います。また、市民の皆さんや各種団体の方々とこれまでお話をし、その中でお聴きした御意見、あるいは要望について、まだまだ十分に応え切れていないことも多く、率直に申し上げますと、全体として道半ばだなという思いであります。1期4年間の取組を踏まえて、新たに加わった課題について、幾つか申し上げたいと思います。まずは、人口減少、高齢化社会の進行に伴い、どの業界においても人手不足が非常に深刻な問題になりつつあります。交通においても、民間バスやタクシー等の運転手の担い手が不足し、また、運転手も高齢化が進んでいるところであります。今、手を打たなければ、近い将来、市内を走るコミュニティバスやタクシーなどの運行が成り立たなくなる日が確実に訪れます。この町に住んでいる人、あるいは訪れてくる方、そういう方々が安心して移動できるように、A I オンデマンドや日本版のライドシェアといった次の時代の交通システム、その仕組みづくりを早急に、具体的に取り組んでいかなければならないなというふうに強く感じているところであります。また、人手不足が広がる中、例えば市役所の職員の副業など、一人二役を担えるような仕組みづくりが待ったなしではないかなというふうに考えているところであります。指宿学校給食センターの再整備についても、早急に取り組む課題の一つです。この施設は、衛生管理基準が定められた平成21年より以前に建てられており、現状としては、運用面での工夫をしながら部分的な改修を繰り返し、なんとか安全安心な給食の提供を行っているところであります。現在、指宿と山川の二つの給食センターで市内の小中学校に給食を提供しているところですが、今後、児童生徒数の減少や両施設の更なる老朽化が進み、改修工事が頻繁に発生してくる状況であることを勘案すると、ワンセンター化をし、一つの施設で市内の小中学校の給食を賄えるような整備計画が望ましいのではないか。しかし、整備を進めていく上では、学校給食の性質上、停止ができないということで、様々なハードルはありますが、この問題点をしっかりと把握しながら、これをクリアし、最適な

整備計画を立てていかなければならぬというふうに考へてゐるところであります。指宿港の海岸周辺においては、新たな市民の憩いの場や観光の起爆剤として、海岸の緑地帯の一部供用が始まりました。2年後に完成する指宿港海岸整備の進捗に併せて、指宿駅周辺の機能強化や海岸に向かう指宿中央通りの整備を着実に進めていく必要があります。また、通り会の方々やいろんな団体の方と様々な仕掛けを展開をしながら、にぎわいのある町中を実現をし、その流れを摺ヶ浜、砂漬の周辺まで延伸していかなければなりません。道の駅いぶすき彩花菜館についても、今後、国の整備と併せて民間活力による再整備を実行し、指宿の玄関口の更なる魅力アップを作り出していきたいと考えてゐるところであります。歳入面の心配は、ちょうど就任時にふるさと納税の寄付額が14億7,000万円程度だったわけですが、その後の3年間、おおむねその15%から20%増の16億円から17億円という形で、現在、推移をしているところでありますが、指宿のこの知名度、産業力等々を考えますと、20億円は突破をし、安定的な歳入確保と地場産業の育成に努めたいところであります。とにかく、知恵を結集して、返礼品の魅力アップや新たな商品開発に力を注いでいかなければならぬと考えてゐるところであります。また、今後の財源づくりということで申し上げますと、令和5年に策定をした指宿市観光ビジョンで、令和9年度までに宿泊数を令和元年度のレベル61万4千人ぐらいまで回復をし、市全体の観光消費額を約2割アップするという目標は先ほど申し上げたところであります。この目標を達成するために、経済関係団体の代表の方々による観光・経済戦略会議を立ち上げて、現在、地域全体として稼げる町、特に観光で稼げるような魅力的な町を作っていくために一生懸命取り組んでいるところであります。しかしながら、限られた市の財源の中で、提案された施策を全て実行していくためには、相当な時間と多額の資金が必要になってまいります。それらを少しでもたくさん、少しでも早く実現できるような工夫、投資ができるように、更なる財源づくりに向けてしっかりとした取組が必要だというふうに考えております。いずれにしても、就任以来申し上げております、将来がますます楽しみになる町にするためには、取り組むべき課題はまだまだ多いなということを感じているところであります。

○17番議員（下川床泉） 市長の政治姿勢について、ただいま、成果、そしてまた、今後取り組んでいく課題について答弁をいただきました。

最後になるかなというふうに思いますが、市長選、市議選の日程も決まりました。あと4か月と迫ってまいりました。2期目に向けて、市長の思いをお聞かせいただければ有り難いというふうに思います。

○市長（打越明司） 私は、市長就任直後に、ちょうどこの場所で、市長の仕事は駅伝ランナーのようなものだというお話をさせていただいたと思います。前のランナーから預かったタスキを次のランナーにできるだけ良い状態で渡せる能够性があるか、それが大きな目標だというふうに申し上げました。この指宿、ふるさとの長い歴史の中で、私がタスキを預かってい

る時間というのは、ほんの僅かな短い時間であります。そういう中で、できるだけいいタスキをつないでいく、その目標に向かって頑張っていこうと思います。指宿市の将来を期待する、あるいは楽しみにしていると思ってくださる方を1人でも多く増やすことを目標に、これまで市政の諸課題に真正面から向き合い、休むことなく真摯に取り組んできたところであります。今、思いますのは、将来を期待しながら待っている市民は増えてくれただろうか。あるいは、次のランナーに渡すタスキは、本当に今のこのタスキで十分だろうか、そういうことを日々自問自答を繰り返しているところであります。おかげさまで、いろんな機会で市民にお会いするたびに、次も頑張れよとか、出馬表明はまだしないのかといったような激励の声をいただくことが最近非常に増えてまいりました。また、私を支援をしていただいている後援会の方々の期待の声も受け止めているところであります。とりわけ、最初の目標である楽しみな指宿をつくるという、その目標を達成しなければならないという思いを、今、噛み締めているところであります。この4年間で作り上げた計画も道半ば。そして、先ほど申し上げた新たに見つけた課題も山積しております。このような状態を踏まえ、2期目に向けて立候補の意思を固め、再び市民の皆様に選んでいただけるよう、全力を尽くしていく決意をさせていただいたところであります。

○17番議員（下川床泉） この1期4年間での活躍。その中でも、今、手についた財政再建、8年計画の3年目ということでございますし、指宿市観光・経済戦略会議もこれからいろいろと作戦があるのでないかなというふうに思います。また、新たな課題も見えてきて、人口減少、人手不足、給食センターの件、指宿港海岸の件などなど、たくさんの課題があるということで、2期目に向けて頑張るんだということでございました。大いに手腕を発揮してもらいたいというふうに期待をいたしまして、一般質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

|    |          |
|----|----------|
| 休憩 | 午前10時44分 |
| 再開 | 午前10時55分 |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○13番議員（新川床金春） 皆さん、こんにちは。13番、新川床です。それでは通告に従い一般質問させていただきます。

市民の生命、財産を守るための対策について。この質問項目については、既に数名の議員が一般質問していますので、重複する部分は割愛させていただきたいと思います。

①高温の温泉水が流れる水路について、日常の管理として、市には多くの温泉泉源が存在します。温泉の泉源数と泉源の状況はどのように管理しているのか。

②これまで発生した事故の件数とその対策について。昨日、同僚議員が高温の温泉水が流

れる水路で、既に1名死亡しているということを報告いただきました。私の認識の中では、大牟礼地区で10年ぐらい前に児童が水路に転落し怪我をしたというふうに思っていますが、それに間違いないか。

事故に遭った方の補償について。令和7年6月21日、大牟礼地区で死亡事故が発生した水路では、市が温泉配湯する湯之里の泉源から大量の温泉が夜間は流れています。それに間違いないか。あわせて、市が管理する水路付近で高温の温泉水による火傷により死亡が発生していますが、被害者にはどのような補償を考えているのか、答弁を求めます。

大項目の2番目の大雨による浸水対策について。

①潟口・弥次ヶ湯・大牟礼地区の浸水状況について。新潟口ポンプ場が完成し、潟口・弥次ヶ湯・大牟礼地区の浸水被害は軽減されると聞いていました。新潟口ポンプ場完成後の潟口・弥次ヶ湯・大牟礼地区の浸水状況はどうなっているのか、答弁を求めます。

②の床上・床下浸水被害世帯への対応と補償について。新潟口ポンプ場と水路整備事業に約30億掛けて整備しています。依然として床上・床下浸水が発生しています。30億円の事業費の効果をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

③潟口ポンプ場の台風・豪雨時の対応について。新潟口ポンプ場は、水位が上昇すると水中ポンプが自動で作動するシステムを導入していますが、台風・豪雨時のポンプ場の運転管理はどこに委託しているのか、答弁を求めます。

④弥次ヶ湯ポンプ場の整備計画について。令和5年第1回定例会において、先行して上流側の弥次ヶ湯第2雨水ポンプ場を整備する。令和8年度完成を目指していると答弁しています。弥次ヶ湯雨水ポンプ場整備計画は、進捗はどのようにになっているのか、答弁を求めます。

道下上地区における農村地域防災減災事業の経過と進捗について。令和7年度第2回定例会で耕地林務課から初めて説明がありました。市が県に要望している道下上にある五字文字交差点に水路があるが、20年以上前から豪雨時に交差点付近が冠水するので、バイパス水路を1本設けて、そのバイパス水路から道下東地区にある広大な空き地に2万m<sup>2</sup>ほどの遊水池を整備する計画があります。令和8年度には事業化を見込んでいると説明を受けていますが、間違いないか、答弁を求めます。

大項目2の指宿温泉まちづくり公社の指定管理業務と委託事業について。

(1) 指定管理業務について。①令和6年度の予算と決算について、令和6年度砂むし会館管理の業務に関する収支予算書では、収入が2億4,014万6千円で、収支計算書も内容は同額ですが、間違いないか、答弁を求めます。

令和6年度決算書の損益計算書に、事業収入、純売上として、商品仕入高1,700万5,564円が記載されています。販売収入、利益は記載されていません。この損益計算書では仕入高は記載しているが、棚卸して余った仕入高残高も記載されていません。仕入高があるんだったら、販売収入、利益とか、余った仕入残高はどこで管理しているのか。実際、公金で賄って

おります。市民の税金で運営されている施設ですので、市民の誰でもが理解できるような答弁を求めます。

②平成29年度から令和5年度までの予算の執行状況と決算について。砂むし会館施設受託事業の平成29年度から令和5年度までの予算の推移はどうなっているのか。あわせて、平成29年度から令和5年までの事業収入と事業費の支出額は幾らで、当期経常増減額についても年度ごとに答弁を求めます。

平成29年度から令和5年度までの職員と現業職員の人事費について。平成29年度から令和5年度までの職員及び現業職員の給与手当、賃金の予算額は年度ごとにどのように推移しているのか。あわせて、平成29年度から令和5年度までの職員と現業職員の給与、賃金は、予算額に対して決算額はどうなっているのか。当期経常増減額も年度ごとに答弁を求めます。

委託事業について。①作業員の人事費について。10年以上前から現業職員の賃金を上げてくださいと数名の方から数回要望を受けました。その後、一度だけ賃金を月額1万円上げていただきました。現業職員の賃金は、一般財団法人指宿温泉まちづくり公社定款の第13条及び現業職員就業規則第23条関係給与表があります。現業職員の職員就業規則では年間どれだけ昇給することになっているのか。実際お金を払うのは土木課です。土木課が積算しているので、このことについて答弁を求めます。

(3) 公益目的財産支出計画について。①公益を目的とする支出について。公益財団法人指宿市まちづくり公社は一般財団法人に移行しました。そのために、公益を目的とする支出額7,626万4,613円の取崩状況について、鹿児島県くらし保健福祉部温泉営業係に問い合わせましたが、曖昧な回答を受けました。公益を目的とする支出項目について、県庁で学事法制課の職員を招いて温泉係の担当者と確認しました。指宿温泉まちづくり公社の移行手続の提出書類については、温泉営業の担当者は事業内容がマイナスであればよいと上から言われているので、と御回答いただきました。このことについては、先ほど言った学事法制課の職員も同席したのでびっくりしていました。適正な書類審査を実施したのかと質問しましたが、担当者からはですね、適正な回答はいただけませんでした。鹿児島県が公益目的財産として認定された金額は7,626万4,613円で間違いないか、答弁を求めます。

温泉まちづくり公社の定款で決められた職員給与、現業職員賃金について。給与規定や就業規則を大幅に超えた平成29年から令和元年に向けて、職員給与手当2,862万円、現業職員賃金1,992万円及び修繕費が1,586万円で、総額6,832万8千円の赤字になって、公益目的財産が取り崩されています。赤字を出すことで公益性があるのか、答弁を求めます。

②実施事業の収入と支出額のことについて質問します。平成24年から令和2年、公益目的支出計画は完了しています。鹿児島県が公益目的財産と確定した7,626万4,613円の取崩計画について、公益目的財産の実施事業はどうなっているのか、実施事業の支出額はどのようになっているのか、答弁を求めます。あわせて、公金の取崩しの実態を把握するため、指宿温

泉まちづくり公社が取り組んだ公益目的財産7,626万4,613円の取崩事業について、把握してたらですね、しっかりと市民に報告していただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） 新川床議員の方から非常に多い項目について質問いただきました。その中で、今回の事故で命を失った方の件についての御質問も頂きました。改めて、答弁に当たりまして、今回の事故で亡くなられた方の御冥福を心からお祈り申し上げます。また、御遺族、関係者の皆様には心からお悔やみを申し上げます。さらに、現場で救助に当たって負傷された方々にもお見舞いを申し上げたいと思います。

今回、1千か所以上ある温泉源、泉源がある町でありますけれども、その温泉の流れに対する水路の調査はどうであったかといったような御質問であります。先ほど来、答弁をしておりますように、今回、転落事故を受けて、ちょうど深夜のことでしたが、その日の朝、現場に行かせていただいて、現場の確認をするとともに、まずは応急措置をさせていただきました。同時に、関係各課に集まってもらって、今回の事故を受けて、市内で高温の温泉排水が流れ込む場所、そして、その管理の状況等について、現在の状況確認をしっかりと行うようにということで指示いたしました。温泉については、当該地域で、指宿の大牟礼地区でしたけれども、当該地域のみならず山川地域や開聞地域も含めて、指宿市内にある様々な地域についての調査を行うようにということでありました。現時点におきまして、おおむね45度以上の温泉排水が流れ込んでいる水路が、32か所あった排水路の中で7か所程度であると。そして、その安全対策が必要であるというふうに判断をしているところであります。

残余の質問につきましては、それぞれ担当課長より答弁をさせます。

○農水商工観光部長（鴨崎一郎） 大雨による浸水対策について、ということで、道下上地区の五字文字交差点の件での御質問でございました。まず、先の6月議会で説明したことに間違いないかということでございますが、それで間違いございません。この件につきましてはですね、実は過去にも、先ほど議員が申された20年前からというような懸案でございまして、土地利用の変化や集中豪雨の頻発化というようなことを背景にですね、冠水被害が過去においても数回発生しているというような状況でございます。これらの被害の軽減、解消を図るために、令和8年度の県営事業導入を目指して、これまで事業採択に向けて、県と協議を重ね、県営事業として、バイパス水路の新設、既設水路の改修、親水池の新設などの計画を県に取りまとめをいただいたところでした。しかしながら、その後なんですが、県が行う事業申請時の市の課題として、一つ目ですね、新田川下流域の排水能力不足を市が解消するということを確約する必要があるということ。それから二つ目に、事業費が当初計画の3倍である約15億円となることなども含めましてですね、改めて市が検討を準備しなければならない課題があるという判断からですね、県が行う令和8年度の県営事業申請について、市の意見として、一旦見送ることについての御相談を差し上げたところでございます。

○土木課長（東恵一） まずははじめに、今回の事故で亡くなられた方の御冥福をお祈りし、御遺族、関係者の皆様に心よりお悔やみ申し上げます。また、救助に際しまして、負傷された方々のお見舞いも申し上げます。

これまで発生した事故の件数とその後の対応について、ということの御質問でしたが、高温の温泉排水が流れる水路での事故を3件確認しております。31年前である平成6年に指宿市十町で事故が発生しております。80代の男性が落とした帽子を取ろうと水路に入ったところ、身動きが取れなくなり、病院に搬送されたものの亡くなった事故がありました。当時の新聞報道によりますと、水路の水温は49度であったと報じられております。大牟礼三丁目におきまして、平成24年に、水路の近くで遊んでいた男子児童が水路に落ちたスリッパを拾おうとして転落し、両足に火傷を負った事故が発生いたしました。また、平成25年にも同様に、男子児童が水路に落ちたサッカーボールを取ろうとして転落し、火傷を負った事故がありました。平成24年及び25年に発生した事故は同一の箇所で発生しており、事故後はロープ帶、ロープによる注意喚起を図り、平成29年度に事故現場周辺の約100m区間に転落防止のためのガードパイプを設置いたしたところでございます。

続きまして、事故に遭われた方の補償についてということでの御質問でしたが、その件につきましては、適切にかつ誠実に対応いたします。

○水道課長（安留和信） まずははじめに、今回の事故でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りし、御遺族、関係者の皆様に心からお悔やみを申し上げます。また、救助の際に負傷された方には心からお見舞いを申し上げます。

この水路には、市水道課所管の弥次ヶ湯泉源と湯之里泉源からオーバーフローした温泉水が排水されております。また、この水路には、民間・個人の複数の泉源からも排水をされていることを確認しているところでございます。

続きまして、新潟口雨水ポンプ場の建設後の浸水状況並びにその効果についての御質問でございますが、毎時70mmを超える集中豪雨において被害状況を比較いたしますと、新潟口雨水ポンプ場が整備される前の平成12年6月25日、時間最大雨量毎時78mmの集中豪雨により、床上浸水8戸、床下浸水125戸の被害が発生しております。平成29年3月に新潟口雨水ポンプ場が供用開始されてからでは、令和2年7月8日に時間最大雨量毎時70mmの集中豪雨により床上浸水2戸、床下浸水19戸の被害と、新潟口雨水ポンプ場が供用されたことにより被害の軽減が図れたものと考えているところでございます。また、新潟口雨水ポンプ場の対応状況でございますが、このポンプ場につきましては、水位計により自動でポンプが作動するようになっているところでございます。また、ポンプ場の管理の状況でございますが、当然、水道課も管理をしておりますが、通常のポンプの業務委託をお願いしている業者がございますので、災害時にも、いつでも対応ができるように事前に連携を取りながらお願いをしているところでございます。

また、弥次ヶ湯の雨水ポンプ場の整備状況についての御質問でございますが、2か所の弥次ヶ湯雨水ポンプ場計画につきましては、先行して上流側の弥次ヶ湯第2雨水ポンプ場の整備を令和8年度完成を目指して対応していたところでございますが、令和4年度に国庫補助事業の採択要件である事業効果の算定を行ったところ、基準値を大きく下回る結果となったところでございます。今後弥次ヶ湯雨水ポンプ場の整備については、どのような事業により整備を進めることができるか、国や県と協議を行いながら、あらゆる方策を探り、慎重に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 指宿温泉まちづくり公社の指定管理業務について、令和6年度の予算と決算について、という御質問でございます。令和6年度の収入につきましては、予算、決算ともに2億4,014万6千円となっております。一方、支出につきましては、2億6,420万1千円の予算に対し、2億7,354万1,323円の決算額となっているところでございます。

次に、商品仕入高勘定科目についての御質問でございますが、指定管理業務における年次報告においては、管理経費の收支状況、決算として提出をいただき、その中では使用料、賃借料に計上されているところでございます。一方、損益計算書については、市に提出を求めていない資料ですので、市で答弁する立場にはないところでございます。

次に、平成29年度から令和5年度までの予算の執行状況と決算額についてというところでございますが、ファイリングにございます、令和2年から令和6年の範囲で答弁をさせていただきます。令和2年度から令和6年度の人件費の予算の推移については、令和4年度から令和5年度を除き、増加をしております。また、各年度の予算と決算の比較では、令和6年度を除き、予算内で支出をしているところでございます。

次に、(3) 公益目的財産支出計画について。①公益を目的とする支出について、という御質問でございます。公益目的支出計画は、平成25年に一般財団法人指宿温泉まちづくり公社が鹿児島県の監督の下で策定、実施をし、鹿児島県へ提出したものでございます。この計画につきましては、まちづくり公社の財務運営に関わる内部情報でございますので、市の方では答弁する立場にないところでございます。

次に、公益目的財産支出計画における実施事業収入と支出の額についてでございますが、ただいま申し上げましたとおり、市は答弁する立場にございません。

○13番議員（新川床金春） 市民の生命・財産を守るための対策として、高温の温泉水が流れる水路整備についてですが、この事件は全国版でテレビで放映されております。本当に痛ましい事故でした。事故現場に行ってみると、上流側や下流側ではですね、水路をコンクリートで塞いだ、覆ったところがあります。その市の湯之里泉源から温泉が出てくる、その上はですね、もう囲ってあるんですよ。だから、実際、安全対策として、コンクリートで覆うか、今、すばらしいグレーチングがあるみたいで、グレーチングを設置して人が入らない

ように、落ちないようにできないのか。実際、その前後は塞いであるけど、あの事故があつた場所だけがですね、あのガードレールで仕切ってあります。そこについて答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 今、議員の方からグレーチングの御提案がございましたけれども、温泉の影響でグレーチングの蓋自体が高温になってしまう可能性もあり、また、そのグレーチングの蓋で火傷をしてしまう可能性も否めないところではあります。実際、上流側の方でガードレールをしていないところにつきましては、コンクリートの現場打ちで蓋をしている箇所も、確かに確認はしているところではございます。今回の事故現場につきましても、転落の防止のためのガードパイプを設置いたしまして、今後、またそういう事故が発生しないように対策をとっているところでございます。

○13番議員（新川床金春） これまで発生した事故や件数については、先ほど答弁いただきました。地方自治体の責務は、全ての市民が安心して生活できる環境を提供することだと私は思っております。市の管理する湯之里地区にある温泉泉源から高温の温泉水が自噴し、大量に流れていますが、毎分何t自噴し、何度の温度があの水路に流れているのか、答弁を求めます。

○水道課長（安留和信） 市水道課所管の弥次ヶ湯泉源と湯之里泉源からオーバーフローした温泉水についてでございますが、その排出量につきましては、泉源の湧出量やポンプの稼働状況により一定ではございませんが、毎分470ℓの温泉が湧き出ていることから、そのうち配湯に使用されない一部が水路に排出されているというふうに考えているところでございます。また、温泉の温度は様々な条件によって異なりますが、市において温泉分析を実施した際の温度といたしましては、湯之里泉源が63.3度、弥次ヶ湯泉源が70.7度となっていたところでございます。

○13番議員（新川床金春） 夜間はですね、全ての量が流れているんですよ。ですので、今回の事件が起きたと思うんですよ。ですので、今後も悲惨な事故を発生させないためにはどのような対策が適正だと捉えているのか、答弁を求めます。

○水道課長（安留和信） 確かにおっしゃるように、温泉が流れていないことが一番の安全対策になるかと思いますが、どうしても自然に湧出する、自噴している温泉でございますので、なかなかその温泉を止めることができないところでございます。つきましては、そういう転落防止対策とかを充実させて、安全面に配慮していくみたいというふうに考えているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 次に、事故に遭った方への補償について。市が管理する施設から高温の温泉水が大量に排出されています。1名の死亡事件があったんでしたら、高温の温泉、市の施設から出るんだったら、それなりの危機管理体制が整ってればですね、こういう事故は未然に防げたと思います。未然に防げたものをしてなかつたということから見ればで

すよ、市はどのような補償を考えてるのか、再度、お願ひします。

○水道課長（安留和信） その件につきましては、適切かつ誠実に対応してまいりたいというふうに考えております。

○13番議員（新川床金春） よろしくお願ひします。

次に、大雨による浸水対策について。①潟口・弥次ヶ湯・大牟礼地区の浸水状況ですが、新潟口ポンプ場の周りをですね、回りますと、満潮時はいつも道路に溢れるかなというぐらいの海水が上がってきております。その状況に間違いないか、答弁を求めます。

○水道課長（安留和信） 潮の状況によるかと思いますが、確かにそういう水位が上がっている状況というのは確認しているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 水路にはですね、大量の土砂が溜まっています。土砂の浚渫は毎年実施しているのかどうなのか、答弁求めます。

○水道課長（安留和信） 新潟口雨水ポンプ場につきましては、おっしゃるように土砂が流れ込むところがございますので、毎年度、土砂の浚渫を実施しているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 南記念クリニック側の水路と横断側溝の土砂はですね、もう長くしていないということです。20年ぐらい浚渫していないよと言われております。要望は、毎年、私がしていますけど、されていません。そして、この地区はですね、この前も南日本新聞に載っていましたが、水路が氾濫するから家族の家に避難したという方がいました。土砂が堆積している箇所が何箇所かありますが、現状をどう捉えているか。まず現状について答弁を求めます。

○水道課長（安留和信） 近年の集中豪雨や線状降水帯などの状況もあり、冠水している状況というのを水道課としても確認をしているところでございますので、そういったことができる限り少なくなるよう、今後も対応を考えまいりたいというふうに考えております。

○13番議員（新川床金春） 新潟口ポンプ場が整備されていますが、排水区域は全体で231.48haで、そのうち大牟礼排水区は99.1haですが、10年前の新潟口ポンプ場を整備するとき、市民にはどのように説明したんですか。30億掛けるけれども、台風や集中豪雨のときには30cm水が溜まるんだよということをしっかりと説明したのか。私たち議員も誰も知らない。市民も知らないと思いますけど、聞きに行くと30cm溜まるんですよと言うんですけど、30億で30cm溜まる事業して、それでよかったです。答弁を求めます。

○水道課長（安留和信） 認可の計画といたしましては、完全ドライ化というものが目標にはございますが、まずはできる対策ということで、30cm程度の冠水というのを許容した形での対応ということを計画いたしまして、住民の皆様にも、そういった道路の冠水というのはあります、ポンプ場を整備することにより、いち早くその浸水状況が解消されるということを説明した上で、計画を実施してきたところでございます。

○13番議員（新川床金春） ありがとうございます。道路冠水や床上・床下浸水を防ぐために

はですね、どうしたらいいかと言ったら、担当課でこの前聞いたらですね、ポンプを増設しないといけないと。本当は、あの広大な地域の適正なポンプ設置じゃないんですよ。二期工事をしないと対応はできないということですが、どれだけの容量で、幾らぐらいの工事費が掛かるのか、答弁求めます。

○水道課長（安留和信） 弥次ヶ湯のポンプ場整備につきましては、上流側にまずポンプを設置いたしました、おっしゃるように、二期工事というか、次の段階として、また下流側にもポンプを設置するような計画ではございますが、先ほど申し上げましたように、費用対効果の数値が基準に満たないことから、現在、その整備が進んでいないところでございます。

○13番議員（新川床金春） すいません、今、新潟口ポンプ場を聞いてますので、答弁求めます。

○水道課長（安留和信） 失礼いたしました。新潟口雨水ポンプ場につきましては、現在、毎秒 $10\text{m}^3$ のポンプを設置しているところでございますが、最終的な完全ドライ化ということになりますと、そこに隣接する形で毎秒 $5\text{m}^3$ のポンプを設置するというふうな計画にはなっているところでございます。

○13番議員（新川床金春） その $5\text{t}$ のポンプと水路整備をしたら幾ら掛かるのかって、先ほどそれも聞いたんですけども、お願いします。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

|    |          |
|----|----------|
| 休憩 | 午前11時33分 |
| 再開 | 午前11時36分 |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長（安留和信） 当初の計画で $15\text{m}^3$ のポンプ場を造る計画でございましたので、当時、1回で $15\text{m}^3$ のポンプを造る計画の事業費が37億5,000万円となっていたところでございます。

○13番議員（新川床金春） 濁口、大牟礼地区の浸水対策としてですね、市役所から指宿駅に向かう市道の下流側に、そして、秋元川の隣接するところに広大な耕作放棄地があります。調整池として活用できないかと担当課に提案しましたが、敷地面積と調整池になり得るのか、どのような調査をしたのか、答弁求めます。

○水道課長（安留和信） 柳田川沿いの湯之里地区の調整池につきましては、現地を確認し、広大な敷地があることは認識しているところでございます。また、調整池は、新潟口雨水ポンプ場への流入量を減らすことに一定の効果が見込めるものと考えているところでございます。しかしながら、現地には100筆を超える土地があることや、土地の買収や調整池の建設に多大な費用が必要となることなどから、以前も検討をしているところでございますが、現段階では難しいものと考えているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 実際、十町区画整理の秋元川から東側はですよ、もう工事ができる予定じゃないと思います。実際、あの浸水災害をしている人たちは早くどうかしてくれと

思っております。だから、十町区画整理の代替事業としてそういう事業を取り入れることはできないかなということを、元職員が私に、あそこを使えばということを言ったんだけれども、その人も役職があってそれ以上は言えなかつたと思います。市民の生命財産を守るために、十町区画整理の東側の事業として考えられないか、答弁を求めます。

○建設部長（窪田幸一郎） 今の御質問は区画整理事業の二期目のところのお話というところですけれども、そちらについてはですね、計画は残っておりますけれども、まだ事業実施とはなっておりませんので、また、そこは引き続き考えていくたいと思います。

○13番議員（新川床金春） できないものをずっと認定をもらったままにしているよりも、改善することを取り組んでください。よろしくお願ひします。

潟口ポンプ場の台風・豪雨時の対応について。8月21日、市民から新潟口ポンプ場は回っているかと。水が上がってくるよということで現地に行きました。ポンプ場は、ポンプは回っているけど、部屋は真っ暗でした。30分後に巡回に行った市の職員が帰ってきて、流れてくる流木などごみを撤去する作業をしておりましたが、実際、以前は日本浄水管理に委託したと思いますけれども、雨がたくさん降るときには、すぐあそこに常駐してもらうような契約じゃないんですか。答弁を求めます。

○水道課長（安留和信） 今、御質問があった部分につきましては、おっしゃるように業者に委託をしているところでございます。また、ポンプの方は、水位計で自動で稼働はしているところでございます。あと、議員がお見えになったときに、職員の方はパトロールしながらポンプ場の方に向かっている状況ではございました。あと、その業者の方の対応状況でございますが、この業者には、新潟口雨水ポンプ場以外にも潟山雨水ポンプ場や仮設ポンプ場などの施設に対応できるよう依頼しているところでございまして、待機場所を新潟口雨水ポンプ場に限定はしていないところでございます。

○13番議員（新川床金春） ありがとうございます。それだったら、故障したとき、停電になったりポンプが故障したときは、周りが満水になって、新潟口ポンプ場に、以前、来られなかつた経緯があるので、それを踏まえてですよ、常駐してもらうべきだと思いますが、どうですか。

○水道課長（安留和信） そのような対応につきましては、状況に応じて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○13番議員（新川床金春） 8月21日の台風12号襲来で、昼にはですね、市民向けに避難指示を出し、消防にも出動を依頼しておりました。この日は台風対策本部は設置されたのか。レベル3でしたけれども、実際は浸水被害が報告されていましたので、そのことについて答弁求めます。

○危機管理課長（打越貴人） 8月21日の対応につきましては、15時の時点で、長雨が来るということで、3庁舎に避難所を開設いたしました。午後8時18分に気象台の方から土砂災害警報

が発令されたことを受けまして、同時に災害警戒本部を立ち上げたところでございます。

○13番議員（新川床金春） 対策本部には幹部職員は全員いたんですか。答弁求めます。

○危機管理課長（打越貴人） 警戒本部を立ち上げた際、市役所の方には危機管理課職員、土木課職員等、関係課職員がおりまして、幹部職員につきましては、いつでも情報伝達ができるよう体制を整えていたところでございます。

○13番議員（新川床金春） 8月21日は何かの会合があつて幹部職員はそちらに行ったという話を聞いていますけれども、実際、危機管理がなつてないんじやないかなと。6月には指宿は大変な状況だと全国に放映されて、そして、霧島、姶良地区は線状降水帯で大変な状況でした。そして、21日は、南さつま市が実際大変な状況になっているんですよ。この状況を踏まえてですよ、幹部職員が対応しないということはどういうことなのか、答弁求めます。

○総務部長（渡部徹也） 先ほどの危機管理課長の答弁にちょっと補足をさせていただきますが、8月21日には、15時の段階で雨の状況や被害状況等の情報収集をしっかりとできるように、まず情報連絡体制というものを取りまして、危機管理課職員のほか、関係職員が役所に詰めているという状況です。また、明るい時間帯に避難ができますように、なるべく早くそういうことに取り組もうということで、15時にですね、指宿・山川・開聞の3庁舎に避難所を開設をしたということであります。その後、災害警戒本部というのを立ち上げたのが午後8時18分、これは鹿児島地方気象台から土砂災害警報が発令されたことを受けまして立ち上がったんですけども、その時点ではいつでも連絡がしっかりと取れるという体制をとっていたところでございます。

○13番議員（新川床金春） 対策をとったということでは理解しますけれども、実際、市民が困っているときに、そこに幹部職員はいないといけないのかなと。市長、副市長は、別に行事があればですよ、出でってあれでしようけど、市の幹部職員は対応するのが当たり前だと私は思います。

あと、さっき聞き忘れたのがあって、前に戻りますけど、新潟口ポンプ場の周りをですね、水路が決壊してないか巡回するんですよ。水は30cm以上溜まるんですけども、そこに軽の箱バンで巡回していました。これって危険じゃないかなと思うんですけども、やっぱり担当課にはそれなりの車を配置すべきじゃないかと思います。職員の安全を考えたときにそういう対応ができないのか、答弁を求めます。

○水道課長（安留和信） 先日は、狭い道路を見回りするなどのために軽バンでポンプ場の方に行っておりましたが、水道課の方にも車高が高い車がございますので、今後はそういうふうに公用車を活用するなど、状況に応じた対応に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 優秀な技師が3人いましたよ。あの人たちのことを考えたら大変だなと私は思ったので、対応してくださいね、お願いします。

次に、弥次ヶ湯地区のポンプ場整備ですけど、実際、前回、いちき串木野市の塩田、雨水ゲートポンプ場を視察して、その提案をしております。実際、費用対効果が出ないから国の予算も出ないし、15億掛けて整備できないとなるとですよ、いちき串木野市のポンプは当時1億5,000万。私が行った時は3億でした。倍になっても6億ぐらいでできます。それですと、しっかりと、もう箱物は造らなくて、しっかりと市民の生命財産を守れるようなポンプ場が、いちき串木野市にありますので、そこに行って調査研究してですよ、指宿にはどうでくるか、調査する気持ちはないか、答弁を求めます。

○水道課長（安留和信） 議員から御教示のあったいちき串木野市のポンプ場については、まだ私も見に行けておりませんので、以前、視察に行った職員の情報を再確認するとともに、私どもも改めて調査研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 次に、5番目の道下上地区の農村地域防災減災事業の経過と進捗ということで、事業費が嵩んだからちょっとストップをかけていると。実際、20年間困っているんですよ。20年以上困っているんですよ。この人たちの生命財産を守るのが市役所の責務であり、事業費が嵩んでもですね、今、吹越地区で同じ事業をしております。13年、あと3年掛かって完成しますけれども、16年かかっていますよ。実際、事業費が上がつても、その払うお金は事業したお金だけ払うので、5分の1で済むのか10分の1で済むのかなんですよ。毎年、それを払っていけばこの工事はできます。あとは、新田川の下流も、実際、整備してねって県の職員には言いましたけれども、そういう計画立ててくださいと。今後、どうするかっていうことでした。実際、五字文字が良くなつて調整池ができればですね、この前、警察署から、だいわのところの新田川はどうなりましたか。あれも解消できるんですよ。あの警察署とだいわの河川はどうなったのか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） ちょうど8月の21日の大雨のときに満潮が重なりまして、新田川のところから越水と言いますか、道路の通行止めを、今回、土木課の方でしましたけれども、その状況は確認しているところでございます。

○13番議員（新川床金春） その確認が遅れて、何台の車があそこに水没しましたか。

○土木課長（東恵一） 2台と聞いております。

○13番議員（新川床金春） 私もあそこを8時に通ったときに、もう少しで水没したところでした。白い車が見て、急ブレーキ踏んで回避できましたけど、誰も気付かないんですよ。実際、道下上の工事ができれば、2万m<sup>2</sup>の調整池ができればですね、市民の生命・財産守れますよ。そういうことまで、下流域まで考えてですね、取り組んでいただきたいなと思います。

あとですね、次に行きますね。指宿まちづくり公社の指定管理の部分なんですけれども、令和4年度と、先ほど答弁もらいましたけど、私がですね、開示請求した書類にですね、管理の業務に関する収支予算書、これは指宿が最初に出すんですよ。それは2億4,114万。そし

て、指定管理料がそれで、支出がですね、2億4,000ってなっているんですけど、先ほどの答弁では2億7,000という、別な、こっちにも書類があります。なぜ、指定管理者がする仕事でですよ、市が出す書類、向こうとこうした書類、2種類あるのか。実際びっくりしますよ。担当課がしっかり積算した金額が、管理の業務に関する収支予算書、令和6年度で公文書として私に出てきているんですよ。なぜ2部あるのか、答弁求めます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 管理の業務に関する収支予算書につきましては、指定管理者の指定申請書を提出する際に、令和2年から令和6年の指定管理機関の予算書を提出するものでございまして、その提出した時期は令和元年になります。一方、年度年度、それぞれ予算を見直しながら実施をしていきますので、実際、先ほど申し上げました2億7,300万円という数字につきましては、毎年度、年次報告で提出をされる管理経費の収支状況の決算書となっているところでございます。ですので、指定管理者の指定申請書を出す時期の予算書、そして、一方では、毎年度提出をいただく年次報告書の数字ということで、予算と決算の違いということでございます。

○13番議員（新川床金春） 指定管理者制度の目的は何か皆さん知っていますか。民間ノウハウを生かすことで、多様化する住民ニーズに対応し、住民サービスの向上を図るということです。そして、施設管理コストの縮減により行政負担の軽減を図るとなっているんですよ。指宿市がこの金額で決めた金額内で事業をし、もし機械が、物が壊れた時は50万円以上は市が負担するんですよ。予算よりも約1,000万修繕費が上がっています。その修繕費の内容について、答弁を求めます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） まちづくり公社から事業報告書を受理し、契約内容も履行されていることを確認しております。その50万円以上というところについて、その詳細な内容については答弁する立場にはございません。なお、50万円を超える修繕につきましては、公社の経営判断のもと、市と協議の上、実施をしていただいているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 市の許可は取らないで、指宿市が所有しているものを、市の許可を取ることが私は大事だと思いますし、担当課は幾らの修理代が掛かったかというのを把握しないで、向こうのことだから答えられないというのはどういうことなんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 市としましましては、指定管理料を払って、その指定管理に見合った支出をお願いしているところでございます。一方、まちづくり公社がこのように50万円以上の修繕などもしていただいていることにつきましては、これはまちづくり公社の財産の中でしていただいていることですので、私の方で答弁する立場にないと申し上げているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 自分の持ち物を修理する内容を把握しない。それで、答弁できないということは、中を勝手にいじくられても、もし故障しても、市民にそのつけが回ってくるんですよ。そういうことでよろしいんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 市の方では、修繕の内容については、しっかりと把握をしているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 把握していたら、答弁求めます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 把握しておりますが、その内容につきましては、指定管理料の中ではなく、まちづくり公社の財産の中で実施をしているということですので、答弁する立場にないと申し上げているところでございます。

○議長（西森三義） 時間がまいりました。

○13番議員（新川床金春） 市が出したお金で運営しているんですよ。まちづくり公社は市の委託を受けているんです。それを、市民にオープンにできないということは、どういうことなのか。次の機会にも、またこのことはやりますけれども、市民の税金が上手く使われていないと、大変なことになるということを申し上げておきます。ありがとうございます。

○農水商工観光部長（鴨崎一郎） ただいまの御意見も伺いながらなんですが、基本協定書の中でですね、管理施設の改造、増築、改築、大規模補修については、甲と乙で協議の上、実施するものとすると。さらに、乙が自己の事情により、本業務を実施するために、施設の改善等、施設の現状を変更、使用するときは、あらかじめ甲の承認を得た場合に限り、乙の責任と費用負担により実施することができるものとするというような規定がございまして、ただいまの私どもの答弁については、そこに基づいて、今回、修繕等を行ったというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（西森三義） もう時間がきておりますので。

（発言する者あり）

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

|    |    |    |     |     |
|----|----|----|-----|-----|
| 休憩 | 午前 | 1  | 1時  | 59分 |
| 再開 | 午後 | 0時 | 59分 |     |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○16番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の1人として、平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

今なお病後のリハビリ中で、後遺症を抱えての質問ですので、質問の準備にも時間が掛かり、やり取りの中でのメモもほとんどできない状態での質問になります。そのことから、従来のような質問にはなかなかなりませんが、その点は御容赦をいただきたいと思います。

今回は、温泉問題について何点か伺います。温泉問題については、一昨年の12月議会、また昨年の3月議会において何点か質問をいたしました。そのときの答弁を踏まえて、更に幾つかの点を加えて伺いたいと思います。これまでの質問に対する答弁でも、市内の温泉資源の全体像はなかなか掴めていないというのが実情のことでした。泉源数など、一応は県が

把握しているということですが、実際に活用されているのかどうか、あるいは民間配湯業者の後継者の有無と継続的な事業存続が保証されているのかどうかという問題など、温泉資源の状況把握はどのように進んだのか、まず伺います。あわせて、廃業業者を含めて配湯業者との面談や聞き取り、意向調査はどうなっているのか。これはやるということになっていましたので、答弁をいただきたいと思います。

専門的知識を持った職員の育成については、市職員として工事の管理や掘削に関する技能を持った職員の育成は難しいしながらも、温泉が不可欠の町なので、それにふさわしい職員の育成は念頭に置く必要がある。また、できるだけ経験豊かで知識豊富な、よく勉強した人材を育てるために、これからそういう意識を持って、いろんな機会を考えて、研究していくとも答弁してきました。そこで、専門的知識を持った職員の育成はどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

次に、市の温泉設備の改修や新設について、将来展望も含めてどのように考えているか。市の温泉配湯、その他、市の所有する各種施設を含めて、長期的に考え方を伺います。

次に、名実ともに温泉の街にするためには、市の所有するものだけではなく、場合によつては民間との連携や民間への援助も必要になると思います。それを踏まえて、名実ともに温泉の街にするための施策をどのように考えているのか、伺います。

下水道使用量は、メーターがありませんので、基本的には上水道使用量を基に計算する仕組みになっております。各家庭が温泉の配湯を受けている場合は、一定額を納めるようになっています。上水道の場合は2か月に1回の検針があり、その都度、正しい数字が反映されます。一方で、配湯を受けての、温泉使用については、何らかの理由で配湯された温泉を使わなくなった、あるいは使えなくなった場合も、何もしなければ下水道料金を払い続けることになります。近年は支払いは銀行引き落としだったり、直接支払うにしても内訳を確認して支払う人は少数ではないでしょうか。そうしたことから、温泉配湯と下水道料金との関係において問題が生じているケースもあるのではないかと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

最後に、危険な排水路の現状把握と対策についてです。何名かの人も触れていましたが、6月下旬に高温の温泉排水が流れる水路に市内の男性が転落し、火傷を負って死亡するという残念な事故がありました。亡くなった方と怪我をされた方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。指宿市内には、今回の場所だけではなく、他にも似たような場所があるのでないでしょうか。一般的に、道路管理という視点からの危険箇所の把握とは別に、温泉排水という視点からの危険箇所の把握はどうなっているのか。一部、昨日の答弁も含めてお聞きしておりますが、改めて伺って、1回目といたします。

○市長（打越明司） 前之園議員から、温泉問題について、いろんな角度から御質問をいただいております。その中で、名実ともに温泉の街にするため、どういう施策を考えているかとい

うことでございました。

本市は、古くから豊富に湧出する温泉の恵みを享受し、地域によっては温泉配湯事業により家庭に温泉を引くことができます。また、市内には22の公衆浴場が所在し、市全体に温泉を楽しめる環境が提供され、地域性の高い温泉文化が共有されています。本市に移住を希望する方々や退職後に家や土地を求める方々の一番の目当ても、温かい気候とこの温泉にあると思われます。本市の地域ブランディングを考える上でも特筆すべき地域資源であり、これは守るべき資源の一つであります。申し上げた温泉配湯事業であったり、あるいは市内に所在する数々の公衆浴場であったり、こうした温泉文化を守るために様々な方策を持って取り組んでいかなければならぬなというふうに思っているところであります。また、いよいよ10月にはヘルシーランド温泉保養館が、11月にはたまて箱温泉がそれぞれリニューアルオープンをする予定であります。市民の憩いの場として、観光交流拠点として、更なる賑わいを創出してくれるものと期待をしているところであります。今回のヘルシーランドの再整備において、第2泉源の替掘をいたしましたが、予想を上回る温泉の湧出がありました。今後、この第2泉源の余剰温泉や、蒸気を利用してスメや足湯などに生かすなど、様々な形で市民に還元できる仕組みについて、今後、調査研究をしていきたいというふうに考えております。また、温泉は本市の観光振興、市民の福祉に寄与することはもちろんでありますけれども、産業、市民生活の面では二酸化炭素削減効果が期待されるところであります。市の方でも、2030年までに温室効果ガス排出量を49.4%以上削減することを目標としており、ゼロカーボンを推進する本市といたしまして、脱炭素に向けた出口戦略の一つの柱として、この温泉の活用を推進していきたいというふうに考えております。これらの取組を通して、温泉の街としてのブランド力を更に高めてまいりたいと考えているところであります。

残余の質問については、担当課長より答弁をいたします。

○企画政策課長（東忠孝） 市内の温泉資源の状況把握についての御質問でございますが、市の温泉の全体像につきましては、本市の泉源総数、浴用、農業、養殖など用途別の泉源数、1分当たりの湧出量は、令和6年3月の一般質問で答弁させていただいたものから、特に大きな変化はございません。なお、新たに把握したものとしましては、令和6年度までに民間の配湯事業者への聞き取り調査を実施し、16事業者から配湯を継続している旨の回答をいただき、その時点で約1,200戸に民間配湯がなされていることが分かりました。市営につきましては、令和7年3月31日現在で約600戸に配湯されております。

続きまして、配湯業者との面談や意向調査はどうなっているかという御質問ですが、令和6年度に16事業者と面談し、今後の意向等についてヒアリングを行ったところ、事業者のうち半数は継続の意向があり、残りの半数は、今後、数年のうちに廃業を検討しているようありました。

○人事秘書課長（木下英城） 私からは、職員につきましてお答えをさせていただきます。これ

までも、議会の場におきまして、温泉掘削の工事管理や掘削に関する高度な技術、知見を持った専門職員を育成することは難しいのではないかといった答弁をさせていただいておりますが、その考えにつきましては、現在も変わりはないところでございます。しかしながら、指宿市の職員として温泉に関して一定程度の知識を有することが望ましいとの考え方から、担当部署におきまして、有識者を招いての意見交換会や、市内事業所から温泉設備について技術的アドバイスを受けるなど、知識の習得に努めているところでございます。

○水道課長（安留和信） 市の温泉施設等の長期的な考えについての御質問でございますが、市温泉供給事業におきましては、健全な経営を維持するために必要な財源を確保する観点などから、令和7年4月請求分から温泉使用料を値上げさせていただいたところでございます。今後も、市温泉供給事業経営戦略に基づき、老朽化した施設の改修や更新を計画的に進め、引き続き安定した温泉供給に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、温泉配湯と下水道料金との関係においての御質問でございますが、下水道使用料は、下水道に流した汚水量に応じて負担していただいておりますが、汚水には固体等が含まれており、実際に汚水量を計測することが困難であるため、水道等の使用水量を汚水排水量とみなして算定しているところでございます。また、温泉を流す場合は、下水道使用料に温泉汚水料金が加算され、その使用水量は、一般家庭の場合、1世帯1か月7m<sup>3</sup>と認定しております。なお、民間の温泉を使用開始・休止・廃止する場合、市では把握ができないため、下水道使用温泉汚水届出書を提出していただく必要があり、この届出を受けてから下水道料金に反映しているところでございます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 市の温泉施設整備について、長期的にどのように考えていくかという御質問について、観光施設の方から答弁をさせていただきます。市が所管する観光関連の温泉施設は、地域の観光資源としての役割を担っております。そのため、まずは適切な維持管理を最優先に取り組んでおります。今後の中長期的な整備につきましては、指宿市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画を更新しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○土木課長（東恵一） まずははじめに、亡くなられた方の御冥福をお祈りし、御遺族、関係者の皆様に心からお悔やみ申し上げます。また、救助の際に負傷されました方へ心からお見舞い申し上げます。

危険な排水路の現状把握と対策について、ということで御質問いただきました。今回の事故を受けまして、市内で高温の温泉排水が流れ込む水路を中心に、現地の状況確認と水温などの調査を実施いたしました。現時点におきまして、おおむね45度以上の温泉排水が流れている水路などの7か所について、安全対策が必要であると判断し、早急に転落防止のためのガードパイプと落下物防止ネット及び20m間隔での注意喚起看板を設置し、水路への転落を防止する計画としております。

○16番議員（前之園正和） 泉源数、あるいは湧出量については、温泉台帳を県が管理しているということですけれども、それでは、市として、学術的文献等も参考にしながら調査研究を行っているところだというふうに3月議会でも答弁しておりますが、県が管理している以外、つまり源泉数や湧出量以外、それでは、市が独自に調査し分かったこと、あるいは市が独自に状況把握をしているということは何があるのか、お答えいただきたいと思います。

○企画政策課長（東忠孝） 市の独自の調査と言いますと、確か平成27年だったかと思いますが、ヘルシーランドの周辺で地下の構造を把握するための調査を実施しております。また、その地熱発電に関連しまして、民間事業者から提出していただいているモニタリング等での状況を把握しているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 先ほどの答弁でも、例えば配湯業者についてですが、16業者聞き取りをしたと。そのうち約半数は継続の意向で、約半数は近い将来、廃業するかもしれないというような答弁があったんですが、それを聞いてですね、それでは、どうしてその廃業を食い止める方法はないのかどうかといったことを、それから学んでと言いましょうかね、実情を把握して、その辺も検討されているんでしょうか。

○企画政策課長（東忠孝） 民間配湯事業者の方々から聞き取り調査をした結果、その廃業を検討されている方の背景としまして、高齢、病気、跡継ぎがない、補修やメンテナンスが困難、資金不足、あるいはその利用者の方々からの苦情等についてですね、苦痛だというような御意見など、様々あったところでございます。このようなことから、既に事業を行っている方々にその状況や方針などを聴いておりますが、その方々の分析をし、今後ですね、この事業承継に向けた動きができるんだろうかということで、市では、鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターや指宿商工会議所と連携して、事業承継を希望する事業者に個別の相談会の案内やあっせんを行ったところでございます。

○16番議員（前之園正和） 16業者のうち約半数は廃業するかもしれないという現状にある中で、市としては、どうすれば継続してもらえるかということのために調査研究をし、その方策もできれば探るという理解でよろしいんでしょうか。

○企画政策課長（東忠孝） やはりその事業承継というところが大きな課題だというふうに捉えまして、先ほど答弁しました鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターなどと連携してですね、そういった事業承継に向けての取組を行っているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 湯の街の温泉文化を守れ。指宿市の温泉配湯がピンチということで、テレビでも報道が、8月27日だったと思いますが、なされました。温泉配湯の歴史は、戦前の1937年12月に始まりとあります。その後、高度経済成長とともに民間事業者も相次いで参入、1985年当時は市内の3分の1、約3,800世帯で温泉を楽しんでいたが、長年、市民に親しまれている配湯は、今、岐路に立たされているという報道がなされました。指宿市温泉配湯業組合によりますと、最盛期には30業者近くあった組合員も随分減ってきてているという

ことです。原因の一つが施設の老朽化、経営悪化に加え、民間事業者が直面するのが高齢化による後継者不足ということのようです。これらの現状は時代の流れで仕方ないということで済ますわけにはいきません。指宿にとって、温泉は引き続き重要な産業の一つとして位置付けなければなりませんし、そのためには、民間業者も含めて温泉配湯を守るということは、指宿市にとって温泉の街としての歴史を守ることだと思います。そういう認識の上に立って事を進めるということでよろしいんでしょうか。

○企画政策課長（東忠孝） その民間配湯事業者以外にもですね、市には温泉を活用した多くの公衆浴場等がございます。それら全般含めてですね、大切なこの温泉資源ということを守り、そして、活用していくということを将来にわたってやっていきたいというふうに考えております。

○16番議員（前之園正和） 現状では約半数が近い将来、廃業するかもしれないということで、その手を伸ばすにしても、努力しましたということで済ますのか、いや、とことんやはりそれを守っていくんだという立場で事に当たるのかでは、全く結果が違ってくると思うんですよね。そういう意味から言えば、経営の継承の問題、資金の問題、いろいろあるんでしょうけれども、やっぱりそこは必死になって守っていくんだと。努力しましたけれども、やっぱりは半数減りましたでは困るわけです。その決意をちょっと伺わせてください。

○企画政策課長（東忠孝） この大切な温泉資源を守り抜いて、あるいは使い続けて活用し続けていくということに関しましてはですね、やはりその市だけではなくて、市民の方々につきましてもですね、認識していただきたいなというふうに思っております。その上で、持続可能な活用の在り方というところはですね、しっかり考えていきたいと思っております。

○16番議員（前之園正和） 温泉の街としての指宿を守るために、その歴史の根源とも言える民間を含めた各家庭への配湯業務を守る必要があると思います。今、民間業者が後継者問題を抱え、施設の老朽化の中で経営の継続的な維持に不安を持っている現状の下では、その解決策を示すということになれば、場合によっては何らかの、民間であっても市として何らかの手立てを行う。もっと具体的に言えば、必要なものについては、施設替え等やメンテナンスも含めてですね、財政的な援助も考えていくことも必要ではないかというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

○企画政策課長（東忠孝） 多くの民間事業者の方々と意見交換して、その中で、事業承継を断念する可能性があるというお話は伺っている中でですね、その事業を断念する可能性がある事業者からの意見として、設備更新への補助があっても抜本的な解決にはならないといった意見もあったところでございます。また、温泉地で知られる80を超える自治体に配湯事業者への補助を行っているかどうかを調査しましたが、設備更新に関する補助制度を設けている自治体もなかつたところでございます。

○16番議員（前之園正和） それでは、そのメンテナンスに係る補助をしても、なんか継続の

ために保証にならないような答弁だったかと思うんですが、どうすれば守れるという、温泉配湯をですね。例えば一つの大きな施設を、温泉施設を造ってというのがもうあるでしょうけれども、温泉配湯を守るということは重要な、庶民に直結した温泉の恵みを享受することだと思うんですよね。そういう意味では、温泉配湯を守るということは非常に重要なことだと思うんですが、その点は、少々の、例えば財政的補助をしても上手くいかないのではないかというようなニュアンスに受け取ったんですけども、じゃあどうすればいいと思うんですかね、温泉配湯を守るという意味では。民間だから民間でもう考えなさいということではないと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○企画政策課長（東忠孝） 先ほど答弁しましたが、その持続可能な運営、温泉の活用という視点に立って考えたときに、そのメンテナンス一つをとってもですね、やはりその経費が掛かるところと掛かってないところという、事業者によってというところもあります。やはり自分たちでメンテができるところについては、そういう経費が掛かってないというようなところもあるようございます。

○16番議員（前之園正和） ですから、いろいろな方法があると思うんですけども、とにかく私が伺いたいのは、やっぱり民間の配湯を含めて、市営の配湯も随分減ってきてていると思うんですけども、民間も含めですね、温泉の配湯というのは、やはり温泉の街としての大きな目玉だと、目玉と言ったら悪いんですけども、温泉の宣伝してもいいものだと思うんですね。ですから、大きな施設がありますもいいんですけども、配湯がありますというの一つの大きな売りだと思うんですよ。それをどうして守っていくのかという点ではですね、難しい難しいでは困るんで、そこを真剣に目を向ける必要があるんじゃないかなということは、要は言いたいわけですね。

○企画政策課長（東忠孝） その持続可能な活用という点で、先ほど支出、経費の部分でお伝えしましたけれども、やはりその収入の部分というところもあるかと思います。そこにつきましては、利用者の増、そういったところもあるかと思うんですが、そういった部分について、市の方ではですね、今、ゼロカーボンシティということを進めている中で、この温泉が二酸化炭素排出抑制効果があるということでですね、今現在、シミュレーション等も行おうとしております。そういう数値等の検証結果も鑑みながら、例えば、その公衆浴場の利用推進などを呼び掛けることも考えていくといふうに思っているところでございます。これに加えまして、郷土愛を育む観点あるいは環境教育の観点からも、学校等と連携してですね、そういった温泉の大切さ、活用、そういったところを含めて、視野に入れることを検討していきたいと考えております。

○16番議員（前之園正和） この問題では、繰り返しはもうしたくないんですけども、要は配湯の事業をですね、市営、民間問わず、やはり最大限の努力をして守っていくと、そのための方策を考えるという方向でいいんですか。

○企画政策課長（東忠孝） その通りでございます。やはり大切なのはですね、持続可能なその運用、運営、そこが大切になってくるかと思っております。

○16番議員（前之園正和） それから下水道との関係ですが、下水道料金に温泉の排水分が上乗せされていたところで、後になって、実は業者の廃業によって配湯を受けていないということを申し出て、一定期間の分について還付がなされたという事例があったかと思います。具体的な内容は言いませんが、同じ配湯元から配湯を受けていた人で、他に還付に至ってないところはないのかどうか、その辺はどのようになりますでしょうか。

○水道課長（安留和信） 当該民間事業者から配湯を受けていた方に対して、同様な事例により要件を満たした場合に還付した事例があるところでございます。

○16番議員（前之園正和） 私が、今伺ったのは、その同じ系統の人で配湯元がAとすれば、ここに10人のお客さんがいたと。1人の人が申し出て還付を受けたということになれば、他の9人はどうだったんでしょうかということを伺っているんです。

○水道課長（安留和信） 原則、下水道使用温泉汚水休止・廃止届の提出があった日以降、発生する料金から変更を行っているところでございますが、しかしながら、民間温泉配湯事業者との連絡を取るための御努力ですね、電話をしたり文書を送ったりといったことをとっていただいた上で、届け出書の配湯事業所の証明というか、確かにもう温泉を止めましたというような証明をもらったりとか、あと、下水道使用温泉の届けを当然出していただくんすけれども、あと、温泉使用料の最後の領収書の写しとか、口座の引き落としが確認できるようなものがあった場合には還付を行っているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 事情があつて配湯を受けている人が使わなくなったのでっていうこととは違つて、配湯元がもう配湯を止めたということに起因して還付を受けたということになれば、その配湯を止めたところにぶら下がっているというのは適切じゃないかもしけないけど、配湯を受けている人も配湯を受けていないっていうことになるから、それについてはお宅も停止の手続をしてくださいということはあっても然るべきじゃないかということを言つているんですよ。それぐらいがなされたのかどうかということです。

○水道課長（安留和信） 民間の温泉の使用実態につきましては、温泉利用者と温泉配湯事業者しか知り得ないため、届出制となっているところでございます。このため、民間配湯事業者の配湯停止など情報があった場合には、民間配湯事業者に対して、利用者へ届出が必要であることを連絡してもらうよう協力をお願いしているところでございます。また、市役所内においては、土木課へ下水道区域内の温泉に係る道路専用廃止届出が提出された場合には、水道課で確認をするよう案内してもらうなど、連携を図っているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 配湯停止になったのでということで還付の請求をしたから還付しましたということですけれども、その時点で配湯元が停止したということを行政が把握できているわけですよ。そこから配湯を受けている方については、廃止手続なり所定の手続をし

てくださいということがあって然るべきじゃないですか。申請がないから還付しないという理屈にはならないと思うんですけれども。そこを言っているんですよ。

○水道課長（安留和信） 先ほど申し上げましたように、民間の温泉の配湯につきましては、温泉利用者と配湯事業者しか知り得ないため、届出制となっております。ただし、この事業者につきましては、こちらもそういうお話を伺いましたので、まず登録者の名簿であるとか、先ほど、できればその事業者の方から、御自分が配湯をしていたところに対して、水道課に対して届出が必要であるというのをお伝えしていただきたいという御協力を文書でもお願いしたところでございますが、そこができないのであれば、名簿をいただければ、こちらでも、また、対応のしようがあるかというところで、名簿の提出もお願いをしているところですが、現在のところ、その名簿の提出をいただいているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 今、議論することは、市長も理解されているんですけれども、どう思われますか。配湯業者が、原則的には止まっていますよっていうことを、手続を取らないと還付を受けられないっていうことは分かります。でも、配湯を受けている人の理由じゃなくて、配湯している側が、いわゆる廃業しているということを行政が把握した時点で、いや、配湯を受けている側から手続が出されていないで還付できませんということにはならないんじゃないですか。そこを言っているわけです。市長、お答えください。

○市長（打越明司） 今、再三説明していますように、その配湯する方がお辞めになったと。その際、どういう人が利用しているんですかと、その人たちに伝えてください。もし伝えることができないのであれば、市の方にどういう方が利用しているのか教えてくださいということをお願いしていると。しかし、それをなかなか教えてくれないという状態であると。だから、市の方としてその名簿をいただければ、今、お話ししたように、もしそれ以降払っているのであれば、申請を出してくださいということができますよと、そういうことを、今、お話ししているところあります。

○16番議員（前之園正和） よく分かりました。私の方も若干、認識が正しく捉えてなかつた部分もあるようですけれども、よく分かりましたので。配湯元がどこどこに配湯していますということを行政なりに言ってもらえば、そこに連絡するなり通報があるのでないかということだと受け取りましたんで、それは承っておきたいと思います。

それから、危険な排水路と言っても、温泉の排水が混ざるがために火傷などを負う危険があるというところについては特別な対策が必要になります。今回、補正を組んで上程の予定になっておりますが、そこはもう大いに感謝をしたいというふうに思うんですが、昨日、今日の話の中で、1994年にも死亡事故があったということでした。それで、昨日の答弁だったか今日の答弁だったか、そういう、1994年にも死亡事故が発生したけれども、そのときの記録が残ってないというござりました。記録が残ってないということは、今回は即座に対応されて、補正予算も組むということで上程の予定になっておりますけれども、記録が残っ

てないということは、対処していないんじゃないかと、手を打っていないんじゃないかというふうにも取れるんですよね。やっぱり、どういう手を打ったとかいう記録がないということは、一大事というふうに、当時、認識してなかったのではないかと。そして、対策も取れてなかったのではないかというふうにもとれるわけですが、そういうことになるわけでしょうかね。

○市長（打越明司） 御案内のとおり、この件は31年前の事故であります。31年前の事故についても、私の方からも詳細にできる限り調査しなさいということで、その指示を出しましたが、公的な文書として、例えばその時の工事の請負書であったり発注であったり、様々なものについては、31年間の保存ということは普通ありませんので、公的には文書が残っていないという状況であります。そしてまた、31年も前でありますので、当時、現場に行って対処した方々もですね、ほとんどもう市役所を卒業しているという状況であります。どんな事故であったのかということについては、そのときの事故に遭った方の家族関係であるとか、それを見た方であるとか、そういう方々からもですね、おられた方からは詳しい事情も聞かせていただきましたが、当時、31年前の例えば議会の中でのこうしたものやり取りであるとか、そういったものは、委員会については詳細な記録は残っていないそうですが、本会議についての議事録は残っていますので、本会議の中でそういったことを予算化してお願いをしたいと、あるいはそういうことに、この事故に対する対策についての議論はですね、記録がないわけであります。ですので、公式にどういう形でそれができたのかっていうのは、特に予算内で対応できるものについては、なかなか記録が残らないケースが多いです。今回の場合は、答弁の中でもですね、その場所に、今ある転落防止柵がありますので、それがそのときに取られた対策ではないかというふうに推定をしているというのが現状であります。

○16番議員（前之園正和） 当時、30何年前と言えば、私は既に議員だったんです。そのときも、逐一は詳細には記憶していないんですけども、少なくとも今回のように死亡事故があったので、補正予算を組んで大々的に、全体を把握してやったという記憶はないんですね。全くありません。そして、恐らく30何年前も、現在も、その危険箇所というのは同じところから泉源があって、同じところから発生しているので、恐らく同じ場所だと思うんですね、全体的に言えば。今回いろいろなところで工事しようとしている。既にガードとかがあるのは、そのときにやったのかもしれないというふうに言われますけれども、総じてですよ、同じ場所であったとすれば、そのときやられてないから、今回の事故につながり、あるいは手を入れなきゃいけない。今回、打越市長の下で、危険箇所をやっぱりなくそうという、温泉排水による事故をなくそうということで手を入れたってことは大いに感謝申し上げるんですけども、当時からですね、その後、一大事として認識してこなかったんじゃないかなと。これは現市長に言っても仕方ないことですかね、やっぱりそういう歴史があったんじゃないかなというふうに思うわけですね。だから、その温泉の排水に対する危険という

ものの認識がやはり甘くて、あるいは、行政として継続した認識になってなかつたんじやないかというふうに思うわけです。そのところはどのようにお考えでしょうか。

○市長（打越明司） その時々による、その当時の市長か、執行部の対応、あるいは議会の対応等について、今、私の方で何か断罪をしたり、検証したりすると、点数をつけるということは、これはもう差し控えなければならないというふうに思います、それぞれの時々の判断によってですね、対照的に、そこをきちんとやるというような対処をしたケースもあれば、あるいは平成24年、平成25年のときのように、同じ場所で同じ事故が、子供たちの事故があったというのに対して、具体的な対策は取られたのがその4年後であったというようなケースもあります。ですから、過去に学ぶとすれば、その事故があった場所、そこをしっかりと、防止策を取るのではなくて、それを含めて改めて全て検証してみようということで、今回は、今できるベストなことをしっかりとやっておこうということで対応したということを御理解いただきたいと思います。

○16番議員（前之園正和） 少なくともこれまで、一つの事故をきっかけにして、市長が今言われましたように、全体を見渡して危険箇所はないかということで、全体を見渡すということはこれまでなかつたと思うんですよね。だから、そこら辺は今回の特筆すべき良き点だというふうに思うんですけども、少なくともその裏を返せば、これまでそういう視点で捉えてこなかつたということを物語ってるというふうに私は思うんです。ですから、全体を見渡してみると危険箇所はないかということで、今、進んでいますけれども、そういう視点をですね、持ち続けていただきたいというふうに思うわけです。そしてまた、温泉配湯については、もう継続的経営が困難性が見えているというもとでですね、あのときだったらということで後悔をしたくないわけですね。ですから、いや、少々お金を出してもやっていけるとは言ってないよとかいうことではなくて、やはり温泉配湯という、全国的にも珍しいことを継続していくためにどうするかということは真剣にやっぱり取り組んでほしいというふうに思って、今回、質問をしたわけですけれども、温泉行政について最後に一言いただけますでしょうか。どういうふうにしていくかということを、捉えていくかということですね。

○市長（打越明司） 指宿市内の様々な温泉に関わる施設、市民の方が利用される施設、これは個人の配湯されている住宅も含めて、指宿の持つ非常に生活の質を上げる付加価値の高い資源だというふうに思っているのは、議員と全く同じ、同感あります。その中で、どのような方法があるのかということは、この問題が起きてから私も絶えずいろいろ考え、いろんな方々と議論をしてまいりました。あくまでも、その民間で特に配湯している方々については、それがいわゆる民間の事業ですので、この民間の個人的な事業について、その財産やその営業を市が助けるにはそれだけのやっぱり理由や方法が必要になってくる、知恵が必要になってまいります。様々な角度でそういった制度がないだろうか。特に、先ほど触れましたけれども、この温泉があるがために、実は指宿、配湯を受けているところ、あるいは銭湯

を利用して自宅のお風呂を使ってない方、そういう方々においては通常使うであろう電気やガスを使っていないわけであります。その分だけ指宿市のゼロカーボンに貢献をしているということですが、こういうものを持続していくために、ゼロカーボンで、今、様々なその交付金や助成金がありますので、これダメですかということで、いろんな角度で挑戦をする必要があるなというふうに実は思って、今、研究をしているところであります。今までのルールで言うと、今以上に削減をするという、ここについては応援をするよと、交付金を出すよという制度はあるんですが、今、あるものを維持するためにお金を出していくということについて、なかなかやっぱりいい制度が実は見つからない。だけど、それをもし何もしなければ、結果的にはどんどんどんどん二酸化炭素は排出量が増えていくということになるわけですから、結果的には持続可能な温泉の街を続けることが非常にカーボンニュートラルな町を続けるということなんだと、その部分をですね、是非、理解をいただいて、そういう制度をですね、なんとか活用できないものかということころが一番、今、私が強く思っているところであります。先ほど課長の答弁の中で、全国で温泉を有する町の中で、そうした資産について応援をしている制度というのはあるかということについては、実はそれが制度化されている町は全国ただ一つもなかったということです。ただ、唯一あったのは、今回限りと限定して、施設の更新等々について一定の応援をするよという町は1か所だけありました。しかし、それは、その町のやはり事情、財政の事情、様々なものがあったんであろうということですので、我々としても、その財源も含めて、なんとかいい方法を、知恵を出したいなというふうに強く願っているところであります。是非、一つ、いい方法がありましたら、またアドバイスをいただければと思います。

○16番議員（前之園正和） 1点だけちょっと確認をしたいんですが、配湯業者が配湯を停止したところから、配湯を受けていた人、他の人も配湯停止の手続を取れるようにということに関してですけれども、配湯業者がどこに配湯しているか分からないので、名簿なりもらわないと、手の打ちようがないんだということでしたけれども、それについては、配湯業者であった人にその旨を言うなり、何らかの手立てを取って、配湯を受けていない人は、配湯を受けていない手続ができるようなことを配湯業者に依頼するなり、何らかの手立てを取るっていうことについてはよろしいでしょうか。

○水道課長（安留和信） その件につきましては、現在、その配湯事業者に対して連絡を取りまして、直接、その方にお会いできなかつたので、その方が一応お手紙をくださいということでしたので、配っていた方への周知、若しくはその名簿の提出をしてくださいということでお手紙をお願いをしているところでございます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時53分 |
| 再開 | 午後 | 2時04分 |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東伸行議員。

○11番議員（東伸行） 11番、東伸行です。質問事項は大きく1点であります。打越市政1期目の成果を問うということであります。

2022年、令和4年2月に市長に就任され、来年2月に任期満了を迎えます。これは我々議員も同様ですが、この間、コロナ禍の中、緊急事態宣言が出され、2023年5月、感染症法上の位置付けは5類に移行されました。それ以降もいろいろな制約があり、厳しい市政運営であったと思われます。今年の3月議会でも、市長の方針でありました稼げる町について聞いておりますが、いよいよ、今任期もあと4か月となりました。そこで、3点の要所を挙げて、市長の見解を中心に聞きたいと思います。本日、同僚議員が同じ内容の質問をしておりますが、重複するところもあると思いますが、少しずつでも観点を変えて聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、1点目の質問、終わります。

○市長（打越明司） 東議員から、私の1期目の取組及び成果について、質問を頂きました。午前中の質問と重なるところはありますが、重複する答えにならないように努力をさせていただきたいと思います。

就任以来、将来が楽しみになる町にというキャッチフレーズの下、ワンチーム、財政再建、住みやすい町、稼げる町、情報発信を五つの柱にして市政全般に対して取り組んできたところであります。この中で、数値的な経過や達成度を中心に東議員に答弁させていただきますと、市の経営改善計画の基本目標の一つは、令和12年度までに将来負担率を0にするという目標であります。ちょうど私の就任時が将来負担比率が46.5でしたが、翌年度、令和4年度の末には32.3、そして、令和5年度には18.1、そして今回、令和6年度の決算では16.3となっており、計画を上回るスピードで0へ向かっている状況ではあります。いまだに0は達成していないところであります。この要因としては、令和4年度に比較して、将来負担額を18億円抑制をすることができました。また、基金の保有額を14.8億円増加させたということが最大の要因になっているところであります。しかしながら、基本原則である収入の範囲内で支出をするということがなかなか現在も達成できていないところであります。引き続き財政再建に向けた取組に注力していくなければならないというふうに考えております。住みやすい町に関しては、本市の補助金を活用した移住者の世帯数及び人数について触れさせていただくとちょうど比較をしやすいので、就任前の4年間が53世帯、86人という状況であります。私が就任してからまだ4年は経っていませんが、3年5か月あまり、本日、現在の数で言うと、53世帯、86人だった移住者が124世帯、307人という現在の数値であります。今年度中に、前の4年と比べれば約4倍以上の移住の皆さんを見込めるのではないかなど推定をしているところであります。稼げる町に関しては、観光ビジョンで掲げる令和6年度の観

光消費額290億円が目標でしたが、実績値は303億円ということです。これが2年目の結果であります。しかし、観光入込客数については、目標を16万人下回っているところであります。今年度の目標値は更に上がって、観光消費額が346億円となっており、相当な取組が必要になってくるなど引き締めているところであります。企業誘致に関しては、できるだけ投資を呼び込み雇用を生んでいくために、令和4年度に工場等の設置奨励補助金の申請を開始をし、企業が本市に進出しやすい、あるいは地元企業であっても新たに増設や投資がしやすいという環境を整えました。その結果、申請数が令和5年度は3件、令和6年度は5件、令和7年度は7件を予定しております、右肩上がりに伸びてきている状況であります。交付した補助金は今年で1億4,000万円余りに達する予定であります。ふるさと納税については、就任時の令和3年度の寄付総額が約14億7,000万円余りでありましたが、その後、16億円の前半から17億円の前半まで、おおむね15%から20%増の実績で推移しているところであります。午前中申し上げましたように、指宿市の知名度、産業力から考えますと、20億はやはり突破をし、安定的な歳入確保と地場産業の育成に努めたいところであります。とにかく、今後とも、お知恵を結集し、先進地のよいところを学びながら、返礼品の魅力アップや新たな商品開発に力を入れていきたいというふうに考えておるところです。本市の基幹産業である農業については、農業従事者の高齢化が進み、リタイアされる方も増えてきました。それに伴って、所有される農地、あるいは農業用ハウスや機材等が未利用になってまいります。一方で、新規就農者や規模拡大を目指す方々は、昨今の物価高騰により、新しくハウスを建てたり、新しく機材等を購入することがなかなか厳しい状況にあります。このことが担い手不足を加速させる一つの要因になっているということで、私が常々、人を育てるここと、農地を生かすことが指宿の農政の基本だと様々な場で申し上げてきましたとおり、早急に農地や機械・施設などの登録管理、経営支援や人材育成の情報提供や需給調整などを集中的に行うセンターを構築しなければならないというふうに考えておりまして、現在、その準備を進めているところであります。情報発信については、就任早々、令和4年5月に公式LINE立ち上げの検討をスタートし、9月からスタートさせておりますが、現在、1万8千人余りのお友だち登録をいただいているところです。今後も必要な情報を分かりやすく届けられるように工夫を続けます。また一方で、市役所へのいろんな申請がオンラインでできる。このオンライン申請ができる手続を75手続増やして、コンビニ交付率も約20%に向上させるなど、市役所窓口のデジタル化を積極的に推進してまいりましたが、市民へますますの普及が課題であるところです。

さて、ここで、山川地域に関する取組を少し掘り下げてお話をさせていただきます。まず、ヘルシーランドの3施設の取組についてであります。私が就任する少し前の令和3年11月に、山川砂むし保養施設砂湯里の法面が崩壊をし、営業できない状態になっておりました。さらに、ヘルシーランド温泉保養館、たまた箱温泉、砂湯里の指定管理業務を受託していた

企業が令和4年度末をもって撤退をしたために、翌年度からは市の直営となりました。そのような状況をチャンスと捉え、ヘルシーランド温泉保養館は市民の憩いの場に、たまた箱温泉や砂湯里は外貨を大いに稼いでくれる施設として、それぞれの魅力を更に高めていくため、大規模改修に取り組んでまいりました。砂湯里の法面改修やヘルシーランドの一角に備えた全天候型子供たちの遊び場の整備においては、本市の初めての挑戦として、クラウドファンディングを試み、全国の方々からたくさんの支援を頂いたことは誠にありがたいございました。おかげさまで、砂湯里については令和6年12月に再スタートを切ることができました。そして、いよいよ来月10月にヘルシーランド温泉保養館が、11月にはたまた箱温泉が、それぞれ風呂の日、つまり26日に、10月の26日、ヘルシーランド、11月26日、いい風呂の日には、たまた箱温泉の方をオープンする予定であります。ヘルシーランド3施設が指宿に新たな価値を作り出してくれるというふうに期待をしているところであります。また、大規模改修と併せて第2泉源の替掘を行いましたけれども、予想をはるかに上回る湯量と蒸気量がありました。今後、これらの活用についても検討していく楽しみが残されているところであります。令和3年4月に、山川地域の4小学校が統合し、新生山川小学校が誕生いたしました。同時に、廃校となつた3小学校跡地の利活用が課題となつたわけであります。そのため、就任以来、積極的に利活用の方策を検討した上で、民間のノウハウを活用していくことにいたしました。結果として、旧山川小学校跡地においては、地元の農業法人が地元野菜などの加工施設を運営しております。また、徳光小学校跡地では、地元企業が指宿で初めての地ビールの醸造や空き教室を使ったレストランを運営し、地元の産品を活用しながら地域に賑わいを作り出してくれているところであります。残る利永小学校跡地についても、利活用に向けて、今後、調査、検討を続けていくところであります。これから時代には、後世に引き継ぎたい魅力的な集落を持続可能なものにしていく取組が必要であります。そのためには、うなぎの里再生プロジェクト協議会を設立し、私自身が座長を務めております。鰐地区の方々や支援メンバーと鰐集落の現状や課題などを共有しながら、持続可能なうなぎの里の実現に向けた取組を、現在、進行中であります。1期4年で取り組んできた重点政策については、一部においては成果が表れ始めたものもありますが、まだまだ道半ばであり、新たな課題も加わってまいります。そういう意味から申し上げますと、達成度については、ゴールは随分まだ先にあるというのが率直な思いであります。

**○11番議員（東伸行）** 今、いろいろと述べていただきましたけれども、朝の同僚議員に対しての答弁も同じようありましたけれども、道半ばであるとはおっしゃいますけれども、本人としては、全てに関して着手をして、おおむね順調に進んできているというような感じで言われているように私には聞こえますが、市長の耳にはどういうふうに入っているか分かりませんけれども、私が聞く市民の考え方としては、なかなかだというような状況を言う方も多いいらっしゃいます。それがどこに原因があるのかということはなかなか一言では言えない部

分もあると思うんですが、私が3点挙げておいた中でのですね、各種団体より出された要望等への回答と言いますか、そういうものがしっかりと伝わっているのかどうかっていうことが言えるんじゃないのかなと。そういう団体の方々から要望を聴いたりとか、そういうことはしっかりと聞いてはくれるけれども、それに関する回答とか、どうなっているということがなかなか耳に届かないということがよく言われます。その辺のところについてはどういう考え方なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○人事秘書課長（木下英城） 私からは、市長との意見交換会について、答弁をさせていただきます。

市長との意見交換会につきましては、市内に在住又は通勤・通学するグループや団体を対象としまして、団体等が抱える課題や市への御意見、御提言などについて、市民と行政と一緒に語り合う場となっております。市長就任以来、これまで、区長、それから、自治公民館長、地区役員の方々を中心に多くの地域で意見交換会を行ってきております。また、農業や観光、商工業、各種団体など様々な分野の方々にも年代や性別を問わず多くの場で語り合い、これまで26回の意見交換会を行い、述べ400人ほどの方々に参加をいただいているという実績でございます。この意見交換会では、市の施策や財政に関すること、施設や道路などの維持管理、補修など、これまで300件近い多岐にわたる御意見を賜ってまいりました。頂いた御意見等につきましては、基本的にはできるだけその場で市長や出席している担当職員が回答をするように努めているところでございます。ただ、中にはですね、確認が必要なものもあり、すぐには回答ができない場合もございます。そのような回答ができなかった御意見等も含めまして、頂きました全ての御意見等につきまして、改めて現状や今後の対応など、市の考え方や対応時期について、1か月以内を目安としまして、文書にて各団体の代表者を通じて回答をしているといったところでございます。

○商工水産課長（宮地主税） 私のほうからは、商工関係団体に関してお答えをさせていただきます。

指宿商工会議所主催の市長との対話集会、菜の花商工会主催の行政と商工会との懇談会におきましては、市内商工業者と意見交換する場として毎年出席させていただいております。両団体からの提案、要望等のあった事項につきましては、あらかじめ市としての考え方や対応を取りまとめた上で、その場で直接、回答をさせていただいているところでございます。

○11番議員（東伸行） 今、回答いただきましたけれども、その場で話を、お答えをさせていただいているっていうことなんですが、いろんな要望等についてはですね、その後がどうなったのかっていうことがなかなか見えてこない、聞こえてこないというのが各団体の方々の見解のようです。もうこれからやりますとか、今、こういうふうにやって始めておりますとかという話はその場で聞いたけれども、それが結局、どうなっているのかというのも、それは皆さんの方から言わせれば、それはそちらの方から聞くなり確認するなりしてほしいという

こともあるんでしょうけれども、なかなか一般の方々がですね、それを役所に来て、この間話したけれども、あれはどうなっているんだとか、ちょっと見せてくれとかっていうことはなかなか言いにくい部分もありますので、できればまた、その辺のところについてもですね、報告なりを、書面でもいいし、なんかそういうものを聞いてみたいというような意見もあるようですが、その辺のところは、今、お二方、回答いただきましたけれども、話としては聞こえてきてはおりませんか、どうですか。

○人事秘書課長（木下英城） 重ねまして、市長との意見交換会について、お答えをさせていただきます。

先ほど、1か月以内を目処としまして各団体の方に文書で回答を差し上げているという答弁をさせていただきました。文書による回答後の対応といたしましてはですね、進捗状況に大きな変化などが生じた場合はですね、その状況について、お伝えをしているということでございます。一方で、その御意見や御要望といったものが多種多様ありますことから、中にはそのような対応ができない場合もございます。したがいまして、進捗など御確認されたいことなどがございましたら、回答文書の方にですね、担当する部署や連絡先といったものをお示しをしておりますので、お気軽にお問い合わせをくださいますと幸いでございます。

○商工水産課長（宮地主税） 商工関係団体との対話集会についての対応でございますが、基本的に文書で回答させていただいているところもございますけれども、その中の回答におきまして、検討をさせていただきたい、又は調査研究してまいりたいといったような回答をしている提案、要望等につきましては、対応に時間を要する案件も一部ございます。今後は、一定期間が経過した後でありましても、商工会議所、商工会等を通じて進捗状況をお伝えし、場合によっては相談をさせていただくようなことをしていくように努めてまいりたいというふうに考えております。

○11番議員（東伸行） その辺のところは、私の方からも、また、皆さんにもお伝えしておきたいと思いますけれども、できるだけ、何らかの形でですね、発信ができる方を考えていただければなというふうに思っております。

先ほど市長のほうからも、いろんな産業の中でですね、いろいろいい材料がある中で、なかなかそれがうまく進んでないようなことも言われておりましたけれども、私の住んでいるところは、もう、もちろん御存じのように、漁協とかつおぶし、加工業の町であります。皆さん、市長以下、皆さんどういうふうに感じてらっしゃるか分かりませんけれども、やはりかつおぶしが売れないっていうのが、今、皆さんの共通の意見と言いますか雰囲気ですね、なかなかそれがどこに原因があるのかっていうのが、皆さんともよく話はするんですけども、昨年のですね、春から夏、秋にかけてのカツオが非常に高騰している時期がありまして、値段で言いますと、1kg当たり300円以上、360円から、普通は200円台のところがですね、300円以上、350円を超えて出てくるような時代のときもありまして、結局、それだけの

材料を仕入れたらですね、やはり売る方も、かつおぶしの製品としても値上げをしないとかなかなかやっていけないということで、去年かなり値上げをしたんですね。要するに売り値をですね。今年に入って、意外と安く入って200円台に落ちてきたっていう部分があるんですけれども、それによって多少価格も下げてはやっているんですけども、なかなか売上げが伸びていないというような状況が今も続いているようです。それには、今年のですね、この異常気象の状況もあったりとかいうことがあって、なかなか伸びていないというところがあるようです。その中で、先ほど市長からも出ましたけれども、ふるさと納税とかそういう関係の中でも、なかなかこう思うように、そのかつおぶしの件についてはですね、伸び悩んでいるような部分もあるようです。食品の材料としてですね、もう要するに契約をしてる部分については、もうそれは出ていくのでいいんですけども、要は一般客と言いますか、それがなかなか伸びないと。観光客の減少も響いているのかなというような部分もあるようすれども、その辺のところもあってね、なかなか伸び悩んでいるというような状況があるようです。ですから、今後ですね、かつおぶし業者の方々の課題としては、やはりもっとそういうものをですね、売上げといいますか、それを伸ばすためには、地域のですね、観光がもっと盛んにならないといけないと。それだけではないんでしょうけれども、この、先ほど市長が盛んにおっしゃいましたヘルシーランドのですね、たまたま箱温泉、特に、この休業の延長がですね、かなり響いているというふうにおっしゃる方もいます。お盆からずっとなかなか売上げが上がってないというようなことを言われる業者の方もいます。それだけかなと思ったりもするんですけども、なかなかその辺のところがってですね。というのが、結局、去年の段階から、来年の連休ぐらいには間に合うかどうかっていうような状況のヘルシーランドの大規模改修工事だったんですけども、それがどんどん伸びていって、なんとか、先ほど市長がおっしゃったように、10月の26日、11月の26日ということができたけれども、その間が全然、その地元へのお客様の入りがですね、なかなかだったというようなこともあります。そういうものも含めてですね、加工業者の皆さんも非常に、今後、どうなっていくんだろうなというようなこともですね、思っておられるようです。ですから、先ほど市長が盛んに、最初の就任時の五つのキーワードの中で挙げられた稼げる町ということに関してですね、なかなか実感として伝わってないというような部分があるようすれども、そういうところについて、市長、もうちょっと視点を変えて言うならばこういうこともあるっていうようなことがあったら、答弁していただきたいんですが。

○農水商工観光部長（鴨崎一郎）　ただいま議員のほうから、かつおの業界のお話、それから周辺にあるそういう観光施設等の問題というところで、非常に、特にこの山川地域の観光施設の供用開始については、大変御迷惑をお掛けしているというところではございます。一連のこういった皆さん方の声をしっかりと反映した中でですね、稼いでいただくというところでは、いろんな取組をしております。ただ、一つ、二つ申し上げますと、例えばかつおに関

しては、御承知のとおり、今度12月にですね、産業祭の開催と併せまして、カツオまつりサミットというのが開催をされます。改めて、これについては、全国的なカツオの町が集まって、この指宿ですね、全国的にそこを露出をしていくというような取組をするというふうになっております。あとは観光業界とのいろんな取組の連携というところでございますが、先ほどのいい風呂、それから10月26日ということで、風呂の日に併せて、今回、リニューアルオープンという2施設でございますが、ここらについてはですね、特に、御承知のとおり、今、万博が開催をされておりまして、旅行業界としてもかなりそちらの方にお客さんを取られてるというような状況がございますが、これがあと1か月ほどで終わると、逆転の発想ではございますが、その後、非常にこの10月、11月というのが、そういった意味では、宿泊者を含めて観光客を誘致するということでは非常に合理的かなというようなところもございます。そういうことも背景にしながら、ここをしっかりと対外的に出していく。指宿の名を合わせて露出をしていくというようなことで、こちらについてもですね、しっかりとプロモーションをしていくというような取組を、現在、進めておりますので、そういう取組について御承知いただきたいというふうに思いますが、皆さん方にお知らせをするということがなかなかできてないところについては、私どもの取組不足かなと思っておりますので、そこについてはお詫びを申し上げたいというふうに思います。

○11番議員（東伸行） ありがとうございます。いろんな方策を持ってですね、やっていただきたいというふうに思います。何度も申し上げますけれども、みんながやはり、なんとか上向いてきたねと、売上げもちょっとずつ上がってきたねと、仕事も増えてきたねというような状況をですね、やはりつくるのが市長の役目であるし、行政の方々、我々もそうですけども、一緒になって取り組んでいく状況であるのかなというふうに思っております。

あと、こういう話が出ましたので、挙げるというわけでもありませんけれども、やはりかつおぶし加工業、漁協もそうですけども、ちょうど市長が就任したその3月でしたっけね、超低温冷蔵庫がオープンをして、オープンに市長も来ていただいたというふうに記憶しておりますけれども、あれのおかげでかなり冷凍のストックもできるようにはなったんですけども、やはりまだ冷凍冷蔵庫っていうのはですね、足らない状況であります。ですから、それも含めて、もちろんそれはもう市単独とか漁協単独ということでなかなか難しい状況ではあるんですけども、やはりそういうところもですね、今後、また、漁協さんの方などからお願いとかですね、そういうものもあったりするでしょうけれども、その辺も含めて、今後の展開の中でですね、考えていただければなというふうに思っております。それと、水産加工業の方はですね、話は前、出ていたこともあると思うんですけども、排水処理施設がですね、旧山川時代にできたやつでありますけれども、それがもう老朽化をしてきてですね、なかなかトラブルも多くて、新しくするかどうかというような状況に、もう、今、来ている状況です。ですから、もうその辺も含めて考えていかなければいけないし、それから、先般、

1回話が出たんですけども、なかなか財政的にも、加工組合としてもできないということで、今のところ一時、断念しているんですが、ミール工場ですね、その建替え、移転という問題も今後の大変な材料になるようです。ですから、その辺も含めてですね、また考えていただければなというふうに思っているところであります。

あとですね、この3番目の状況として、市長として市政に対する考え方を職員の方々が十分に理解しているのかというような項目での質問を出しておりますけれども、これについてはですね、要は、私はよくいろんなところで話をさせていただいて、我々も既に話を聞いておるんですけども、市の職員の皆さん、市長のその思いをですね、どの辺まで理解しているのかな、分かっているのかなっていう部分で、ときどきそういうふうに思うことがあるんですけれども、市長はその辺のところはどういうふうに感じてらっしゃいますか。

○市長（打越明司） ちょっと前段の東議員の、特に地元で大きな産業である漁業、あるいは水産加工業等々についてのお話がありました。稼ぐ産業と、稼ぐ指宿ということになれば、非常に幅広く取り扱からなければいけないんですけども、あの地域で特化して言えば、常に漁協さんであったり加工組合の皆さんとはですね、普段、僕が行ったり、こちらに来てもらったりしながら、具体的にいろんな取組についての意見交換をしながら、やはり市の財政状況や各団体の財政状況もあるもんですから、やっぱりそこを勘案しながら、どの段階でどういうことに取り組むかということは、お互いに情報は共有するように努力しています。年間を通じて、特に漁協の場合には、やっぱり海外巻き網船の融資というのは非常に大きな仕事でありますので、例年のように1度だけ、ちょっとコロナ休みをさせてもらったことがありましたけれども、できるだけ毎年、様々な地域に巻き網船の誘致活動に行っております。今年は早い段階で境港に尋ねました。昨年は焼津の方に行かせていただきましたが、そういうところで頂く指宿の山川港への様々な要望があります。こういったものについてもですね、特に、今、話が出た超低温冷蔵庫をですね、整備してほしいなという意見もですね、他の船を持っている会社からもですね、要望いただくことがあります、もし山川漁協がそれに挑戦するというのであれば、我々の支援の方を考えるぞということで意見交換をしてきたんですが、今年はとにかく、今、加工、捌きをする場所を新たに造り直して、それで販売所を今年は移転をすることを最優先の課題としたいということで、今、それを進めております。一方で、加工組合との間では、今、話が出た排水処理場とミール工場について、それぞれ市の方で後押しできる、協力できるところについては、それぞれの担当で応援をしてもらっているところですが、今後、特にこのつくる漁業、育てる漁業という立場で、今までやっぱりこの湾内、非常に豊かであった漁業資源がですね、やっぱりどんどんどんどん磯焼け現象によって枯渇してきているという状況を開拓するために、いろんな提案をしていくことで、今年、県の方とも相談をしながら、できればこの地域に、ブルーカーボンも含めたですね、藻場がさらに造成していくような取組を後押しをしていかないといけな

いなというふうに実は思っておりまして、今、鋭意その準備をしているところであります。一つ一つの作業についていろんな相談や悩みを持ち込まれたり、相談を受けたときには言いっぱなし、聞きっぱなしというの、絶対しないというのが私の信条ですので、必ず答えが出るまで一緒に伴走していくつもりで、これからも取り組んでいこうというふうに思っているところであります。景気の動向、その他については、なかなか一自治体ではいかんともし難いものもありますけれども、あくまでもこの指宿のポテンシャルを信じながら、支援できるところは一生懸命支援していくということを続けていきたいというふうに思います。

私の様々な思いについて、どれくらいその職員が理解をしてくれているのかということになりますと、施政方針などをですね、全職員に周知をして、共通の認識の下、施策に取り組んでいくように努力をしているわけでありますけれども、仕事始め式とか仕事納め式、あるいは毎月1回、部課長会議があります。こういったところを通じて市の目標、方針、動向、課題など、できる限り共有を図って、組織としての意識統一、目標の統一、モチベーションの向上に努めており、この会議の内容につきましては全職員にも周知を図っているところであります。さらに、これまで市長に就任をしたとき、あるいは今年度、改めてそうしたわけですが、全ての庁内の各部署と現状の課題や今年重点的に取り組む事業などについての協議をそれぞれ行ってきたところであります。それぞれの事業の実施に当たっては、方向性や進め方などについても綿密な打ち合わせをさせていただいているところであります。また、職員を期別で、年齢別ですね、一緒にランチ会を開いて、そして、私の考え方を伝えたり、みんなの考え方を聞いたりということで、できる限り今の方針をですね、市がどういうことを、今、求めて動いているのかということを一人ひとりの職員がやっぱり自分のものとして持っていただきなければいけないという意識で、伝える努力をしているところであります。御案内のとおり、指宿市の職員が市民に対して臨む姿勢というのは、1にスピード感、2に分かりやすさ、3に必ず最後までという、この三つはしっかりと守れということで、全職員に常に話をしているところでありますし、あわせて、市役所職員として一番理想的な私たちの仕事の在り方は、最高のサービスを準備する。そして、それを最も少ないコストで準備する。この二つを備えてこそ、本当の我々が目指す市役所のサービスであるということで、その理想を私自身もそれぞれの職員も求めながら、普段、その活動をさせていただいているところであります。市政運営に当たっては、市議会をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力を頂きながら、目標に向かって共通していくことが最も大事であります。そのためにも、まず市役所において、職員が共通認識を持って同じ方向へ進んでいくということが基本中の基本だというふうに思っておりますので、これからも職員と一丸となって取り組んでいけるような環境になるように努力を重ねていきたいと、そう思います。

○11番議員（東伸行） ありがとうございます。今、話がありましたようにですね、特に私の住んでいる山川港に関してはですね、今年はオーシャンフジの入港をということで、私も一

生懸命になりましたけれども、結局、天候不順でなかなか入れなかつたというような状況もあります。来年もまた4月に計画されていますし、御存じだと思いますけど、2月にはまた他のクルーズ船も入ってくると。それについても市長以下、一生懸命協力いただいているというふうに漁協関係者の皆さんもおっしゃっていました。ですから、そういうのも含めですね、何回も言いますけれども、最終的には岸壁にしっかりと着けられるということを目標に我々もやっていこうという、地元関係者としてはですね、そういう話を常にしているところあります。それに向けてですね、一緒になってですね、やっていければなというふうな想いでおります。

それと、今、市長がおっしゃいましたように、いろんな場でですね、職員の皆さんといろんな話をしているということで、食事会をしたりとか、そういういろんな会も設けてですね、きっちりお話をしているというようなことがあります。ただ、もちろんこれはもう本當、釈迦に説法だろうと思うんですが、いろんな他市町、その自治体の中でですね、一方的に押し付けになって、要はパワハラですとかそういう部分もあってですね、職員の皆さんが、口ではいい返事をするけれども、実際のところは聞かないというようなところ、背中を向けたら舌を出しているというような状況もあっては困りますので、しっかりとその話をする中でですね、もちろん市長に向かってですね、いろんな苦言を呈したりしたりする職員も絶対それは必要だと思います。そういう方々も含めですね、やっていかないと、なかなか本当の意味でのいい関係性っていうのはできてこないんだろうなと私は思います。ですから、その辺も含めて、もちろんもうそんなの分かっているということではあるんですけども、一言、言っておきたいと思います。朝もありましたので最後にしたいと思いますけども、やはり市長がですね、施政方針の中で、最初の就任のときにおっしゃったようなですね、もちろんワンチームということも重要でありますし、必ず、すごい力強い思いでですね、指宿を必ず変える、指宿を再生していくというふうにおっしゃったのはもちろん記憶していらっしゃると思いますけれども、その辺のところでですね、最後にもう1回ですね、その辺の意気込みをお聞きして終わりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○市長（打越明司） 4年前に、この前に立って皆さんの前でお話をした、あるいは初めて市長選挙に立候補したときに、市民の方々に熱く語った、その原点に帰って、これからも2期目を目指して思いを新たにしながら、しっかりと懸命な努力を続けていくという決意でございます。

○11番議員（東伸行） 終わります。

○議長（西森三義） 本日の質問はこれにて終了し、残余の質問は19日に行います。

暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時51分 |
| 再開 | 午後 | 2時59分 |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### △ 議案第91号及び議案第92号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第3、議案第91号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、及び、日程第4、議案第92号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件2件であります。

まず、議案第91号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

本案は、令和7年8月21日から22日の大雨によって、農道や市道、公共施設等が罹災したことに伴う災害復旧に関わる委託料等について、計上するものであります。

次に、議案第92号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

本案は、市内各所にある温泉排水が流れ込む水路において、安全対策が必要と思われる場所に注意喚起や転落防止のための工事を行う費用について、計上するものであります。

詳細な内容等につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第91号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,025万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を293億3,480万7千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を補正するものであります。内容につきましては、7ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの事業について、繰越明許費を追加するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費から項3その他公共施設災害復旧費の補正額の合計、3,025万8千円の補正につきましては、8月21日から22日の大雨により罹災した農道、市道、公共施設等の災害復旧に係る補正であります。なお、罹災した施設名と罹災状況、被害額及び補正対応等の内訳につきましては、別冊の令和7年8月大雨に伴う災害復旧費に関する参考資料に記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款15国庫支出金、533万6千円の補正につきましては、説明欄にお示しの現年土木施設災害復旧費に係る国庫負担金であります。

款20繰越金、2,492万2千円の補正につきましては、今回の補正の財源として、前年度繰越金を計上しようとするものであります。

次は、提出議案の2ページを御覧ください。

議案第92号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を293億5,480万7千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節14工事請負費2,000万円の補正につきましては、市内各所の温泉排水が流れる水路沿いに転落防止のためのガードパイプや落下物防止ネット、注意喚起看板を設置し、安全対策を図るための工事請負費を計上しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款20繰越金、2,000万円の補正につきましては、今回の補正の財源として、前年度繰越金を計上しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

|    |       |       |
|----|-------|-------|
| 休憩 | 午後    | 3時06分 |
| 再開 |       |       |
| 午後 | 3時06分 |       |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第91号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） これより、議案第91号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第91号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました、議案第91号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第6号）については、今期定例会に上程されました議案第84号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、に先だっての議決となったことから、両議案に記載されている補正前後の金額等について、計数整理が必要となります。よって、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、計数整理を議長に委任することに決定いたしました。

### △ 議案第92号（質疑、委員会付託）

○議長（西森三義） 次に、議案第92号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第92号については、産業建設委員会に付託をいたします。

休会中に審査を終了されますよう、お願ひいたします。

### △ 延 会

○議長（西森三義） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

本日は、これにて延会致します。

延会 午後 3時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 西森三義

議員 井元伸明

議員 新川床金春

## 第 3 回 定 例 会

令和 7 年 9 月 19 日

(第 4 日)

## 第3回指宿市議会定例会会議録

令和7年9月19日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

2番議員	松下知恵	3番議員	山本敏勝
4番議員	前原五男	5番議員	東勝義
6番議員	西田義哲	7番議員	新宮領實
8番議員	恒吉太吾	9番議員	田中健一
10番議員	吉村重則	11番議員	東伸行
12番議員	井元伸明	13番議員	新川床金春
14番議員	福永徳郎	15番議員	高田チヨ子
16番議員	前之園正和	17番議員	下川床泉
18番議員	西森三義		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	打越明司	副市長	黒永英樹
教育長	田之上典昭	総務部長	渡部徹也
市民福祉部長	富永敏尚	農水商工観光部長	鴨崎一郎
建設部長	窪田幸一郎	教育部長	湯ノ口繁生
総務課長	濱上和也	人事秘書課長	木下英城
企画政策課長	東忠孝	危機管理課長	打越貴人

環境政策課長	大牟禮 伸 英	長寿支援課長	上川床 聰
商工水産課長	宮 地 主 稅	観 光 課 長	山 下 浩 二
スポーツ振興課長	竹 山 修 一	土 木 課 長	東 恵 一
建 築 課 長	村 永 健 二	指宿商業高校事務長	横 村 敬一郎
観光施設管理課主幹	谷 口 義 郎		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	下 川 裕 一
主幹兼議事係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	徳 留 洋 美

△ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、福永徳郎議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

18日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、山本敏勝議員。

○3番議員（山本敏勝） おはようございます。3番、山本です。よろしくお願ひいたします。

一般質問に入る前に、現在、東京の方では世界陸上競技選手権大会が開催されておりますが、本市でも8月30日に指宿ナイター陸上公認記録会が指宿市営陸上競技場において開催されましたことについて、少しお話をさせていただきたいと思います。今年で12回目を迎える本記録会は、トラックの周りを緑色、赤色、青色、白色のライトが一定のペースで点灯するウエーブライトが県内で初めて導入された記録会で開催されました。県内外から、遠くは広島県からの参加で、総勢640名の選手が、それぞれの自分の持つ記録を短縮するための目標を持って出走していました。指宿市陸上競技協会としては、選手の競技力向上と育成になることを期待しています。記録会には本市出身の選手も多数参加して、かねての練習の成果を測るものでした。それと、今回の取組として、今まで11回目までは飲食ブースとか、そういうものは一切なしで開催してされておりまして、熱中症とかいろんなものに悩まされておりましたけれども、今年からキッチンカーの飲食ブースも設けて、選手はもちろん、応援の方々も夏休み最後の土曜日の夜を楽しく過ごしていただきました。大変盛り上がる記録会となりました。本記録会は、テレビ局の取材も受け、後日、放送されましたし、南日本新聞にも掲載していただきました。私は、このようなイベントが、スポーツを通じて指宿の活性化につながればいいなと思っております。既に今年参加した選手からは、来年も、是非、ウエーブライトを設置して記録会をしてほしいという要望も届いております。来年は、令和8年8月29日、8月の最終土曜日に毎回開催しておりますので、8月29日に開催をいたします。既に実行委員会では、反省会を行い、来年に向けて、もう準備に入った次第であります。皆様も、是非、来年はお越しいただき、選手の応援をしていただければ幸いかと存じます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1番目の指宿港海岸整備事業について。

(1) 国の管轄となっている事業は、平成26年着工から今年で11年が経ち、令和9年に工事完了と聞いているが、予定通り進んでいるのか。また、指宿市の管轄となる背後地の進捗状況はどのように進んでいるのか、お尋ねします。

2、指宿商業高校の施設について。指宿商業高校は、市の玄関口にあり、道路やJRから見えることや、学校の存続のためにも、外壁工事は不可欠なものと思います。私のところには、卒業生からも、卒業されたOBの方々からも、商業高校はお色直しをいつするんだ、という要望が寄せられております。そこで、校舎の外壁工事を行う計画はないのか、お尋ねいたします。これに関しては、今まで同僚議員も併せ、何度も質問させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

3、宿泊税について。導入について、関係者との懇談会や勉強会を開く考えはないのか、お尋ねいたします。

4、市民の安心安全について。以前質問させていただきました、防犯カメラの設置についてであります。市内には5か所の交差点に防犯カメラを設置してあるということであります。前回、質問させていただきました、その後、どのように取り組まれたのか、お尋ねします。

5、道路の安全管理について。こちらも以前質問させていただきました。一般家庭や企業などの垣根のせり出しについて、道路の幅員が狭くなり、大変危ない状況だということで質問させていただきましたが、その後どのような取組をされたのかお尋ねして、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） おはようございます。8月30日の陸上記録会においては、私は初めての試みだということで、是非、現地を見たいなと思っていたんですが、ちょうど同じ時間帯に別の祝賀会が開かれておりまして、来年は楽しみにしているところであります。

さて、山本議員から五つの質問をいただきましたけれども、その中で、海岸整備の状況について、私の方から答弁をしたいと思います。指宿港海岸の整備につきましては、国土交通省が実施しております指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業が平成26年度から令和9年度までの事業期間で進められており、現在、14年計画の12年目を、本年度、進めているところでありますが、現在のところ、予定どおり進捗していると伺っております。この事業のうち、太平次公園から山王川までの全長1.1Kmの区間につきましては、国と市が連携して整備を進めております。階段式の護岸より海側の砂浜を含む施設整備は国土交通省が担当しており、階段式護岸背後から旧護岸までの埋め立て及び緑地帯、緑地などは市が整備をするということで進めているところであります。この市が整備を進めております指宿港海岸事業につきましては、令和4年度の一般質問におきまして、国の事業と同様に令和9年度には完成する旨の答弁を申し上げていたところであります。しかしながら、現状までの検討や事業進捗を踏ま

えますと、よりよい海岸を実現するためには、相応の事業費と具体的な構想が必要であり、国の整備事業完了後も一定の期間を要する見込みであります。そのため、令和9年度での完成というこれまでの見通しにつきましては、本会議におきまして、この時点で修正をさせていただきたいと考えているところであります。市による整備につきましては、埋め立てが竣工した区間から、順次、緑地などの整備を進めていく予定ですが、令和9年度以降も継続して事業を進めてまいりたいと思います。なお、整備が完了した区間につきましては、隨時、市民の皆様に開放してまいりたいと思います。今後も、市民の皆様に安全で快適な空間を提供できるよう、着実に事業を推進してまいりたいと思います。

残余の質問については、担当課長等に答弁をさせます。

○**教育長（田之上典昭）** 指宿商業高校校舎の外壁塗装工事の計画についてでございます。指宿商業高等学校の管理棟は、昭和55年に完成し、平成12年に教室棟の完成に合わせて外壁塗装を行いましたが、それ以降、大きな改修等はしていないことから、現在、経年劣化による外壁の汚れや色褪せしている状況があることは認識をしているところでございます。教育委員会としましては、外壁塗装を含めた屋上防水など、全体的な校舎改修について、令和3年に教育委員会で策定しました、市内小中学校を含む指宿市学校施設長寿命化計画に基づいて、年次的、計画的に整備を進めていきたいと考えているところでございます。

○**企画政策課長（東忠孝）** 宿泊税に関しましてお答えいたします。市内の宿泊事業者を対象に、令和6年9月20日に意見交換会を、令和7年4月25日には指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会からの答申内容等について、説明会を開催いたしました。また、現在も個別に面会の機会を設け、宿泊事業者の皆様と意見交換をさせていただいているところです。

○**危機管理課長（打越貴人）** 市民の安心安全について、以前、質問した防犯カメラの設置について、ということの御質問です。令和6年12月議会の一般質問を受けまして、防犯カメラを含む防犯対策の新たな取組として、令和7年8月号の広報紙に、住宅周りの防犯対策などについて特集を掲載いたしました。今後も1年に1回程度、広報紙に防犯に関する特集を掲載し、防犯対策を呼び掛けていきたいと考えております。また、指宿地区防犯協会の活動として、令和7年度から新たに愛犬と散歩しながら防犯パトロールを行う指宿ワンパト隊が発足しました。また、子供の登校時間の午前8時までと下校時間の午後3時からの見守り活動を推進する8・3運動推進事業を令和8年1月からスタートする予定です。加えて、昨今、闇バイトに関わる若者が増えている状況を抑止し、防犯意識の高揚を図るため、市内中学校及び高等学校に指宿地区防犯協会が選定した闇バイト防止に関する書籍の寄贈を計画しているところです。

○**土木課長（東恵一）** 道路の安全管理についての御質問を頂きました。令和6年12月議会におきまして、樹木の伐採につきまして、所有者の問題でもありますので、毎年7月頃の広報紙を通じまして、所有者が適切に管理をしていただくようお願いしておりますが、今後も関係

課と連携しながら、更なる周知の徹底に努めてまいりますと答弁しております。今年も6月号広報紙の情報掲示板に、道路を安全で快適に利用できるよう、樹木や構造物の適切な管理をお願いしますと掲載し、再度、周知しているところであります。引き続き、関係課と連携しながら周知の徹底に努めてまいります。

○3番議員（山本敏勝） ありがとうございます。2回目の質問に入りたいと思います。

まず、海岸整備事業の方からなんですが、今、市長の方からも答弁をいただきました。市が管轄する部分に関してですが、国の事業が終わったところから、市の背後地の部分に関しては着工していきたいという答弁をいただきました。市として、新たに生じた土地やその周辺を含め、どのようにその着工というのを進めしていくのか、お答えください。

○建設部長（窪田幸一郎） 令和3年度に策定した指宿港海岸緑地整備基本計画に基づき、現在

も検討を重ねながら緑地整備を進めています。この計画では、安全性や回遊性、景観に配慮した動線の設計と、機能の適切な配置によって、多様なアクティビティが生まれる空間づくりを目指しております。また、交流イベントゾーン、ウェルズネスゾーン、海洋レクレーションゾーンなどといった各エリアの利用イメージを踏まえ、快適に利用できる緑地の整備を進めています。加えて、緑地だけではなく、海岸全体の魅力を高めること、そして、背後地の町との回遊性を向上させることも重要な視点と捉えています。緑地の維持管理や収益の確保といった課題にも対応するため、民間の力を活用することも視野に入れており、飲食店や海水浴場などの整備についても検討を進めているところでございます。

○3番議員（山本敏勝） 今、答弁いただいた中で、飲食店なども整備を検討しているということですが、やはり我々も、今まで何度も会議に参加させていただいて、資料をいただいておりますけれども、どうしても観光客を呼ぶ。また、市民の方々にあそこを憩いの場として使用していただくという中では、どうしても公園だけではなく、飲食ブース、飲食店というのは不可欠だろうと思うんですけども、今、そこに関してはどちらかのイメージというか、市としてはこういうふうに考えて進めていきたいというようなものは持っていないでしょうか。

○建設部長（窪田幸一郎） 説明しました基本計画においては、イメージ図を含めた整備の方向性が既に一定程度は示されているところでございます。現在、基本設計の策定後も、他地域の海水浴場など事例を参考にするため、現地視察を継続しております、より効果的な施設規模、施設配置、動線計画について、調査研究を進めているところでございます。指宿港海岸は、地域住民の憩いの場であると同時に、観光資源としても重要な役割を担う施設であることから、早期の供用が望まれる一方で、長期的な利便性や安全性を確保するために、慎重かつ丁寧に検討を重ねている状況でございます。

○3番議員（山本敏勝） ありがとうございます。では、現在、指宿港のところで、既に完成した部分で、毎年、ビーチバレーボール大会が開催されていると思いますけれども、このビー

チバレー ボール大会というのと年何回ぐらい開催されているのか、把握されていたらお答えください。

○建設部長（窪田幸一郎） 令和7年度、指宿港海岸のスポーツイベントとしては、ビーチバレー大会が計4回開催されております。参考までに、スポーツイベントとしてはフライングディスク大会が1回開催されております。あと、ビーチバレー大会が1回、今年度、開催される予定でございます。

○3番議員（山本敏勝） この大会に関して、市としては何らかの形で関わっているのでしょうか、お答えください。

○建設部長（窪田幸一郎） 鹿児島県ビーチバレー連盟が主催するビーチバレー大会では、中学生、高校生、社会人を対象とした大会が年4回開催されております。指宿市はこれらの大会を後援しております。また、鹿児島県フライングディスク協会が主催するビーチアルティメット大会についても市が後援をしております。さらに、指宿市は指宿港海岸保全推進協議会の構成員として参加しており、同協議会が主催するビーチバレー大会の開催についても、市は協力して運営しております。

○3番議員（山本敏勝） こういった大会なんかが催されるということになると、選手はもちろんですけれども、応援の方々も結構、人が集まってくると思いますけれども、現在、開かれているイベントゾーン、あそこに関してはまだ飲食とか、そういう出店、お店なんかがないんですけども、キッチンカーとか、そういったものを整備するような場所というのを、今後、整備していくお考えはないのか、お尋ねします。

○建設部長（窪田幸一郎） キッチンカーなどの件についてなんですか、現在、緑地整備中ですが、キッチンカーは入れるように整備を進めております。

○3番議員（山本敏勝） トイレの状況に関してはどうでしょうか。

○建設部長（窪田幸一郎） この緑地帯のトイレについては、基本設計でも示されておりますが、現在、そのトイレの位置、規模も含めて検討中でございます。

○3番議員（山本敏勝） ビーチバレーとなると、やっぱり体に砂がついたりとかという状況になりますけれども、シャワールームとか、そういった部分の検討も含めて入っているんでしょうか。

○建設部長（窪田幸一郎） シャワーについてはですね、現在、1工区、供用しておりますけれども、そちらの方については水道も完備しております、現在でも流せるようになっておりますが、今後もですね、海水浴場の場所も整備等、検討してまいりますので、引き続きそちらの方も検討してまいります。

○3番議員（山本敏勝） 是非ですね、そこに関しては、イベントゾーンと、今、市が持っているイメージ図では、海水浴場の方になんか建物が建って、シャワールームとか造るような計画みたいなんですか、やっぱりそこからイベントゾーンにはちょっと距離があるの

で、是非、そちらもですね、前向きに検討して進めていただければなと思いますが、駐車場はどうなってますでしょうか、お尋ねします。

○建設部長（窪田幸一郎） 駐車場については、現在は県管理の太平次公園周辺に駐車しており、イベント時には、現在、ブロック制作などで使用している野積み場、県などと調整して臨時駐車場と使用させていただいているところでございます。今後につきましてはですね、基本設計では太平次公園の方と、場所で言えば砂楽側の方の2か所に駐車スペースを計画しております、整備を進めていく予定でございます。

○3番議員（山本敏勝） 今後、このようなビーチバレー場とか、いろいろな大会を誘致するに当たって、指宿市の地域経済の活性化につながるというふうに見込まれますけれども、今後、市としてはこういったものに取り組む考えはないのか、お尋ねいたします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 今後、指宿港海岸整備が進みますと、現在、開催しているビーチバレー場大会より規模の大きい大会や、ビーチを活用したスポーツ大会を開催する環境が整うことから、スポーツコミュニケーションいぶすきと連携し、指宿の知名度向上や地域経済の活性化につながるような大会の誘致活動を進めるとともに、ビーチを活用した各種スポーツの普及及び競技力向上に取り組んでいきたいと考えているところであります。

○3番議員（山本敏勝） 昨日も同僚議員の質問の中で、市長の方からも、指宿駅前から海岸へ向けて、また、摺ヶ浜の方へ向けての観光につながるようなお答えをいただきましたけれども、市長、そういう部分に関して、こういったスポーツも含めた形で、市長の中にはですね、それなりのお考えがあるかと思いますけれども、ここで市長にちょっとお尋ねしますけれども、どのようにお考えになっているか、お願いたします。

○市長（打越明司） 海岸整備事業を契機として、この町全体の活性化につなげられるような動きというのは、いろんな関係の事業者からも非常に期待をされているところであります、それは私も十分に感じているところであります。整備の手法としては、もう議員がよく御存じのとおり、民間の皆さんを中心として指宿港海岸保全推進協議会があり、そこに我々も一員として加わっておりますけれども、民間の皆さんがどのようにあそこを活用していくかということが非常に中心になって、そして、ワークショップも恐らくは全国で最もたくさん回数が開かれてきているという状況でありますので、一義的には、その推進協議会の皆さんがあなたが一番こう願っているものを中心としながら、我々も一緒になって進めていきたいと思いますけれども、やっぱり海岸の活用の仕方、あるいはそこに隣接する町のつくり方というのは、いろんな成功例、失敗例ありますので、可能な限り現地に訪ねていってですね、いろんな問題を見ながら、指宿の場合にはどういうやり方が一番ふさわしいのか。そしてまた、地元の方々がそこに投資をしたり、参加をしたりということができるような、そういう視点から、もう人によっては、それこそ指宿の町、この中心的な、今担っている町については、これはほんとに最初で最後の大きなチャンスかもしれないというふうに考えている方もたくさん

んおられますので、海岸線だけではなくて、通り会や駅前広場等も含めてですね、本当にこれをきっかけにしていい整備ができるように、私も知恵を出していきたいと思います。

○3番議員（山本敏勝） ありがとうございます。我々もほんとに完成を楽しみにして、将来の指宿の活性化、再度ですね、賑わっていくことを願っているものです。

続きまして、商業高校の施設に関しての質問に移らさせてもらいます。今も海岸整備事業でビーチバレーボールの大会を開催されているということもあります、指宿商業高校はビーチバレーボールなどで様々な大会に参加して、すばらしい成績を収めているっていう状況ですけども、今までどういう大会に出場してどういう成績を収めたのか、お尋ねいたします。

○指宿商業高校事務長（横村敬一郎） ビーチバレーボール大会での成績についてですが、令和元年度鹿児島県高等学校ビーチバレージュニア選手権大会において女子優勝、令和3年度同大会におきまして男子優勝、令和4年度全九州ビーチバレーボールジュニア選手権において女子3位、全日本ビーチバレーボール高校女子選手権大会においてベスト16、その後も県大会、九州大会で上位入賞しております、令和7年度も全九州ビーチバレーボールジュニア選手権において女子準優勝、全日本ビーチバレーボール高校女子選手権大会に出場するなど、活躍しているところです。

○3番議員（山本敏勝） 商業高校はビーチバレー部はあるんでしょうか。

○指宿商業高校事務長（横村敬一郎） ビーチバレーボール部はありませんが、男女それぞれバレーボール部があり、夏の時期にはビーチバレーをしているところです。

○3番議員（山本敏勝） そこでですね、お尋ねしたいと思いますが、現在、指宿商業高校のプールはどのような状況なのか、お尋ねいたします。

○指宿商業高校事務長（横村敬一郎） 現在、プールにつきましては、体育で授業等がないために、使用していないところです。

○3番議員（山本敏勝） 今後、そのプールの使用というものに関しては、どのように進めていかれるんでしょうか。

○指宿商業高校事務長（横村敬一郎） プールを利用した授業につきましては、体育の授業の中で水泳というのが選択制に変わったことから、現在、商業高校では授業を行っていないところです。今後につきましても、その都度、判断していくことになりますが、今のところ使用する見込みはないところです。

○3番議員（山本敏勝） もう、今後、使用しない施設をそのまま残して、又は、それを解体するとかいうような費用を考えればですね、プールをビーチバレーボールコートに利活用できないものなのかをお尋ねいたします。

○指宿商業高校事務長（横村敬一郎） 指商業高等学校男女バレー部が夏場に練習を行い、県内のビーチバレー大会へ出場しておりますが、練習拠点としましては、大会会場でも

あります指宿港海岸のイエローコーストイビスキーを使用させていただいており、練習器具等の貸出を含め、非常に良い練習環境を提供していただいているところであります。そのような中、身近に練習できる場所として長く利用されていない学校プールをビーチバレーコートとして利活用できないかという御質問でございますが、安全面の確保、排水や衛生面の問題、また、施設の維持管理上の課題など、様々な観点から慎重に精査する必要があると考えております。

○3番議員（山本敏勝） プールの利活用、ビーチバレーコートにできないのかというのは、商業高校のPTAの方々からもですね、そういう話を私の方に頂いておりまして、今回、質問させていただいたんですけども、中にはやっぱり土木関係の専門業者の方もいらっしゃつてですね、造っていけるんではないかというような御意見を頂いております。ですから、そのあたりを、今後ですね、前向きに検討していく考えはないのか、再度、お尋ねいたします。

○指宿商業高校事務長（横村敬一郎） ビーチバレーボールのためのコートについて、整備ということですけれども、公的施設の改修につきましては、設計、施工、管理が一体となった適切な設計、検査体制が不可欠であると考えております。OBのお方からのお申出につきましては、現在、そういう声があるということでお伺いいたしたところでございますが、この件につきましては、どういった方法がとれるのか、それにつきまして調査研究をしてまいりたいと考えております。

○3番議員（山本敏勝） 調査研究というお答えをいただきましたけれども、調査研究はいつまでなるのかっていうのが常に不透明ですので、PTAの方々からもですね、そういう要望があるんであれば、しっかりと前向きに検討して、あの施設がですね、そのまま朽ち果てていかないようにですね、早急に、また、PTAの方々からの意見にはですね、材料を市が提供していただければPTAで造っていくっていうぐらいの意気込みを持っての御意見ですので、是非ですね、そこはしっかりと早急に話を進めていただければいいのかなというふうに思いますので。壊すことよりも生かすことを念頭にですね、考えていただければなと思います。

次に、3番目の体育館の空調設備についてですけれども、今、これだけ暑さが酷ければですね、熱中症、体育館で学生が部活動、また、いろいろなイベントをするに当たってですね、体育館の中っていうのは大変暑くなっています。そこで、体育館に空調設備を整備することは、今後、考えてもらえないのか、お尋ねいたします。

○指宿商業高校事務長（横村敬一郎） 近年の異常気象を受け、体育館などの屋内運動施設においても、熱中症対策や快適な教育環境の確保の観点から、空調設備の設置は重要な課題であると認識しております。また、災害時には避難所として活用される学校体育館について、避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図ることから、国において、空調設備の設置を加速す

る動きがあることも理解しております。しかしながら、教育委員会では、現在のところ、指宿商業高等学校体育館に空調設備を設置する計画はないところであります。今後としましては、県内の公立高等学校体育館への空調設備の設置状況について注視してまいりたいと考えております。

○3番議員（山本敏勝） 指宿商業高校はですね、これだけ、各公立の学校、高校を含めて生徒数が減っていく中で、現在も定員5クラスということでですね、200名をやっぱり募集するというのを維持してくれている優秀な学校だと思います。県内でも商業高校に関しては大変優良な学校ということで聞いておりますので、是非、今後もそういうものを、生徒が商業高校に来ていただけるようにですね、魅力ある学校づくりの一環としても、体育館の空調設備と先ほど出た外壁の塗装、そういったものもですね、早急に検討していただいて、進めていくべきだと思います。

次に、宿泊税について、お尋ねいたします。宿泊税に関しては使途が不透明、中身が分からぬといった声をよく聞きます。議会にも宿泊税に対して陳情も上がってきたりとかしておりましたが、今後ですね、懇談会や勉強会を実施していくって、理解を求める必要があるかと思いますが、その辺りはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○企画政策課長（東忠孝） 財源検討委員会から頂いた答申には、宿泊税の導入に際して、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者の理解を得ることが重要であり、宿泊税導入の目的、使途及び制度の丁寧な説明について、真摯に取り組むことと示されておりますので、現在、個別に面会の機会を設け、宿泊事業者の皆様と意見交換をさせていただいているところです。そのような観点からも、宿泊事業者の皆様を対象にした懇談会、意見交換会については、開催に向けて積極的に準備していきたいと思います。

○3番議員（山本敏勝） 宿泊税の使途について、指宿市観光・経済戦略会議などに宿泊業者が意見を届けられるような仕組みというのはできないのか、お尋ねいたします。

○観光課長（山下浩二） 指宿市観光・経済戦略会議の構成員には、市内の宿泊事業者が所属する組合や団体の代表の方に入っています。また、指宿市観光ビジョンに掲げるアクションプランの具体的な事業提案を検討するためのアクションプラン検討部会や幹事会にも宿泊事業者の方々が入っており、宿泊税に関する使途等を協議する場合は、当事者としての御意見も伺えるものと考えております。また、各種団体に所属していない宿事業者の方々もいらっしゃいますので、様々な機会を通じて、宿泊事業者の皆様からの意見や要望も伺いながら進めていくものと考えております。

○3番議員（山本敏勝） 宿泊税に関しては議会でも勉強会をさせていただきました。やっぱり宿泊税というのは、今後、指宿の観光に関して必要な税だっていうのは我々も理解はしておりますが、これを宿泊業者に徴収していただくということに関しては、しっかりと、やっぱり使途を明瞭にしていかなければいけないと思いますが、今、そういった会議、いろんなも

のをもっとですね、詰めた形で、市長がかねて言っているワンチーム、指宿市全体、また、業者も含めて、市民も含めてワンチームになることを考えればですね、もっと密に皆さんの方を聴いて、理解を求めて進めていくということが必要かと思いますが、再度、その辺りに関して、いろいろな団体の代表者だけではなくて、密にですね、出ていって、声を聴く、拾い上げるという考え方はないのか、再度、お尋ねいたします。

○企画政策課長（東忠孝） この使途に関しては、昨年の8月にですね、アンケート調査を実施して、それをベースに、この使途の具体的な項目、観光ビジョンに掲げる項目について、使途とするようなことで提言の中にも盛り込まれております。今、いろいろ、使途に関して、具体的な事業などが見えにくいというところもありますが、その部分についてはですね、今後、この観光・経済戦略会議の中で、内容も詰められてくるとは思いますが、先ほど意見交換会等も通してですね、皆さんの方を広くお聴きして、今後、検討してまいりたいと思っております。

○3番議員（山本敏勝） 是非ですね、宿泊税というのは大事な財源になっていく、リスクのためには必要な部分になっていくと思いますので、それだけにですね、しっかりと理解を求めて、協力をしていただけるように市側もですね、努力していって、一日も早いですね、導入が実現できるようにお願いしたいと思います。

続きまして、先ほど防犯カメラに関してですが、警察との連携という部分に関しては、その後、防犯カメラ、今までやっぱり行方不明者とかよく出ております。近年では、よくテレビドラマでもですね、防犯カメラを上手く使ったような、そういうドラマもできておりますけれども、そういうものも含めればですね、防犯カメラの大切さというのが分かるような気もするんですけども、その辺りは警察とのやり取りというのはどうなっていますか、お尋ねいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 市が設置している防犯カメラにつきましては、これまで、行方不明者の捜索事案や犯罪の予防及び事件又は事故の予防を目的として、市内の幹線道路に隣接市からの流入、隣接地への流出及び市内各所への移動が確認できるように設置してまいりました。防犯カメラの増設につきましては、現在、指宿警察署と協議を行っているところでございます。

○3番議員（山本敏勝） 市内の道路沿いの企業とか民間の方々とか、以前も私は質問したと思いますけれども、職員が回ってですね、ここには付けてもらえないかなとかというような、そういう動きはされなかつたんでしょうか、お尋ねします。

○危機管理課長（打越貴人） 市として確認をしたところ、指宿駅周辺、あちらの方はもう調査は終わりましたが、警察の方でですね、その市内のところは巡回をして、交番の職員とかいるんですが、そこで設置をしている場所の確認を行っているようです。

○3番議員（山本敏勝） 是非ですね、行方不明になってですね、未だに分からない方もいらっしゃる

しやいます。やっぱり防犯カメラがここに付いてれば動きが分かったのかなというようなこともありますので、そこは動くことを惜しみなくですね、市民の安全というものを考えれば必要な部分だろうと思いますので、努力していただければなと思います。

5番目の道路の安全管理についてですが、前回、質問した中で、県道なので県の方に要請をしていますという答えを、議会が終わった後にですね、返答いただいたんですけども、県の方はどのような動きをしてくれたのか、お尋ねいたします。

○土木課長（東恵一） 前回、そのお知らせを受けまして、県の管理の方に、早速、連絡をいたしまして、それぞれ県道の管理区分で持っている業者がおられますので、そこに対しまして指示をしたということを聞いております。

○3番議員（山本敏勝） 是非ですね、指宿市内の市道、県道、国道含めて、やっぱり木の垂れ下がりですごく危険な部分。この間もですね、うちの者が、鹿児島から帰りに、喜入のシードックがありますけども、あそこで倒木があったと、国道ですね。そして、何人かの人がその倒木を動かしたりとかしている。実際、あれが直撃していたら大変な事故になっていたという事案が、最近、ありましたので、是非、その辺りを考えて、指宿市内でですね、ましてはもう観光バスとかそういうものに当たったら大変なことになるかと思いますので、再度、そこはですね、県、若しくは国にも要請をして、市道に関してはもちろんのことなんですけども、しっかりと巡回をしていただいてですね、危ないところに関しては、民家の家主さんにお願いして切ってもらうんじゃなくて、もう市の方で切れますからという形で動きをしていただきたいなというふうに思います。

また、垣根に関しても広報紙などで掲載して呼び掛けるということでしたけれども、何かその垣根をですね、整備したという動きは今まであったんでしょうか。

○土木課長（東恵一） 先ほども申しました、市内の道路パトロール等を週に1回やっておりますけれども、道路境界を越えて木の枝が垂れ下がって、明らかに通行上支障となっているというふうに我々の方で判断した場合につきましては、所有者を特定し、適切な管理に努めるよう、実数の方は把握しておりませんが、現地にてお願いをしているところでございます。

○3番議員（山本敏勝） 是非ですね、それを、ほんと動きをしっかりとしていただいて、現在、私が住む地域もですね、道路の幅員という部分がどんどん狭くなってきてているというのを実感しております。館長さんなんかとも話をしてですね、是非、それもお話を進めていかないと危ないなという思いもしておりますので、我々も分かればですね、動いていきたいと思いますので、市の方もですね、そこは惜しみなく頑張って回って、パトロールを行って、市民の安心安全にですね、暮らせるようにお願いしたいと思います。

今回、一般質問させていただいた項目はこれで終わりなんですけれども、海岸整備事業についても、一日も早い完成を目指して、市民が楽しみにしている部分でもありますので、いいものを、市民が楽しみにできるものをですね、目指して造っていただきたいと思います。

商業高校についてはですね、やっぱり生徒が指宿市立の高校としては県内でも数校しかない中の1校でもありますし、すばらしい子供たちですね、スポーツの面、学業の面でも優秀な成績を収めている学校もあります。是非、そのあたりの整備もですね、しっかりと前向きに取り組んでいただければなと思います。宿泊税については大変大事な、必要な税だらうと思いますので、これはやっぱり指宿市の発展のために必要な部分であろうかと思いますので、宿泊業者が納得してですね、お客様から、観光のために使ってくださいと、お客様から払ってくれるようなですね、そういう体制がつくれればすごくいいのかなと。我々議員もですね、まだ勉強をしっかりととしていって、これは条例になりますので、議員がしっかりとそこを勉強してですね、正しい判断をしていけるようにしていきたいと思います。安心安全に関しても、市民を守るというのはほんと大事な部分だと思いますので、疎かにしないでですね、しっかりと前向きに捉えて、警察とも連携をとってですね、守っていただければなと思います。

いろいろと質問させていただきましたけども、丁寧な答弁ありがとうございました。これで一般質問終わります。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩	午前 10時 51分
再開	午前 11時 00分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

○10番議員（吉村重則） 私は、日本共産党の議員の1人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

今、多くの病院や介護施設が赤字で倒産寸前です。住んでいる地域で必要な医療や介護を受けられない地域が増えています。社会保障の予算が削られているからです。ところが、与党だけでなく、維新の会や参政党、国民民主党が予算をもっと削れと競い合っています。また、国内で暮らし、共に働いている外国人を差別し、排除する発言が繰り返されています。人手不足の中、この指宿市でも多くの外国人の方たちが、医療や介護の現場、農林漁業や建築の現場などで働き、税金を納め、地域を支えています。お互いの違いを認め合い、人権を尊重し、共に生きていくのが民主主義の社会ではないでしょうか。私たちの暮らしが厳しいのは、外国人のせいではありません。長年の自民、公明党の政治の責任です。それをデマまで流し、外国人のせいにして、憎しみを煽って、差別排除して人の尊厳を傷つける。こんな差別と分断を広げる排外主義の動きは断固反対します。

それでは、通告に基づいて一般質問いたします。

市長の政治姿勢について質問いたします。

1番目に、ヘルシーランド温泉保養館の大規模改修時に、安全対策や各種の専門家や利用

者の方々と懇談をし、また、投書箱を設けて皆様の声を反映するなどの基本方針を設けていますが、基本方針をどのように捉えているのか。

2番目に、観光行政について。戦略会議の魅力ある観光地としての取組と成果はあるのか。

3番目に、排外主義について。指宿市内の外国人実習生はどのぐらいいるのか。

次に、市営住宅について質問いたします。入居時に保証人が必要であり、保証人を探すのに大きな壁になっています。対策が必要ではないかを質問し、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 吉村議員から幾つかの質問をいただきました。そのうちの市営住宅の保証人についての質問がありました。その件についてお答えをさせていただきます。市としても、入居を希望する方々が連帯保証人を立てるために苦慮されている現状を把握しているところであります。家賃保証につきましては、保証会社等が入居者と契約をし、手数料を得る代わりに家賃の支払いを補償する仕組みであり、入居者が家賃を払えないときは、保証会社が立て替えて、あとで回収をするものであると認識しております。また、家賃保証の導入により、連帯保証人を立てるか、保証会社等と契約をするかを選べるようになるため、入居のハードルを下げる効果は期待されるところであります。そのため、現在、家賃保証の導入に向けて、保証会社と協議を行っているところであります。協議がまとまり次第、協定を締結する予定となっております。また、協定締結のほか、必要な調整事項が幾つかありますので、それらが完了し、体制が整った時点で運用を開始していきたいと考えているところであります。

残りの質問については、担当の方から答弁をいたします。

○農水商工観光部長（鴨崎一郎） ヘルシーランドの保養館の大規模改修について、基本方針をどのように捉えているかということでの御質問でございます。まず、今回の改修では、施設の集約化、省エネルギー化によるライフサイクルコストの縮減。低コストで多様化する利用者ニーズに対応できる施設への改修といった方針の下、多様な専門的知見や創意工夫を取り入れるため、民間事業者から、当初、幅広く提案を募るプロポーザル方式を採用しております。この基本方針についてですが、プロポーザル方式で事業者が示した提案内容の一部でありまして、事業者を選定する際の判断材料であります。基本設計業務の契約段階で、必ずしも全てが実施項目として盛り込まれたものではないというふうなものでございます。

○観光課長（山下浩二） 指宿市観光・経済戦略会議の取組、また、成果についてというような御質問でございました。指宿市観光・経済戦略会議では、指宿市観光ビジョンに掲げるアクションプランの具体的事業提案を検討するアクションプラン検討部会や幹事会等も組織しており、各団体が実施している事業の見直しや構成団体からの新たな事業提案、具体的施策の絞り込み等を行うとともに、組織の垣根を超えた官民連携による事業の取組を進めております。令和6年度には、地元食材を活用した料理メニューの開発、磨き上げに向けたワークシ

ヨップの開催。専門家による事業者への支援。周遊促進に向けたコンテンツガイド及びマップの製作等を実施したところです。令和7年度は、砂むし温泉の高付加価値化に向けた旅行商品の造成。観光ガイド育成セミナー。地元高校生等向けのSNS活用セミナー。極上体験プログラム、パンフレットの電子化及びいぶすきさんぽアプリとの連携。教育旅行プログラムの磨き上げ等を計画しております。事業成果につきましては、令和5年度に実施した観光消費額調査の結果を基に、令和9年までの県内外宿泊と日帰りに分けた観光消費額や、入込観光客数の年ごとの数値目標を設定しており、令和6年の実績としましては、観光入込客数は目標値を下回っているものの、一人当たりの観光消費額は目標値を上回っており、全体の観光消費額も目標値を4.5%上回る303億円との推計結果が得られているところでございます。

○商工水産課長（宮地主税） 私の方からは、外国人の実習生はどのくらいいるかということについてお答えいたします。本市に住民登録されている外国人は、令和7年7月末現在で794人になります。そのうち、技能等の習得を通じた人材育成を目的とする技能実習制度と、人手不足に対応する特定技能制度での在留資格を有する外国人は588人となっております。

○10番議員（吉村重則） 2回目の質問に入ります。ヘルシーランドの保養館については、もう10月26日から営業を再開するということになっているわけですけれども、当初の計画からすればかなり遅れている。その原因が、プロポーザルの基本方針に基づいていろいろやった結果、不良箇所があるということになっているわけですよね。これについて、2,100万からの契約の見直しがされているわけですけど、コンクリートを解体したり、手すりについて、1平米なのか、1立米なのか、解体するのに幾らで、総額幾らと。それと経費について。それと、あと、手すりについても新規に設置しているわけですので、これについても、手すりが1か所どのぐらいで、総額、経費が幾ら掛かるのか、答弁をお願いします。

○観光施設管理課主幹（谷口義郎） 手直し工事につきましては、総額2,194万4千円を要したところでございます。その内訳は、取壊し工事費としまして830万7千円。補修工事費としまして207万6千円を計上しており、これらを合わせた取壊し及び部分改修に要する費用がおよそ1,000万円となってございます。次に、手すりの増設工事費としまして410万6千円。その他工事費としまして745万5千円となっており、この中には床や階段の高さ調整、水風呂内部へのベンチの増設などが含まれてございます。なお、取壊し面積は11.385m²、体積で6.626m³となってございます。

以上が、今回の手直し工事に要しました費用の概要となってございます。

続きまして、手すりの設置箇所数につきましては、当初は9か所設置していたものを28か所に手すりを増設したところでございます。

○10番議員（吉村重則） コンクリートを撤去する、手すりの増設をすると。基本方針の中で、専門的な、各種の専門家を取り入れてワンチームとして取り組んでおれば、このような

解体は必要でなかったということだと思うんですけども、11m²で830万ぐらいの解体費が掛かっているわけですよね。本当に基本方針に基づいて、各種の専門家でワンチームとして取り組んでおれば、この無駄遣いそのものは、なくてもできたんじゃないかと。それと、5月の時点で営業を再開するようになっていたものが10月まで延びて、これが観光客にも影響を及ぼしていると、昨日の同僚議員の質問の中でも、営業が遅れたためにかなりの影響が出ているという答弁もあったわけなんですよ。なんでこういう基本方針、専門家で、しかもあの温泉センターだけでも7億から8億の工事をしているのに、なぜここが解明できなかつたのか。それと、浴槽についても、あとで検討して、足りないということで、床を張った上に階段上って浴槽に入らざるを得ないと。なぜこういうことが生じたのか。これはどのような検討と言つたらいいのか。もう営業を再開する前ですけれども、その辺についてはいろいろ検討がされたのかどうか。

○農水商工観光部長（鴨崎一郎） まず、この度、追加費用等ですね、御指摘の費用等が発生したことにつきましては、誠に申し訳なく思っております。今回の事業に関してですが、コンセプトの中でですね、当初、多様化する利用者を考えた施設への改修。それから、他の利用者からの目線を気にすることなく、ゆったりと入浴するというような配慮としての間仕切り等々ございました。しかしながら、御承知のとおり、私どもとして、再度、施設の状況等を見ながらですね、利用頻度の多い地元の高齢者、それから、障害のある方、子供連れの利用者の目線に立って、改めて現場検証をして、地元の利用者がより安全で安心に利用できる保養館とするために、このような手直しをさせていただいたところであります。議員御指摘の内部的な話につきましてはですね、私ども、関係部署の連携不足というふうには捉えております。この事業を実施するに際してですね、体制が適切に整っていたかどうかということを含めまして、今後、再開する施設の運営等について、しっかりとやっていくということを前提に、これまでの経緯、それから、課題というものの洗い出しを現在、行っているところです。しっかりとこの辺の振り返りをしながら、今後の運営にしっかりと当たっていきたいというふうに考えているところです。

○10番議員（吉村重則） 温泉センターだけでも7億から8億のかなりの工事がされているということで、本当にこの問題についてはちゃんとした検証をして、二度とこういうことは起こらない方向を出していかなければ、市民は納得はできないと思うんですよ。入浴料にしても340円を500円に値上げすると。年間パスにしても2万を4万幾らに値上げをすると。市民の皆さん、本当言って、年金は減らされて、物価高で生活が苦しい中で、倍近く、市民に対しては値上げをしさえすれば、それはもうそれでいいかもしれないんだけれども、市民にとっては保養センターとしての、本当に温泉に入っていろんな人と対話することによって、健康維持のためにも保養施設を利用しようとする中で、一方では無駄な工事をしながら一方では値上げをするというような状況が起こっているわけですよ。だから、そういう面で、本当言つ

て、今回の件についてはちゃんと検証をして、市民にもちゃんと知らせてもらえるようにお願いしたいんだけれども、その辺はどうなんですか。

○農水商工観光部長（鴨崎一郎） 御指摘のとおりだと思います。繰り返しになりますけれども、しっかりとこの部分については検証をした上でですね、再発、こういったことが起きないように、私どもとしては取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○10番議員（吉村重則） あと、たまたま箱の泉源について、第2泉源を廃坑にして、替掘したわけですよね。そういう中で、蒸気も強くて、量もかなり出ているということなんですが、廃抗にした泉源については、20何年間、1回も詰まったことのない泉源だったわけですよ。それを、もう20年なっているから、地獄化になる可能性があるから廃抗にしたということなんですけど、これからどうなるのか。もう今後、ずっと詰まることがなければ、そんなに時間にそのものはかかるないと思うんですけど、圧が強くて量があっても、詰まる泉源については配管が詰まつてくるわけですよ。別府の方ともいろいろ聞き取りをする中で、そうして掘削した泉源については、定期的に民間の方にオーバーホールすると。それで結構な額が掛かるような感じなんですね。詰まらなければそれで行けるかもしれないんだけど、詰まつた場合にはもう営業を休止するとか、そういうことが起こつてくるわけですよ。だから、そういう面では、本当言って、職員の中に専門的な知識を持った職員を育てるべきだと思うんですけれども、その辺はどのように考えますか。

○議長（西森三義） 吉村議員、通告をされてないんですね。通告はやっぱしてもらわないと答弁をしようがないんですよ。通告は前もってしてくださいといつもお願ひしています。それについてはお願ひします。

○10番議員（吉村重則） 関連のつもりでしているんだけれども。分かりました。

○議長（西森三義） 質問を変えてください。

○10番議員（吉村重則） 廃坑にするときに、私はすぐ廃坑すべきでないと。本当に地獄化する可能性があるのかどうかというのを含めて、議会でも何度もこの件については、廃抗にせずにちゃんとした対応をするべきだと。専門の職員を育てるべきだということを何度も取り上げてきているんですよ。そういう面からしたときに、その質問以外だということであれば、やっぱりそういう面では、今後、維持管理していく中で、詰まつてからしてしまえば、もう営業停止にならざるを得ないわけで、この点については要望としておきます。答弁についてはもういいです。本当言って、何回も取り上げていただけに、その辺も含めてできるもんだと思っていたもんですから。

次に、観光行政について質問に入りますけど、鰻については、昨日の市長の答弁の中で、持続可能な鰻として、今後、取り組んでいくんだという答弁があったわけすけれども、駐車場も完備し、かなり鰻地区の改善がされて、スマ広場なんかもできている中で、イッシャバスももうなくなつたと。それと、乗り合いタクシーによって、住民については対応ができ

るようになっているんですけども、観光客が、電車で来たときの交通の便が、イッシャーバスもなくなって来れないというような、交通の便がもう対応されてないという面で見れば、観光行政として、この点について、市長はどのように考えているんですか。

○観光課長（山下浩二） 先ほどの中でも、二次交通の問題点というのは、観光の中でも非常に重要な部分でございます。先日、アンケートを取った際にも、日中における観光地を周遊できる交通手段の充実とか、山川地域、開闢地域の周遊環境の充実とか、夜間における宿泊施設から指宿駅前を往復する交通手段の充実とかという声が観光客の方から聞かれております。市の方としましては、これらを解決するために、A I オンデマンド交通の導入やライドシェアというようなものを、今後、検討していくこととしておりますので、観光・経済戦略会議の中でも、これは一つの議題として、今後、取り組んでいきたいと考えております。

○10番議員（吉村重則） 宿泊税についての使い道として、第二次交通ということが言われているわけですけれども、宿泊税について、事業者の方々から反対の署名なんか来ていると思うんですけども、指宿のその事業者の中のどのぐらいの方から宿泊税について、反対の署名が届けられているんですか。

○企画政策課長（東忠孝） 42事業者となっております。

○10番議員（吉村重則） 宿泊税を導入するとなった場合に、事業者の理解を求めるに、理解を得られるようにこれから取り組んでいくんだということになっているわけですけれども、その42の事業者が反対している最大の理由というのはどこなんですか。

○企画政策課長（東忠孝） 頂いた要望書につきましては、最大のと言いますか、それぞれの項目ごとに分かれて書かれてありました。中には使途という部分もございますし、あるいはその事業者にとっての負担、そういったところもあって、複数の項目にわたって要望の方は記載されているところでございます。

○10番議員（吉村重則） かなりの理解を得る中で、一応、導入ということが前提になっていると思うんですけども、やっぱコロナ禍の中でかなり厳しい営業になってきているわけですね。宿泊者もまだ復活していないというのを考えれば、事業所そのものの本当に経営的な部分でかなり厳しい状況があると思われるんですけども、その辺については、市としては、導入して、市の財政が厳しいから、観光業を今後、ちゃんと持っていくためにも必要だという点で、市の方では取り組んでいると思うんだけど、その事業者のそういう実態についての調査とか、その辺はされてはいないんですか。

○企画政策課長（東忠孝） それらも含めまして、今現在、個別に各事業所との意見交換等もしておりますところでございます。

○10番議員（吉村重則） 6月、1か月のデータとして、資料の中で、令和5年の6月と令和6年の6月、事業者13社のあれで言えば、令和5年6月が2万7,989人いたものが、令和6年には2万3,000。4,600人から減っていると。それと、令和6年の6月から令和7年の6月、この場合は12

社の宿泊業者になっているんですけども、令和6年が2万1千人からいたものが、令和7年には2万320人と、1,500人ぐらい減になっているというのを考えれば、本当言って、インバウンドについてはそんなに増えてないわけで、国内の旅行者にしてもかなり減ってきているというのを考えれば非常に厳しいと思うんですけど、その辺はどのように捉えますか。

○観光課長（山下浩二） 本年度のこの下がり具合というのは、トカラ列島の地震の影響であったり、大雨の影響であったりとかいうことも考慮しなければならないと考えておりますが、全体的に宿泊客が減少していることは間違いございません。ただ、日帰り客の方は、令和元年のコロナ前には戻りつつありますので、我々としましては、本市を訪れる日帰り客の回遊性を高めたり、滞在時間を延長し、宿泊につながるような施策が必要であると考えております。

○10番議員（吉村重則） いろいろ施策をやったとしても、旅行者にしてみれば、今の本当に言って厳しい経済状況の中で、できるだけ安くするために日帰りにする方向が大きくなると思うんですよね。どれだけ行政の方でいろいろやったとしても、旅行者側の判断によって、それは来るわけで、事業者にしてみれば減ってくる。また、宿代を安くするために、鹿児島市内のそういう事業者との競争という面で設定を安くするとか、そういうことになるわけですよね。だから、そういう面では、本当に今の時点で導入と、もう先決するんじゃなくて、本当に経済が立ち直っていくという中でなければ導入すべきでないと思うんですけども、本当に言って、事業者の方々が反対をするということの中で、理解が得られてないのに導入ということは考えていないですね。

○企画政策課長（東忠孝） 今、個々に聞き取りをさせていただく中で、今、議員がおっしゃったようなこともありますね、お聞きしております。非常に今、今年に入っても、先ほど答弁がありましたとおり、大雨ですか地震の影響、そういうところで減っているというお話を聞いております。そういう中で、非常に宿泊税の導入というのは厳しいというような御意見も頂いているところでございますが、一方で、全国の自治体を見ますと、各自治体の観光の磨き上げのために宿泊税を検討する自治体もございます。そういう背景もありまして、宿泊事業者の中にはですね、やはりこのまま指宿市が取り残されていくというのは、やはり磨き上げが大事なんじゃないだろうかというような声もあるのも事実でございます。

○10番議員（吉村重則） 指宿の場合は観光資源としていろんな優秀と言ったらよろしいんでしょうか、景色からして、唐船峡にてもううだし、そういう面では農業や漁業に関してもいろいろ優秀な部分はあるわけですね。そういう中で、宿泊業者自身が営業を続けられない、廃業が本当に出てきた場合に、宿泊施設そのものが不足になる可能性もあるわけですね。現に8月にも廃業されたという情報もあるわけです。だから、本当に宿泊事業者を育していくんだという面では、やっぱり本当に真剣に考えて、そして、宿泊業者の理解を得ていくんだということが前提という捉え方をしてもよろしいんですね。

○企画政策課長（東忠孝） 先ほど来、答弁をさせていただいておりますけれども、各事業者様が抱えている、そういう宿泊税に対しての御意見等を伺いながら、慎重に制度設計の方を進めてまいりたいと思っております。

○10番議員（吉村重則） 本当、この点についてはあくまでも宿泊事業者の声を聞き入れていくと。

あと、答申の中では、修学旅行者にしても、スポーツ合宿で宿泊する人にも、もう関係なしで2%にするんだという答申だったと思うんですけども、この点については、やっぱり今後、どう変化していくか分からぬわけで、絶対にもうそういう修学旅行者とか、そういうスポーツ合宿についてで、もう取っていくんだという立場じゃなくして、そういう要望があれば減免とか、そういうことは、今後、考えていくのかどうか。

○企画政策課長（東忠孝） 市としましては、頂いた答申及びそれに添付されてあります制度設計については、尊重してまいりたいと思っておりますが、今後、事業者の方々とも丁寧な意見交換をして、そういった制度設計につきまして、慎重に検討していきたいと思っております。

○10番議員（吉村重則） 検討はしていくということで、もう本当に言って所得を得てないわけではないので、そういう面では減免制度そのものを設けるべきだと思うので、この点については十分、そういう声を大事にして、検討課題としてやっていくと。あくまでも宿泊税については、事業者のそういう意見については尊重し、理解した中での導入という、そこだけは間違いない、今後、検討していく中で、そういう捉え方でよろしいんですね。

○企画政策課長（東忠孝） 本日の答弁の中でもお伝えしておりますが、宿泊事業者様との意見交換につきましては、積極的に準備をしていきたいと思っております。

○10番議員（吉村重則） 排外主義について、指宿市内においても800人ぐらいの外国人労働者がいるということになったときに、排外主義が本当に多くの政党が今度の参議院選挙で政策として掲げてきているわけで、本当、そういうあれが国会でやられてしまえば大変なるわけです。そういう面で、市長はこの排外主義について、どのように受け止めているんですか。

○人事秘書課長（木下英城） 本市において、外国人労働者の受け入れにつきましては、少子高齢化や人口減少による人手不足の課題解消につながるとともに、地域住民の一員にもなっております。また、インバウンドについても、宿泊や飲食、交通などによる消費拡大が地域の活性化につながる重要な要素にもなっているところです。他にも、永住の許可を受けて生活をされている方、日本人と結婚された方など、本市において800名近くの多くの外国人の方が暮らしていらっしゃいます。こうした全ての方々が安心して過ごしていただけるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○10番議員（吉村重則） 本当に言って、この排外主義が導入されてきた場合には、指宿の産業

にとっても大きな影響を受けるわけです。そういう面では、本当、あってはならないと思って、安心して仕事ができ、暮らしのできるようなやっぱり社会そのものだけは作っていくべきだということで、市長、あの市長の方から答弁をもらえればありがとうございます。

○人事秘書課長（木下英城） 外国の方が日本で暮らし、また多くの業種で働いて、学校ではですね、日本の子供たちが外国の子供たちとも一緒に机を並べる、そういった時代あります。多様性を認め合い、外国籍の方を含む全ての人が安心して生活し、地域社会の一員として参加できる社会を目指すと、こういったことが市の基本姿勢というふうに御理解をいただきたいと思います。

○10番議員（吉村重則） あと、市営住宅について質問をいたします。保証協会の問題については、今、随時検討して、前向きな方向で取り組んでいるという答弁だったと思うんですけれども、退去時の現状回復費用についてどのようにになっているのか、お願いします。

○建築課長（村永健二） 退去時の現状回復費用につきましては、退去される方が事業者へ直接支払いをされるため、正確な金額は把握しておりませんが、部屋の設備や状態により場合によっては大幅な変動があることを前提に申し上げますと、追加の修繕がない状況であれば、一般的には25万円前後掛かるものと認識しております。また、現状回復をしていただく部分につきましては、畳の表替え、ふすまの張り替え、部屋の清掃等は必ず行ってもらうようにしております。そのほか、明らかに入居者の故意又は過失によって損害を受けたとみられる部分があれば、その部分の修繕も追加でお願いしておるところでございます。

○10番議員（吉村重則） 市営住宅に入居の場合は、長年入居されている方が多いと思うんですね。そうなった場合に、耐用年数って言つたらいいんですか、それを考えたときに、その耐用年数についての減免とか、その辺はないんですか。

○建築課長（村永健二） 長期間入居されていた方に対して、現状回復費用の免除を行うことは難しいと考えております。理由といたしましては、退去時の現状回復につきまして、先ほど申し上げました畳の表替え等は、居住期間の長期、短期を問わず、退去される方が費用負担することとなっております。一方で、長期間入居していれば、畳の芯の部分が傷んできたり床板がたわんできたりすることもありますが、通常利用の中での経年劣化であれば、これらに対する修繕費用は現状回復費用には含まれず、市が負担することとなっております。そのため、長期間入居していたことによる修繕費用の増加は基本的にないものとなっておりますが、部屋の清掃に限っては、使用状態により負担が増加することもあると認識しているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 長期間入居していて、その後退去した時点で、後にと言つたらいいんでしょうか、入居されない場合でも、この原状回復費用については支払いをしなきゃならないのかどうか。もうその人は最後だと、後の人に入居しないという条件の場合はどうなるんですか。

○建築課長（村永健二） 住宅の老朽化に伴う建替えや用途廃止のため古い住宅の解体を見込んでいる場合は入居者の募集を停止しますので、現在の入居者が退去した後は解体を待つのみの状態となります。そのため、最後の入居者が退去する際は、退去する方が通常行っている畳の表替え等の修繕を行う必要がないことから、現状回復費用は発生しないこととなります。また、入居者が増築した部分や設置したものがある場合につきましては、退去時には全て撤去してもらうこととなっております。

○10番議員（吉村重則） あと山川・開聞も含めてなんですかけれども、市営住宅の中に湯風呂、浴槽と言ったらしいんですか、設置されてないという話を聞いたんですけれども、これはどのようになっているのか。もし、浴槽がないとなった場合には、何軒ぐらいの住宅に設置されてないのかどうか。

○建築課長（村永健二） 住宅に浴槽の設置がない住戸につきましては、市営住宅のうち159戸ございます。

○10番議員（吉村重則） ほとんどの住宅の場合はトイレ、浴槽、これが設置されているのが条件だと思うんですけれども、159戸も設置されてないというな、何かその市営住宅ができる時点で、何か問題があってこんだけの浴槽は設置されてなかつたんですか。

○建築課長（村永健二） その建設当時、浴槽を設置しなかった理由につきましては把握をしていないところでございます。

○10番議員（吉村重則） 159戸の方々が入居していると思うんですけれども、浴槽を自分で設置せざるを得ないというのが現状なんですか。

○建築課長（村永健二） 入居の御相談があった際に、浴槽の設置のない住宅につきましては、浴槽がない旨、説明をした上で、入居を希望される方の判断により、入居するか入居しないかを判断をいただいているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 退去時はどうなるんですか。

○建築課長（村永健二） 退去する際は、入居者の方で設置をしていただいた設備等につきましては、退去時に撤去して、現状回復をお願いしているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 市長、いや、市営住宅ですよね。浴槽もないと。これは市長はどのように考えますか。

○市長（打越明司） 現在、市営住宅を整備する際にそういうケースはもうなくなっているというふうに思いますけれども、かなり古い公営住宅については、その当時の行政の判断でそのような形になっておったものだというふうに受け取っているところであります。

○10番議員（吉村重則） あの山川・開聞についても、そういう浴槽が設置されてないという住宅があるんですか。

○建築課長（村永健二） 山川につきましては、3団地。開聞につきましては、浴槽のない住宅はございません。

- 10番議員（吉村重則） 何年頃に設置された住宅なんですか。
- 建築課長（村永健二） 古い住宅ですと昭和43年から昭和57年になります。
- 10番議員（吉村重則） 市長、159戸も浴槽がないわけですよね。前向きの方向で検討するものは考えてはいないですか。
- 建築課長（村永健二） 今のところ、浴槽の設置については考えておりません。
- 10番議員（吉村重則） 本当言って、温泉、風呂は非常に大事な施設になるわけですよ。本当言って設置するにしても、入居者にしてみればかなりの経費が掛かるし、また、退去時は撤去せんといかんというのを考えれば、何らかの形で対策を、今後、検討すべきだと思うんですけれども、その辺はもう全然検討する余地はないということなのか。今後、改善するという前提で検討するのかどうか、答弁お願いします。
- 建築課長（村永健二） 先ほども申し上げましたとおり、浴槽の設置について、今後、市の方で設置するということについては考えていないところでございます。
- 10番議員（吉村重則） 今後も全然、検討は考えてないということですけど、159戸、かなりの戸数があるわけですよ。そういう面では、今後、前向きの方向も含めて検討すべきだと思うんですけど、もう全然そういう余地はないと言うんじやなくして、前向きの方向での検討を、本当、市長、どのように考えるのか、もう1回、市長の方に答弁お願いします。
- 市長（打越明司） 今の現状と吉村議員のお気持ちは十分によく分かりました。
- 10番議員（吉村重則） 浴槽については、今後、前向きの方向を検討をお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。
- 議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩	午前	1時	5分
再開	午後	0時	5分

- 議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。
- 次は、恒吉太吾議員。
- 8番議員（恒吉太吾） よろしくお願ひします。8番、恒吉太吾です。今回は、安心安全に暮らせるまちづくりについて、質問いたします。
- 令和6年3月に、第9期指宿市高齢者福祉計画、介護保険事業計画が策定されました。この計画は、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とするものですが、どの点を重要項目としているのかをお尋ねいたします。この第9期計画では、基本理念及び基本目標の実現に向けて、計画目標、介護の視点を踏まえた取組、施策3、介護現場の人材確保及び生産性の向上。重点項目の2、中長期的なサービス基盤、人材基盤の整備の中で、少子高齢化が進み、介護分野の人的制約が強まるを見据えて、職場環境の改善や介護職員の負担軽減を図るとあります。介護情報基盤整備も含まれていると思いますが、この介護情報基盤整備とはどのようなものか、お尋ねいたします。

次に、介護支援専門員、ケアマネジャーの現状と課題について。介護支援専門員と言うよりケアマネジャーという名前の方が聞くことが多いと思いますが、このケアマネジャーの実際の仕事内容や役割はどのようなものか、お尋ねいたします。

次に、そのケアマネジャーになるための受験資格と、鹿児島県における直近3年間の合格者数、合格率についてお尋ねいたします。また、本市におけるケアマネジャー有資格者の数、実際に資格を用い、働いている人の数についてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問といたします。今回の質問は、これから指宿市の10年の介護が問われる質問になると思いますので、しっかりと答弁をよろしくお願ひいたします。

○市長（打越明司） 恒吉議員の方から幾つかのお尋ねがありました。その中で、この第9期高齢者福祉計画の中の重要な柱について示してほしいということでありました。今、質問の中でも一部紹介をしてくれましたけれども、本市が策定している第9期指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、第2次指宿市総合振興計画の保健・医療・福祉分野で掲げている、すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせる町を基本理念として、高齢者が介護を要する状態になっても、介護サービスを利用しながら家庭や地域の中で自立した生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの取組方針を示したものであります。この計画において、地域包括ケアシステムの構築を図り、より深く推進していくために、地域支え合い体制づくりの推進、中長期的なサービス基盤・人的基盤の整備、介護給付の適正化への取組、在宅での医療と介護の連携強化、認知症政策の総合的な推進の五つの重点項目に取り組んでいるところであります。

残余の質問については、担当課より答弁をいたします。

○市民福祉部長（富永敏尚） 介護情報基盤整備についてでございます。システムの標準化対応に伴う介護情報基盤整備とは、今まで別々に管理されていた介護保険資格、認定情報、主治医意見書、そして、ケアプランなどの情報を電子的に集約いたしまして、利用者、自治体、介護事業者、医療機関などの各関係者が利用者の介護に関する情報を共有・活用できる全国規模のシステムのことです。介護情報基盤の導入は、令和8年4月から順次、準備が完了した自治体から開始することとなっておりまして、本市においても、既存システムの標準化対応が安定した段階で、介護情報基盤へのデータ移行を進めることを計画しているところでございます。

続きまして、介護支援専門員についてでございます。介護支援専門員は、介護保険法に規定されているケアマネジメントを実施することができる専門職でございます。主な仕事内容は、介護や支援が必要な高齢者の相談対応。それから、介護認定により要介護や要支援の認定を受けた方が適切な介護サービスを利用するための、心身の状況にあったケアプランの作成。自治体や介護事業所、医療機関などの関係機関との連絡調整などとなっており、利用者の介護サービス全体をマネジメントする役割を担っているところでございます。

続きまして、介護支援専門員に関しましてお答えいたします。介護支援専門員の受験資格につきましては、医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士など21種類のいずれかの法定資格を持ち、その専門業務に従事している方や、定められた介護施設等において相談援助業務に従事している方のうち、通算5年以上の従事期間かつ900日以上の従事日数の実務経験期間がある方が受験対象となっているところでございます。本市の合格率に関するデータは確認はできないところですけれども、御質問にございました鹿児島県における令和6年度の合格率から申し上げますと、令和6年度は、受験者953人に対して合格者253人で合格率26.5%，令和5年度におきましては、受験者1,115人に対して合格者181人で合格率16.2%，令和4年度は、受験者1,130人に対して合格者174人で合格率15.4%となっているところでございます。

続きまして、本市の介護支援専門員の有資格者数でございます。鹿児島県における介護支援専門員の登録者数は、令和6年度末時点で1万2,984人となっておりますが、市町村別の登録者数は確認できていないところでございます。なお、現在、本市において介護現場で介護支援専門員として業務を行っている方は80人程度いらっしゃいます。また、資格を有していても、介護支援専門員以外の介護職に勤務している方や介護現場以外で勤務している方もおられるということでございます。

○8番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。それでは、介護情報基盤整備についてから、2度目の質問に入りたいと思います。この介護情報基盤整備導入についてなんですが、内閣府に設置されました医療DX推進本部の医療DXの推進に関する工程表というものがあります。この中で、先ほどもありましたが、本格運用のスタート目標というのを2026年、令和8年としております。介護保険事務システムの標準化対応が完了した市町村が対象ということで、うちも対応出来次第ということだったんですが、本市でも、今現在ですね、対応完了時期や導入スケジュールが決定していれば、お尋ねいたします。

○長寿支援課長（上川床聰） 先ほど答弁の中にもございましたが、介護情報基盤の導入は、令和8年4月から令和10年3月までの間に、順次、準備が完了した自治体から開始することとなっており、令和10年4月から本格稼働というスケジュールになっているようでございます。現在、本市におきましては、既存システムの標準化対応作業を行っているところでございます。これらの作業が安定した段階で介護情報基盤へのデータ移行を進めることを計画しております、時期といたしましては令和8年10月頃を目指としております。ただし、国とのスケジュール調整というのも行う必要がございますので、場合によっては時期がずれることも想定はしております。

○8番議員（恒吉太吾） 内閣府としましては、2026年の4月ですかね、スタート。うちは半年ぐらいちょっと猶予と言いますか、あるので、少しでもですね、早くしていただきたい。それがまたいろんな方のメリットにつながりますので、お願いいいたしたいと思います。

今、このるる、様々な点、このメリットと言いますか、頂いたんですが、その中で、これから質問しますケアマネジャーに対してですね、この基盤整備が導入された場合どのようなメリットがあるか、お尋ねいたします。

○**長寿支援課長（上川床聰）** 介護情報基盤の活用によりまして、介護現場の様々な業務の負担軽減や業務の効率化、介護サービスの質の向上などを図ることが可能となるというふうに考えております。例えば、介護支援専門員の業務におきましては、ケアプラン作成等に必要な要介護認定情報が、隨時、画面上で確認することができるところから、市への認定情報請求が不要となること。また、サービス提供事業者が介護情報基盤を通じてケアプランを確認することができることから、介護支援専門員が事業所へ行う情報提供等に係る業務負担が軽減されるといったことが考えられるところでございます。

○**8番議員（恒吉太吾）** 後ほど、また触れますがないが、このケアマネジャー不足というのが大変問題というか、課題になっておりますので、一刻でもですね、早く本市としましても整備、導入していただくようにお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2番のケアマネジャーの現状と課題について、質問になります。先ほどもありましたが、ケアマネジャーというのは、介護サービスを使うためのケアプランを作成する、マネジメントを行う重要かつ中心的な存在の専門職、スペシャリストになります。しかし、昨今ですね、このケアマネ不足というのが大変言われております。なぜ、こんなふうにケアマネが不足している状態が起こっているのか、様々な文献であったり、そういったところから考察する中で、私なりに考えた三つの要因というものがあります。一つ目が、通常業務に加え、このケアマネ特有のシャドーワークというものがあるんですが、これによる負担の増加。二つ目が、給与をはじめとした処遇、待遇の問題。三つ目に、資格取得の難しさと資格更新制度の時間的、経済的負担が大きいというものが挙げられます。先ほど、ケアマネの合格率、過去3年間、示していただいたんですが、昨年はですね、26.5%というふうに跳ね上がっているんですが、それまでの約20年間、平成17年ぐらいからなんですが、ずっとですね、10%台で推移しているんです。特にですね、受験資格が厳格化された平成30年、この年は合格率はわずか8.1%。足りないと言しながら、大変厳しい試験になっております。ちなみに、私もこの資格を持っているんですが、私が受けた平成24年という年は合格率は15.6%。やはり厳しい中で、結構、もう年齢も重ねた後だったので、毎日、家で勉強したのをですね、昨日のように思い出しております。これまでずっと受験者数というのも、平成30年までは2,400人から3,000人台ですね、推移しておりました。しかし、この平成30年の厳格化に伴いまして1,000人前後まで落ち込んでおります。今、申しましたが、昨年度だけ、急激にケアマネの合格者というのが上がっておりまして、26.5%。これは先ほど申しましたケアマネ不足というのが大変大きく関連しているのではないかというふうに思っております。専門家によりましても、この試験自体の難易度がかなり、比較的簡単になってるというところであります。

ケアマネの合格者が増えるということは、これから不足しては大変ありがたいことはあるんですが、一方で、この合格率の急上昇というのは、この試験自体、このケアマネにとっての公平性や信頼性にも大きく関わってくる問題であるというふうに思っております。そして、私の時であれば15%だったんですが、8%の時もありました。そういういた合格した年度による評価の差にもつながってくる可能性、そういういたものを危惧しております。先ほどありました、この試験自体、平成10年度から始まっておるんですが、令和6年度の27回の試験で、介護支援専門員実務研修受講試験の合格者数は、全体で、先ほどましたが、1万3,014人になっております。本市の数は把握されていないということでしたが、単純にと言いますか、令和7年8月の推計人口で、鹿児島県151万人、本市が3万6,000人と載っておったんですが、単純に県に占める本市の人口割合で言えば約2.3%。それをケアマネの合格者としてみると、合格者が本市には約300人ぐらいいるのではないかというふうに推測されます。第1回の試験というのが平成10年ということで、30年近く経っておりますので、それでもまだ潜在的には約200人から250人の合格者がこの指宿にいらっしゃるのではないかというふうに思っております。一方で、先ほど答弁でしたが、実際にその資格を使って働かれている人は80名程度、潜在的にはこのたくさんいるので、まず、この数をなんとかして把握してほしいという思いがあります。現時点では、この指宿にいらっしゃる有資格者の数、把握は難しいという答弁でしたが、今後ですね、有資格者の増減の動向について、今後、把握をしていく必要があると思います。その点につきまして、今後の考え方をお尋ねいたします。

○長寿支援課長（上川床聰） 先ほどの答弁でもございましたけれども、資格を有していても介護支援専門員以外の職に就いていらっしゃる方もいらっしゃるようでございます。また、年齢や体力に自信がなく就労を望まれていないという方もいらっしゃるようでございます。それぞれの介護事業所によっては、以前、勤めていらっしゃった方が退職された後も連絡先を把握していて、そこの職場で不足した場合に、また、その方に連絡をして来ていただくというところで、こうつないでいらっしゃる事業所もあるようには聞いております。しかしながら、これを市全体として、潜在的な有資格者を把握するということは、現段階ではなかなか難しいのかなというふうに思っているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 難しいのはおっしゃるとおりなんですけれども、やはりこの人数というのを把握しないと、今後、更にこのケアマネ不足に拍車をかけると思いますね。何らかの方法を協議していただきなりですね、協議会とも、なんとか把握する方向で動いていただきたいと思います。

次に、4番の介護支援専門員協議会との意見交換会の内容について、お尋ねいたします。まず、この市長との意見交換会が開催されました、どのようなものだったか、その内容についてお尋ねいたします。

○長寿支援課長（上川床聰） 指宿市介護支援専門員協議会との意見交換会が令和7年3月21日と

9月2日の2回実施されておりまして、指宿市内の事業所に勤務する多くの介護支援専門員が出席し、介護支援専門員の処遇に関することや事業者としての困りごとなど、様々な意見が出されたところでございます。具体的な内容につきましては、介護人材不足や、資格取得や更新に係る研修負担、賃金に対する処遇改善等に関するものが多かったところでございますが、いずれにおいても介護支援専門員にとって大きな課題であるとの御意見をいただいたところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 昨日、同僚議員、東議員の中で、各種団体から出された要望等についてという質問があったんですが、今、確認しましたら、この介護支援専門員協議会は半年のうち2回という頻度で、この協議会、市長との意見交換会が開催されているんですが、これってなかなか異例なことじやないかなというふうに思っております。年に1回とかということはあっても、この短い期間で2回あるっていうことは、この協議会として、どうしてもこの現状であったり課題を共有してほしい、窮状を分かってほしいという思いがあると思うんですが、これまでにですね、こういった形で市長との意見交換会、短い期間で2回なり3回開かれたケースというのが、もし把握していれば教えてください。

○市長（打越明司） これについてはですね、3月にケアマネの皆さんとの闇達な意見交換をやって、その中でいろんな具体的な中身について、予算編成をする時期が秋だから、今後は秋に開いた方がいいかもねということで、私の方から皆さんに提案をして、それで、やっぱり秋の方がいいかもしれないねということで3月に意見交換をし、やり取りをさせていただいて、具体的にアクションに結び付いたものもあったんですが、改めて9月になったということで、これについては、やや例外的な形。来年も2回するということではなくて、この時期に開いていこうねということで、お互いに私の提案で始まったというふうに理解をいただいていると思います。他の情報については担当課長から答えます。

○人事秘書課長（木下英城） 先ほど議員の方から半年というお言葉もありましたけれども、お尋ねですね、半年という短い期間における実施というのはこれまでにはなかったというふうに記憶しております。

○8番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。今、市長から私の提案でということがあったんですが、私もこの協議会に入っております。その中では、やはり1回目して、なかなかアクションが少なかったと、反応と言いますか、そういったところがあったので開催したいという声もありますし、我々もそれに賛同して、いろいろな要望を出したり、他のケアマネジャーの方々も出したり、そういうこともあります。なので、この2回って、やはり市長が言ったから、そこだけではなく、ケアマネジャー協議会としての思いもあったから2回開かれたというところは併せてお伝えしておきたいと思います。

市長、この半年間で2回、協議会の方にも意見交換が、出席していただいておりますが、2

回出席されて、率直な意見を市長からお聞かせ願えないのでしょうか。

○市長（打越明司） 意見交換会の最大の目標は、担当課も、この場合には同席しておりましたけれども、私自らがその現場に立っている方々の問題点をよく理解をし、共有していくということが一番大きな目標であります。さらに、その中にいろいろできる課題と、あるいは自治体だけではどうしようもない問題といろいろありますので、そういうことについて、それぞれ意見を交換しながら、次につながるような課題解決と一緒にやっていこう、こういう気持ちでやっておりまして、私も2回の開催で非常にいろんな問題が現場で起きていることを改めて具体的によく理解をしたというふうに思っておりまして、非常にいい会であったなというふうに思っております。

○8番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。正に市長がおっしゃっていただいたように、我々と言いますか、ケアマネジャー協議会として現状を分かってほしい。そして、市として、この私たちの思いに寄り添ってほしい。そういう思いが大きかったと思います。それに応えていただいた市長には協議会としても大変感謝しておりますし、また、今後もですね、様々な要望は引き続きさせていただきたいというふうに思っております。

ケアマネ不足が進んでおります。一つの要因にやはり高齢化ございますが、改めてちょっとお尋ねしたいと思います。交換会の中でも高齢化が進んでいるという声はあがっておりましたが、まず、本市の人口構成の状況につきまして、65歳以上の高齢者人口、高齢化率をお尋ねいたします。併せてですね、その中で、要介護認定者数とその割合が分かれればお尋ねいたします。

○長寿支援課長（上川床聰） 本年4月1日時点での65歳以上の人口につきましては1万7,407人で、高齢化率は42.1%となっております。このうち、要介護認定者数は、65歳以上の人口の約17%に当たります2,965人というふうになっているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 要介護認定者数が2,965人ということなんですが、介護サービスを使うときにですね、ケアマネジャーがケアプランを立てるんですが、その1人当たりの受け持ち人数っていうのが決まっていると思うんですよ。ケアマネジャーが受け持っている担当の数、何人になりますでしょうか。

○長寿支援課長（上川床聰） 介護支援専門員が担当できる件数というものに上限というものはありませんが、居宅介護支援事業所におきましては、原則44名を超えると事業所に報酬が支払われるわけですけど、これが減算ということになりますので、おおむね大体44名程度になるかなというふうに思っております。また、居宅介護支援事業所の平均で何名ぐらいかという部分につきましては、これはそれぞれの事業所で非常にピンキリになっておりまして、なかなか平均というのもお示しできないんですけども、本市にあります地域包括支援センターの方では、1人の持ち件数というのが45件ほどというふうになってるところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 45件、45人、相当厳しいだろうなと。上限がですね、かなり上がっておりますまして、1か月に多分1回は必ず訪問なり面会しないといけないんですよ。休みがある中で45件ってなかなか無理もされているんじゃないかなって。これは市の包括だけではなくて、同様のことは居宅の事業所でも起こりうることじゃないかなというふうに思っております。先ほどありましたが、約80名の方がケアマネジャーとして資格を有して働かれております。今、この上限が44人。それを超えると減算になってしまふので、そこまでしてあんまりないのかなと思います。44人と仮定した場合ですね、80人のケアマネジャーで見れる要介護認定者は3,500人になります。先ほどの話では2,965人ですので、あと500人しか、今のいる人数ですね、もうキヤバがいっぱいになってしまいます。先ほどありました高齢化率、現在で42.1%，これが2040年、令和22年には44.6%まで上昇することが予測されております。これから緩やかにならぬか、人口自体は減少していくというふうに思います、高齢化率がですね、今後、更に上昇すれば、必然的に要介護認定者数っていうのは、併せて増加していくものと思っております。あと500人認定を受けると、現在のケアマネジャーの数では不足し、担当するケアマネジャーが見つからないために、本当に必要な介護サービスというものが受けられなくなる可能性。これ遠い将来じゃないです。本当に近い将来必ず起こりうることです。これ、自分のこととして想像してみてください。自分がもしそういう状況になって、何かサービスを受けたいけれどもケアマネがいるからサービスが受けられない、家族も受けられない。誰が看るんだ。家族が看る。そのために仕事を辞めなければいけない。介護離職。こういったものも起こりうる可能性があります。こうしたことが今から予測されるのであれば、それを未然に防ぐために、先を見据えてケアマネジャーの人材確保が必要になってきます。先ほど、ケアマネ不足の要因の一つとしてシャドーワーク、これについてちょっと言ったんですが、このシャドーワークについて少し詳しく説明をいただきたいと思います。お尋ねします。

○長寿支援課長（上川床聰） お尋ねのシャドーワークでございます。シャドーワークとは介護保険の範囲外の業務のことでございまして、緊急対応や行政手続というようなものが挙げられるようでございます。シャドーワーク対策につきましては、まずは、それぞれの事業所におきまして、業務範囲の明確化と利用者への説明、こういったことに、まずは取り組んでいただきたいなというふうに思っているところでございます。なお、行政におきましては、地域のインフォーマルサービスを含めました社会資源の創出を地域とともに取り組み、また、金銭管理や相談等につきましては社会福祉協議会などとも連携するなど、課題対応には努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） やはりお聞きしますと、このシャドーワーク、相当負担になっているなっていうのを感じます。利用者さんからすると、これが法律の中なのか外なのか、業務なのか業務じゃないのか、なかなか分かりにくいところもあるので、お願いが多い。

やはりあのケアマネさん、責任感もたくさん持っていますので、これは仕事だから、これは自分の仕事以外だから、そういうことは分けられない方も多いです。そして、やはり精神的にも肉体的にも負担が溜まっていって、離職されるって方も少なからずいるというふうに伺っております。やはり市としてですね、ここはもう1度、利用者様に対しても、シャドーワークになるのか、本来の業務なのかっていうのをですね、しっかりと周知することも必要じゃないかと思いますが、再度、今、いろいろとおっしゃっていただいたんですが、市として、この業務とシャドーワークの線引きですね、しっかりと利用者なり事業者に対して対策とか考え、対応ができないかどうか、お尋ねいたします。

○長寿支援課長（上川床聰） シャドーワークにつきまして、これまで具体的に関係の皆様方とお話を機会というのはなかなかなかったと思います。議員からお話をございましたように、シャドーワークも介護支援専門員にかかる負担の大きな要因の一つになっているという状況があるとするならば、やはり今後、関係者の皆様方とこういった点についても話し合いをしながら、お互いにその解決策について、検討していきたいというふうに考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非、その点、重ねてお願ひいたします。

このシャドーワーク、人材不足の一つの要因じゃないかなというふうに申したんですが、二つ目の、先ほど申しました給与をはじめとした待遇、待遇の問題、これも一つ、大きいのではないかというふうに思っております。厚生労働省の調査によりますと、ちょっと古いでですが、令和5年の5月、ケアマネジャーの平均年収は405万円。一方、介護職員は362万円となっております。ただですね、現在、国の制度によりまして、介護職員に支給される待遇改善加算というものがありまして、月額の報酬というのがアップしております。しかし、この待遇改善加算というのはケアマネジャーには支給されておりません。これで、今後ですね、ケアマネジャーと介護職員の給与の差っていうのはどんどん縮まってくれれば、今までどちらかというと介護職員の方からケアマネジャーになられる方も多かったんですが、そういうふうに今の介護職でなれば、更にこのケアマネジャーになる人は減っていくのかな、資格を持っていても、今のまま働かれる方が多いのではないかというふうに思っております。今後ですね。そういうことも予想されますので、ますますケアマネジャーのなり手不足が顕著になってくると思います。そういう中ですね、やはりこのケアマネジャーを確保しないといけないという動き、一部自治体でも広がっておりますが、例えば大分県竹田市では、待遇改善加算の対象外となっておりますケアマネジャーに対しまして、月額5千円の独自補助を行っております。このような制度ですね、本市でも、独自にできないか。独自に補助を行う考え方はないか、お尋ねいたします。

○長寿支援課長（上川床聰） 議員のお話をございました、待遇改善への関係でございますけれども、介護支援専門員の待遇改善への要望と、いろいろなところから上がっているというこ

とにつきましては理解はしておりますが、利用者にサービスを提供することで得られる介護報酬というものは、国が定める報酬単価によって決められておりますことから、我々としては、国の制度として改善を図るべきだという認識を持っているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） そうですね。国の制度ですが、こうやって実際に動かれている自治体もありますので、最初から国の、国のっていうだけではなくてですね、本市としても、是非、考えていただきたいというふうに思います。と言いますのも、国の制度でこの町にケアマネがいなくなつて誰が困るのか。この町に住んでいる介護を受ける市民の皆さんなんですよ。そういう人たちを目の前にして、国が国がという言い訳は通用しないと思うんですね。目の前にいる一人一人を助けるのが我々の使命であるのであれば、是非、その点についても、できる可能性を今後、考えていただきたいというふうに思っております。

資格更新制度の現状についてお尋ねいたしますが、その前に、先ほど、受験資格として国家資格を持っている、有している、21でした。若しくは持ってらっしゃらない方は、通常、5年以上の従事期間と900日以上の従事日数が必要になります。これが試験を受けるための資格になります。そしてですね、試験に合格して、まず受けなければならぬのが実務者研修。私が平成24年でしたか、合格したとき、私も当然受けました。これがなかなか大変なんですよ。前期、後期に分けまして各5日間、当時はですね、88時間だったと思うんですが、この受講が義務付けられておりました。今と違いまして、鹿児島市のホテルが会場になっておりまして、その合格された方が一堂に会して、そこで研修を受ける。遅刻も途中退席もできない。もし欠席するのであればこの、終了証自体を出さない。そういった厳しい厳しいあの受講であったんですが、よく考えてみたら、仕事をしながら10日も休める会社、そんなあるのかなと。この制度であったり、更新の研修自体が相当、いびつじゃないかなと思っております。その10日あるんだったらもう働いた方がいいよ、他の仕事でと。介護職員のままでいいよ、看護師のままでいいよというところがあると思います。私自身も元々作業療法士、リハビリの仕事をしておりましたが、やはりあのプランニングしたいというところでケアマネの資格も取ったんですが、やっぱりこの資格更新を受ける中で、ちょっとこれを繰り返し、5年に1回受けていくのは難しいなというところで、今は普通にと言いますか、リハビリの仕事だけをしております。そういった方は多いと思うんですよね。その中で、お聞きします。この資格更新制度なんですが、現状について、お尋ねいたします。

○長寿支援課長（上川床聰） 資格更新の現状ということで、私の方からは、資格の取得、先ほど議員の方からも少し触れていただきましたけれども、改めて、資格を取得するための状況ということで御答弁させていただきたいと思います。介護支援専門員の資格を取得するためには、法定資格に係る業務におきまして5年以上の実務経験期間を経た後、介護支援専門員実務研修受講試験に合格する必要があります。先ほど議員の方からもお話があったとおり

です。また、受験に合格した後、実習、演習など87時間の実務者研修を受講し、ケアマネジメントの一連のプロセスを学びまして、業務に即した知識と実践的なスキルを身に付けたところで、これで晴れて介護支援専門員の業務を行うことが可能となります。さらに、介護支援専門員の業務を継続するためには、介護支援専門員従事後3年目の専門1という研修があるんですが、こちらの更新研修。そして、専門1の研修の受講後、今度は5年おきに専門2という研修があるんですけれども、この更新研修を受講し続ける必要がございます。介護支援専門員の資格更新につきましては、実務経験の有無で研修内容や期間に違いがございますけれども、一般的には、32時間から56時間の動画視聴研修や自己点検シートを使用した事前学習、これとオンライン演習、これを要する専門研修課程の研修を受講していただく必要があります。これだけに、やはり試験に合格した後も更新というのは、確かに介護支援専門員、大変な負担になってきているというふうには認識しているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。令和の7年は多分今から試験がちょうど行われるかなというふうに、今年もどのような難易度になるのかしっかりと注視したいというふうに思っております。先ほどいろいろ研修、最近はオンラインに変わってきたとは言うんですが、やはりですね、その何十時間、ずっとパソコンなりの前にいて受けないといけないんですよ。こういうこともオンラインにしたからいいよねっていうのはいかがなものかなと。自分が視聴できる時間、できるオンデマンドでしていただいた方が、かなり資格取得、研修がしやすいのかなというふうに思っております。先ほどの待遇改善の問題、そして、この更新制度の問題っていうのがですね、ケアマネ不足を一番率いている大きな大きな要因なんですね。こういったところをね、しっかりと市として、県なり国に伝えていただきたい。これって指宿市の力だけでは足りないかなと思いますので、同時多発的にですね、他自治体とも一緒になって要望をあげていただきたいと思います。この研修のための時間的、経済的負担の増大が、結果的に、ケアマネ更新をしない、ケアマネの離職率を高めているというところからですね、しっかりと、この国の制度ではありますが、先ほど申しました他の自治体と一緒にになって、九州市長会であったり、全国市長会を通じてですね、待遇改善、資格更新制度の見直しを、再度、要望していただきたいと思いますが、その考えはないでしょうか。

○長寿支援課長（上川床聰） 国等への要望ということでございますが、本市におきましては、今年4月に実施されました県市長会におきまして、居宅介護支援事業所を待遇改善加算の対象事業所に追加をすること、並びに介護支援専門員の資格取得や更新にかかる期間の要件を見直すこと、これにつきまして提案し、全会一致で採択されたことから、全国市長会を通じて国へ要請したところでございます。今後も、関係者や関係団体などへ状況確認を行いまして、介護支援専門員の研修に係る課題について、市としてどのような支援が可能なのか、また、どのような要請、要望ができるのかということも検討してまいりたいというふうに考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、国の制度であります、市として現状を要望していただきたいというふうに思っております。

最後の法定研修費用の支援についてお尋ねします。この質問をするに当たって、いろいろと、自分がどんなテキストを使ったかなとか、どういう勉強をしたかなというのをしたときに、1枚、領収書が出てきまして、4万4,800円という、こう金額だったんです。これ、なんだろうなと思ったら、私が受けたときの研修費用でございます。これ、自腹です。まだ使つてもないですが、4万4,800円。これは当時なので、また、今は金額が変わっていると思いますが、5年ごとにですね、こういった多額のお金をですね、研修費用という名目で支払わなければならぬ。それは誰が受けるんだと、心の中では声が出てしましましたが、思つてしまいますが。この金額的、経済的な負担っていうのはですね、やはり、先ほど課長の方からありました、5年間、若しくは3年間にずっと払つていかないといけないんですよ、こういいうのはどうなんだろうと。これも1つのケアマネ不足の要因だろうなというふうに感じております。そういう中ですね、この金額、要望していただいて、全国一律。結構、これつて各都道府県で金額も違うんですよね。そういうのも全国で統一していただきたいし、市としても、やはりケアマネを確保するのであれば、ここに対しても何らかの支援をしていただきたいという思いからちょっと質問させていただきます。近隣のですね、自治体を調べましたところ、中種子町ではですね、研修費用の負担が大きいので、介護保険制度を支えるケアマネ確保のために研修受講費用とテキスト代、これ全額を補助するという制度があります。この記事といいますか、見つけまして、担当者の方ともお話しさせていただきましたが、行政ですね、これからこの介護保険、介護サービスをしっかり支えていくという強い強い決意を感じました。制度自体は国の制度かもしれません、この介護保険を支えるのは指宿市の役目でもあります。本市でもですね。こういった感じで法定研修費用の一部支援。その前にちょっともし分かればいいんですけど、この研修費用も、先ほど申しました、一番最初に受けないといけない研修がございます。そして、専門1、専門2。僕、一番大事なのはですね、主任ケアマネジャーの研修だと思っているんですよ。法律の改正がありまして、ケアマネジャーはたくさんいるんですけども、その中でも主任ケアマネジャーというのがいないと居宅事務所が開けない、そういう制度に変わって、移行期間ではあるんですが、なつておりますので、この主任ケアマネジャーの重要性っていうのがだいぶ上がつてくるなっていうふうに思つておりますので、今、申しました最初に受けなければいけない研修、専門1、専門2、そして主任ケアマネジャーの受講費用についてお尋ねいたします。

○長寿支援課長（上川床聰） 研修費用でございます。まず、更新研修、専門1でございますけれども、今、手元にあります資料の中から申し上げますと、負担金が2万8千円。それに資料代として6,600円ほど掛かるようでございます。それから、専門2になりますと、2万1千円に、テキスト代が6,600円。それと、実務者研修になりますと、これが少し上がりまして5万

2千円と、資料代、テキスト代が1万450円という金額になっているようでございます。主任ケアマネにつきましては、負担金が3万8千円、それとテキスト代が4,400円となっているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 今、お聞きしましたが、かなり高額。これが5年、若しくは3年ごとに発生する。なかなかの負担なんですよね。それだけに見合った給料であればいいですが、先ほど申しましたように、介護職員との給与差も縮まっている、処遇改善も出ない。そういう中で、やはりですね、本市としても中種子町のように補助ができないか、改めてお聞きしたいと思います。ケアマネ不足についてはですね、本市としても相当な危機感を持っているというのは感じておりますが、やはりそれは形として示していただきたいというふうにも思っております。現場で働く、この町の介護の根幹を支えているケアマネジャーの皆さんですね、市はしっかりとあなたたちのこと見てるよ、あなたたちを支えるよ、そういう思いからですね、そういう思いを示していただきたいと思います。それがひいてはこの町で暮らす人々の安心安全、そして、笑顔につながるわけですよ。毎年の研修費は大変重い。そういう中で、本市でもですね、この法定研修費用の一部支援。今、資料代、テキスト代を言わされましたので、このテキスト代だけでも補助する考えがないか、最後にお尋ねいたします。

○長寿支援課長（上川床聰） テキストに限らず、研修費用、先ほど来、議員の方からもお話をございましたとおり、負担の方を介護支援専門員の方が、そのたびに支出しなければならないという状況は理解をしているところでございます。この研修費用、大きな負担になっているところではございますが、厚労省の方で教育訓練給付金制度というものがございます。これにより受講費の50%が支給されますので、本市といたしましては、まずはこちらの制度の活用というところから図っていただきたいなというふうに思っております。この制度の活用につきましては、また、我々といたしましても、周知等々につきましては図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） すいません、最後って言ったんですが、もう一言だけ。今、制度の説明があったんですが、これ、使うのがものすごく煩雑なんですよ。ハローワーク経由でしたかね。実際、多分、指宿でこれを使っているケアマネジャーは1人もいません。ですので、今おっしゃったように、こういった制度があるっていうのは、是非、周知していただく。その中で、市としてはしっかりとテキスト代の一部補助をお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（西森三義） 暫時、休憩いたします。

休憩	午後	1時54分
再開	午後	2時05分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西田義哲議員。

○6番議員（西田義哲） 皆さん、こんにちは。議員番号6番の西田です。通告に基づき質問をさせていただきます。

まず、会計年度任用職員の業務についてお伺いいたします。会計年度任用職員の皆さんには、それぞれの分野で手際よく業務をこなされ、行政運営において欠くことのできない存在であることは言うまでもありません。現場の最前線で、その能力を最大限に発揮しながら御活躍いただいておりますが、現在、何人の会計年度任用職員の皆さんのがいらっしゃるのか、職員数をお伺いいたします。

次に、中小企業への支援策についてお伺いいたします。人口減少が地域経済の縮小を呼び、そのことが人口減少を加速させるという負のスパイラルを生じるリスクが高まることが危惧されていたことから、国のまち・ひと・しごと創生法の施行に基づき、人口の減少と将来展望を示す地方版人口ビジョン及び地方総合戦略を策定し、様々な施策が本市でも実施されております。本年度は、第1期創生総合戦略の効果検証や、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略等を踏まえながら改定された第2期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度となっております。その総合戦略に掲げている四つの基本目標の一つ、稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働くようにするの中で目指す方向、具体的な施策として、もうかる指宿支援プロジェクトが設けられております。そこで、このもうかる指宿支援プロジェクトでは具体的にどのような事業を実施してきたのかお伺いいたしまして、1回目の質問いたします。

○市長（打越明司） この3日間の一般質問の中で、12人目、最後の西田議員の質問をいただきました。その中で、私は、このもうかる指宿支援プロジェクトについて、答弁をさせていただきたいと思います。指宿市では、平成27年に、触れていただいたとおり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その後も、随時、改定を重ねながら、現在、総合戦略としては2期目の最終年度として、各種の施策に取り組んでいるところであります。総合戦略の施策の柱であるもうかる指宿支援プロジェクトでは、指宿産業クラスターの一つとして、産業クラスターっていうのは市内の主要団体が連携をして作る組織という意味でありますけれども、この一つとして、一般社団法人いぶすき観光デザインを事務局とする指宿市観光・経済戦略会議があるところです。ここでは、現在、観光消費額20%アップを目指としながら、観光、農業、水産業、商工業などが連携をし、市の産業経済施策を実施しているところであります。なお、商工業分野での具体的な取組といったしましては、経営力強化に関しては、地域産品ブランド推進事業、輸出環境促進事業や地域産品プロモーション事業などに取り組み、経営基盤強化に関しては、創業者育成事業、事業継承支援事業、新卒就業希望者マッチング事業などに取り組んできたところであります。これらの取組では、本市の地域資源を最大限に利用した産業振興や雇用創出を図っていくことが大切であり、地域経済関係団体や市内の多

種多様の事業者の声を聞きながら、実効性のある取組になるよう努めているところであります。コロナ以降、人手不足や物価高騰などの影響もある中で、なんとか事業を継続していくこう、拡大していくという意欲的な事業者さんたちがたくさんおり、このような方々のおかげで雇用創出が図られ、ひいては人口減少の抑制や地域経済の維持に貢献いただいているものと考えているところであります。

もう一つの質問については、担当課でお答えいたします。

○人事秘書課長（木下英城） 会計年度任用職員についてのお尋ねでございました。令和7年4月1日現在の任用職員数は422人となっております。

○6番議員（西田義哲） ありがとうございます。

それでは、先に会計年度任用職員の業務について、お伺いをいたします。4月1日現在で422人。私が考えていたより、大分なんか少ないなという気がしたんですけども。

次に、業務内容としてはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○人事秘書課長（木下英城） 会計年度任用職員につきましては、庁舎内で各課の事務補助を行う職員がおります。また、庁舎外では、ふれあい公園や唐船峡そうめん流しなどにおける接客や清掃、調理業務を行う職員のほか、常設ごみ収集所において作業を行う一般廃棄物監視員、各学校における学校図書館事務職員や英語教育を行うALTという方々も会計年度任用職員でございます。このほか、地域おこし協力隊や各校区公民館主事、遺跡の発掘作業員につきましても会計年度任用職員でございます。これらの会計年度任用職員につきましては、基本的に1週間当たり3日から5日間勤務となっておりますが、この他に、月に数回、あるいは年に数回のみ勤務する者につきましても、会計年度任用職員として位置付けられております。一例としまして御紹介いたしますと、各学校における休日の部活動の指導員や、市内各所で行う健康運動教室補助員のほか、健康相談や各種検診などを行う栄養士、それから、看護師、スクールバスや利永保育所といった日々の人員を欠かすことができない業務において、急な欠員が生じた際に対応する者も会計年度任用職員となっているところでございます。なお、先ほど申し上げました人数には加えておりませんけれども、ふれあい公園や唐船峡そうめん流しの繁忙期である7月から8月の、いわゆる夏休み期間中にアルバイトとして働いてくださる高校生につきましても、会計年度任用職員となっているところでございます。こういった方々を含めますと、先ほど申し上げました400人を超える人数となるところでございます。

○6番議員（西田義哲） 本当に、多岐にわたるというか、市の業務の全般において、活躍をいただいているんですけども、2番の今後の業務についてに移りますが、例えば事務作業とか、あるいはそういう共通した作業などを数名のチームで編成して、課の枠組みを超えて、作業にあたるような取組はできないのか、お伺いいたします。

○人事秘書課長（木下英城） チームの編成ということではありませんけれども、お1人の会計

年度任用職員を複数の課において横断的に任用しているケースというものがございます。一例を申し上げます。令和7年度は、人事に関する事務のほか、参議院議員通常選挙や5年に1回の国勢調査が実施をされますことから、これらに係る事務が必要でございました。このことから、4月から5月の期間は、人事異動に伴い提出される各種手当の申請書整理や年度切替に伴うファイリング事務、6月から8月は参議院選挙に係る事務、そして、現在は来月10月に実施される国勢調査事務に従事をしております。国勢調査の事務が一段落しますと、年が明けて、来年1月に市長、市議会議員選挙が行われる予定となっておりますので、この事務に従事することとしております。このように、繁忙期を迎える課にですね、横断的に配置をして有効的な任用に努めているところでございます。

○6番議員（西田義哲） ありがとうございます。ただ今、紹介いただいた部署っていうのは総務部の中になるわけですけれども、他の部でもそういった取組というのがなされていないのか、あればできないのか、お伺いいたします。

○人事秘書課長（木下英城） 庁舎内における一般的な事務においても、例えばですね、支援が必要な高齢者一人ひとりにあったケアプランを作成する介護支援専門員など、1年間を通じて任用が必要な部署もございますので、一律に課の枠組みを超えた取組ということは難しいと思います。一方で、繁忙期が重ならないような部署においては、先ほど答弁いたしましたような取組は可能だというふうに思っております。従いまして、そういう視点を持つつ、今後も更に横断的に業務が行えるよう、より効果的な任用方法というものを検討してまいりたいと考えております。

○6番議員（西田義哲） ありがとうございます。今は事務の作業など室内での作業というふうにお伺いしたんですけども、次に、公共施設の維持管理。例えば環境整備などについても同様に行うことができないのか、お伺いいたします。

○人事秘書課長（木下英城） 教育委員会ですね、職員及び会計年度任用職員で構成をする環境整備チームというチームを設置しております。この環境整備チームがですね、市内の小・中学校及び商業高校と連携を図りながらですね、定期的に各学校を巡回して校内の環境整備を行っているといった取組を行っております。

○6番議員（西田義哲） ありがとうございます。教育設備についてはお伺いしましたけれども、その他の、例えば指定管理施設とか、あるいは指定管理者が管理していない公共施設についてはどうなっているんでしょうか。例えばフットボールパークのような、アストロフットボールパークの管理はどうなっているのか、お伺いいたします。

○人事秘書課長（木下英城） 指定管理をされている公共施設につきましては、指定管理者において管理がなされているということでございます。指定管理以外の公共施設の管理につきましては、それぞれ施設所管課において、職員や再任用職員、あるいはその会計年度任用職員によって管理を行っております。なお、お尋ねのフットボールパークでは、職員2名が芝の

管理や整備を行っておりまして、施設内の植栽管理等については、シルバー人材センターに委託をしているということでございます。

○6番議員（西田義哲） シルバー人材センターに依頼をしているということなんですねけれども、公共施設の管理について、フットボールパークも含めて、先ほど事務の作業でチームを編成してっていうふうにお伺いしたんですけども、公共施設の管理についても、そのフットボールパークも含めて、会計年度任用職員がチームを編成して環境整備を行うことはできないのか、お伺いいたします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 現在、フットボールパークの芝の環境整備につきましては、専門的な芝に関する知見を持つ市職員2名で良質なグラウンドを維持しているところであります。今後、いぶすきフットボールパークの特徴である質の高い芝を維持していくには、芝管理に関する知識と技術を持つ人材の育成が必要であると考えていることから、現在、市内関係団体等と協議・検討を進めているところであります。

○6番議員（西田義哲） ありがとうございます。今後、人口も少なくなる中で、正職員の皆さんを増員するのもなかなか難しいのではないかなと思います。不測の事態などに備えて、会計年度任用職員の皆さんに横断的に活躍いただくことでより効率的な行政運営を行えるのではないかということで、今日、確認をさせていただきました。実際、既にそういった任用が行われているということですので、引き続き無理のない、そして、無駄のない人員配置で効率的な行政運営に努めていただきたいと思います。

次に、中小企業への支援について、お伺いをいたします。もうかる指宿支援プロジェクトで様々な事業を実施していただいているということを答弁いただきました。もうかる指宿支援プロジェクトの中にですね、地域企業応援センター及び農業支援センターによる経営基盤強化の取組について、というのがございます。地域企業応援センターというのが市独自の取組というふうにお伺いしておるのですが、どのような支援活動を行っているのか、お伺いいたします。

○商工水産課長（宮地主税） 地域企業応援センター事業におきましては、創業支援や工場等を新設・増設する際の補助金の交付、高校生との就業マッチング支援など、市内事業者を支援する取組を行っております。創業支援につきましては、商工会議所や商工会と連携し、各種補助金の紹介や金融・産業支援機関の紹介等を行っており、創業者数は、計画期間である令和2年度から現在までに38件となっております。工場等設置奨励補助金につきましては、投資拡大による生産力や売上の向上、雇用の確保・増加を図っているところですが、制度改正した令和3年度から現在まで、水産加工業や農産加工業など延べ8社に補助金を交付しております。また、地元高校生を対象に、市内事業者への就職を促進する地元企業ガイダンスといぶすき魅力発見！J o b ツアーの2事業に取り組んでおりますが、地元高校新卒者の就職における本市就職率は20%前後で推移しているところでございます。

○6番議員（西田義哲） ありがとうございます。様々な取組をしていただいているということなんですねけれども、最初の答弁で紹介いただきました指宿産業クラスター、これによる経営力強化の取組ということで取り組んでいただいておりますけど、これが重要業績評価指標、KPIっていうのも6項目設けられております。そのうち、成果が出ているもの、ございましたら紹介をいただきたいと思います。

○商工水産課長（宮地主税） 重要業績評価指標のうち、幾つか抜粋させていただきますと、もうかる指宿クラスター推進事業につきましては、販路拡大・開拓事業の実施により新規売上10社、2,000万円以上を目指すものとしておりましたが、実績としましては、18事業者、2,500万円を超える成約実績となっております。また、輸出促進環境事業につきましては、輸出商談会への出店等により、新規売上3社、50万円を目指すものとなっておりましたが、実績としましては、11事業者、約400万円の売上や成約となっております。地域産品プロモーション事業としましては、レストランフェアなど2事業の実施となっておりますが、実際には、これまで40回を超える指宿フェアを都市部などを中心に実施してきております。

○6番議員（西田義哲） それぞれ成果が出ているということで、特に輸出促進環境事業については、3社50万円以上というのが11社400万円ですから、相当な数をあげているなというふうに評価したいと思います。

せっかくの機会ですので、今、挙げていただいた三つの事業っていうのは、どういうような事業内容だったのか、具体的にお聞かせください。

○商工水産課長（宮地主税） もうかる指宿クラスター推進事業につきましては、全国の特産品を取り扱う食品卸会社から講師を招きまして、売れる商品作りや商談会出店準備に係るセミナー、商品開発ワークショップ、売上を伸ばしている市内事業者による事例発表会などを実施しております。あわせて、都市部で開催される大型食品商談会への出店機会を創出してきております。輸出促進環境事業につきましては、令和3年度から南薩4市の広域による協議会を組織し、台湾での物産展開催、都市部大型輸出商談会への出展、バイヤー招聘輸出商談会や輸出セミナーの開催など、国や県の補助金を活用しながら実施してきております。地域産品プロモーション事業としましては、鹿児島県のアンテナショップである鹿児島有楽館と連携し、オクラやかつおぶしの試食・販売を継続して行っております。そのほか、都市部の食のセレクトショップでの特産品フェア、大型店での特産品の試食販売など、市内の事業者の協力をいただきながらプロモーション活動を行ってきているところでございます。

○6番議員（西田義哲） ありがとうございます。数値目標を達成できているもの、その内容というのをお伺いいたしました。担当課の皆さん並びに事業者の皆さんの努力によるものだと評価をしたいと思います。

次に、エコノミックガーデニングについてに移りたいと思うんですけれども、①、②と分けて、一応、質問をさせていただくように記載しているんですけども、もう質問の流れで

①, ②を通じて最後までさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。先ほどお伺いした事業につきましては、本市で行われている支援事業の一部で、他の分野におかれましても、それぞれ企業、事業所へ様々な支援が行われ、取り組まれていると思いますけれども、その結果として今の市の実態がどのようにになっているのか、確認をさせていただきたいと思います。第2期創生総合戦略の実施期間であります令和2年度から、令和7年度までなんですけれども、今年の分はまだ実績は出てないと思いますので、令和6年度の数値で確認をさせていただきたいと思います。まず、令和2年度と令和6年度の事業者の数とその従事者数はどのようにになっているのか、お伺いいたします。

○商工水産課長（宮地主税） 令和2年度及び令和6年度の統計いぶすきの主要統計指標によりますと、全産業の事業所総数は令和2年度は2,112事業者で従業員は1万6,074人。令和6年度は2,032事業者で従業員は1万6,826人となっております。

○6番議員（西田義哲） ありがとうございます。それでは、令和2年度と令和6年度の本市の総生産額はどのようにになっているのか、お伺いいたします。

○商工水産課長（宮地主税） 本市の全産業における指宿市内の総生産額につきましては、令和2年度が1,217億8,271万円で、令和6年度は1,260億7,245万円となっております。

○6番議員（西田義哲） ありがとうございます。令和2年度と令和6年度の本市の状況ということで比較をお聞きいたしました。事業所数が2,112から2,032ということで、80ぐらいですかね、減少している。従業者数につきましては1万6,074人から1万6,826人ということで、750人ほど増えているということで、総生産額につきましては1,217億から1,260億で、43億ほど増加しているということになります。ただいま答弁いただいた数値は、先ほど質問したもうかる指宿支援プロジェクト以外の分野の事業所も含まれた、市内全部の事業所の数値でありますし、また、近年物価の上昇も顕著ですので単純に比較できないところもあるかもしれません、事業所数が減少している中で生産額が増えているというのは、先ほど確認させていただいた支援策などが功を奏しているのかなというふうに考えているところです。しかしながら、今回、質問事項としては設けませんでしたけれども、先ほど紹介いただいた統計いぶすきの中にはですね、市民1人当たりの所得額というのも掲載されておりまして、確認をしますと、これがほぼ横ばいというふうになっているということになります。総生産額、事業所の従業者数は上向いている結果でありますけれども、市民1人の所得額は横ばいということで、この現在の取組に加えて、今後、市内の各事業所の業績を伸ばしながら、最終的には市民のこの所得額というのを大きくしていけるような、更なる支援策を講じていかなければならぬのかなというふうに考えているところです。そこで、今回、地域の中小企業の支援を促すことで、地域経済の活性化を図るための戦略でありますエコノミックガーデニングというのを提案したいと思います。毎年1月に鹿児島県市議会議長会主催の研修会が鹿児島市で開催されますけれども、今年1月に開催された研修会では、拓殖大学の山本尚史教授によ

るエコノミックガーデニングについて講演をいただきました。その後、産業建設委員会で千葉県山武市、それから神奈川県寒川町へお伺いして調査をさせていただきました。その報告につきましては、今年8月18日に発行しました議会だより第88号に掲載をしております。今回のこの提案は産業建設委員会からの提案も含まれているということで、以下、以降の質問をさせていただきたいと思います。

それでは、今、紹介しましたエコノミックガーデニングというものはどういうものなのか、お伺いいたします。

○商工水産課長（宮地主税） 今回、議会だより第88号の産業建設委員会の所管事務調査報告を拝見させていただきまして、エコノミックガーデニングの取組を学ばせていただきました。エコノミックガーデニングとは、その自治体の経済圏域をガーデン、つまり庭と見なしまして、その庭に生えている花を市内事業者に例えて、その花である事業者を大きく成長を促していくことになぞらえているのかなというふうに思っております。つまり、市外からの企業誘致に頼らず、地域の中小企業を地域資源として捉えて、行政や各支援機関が連携して、企業が自力で成長・発展できるよう、人材・資金・情報・ネットワークなどビジネス環境を整えることで雇用を創出し、本市の更なる地域経済の活性化を目指す施策になっていくのかなというふうに考えております。

○6番議員（西田義哲） ありがとうございます。正しくそのとおりでございます。今回、神奈川県の寒川町、それから千葉県の山武市にお伺いいたしましたけれども、今回は神奈川県の寒川町の取組について紹介をさせていただきたいと思います。ちょっと長くなりますけれども、まず、町長の指示で企業支援担当を配置しまして、町内全企業の課題や要望等を集約をいたしました。これは、ベースにまち・ひと・しごと創生総合戦略がありまして、先ほどもガーデニングの紹介にありましたように、企業誘致に頼らず、自治体内の企業の成長を促すということで配置をされたそうです。その後、地域経済コンシェルジュを配置いたしました。これは、中小企業診断士を企業へのアドバイザーとして設置をしております。結局、行政というのは情報提供はできますけれども、コンサル業はできないと、民業圧迫になりますので、コンサル業はできませんので、その対策として、中小企業庁に中小企業診断士の紹介を求めて、その役割を担っていただいたと。結果として中小企業庁とのパイプ役になって、中小企業庁からもいろいろな補助事業を持ってきていただいたらしくしてある部分もあるそうです。次に、そのあと、寒川次世代経営者研究会を発足しております。これは、町内企業者、あるいはその事業後継者ですね、そして寒川町で仕事を始めたい創業者など、意欲ある経営者で構成されておりまして、異業者交流、あるいは研修などをやって、その会員の資質向上を図る会としております。定例会等を行っているんですけども、その中で各企業の事業計画書の発表をそれぞれ行う。そのときにさっきのコンシェルジュ、中小企業診断士がアドバイスをするというふうな流れで会をされているそうです。たまにはキャンプに行ったりと

か、そういう交流も図りながらやってるということでした。その後、寒川エコノミックガーデニング推進協議会。これは寒川町ですね、それから、神奈川県、経済産業省、中小企業庁、それから、寒川町内にある金融機関、それから、寒川町内にある、例えば商工会議所とかいう、そういう関係団体ですね。あと、学識経験者ということで、大学教授あるいは先ほど紹介した中小企業診断士も含まれている、そういう関係者で協議会を発足しまして、先ほど紹介した、寒川次世代経営者研究会のフォローをする支援団体ということで設けまして、この研究会の皆様方を中心にするんですけども、町内の事業者も対象にしてセミナーなどを行っているようです。その後、その協議会が中心になって各種金融融資制度、それから、利子補給制度などを制定しております。最終、トータルで見たときにですね、町が、町内にある金融機関に合計7,000万円を担保として預けて、それを原資に金融機関が10倍の7億円を町内にある企業に融資をすると。その融資した金利を、また、町が負担する。なので、単純にその補助のばらまきではなくて、要はそういうふうに研究会でちゃんと勉強、セミナーを受けながら、企業自体が発展していくものに対して町がフォローしますよというふうな取組をされているそうです。効果としまして、企業が成長し、利益を上げることで税収の増加を図ることができ、また、倉庫などの増築で固定資産税の税収の増加も効果として現れています。実際に寒川町の役場で説明を受けた後、企業にお伺いをしました。その寒川次世代研究会で活躍されているところの企業に行きました、話を聞いてみると、また、倉庫を新たに立ててやっていく企業、荷物を乗せるパレットを製造している会社の社長さんでしたけれども、従業員が30何名の会社で、このセミナーとかを100回以上受けて、企業の成績を伸ばしているということでした。もう一つに、地域ブランドの確立ですね、そういうのも含まれているということでした。町独自の支援策として、先ほど申しましたように、町がトータル7,000万円の金額を地元の金融機関に担保として預けて、それを元に10倍の7億円を金融機関が地元の企業へ融資していただくと、それに係る金利を町が負担するという手法で地元企業の成長を促すという取組になっているようです。では、このような、今、紹介したような取組になりますけれども、本市でこの手法ですね、エコノミックガーデニングを取り組んでいくに当たってどのような影響が考えられるのか、お伺いいたします。

○商工水産課長（宮地主税） これまで市外からの企業誘致に努めてきているところでございますが、現段階において大きな案件は今のところございません。そのような状況にもあることから、今、既に市内で頑張っていらっしゃる事業者の後押しをするような取組をこれまでも個々に進めています。具体的には、地域内経済循環促進事業補助金。工場等設置奨励補助金制度。魅力ある店舗づくり支援、商品開発支援補助などでございます。寒川町のように市内事業者を手厚く支援していく特別なプロジェクトを立ち上げるとなりますと、支援を希望する事業者に対して、本市の考えている個々の事業などが伝わりやすくなり、各種施策が進みやすくなるのかなというふうに考えております。一方で、寒川町が取り組んでおら

れるような自治体独自の金融支援策につきましては、取り組む事業者としては融資を受けられやすくなるメリットもございますが、本市が独自の金融支援策に取り組む場合、相応の財源が必要になるのかなというふうに考えているところでございます。

○6番議員（西田義哲） 確かに財源が必要ですね。ただ、7,000万円という金額っていうのは、トータルで7,000万ということでしたけれども、それは1回預けるだけですっと残っているわけですね。最終的にはその金利の分だけを町が補助しているわけですので、7億円を回すのにその金利だけですから、そこまではかかるのかなというふうに思うんですけれども。今ですね、指宿市も財政再建という、取り組んでいますので、なかなか難しいかなと思いますが。

それでは、寒川町が企業支援として実施している政策が12紹介されております。その中で、本市が行っていないものというはどういったものがあるのか、お伺いいたします。

○商工水産課長（宮地主税） 本市が実施していない取組といたしましては、中小企業事業資金融資、施設整備に対する融資、これらの融資制度に係る利子補助金、信用保証料に係る補助金、退職金共済掛金補助金、ISO等認証取得に係る補助金。資格取得に係る補助金などが挙げられるところでございます。

○6番議員（西田義哲） もうほとんどの事業が指宿では実施されてないっていう、指宿のその企業さんのニーズっていうのと寒川町の企業のニーズっていうのが多分ずれがあつたりしますので、必ずしも同じような支援というのはする必要はないのかなと思うんですけれども、一応、参考までに紹介をさせていただきました。それぞれの自治体にある事業者のニーズに応じて補助事業等も講じられると思いますので、必ずしも同じような事業が実施されることは限りませんけれども、先ほども紹介した寒川町の取組とは大変すばらしいものではないかなということで確認をさせていただきました。まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載されていましたように、人口減少というのが地域経済に与える影響というのは私も大きいだろうというふうに考えます。本市も合併から来年で20年になりますけれども、1万1千人、人口が減っております。また、2023年度ですね、一昨年からはもう65歳の人口も減少に転じていると。昨年の出生者数ですかね、生まれた子供の数も159人ということで、今後、更に人口が減少していくことが推察されます。そして、そのことは将来の生産年齢人口の大幅な減少ということも意味しており、その対策は急務ではないかなというふうに考えているところでです。地域経済の活性化を推奨するこのエコノミックガーデニングは、大変優れた戦略ではないのかなというふうに考えております。先ほど紹介いたしました神奈川県寒川町では、町長の肝入りでこの戦略を基に様々な施策が実施されておりますが、市長の、市主導で導入することっていうのは考えられないでしょうか。最後の質問になりますが、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（打越明司） 今、議員が紹介をいたいていた、このエコノミックガーデニングについて

て、非常に興味深く聞かせていただいておりました。私は若い頃、神奈川にいる時代がありましたんで、寒川町のことについては思い浮かべることができるような町の一つであります。基本的には、自分たちの町のそれぞれの企業、あるいはそこにいる人材、あるいは後継者、そういったところを育成をしながら、人材育成から投資まで一貫してそれをいろんな形で支援をしているという姿だというふうに私としては理解をしているところであります。それが正に自治体の指宿であれば、指宿の地域内を庭と例え、そこにある小さな薔薇であったりの花たちがもっとも成長し、大きく花を開かしてほしいということが、このエコノミックガーデニングだというふうに理解しております。そういった意味では、昨日も少し触れさせていただきましたが、やっぱりできるだけ、その地元の産品を活用しながら、地域内の業種が連携をして、できるだけ経済が循環させるようにするという、今、私たちで行っている地域内の経済循環を進めるための取組であったり、あるいはこの町に、これは地元だけではありませんけれども、この町に投資を行う、雇用をする、ということに対して支援を行っているといった制度。例えばこちらの方では、順調に行けば、今年度、申請してきているところも含めて、この3年間で1億4,000万円余りの助成をすることになっておりますし、現在、経済循環の支援制度では1,000万円、当初準備をしましたけれども、もうそのうちの8割以上が活用され始めたという状態であります。ただ、今、お話を聞いておりますと、その一番最初の研修を含めた人材育成の部分、ここについては、おおむね、私たちの町ではやはり商工会社とか商工会とかが中心となって、中小企業の経営診断ができる方、アドバイスができる方なども含めて、民間の方で進めているようありますけれども、そういったことまで含めて、この一貫して町の方で支援をするという在り方は非常にお手本になるものがあるなというふうに思います。やはり、地域の産業を興していく、あるいは地域で雇用や活力をつくっていくのは、あくまでもそのプレイヤーになるそれぞれの主人公が中心になります。それをどういうところで、どういうやり方で支援をしていくのかっていうのが私たちであって、決して私たちは主人公ではないわけであります。その主人公になって町の産業を支えてくれる方々を本当に指宿市としてバックアップできる方法というのは、今回のこういった提案を受けながら、我々も本当に真剣に検討し、取り組んでいけるところがあれば、真似できるところがあればですね、いいものはどんどん真似していくという思いで取り組んでいかなければなというふうにお伺いをしておりました。

○6番議員（西田義哲） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

最後に、今回、エコノミックガーデニングを御教授いただきました拓殖大学の山本尚史教授、また、御対応中にもかかわらず丁寧な対応をしていただきました千葉県山武市と神奈川県寒川町の担当職員の皆様、それから関係者の皆様に改めまして御礼を申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西森三義） これにて、一般質問を終結いたします。

△ 散　会

○議長（西森三義） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議　　長　　西　森　三　義

議　　員　　福　永　徳　郎

議　　員　　高　田　チヨ子

第 3 回 定 例 会

令和 7 年 9 月 26 日

(第 5 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和7年9月26日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第82号 指宿市議会議員及び指宿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第79号 訴訟上の和解について
- 日程第4 議案第80号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第5 議案第81号 町の区域の変更について
- 日程第6 議案第83号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第7 議案第84号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第8 議案第89号 令和7年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第90号 令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第85号 令和7年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第86号 令和7年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第87号 令和7年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第88号 令和7年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第92号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第15 審査を終了した陳情
  - 陳情第4号 日米地位協定の見直しを求める意見書の議決に関する陳情書
  - 陳情第5号 ヘルシーランド温泉保養館改修工事に関する陳情書
- 日程第16 閉会中の継続審査について
  - 議案第71号 令和6年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第72号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認

定について

- 議案第73号 令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第74号 令和6年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第75号 令和6年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第76号 令和6年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 議案第77号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 議案第78号 令和6年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 陳情第3号 宿泊税導入に反対する陳情書
- 日程第17 報告第6号 指宿市の令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について
- 日程第18 報告第7号 指宿市の令和6年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第19 議案第93号 北指宿中学校武道館改築工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第20 議会活性化等調査特別委員会の中間報告の件
- 日程第21 議案第94号 指宿市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第22 意見書案第3号 日米地位協定の見直しを求める意見書（案）
- 日程第23 閉会中の継続調査について
- 日程第24 議員派遣の件
- 日程第25 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議員選挙結果

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 2番議員 | 松下知恵 | 3番議員 | 山本敏勝 |
| 4番議員 | 前原五男 | 5番議員 | 東勝義  |
| 6番議員 | 西田義哲 | 7番議員 | 新宮領實 |

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 13 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 14 番 議 員 | 福 永 德 郎 | 15 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 16 番 議 員 | 前之園 正 和 | 17 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 18 番 議 員 | 西 森 三 義 |          |         |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|             |           |             |           |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 市 長         | 打 越 明 司   | 副 市 長       | 黒 永 英 樹   |
| 教 育 長       | 田之上 典 昭   | 総 務 部 長     | 渡 部 徹 也   |
| 市民福祉部長      | 富 永 敏 尚   | 農水商工観光部長    | 鴨 崎 一 郎   |
| 建 設 部 長     | 窪 田 幸 一 郎 | 教 育 部 長     | 湯 ノ 口 繁 生 |
| 総 務 課 長     | 濱 上 和 也   | 人 事 秘 書 課 長 | 木 下 英 城   |
| 企 画 政 策 課 長 | 東 忠 孝     | 財 政 課 長     | 上 村 圭 一 郎 |
| 教 育 総 務 課 長 | 水 流 弘 樹   | 水 道 課 長     | 安 留 和 信   |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 池 水 拓 也 | 主幹兼調査管理係長 | 下 川 裕 一 |
| 主幹兼議事係長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 徳 留 洋 美 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び下川床泉議員を指名いたします。

## △ 議案第82号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第2、議案第82号、指宿市議会議員及び指宿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第82号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、第8条について、選挙運動用のビラの枚数はどのようにになっているのかとの質疑に対し、枚数は公職選挙法で定められており、市長選挙は最大1万6千枚、市議会議員選挙は最大4千枚となっているとの答弁でした。

次に、第11条について、掲示用のポスターは何箇所貼り、改定後幾らの増になるのか。また、指宿市では、掲示場の数に変更予定があるのかとの質疑に対し、掲示場は145か所で、変更の予定はない。選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額については、市長・市議とも共通で、改定後は1人当たり7,830円の増額となるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第79号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第3、議案第79号、訴訟上の和解について、を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第79号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

怪我をされた方は、当日と再診は同じ病院だったのかとの質疑に対し、事故当日及び翌日、翌月末の受診については、同じ病院であったと把握しているとの答弁でした。

和解案の項目に、今後、同様の事故が発生しないようにとあるが、どのように捉えているのかとの質疑に対し、この項目は、事故発生を未然に防ぐために安全対策をしっかりと行った上で活動を行うことと併せて、事故が発生した際に、学校策定のマニュアルに沿って具体的に取り組んでいくことと捉えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第80号、議案第81号及び議案第83号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第4、議案第80号、新たに生じた土地の確認について、から、日程第6、議案第83号、指宿市体育施設条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ付託されました、議案第80号、議案第81号及び議案第83号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第83号について。体育施設の使用料を値上げするということですが、値上げする理由は何かとの質疑に対し、平成22年11月に策定した使用料・手数料等の見直しに関する基本方針において、使用料について受益者負担の適正を図ることを大きな柱に見直しを実施することとしているためとの答弁でした。

受益者負担の見直しということだが、なぜ、体育施設だけ使用料を値上げするのかとの質疑に対し、施設に関する課題として、施設の老朽化により修繕費が増加している。また、物

価、人件費、燃料費等の高騰により、管理費も増加していることから、今回、体育施設使用料を値上げさせていただきたいと考えているとの答弁でした。

体育施設の使用者数は把握しているかとの質疑に対し、フットボールパークも含めて約28万3千人となっているとの答弁でした。

今回この値上げをした場合に、見込みとして幾らぐらいの収入アップにつながるのかとの質疑に対し、今回の改定は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく改定であり、平均単価で約1.4倍の増となっている。ここ3年間の施設利用料の平均約780万円から試算すると、改定後は1,100万円程度となり、約320万円の増加を見込んでいるとの答弁でした。

体育施設の使用料・手数料の見直しは、前回は何年前に実施したのかとの質疑に対し、体育施設の全施設の見直しは、平成23年以来14年ぶりに今回、改定させていただくとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第80号及び議案第81号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義）　別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○10番議員（吉村重則）　議案第83号、指宿市体育施設条例の一部改正について、反対する立場から討論いたします。

使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、この条例の改正をしようとするものであります。体育施設の使用料の値上げであり、児童生徒の使用料の値上げも含め、全体的に値上げになっています。公共の施設として利用しやすい施設にするという見地に立てば、使用料を引き上げるべきではありません。財政にとっても絶対的効果を生み出すものではありませんし、値上げをしなければならない絶対的根拠もありません。住民のための政治を目指す立場から、議案に反対いたします。

○議長（西森三義）　以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義）　別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第80号及び議案第81号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号及び議案第81号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号、指宿市体育施設条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第84号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第7、議案第84号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第84号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。

市民活動補償保険制度は、主にどういうときに対象となるのか。また、補償内容はどうなっているのかとの質疑に対し、草払いなどの公民館活動やイベントが対象となっており、こ

ろばん体操などへの行き来の時の怪我等も適用される。補償内容は、賠償責任事故の場合、身体賠償が1名につき6,000万円、1事故につき3億円、財物賠償が1事故につき300万円、傷害事故は、死亡が500万円、後遺障害が最高500万円、入院1日につき3千円、通院が1日につき2千円となっているとの答弁でした。

契約において、締結に至らなかった期間分ということだがどういうことかとの質疑に対し、市民活動補償保険制度の保険料については、加入の在り方を検討するため、例年の半額となる50万円を当初予算に計上していたが、保険会社や近隣他市の状況を踏まえ、従来どおりの補償内容で契約したところ、50万円では契約期間が5か月程度となったことから、更に50万円を追加し、残りの期間を契約しようとするものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、企画政策課所管分について。

空き家対策に関する補助金の増額について見込みが増えているとのことだが、現在受付をされているは何件ぐらいかとの質疑に対し、令和7年度の4月から6月の実績として、空き家のリフォーム補助金が5件、空き家の仲介手数料補助金が4件、空き家のマッチング奨励金が1件である。そして今、申請の見込みが4件あり、10月以降もまだ申請が来る可能性があるため、10月から3月までの見込みで総額434万4千円を計上させていただいたとの答弁でした。

補助実績の内訳はどうなっているのか。また空き家の改修費用の限度額はどうなっているのかとの質疑に対し、子連れの方、パートナーやご夫婦、またUターンの方や単身の30代の方もいらっしゃる。今回は外国人技能実習生の住まいとして改修する事業者の利用もある。改修の補助金は、補助率2分の1で50万円を上限としているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、デジタル戦略課所管分について。

会計年度任用職員は、特別な資格を持っているため報酬を上げるのか。この方でないといけないという理由があるのかとの質疑に対し、今回任用した統計調査の職員は、5年前の統計調査の事務を行った経験があり、会計年度任用職員になるときに経験年数も4年あることから、格付けが上がる職員であるためとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、選挙管理委員会事務局所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、人事秘書課、危機管理課、監査委員事務局、議会事務局の各所管分については、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第84号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、学校給食センター所管分について。

指宿学校給食センターで新たに購入する殺菌庫は何台かとの質疑に対し、白衣用の殺菌庫が、下処理用と調理室用、さらに男女別々に分けており6台。シューズ用の殺菌庫が、下処理用と調理用、さらに男女別々に分けており4台、計10台購入する予定であるとの答弁でした。

白衣などの洗濯は給食センターですかとの質疑に対し、基本的には業者に頼まず給食センターで下処理用と調理用をそれぞれ洗濯し、乾燥機で乾燥させた後、殺菌庫に入れていくとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について。

山川中学校の消火栓設備の改修工事について、消火栓が水道管につながっていたというのは、山川中学校だけなのかとの質疑に対し、指宿南九州消防組合が確認したところ、山川中学校だけであるとの答弁でした。

以前、山川中学校は大規模な水道管工事があったと思うが、その時点ではどうだったのかとの質疑に対し、平成26年度に高架水槽を外す作業をしているが、具体的にどの時点でこのような状態になったのかを遡って調べたが判明していない。しかし、この高架水槽を取るという作業をしたときに水道管と接続をしてしまう状況が起こったのではないかと推測をしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。

固定資産税における課税標準の特例適用漏れが発覚したことに伴う還付金が、最大で20年遡って計算をして、6業者に還付しなければならないということだが、この期間に廃業されたところはなかったのかとの質疑に対し、調査したところ法人で2件該当しそうなものがあり、現在この2件については、法人が存在するかなど調査中であるとの答弁でした。

調査をして還付する金額が発生する場合は、どのような処理をするのかとの質疑に対し、法人が存在すれば、その法人に対して還付することになる。存在しない場合、検討は必要かと思うが、法令などによると清算人がいたら清算人に返すが、いなければ国へ供託となる可能性があるとの答弁でした。

意見として、今回の事案に関しては、職員の怠慢とまでは言わないが、税務上の勉強不足によって発生していると思う。人事異動などがあり担当が変わったとしても、その都度しっかりと税務関係は勉強してもらわないと市民からの信頼を損ねる可能性があるので、そこは十分気を付けて今後対応していただきたいというものがありました。

次に、環境政策課所管分について。

鰐池生活排水処理施設の受水槽に設置している揚水ポンプ2基を交換するのかとの質疑に対し、1基は令和7年2月に停止し、残りの1基も負荷が掛かり、パッキン等の交換頻度が増えている状況である。また、設置から15年経過しており、部品等の生産中止も懸念されているので、2基とも交換する予定であるとの答弁でした。

2基あるのであれば壊れるタイミングが同じような時期になることを避けるために、交換する時期をずらすことは必要ないのかとの質疑に対し、もう1基のポンプも同時期に設置されており、今大分負荷が掛かりパッキン等の交換の頻度も上がっている。こちらも壊れると施設自体の稼働ができなくなることから、検討はしたが、老朽化も進んでおり2基同時に交換する措置をとる予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。

これまでの指宿医療センターでの分娩の取扱数はどうなっているかとの質疑に対し、過去5年間の分娩件数は、令和2年度は132件、令和3年度は128件、令和4年度が123件、令和5年度が105件、令和6年度が73件となっており、令和7年度は7月末の時点で18件であるとの答弁でした。

分娩件数が減少している要因を把握しているのか。また、婦人科の受入件数はどうなっているのかとの質疑に対し、指宿医療センターでの分娩件数が減っている要因については把握していない。婦人科の疾患の受入件数については、令和4年度が南薩地域で4,234件、南薩以外の地域で478件、令和5年度は南薩地域で4,458件、南薩以外で394件、令和6年度が南薩地域で3,444件、南薩以外で407件取扱いをしており、婦人科のほうでも十分な成果を上げていると考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。

鹿児島県被災者生活再建支援制度は、どのような見直しがされたのかとの質疑に対し、平成18年の県北部豪雨災害を機に、大規模な災害で床上浸水以上の被害を受けられた世帯及び

小規模事業者に対して、被災者生活支援金を支給する制度で、金額は平成18年度から令和6年度まで一律20万円であったが、見直しにより最大300万円になったことから280万円の補正を組んでいるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、こども課所管分について。

保育所等給食支援事業に係る県の補助金は、ひとり親世帯に対してということかとの質疑に対し、食材費の高騰に伴う給食費の値上げによる子育て世帯への負担軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った、従来どおりの給食等の実施が確保されるよう、認可を受けている私立保育所へ必要な経費を支援するための県の補助事業であるとの答弁でした。

児童福祉施設事業のアンテナ移設に29万円ということだが、どのような工事かとの質疑に対し、山川児童クラブのテレビアンテナは、屋根に建てられたものではなく、ポールを建てて設置されており、土台もしっかりしているため、その撤去も含めて29万円という金額になっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、学校教育課、開聞市民福祉課、長寿支援課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。また、市民課、生涯学習課、指宿商業高校の各所管分については、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第84号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農業委員会事務局所管分について。農地貸借権設定が農地中間管理事業に統合され契約が増加したことによる、会計年度任用職員の期間延長ということだが、その期間はどのくらいになるのかとの質疑に対し、延長期間は年明け1月から3月までの3か月間になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。

農地利用の効率化等支援事業は、主に何の購入に対する補助金で、購入費の何%という縛りがあるのかとの質疑に対し、農業用の機械の購入などに対して支援する事業で、補助金は10分の3です。上限が1,500万となっており、対象者の要件の中には、認定農業者、認定新規就農者等のほかに様々な要件があるとの答弁でした。

今回、追加申請となっているが、想定以上に申請者がいたから追加になったのかとの質疑に対し、国のほうで予算が余っているので、追加でそういう要望を受けたところです。認定農業者という要件があるものですから、認定農業者の方々には文書を送り、令和8年度当初予算で計画した事業を、令和7年度に追加で実施したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。

レイクグリーンパーク内のえぷろんはうす池田の修繕について、この建物は建ってから何年経つかとの質疑に対し、平成13年4月に完成しておりますので、現在24年経過しているとの答弁でした。

修繕費ということで、外にあるトイレは結構傷んでおり、グラウンド・ゴルフや観光客も利用するが、外のトイレの修繕計画はないのかとの質疑に対し、外のトイレにつきましても、今回小便器の詰まりがあり、管理委託協定の中で10万円未満は委託を受けているところが修繕することになっているが、今回は指定管理者ではなく、市が補正を組まずに現予算で対応した。御指摘いただいた点については、状況をしっかりと確認した上で、必要があれば予算措置を検討していくとの答弁でした。

意見として、レイクグリーンパークには、芝生広場もあり、池田湖に観光に来る方もいます。そして奥にも観光施設がありますので、やはり観光客が来ると思って、きれいなトイレ、指宿の雰囲気をしっかりと出した、良いトイレを整備していただきたいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について。

魅力ある店舗づくり支援事業の申請者数が当初3者を見込んでいたところ、7者になったということが、非常に喜ばしいことだと思う。この7者はエリア的にどのような通り会等に属しているかとの質疑に対し、立地環境等につきましては、中央通りが1件、渡瀬通りが1件、昭和通りが1件で、そのほかの4件については、それぞれの場所に立地しているとの答弁でした。

7件あるということだが、どういう店舗の人達が申請しているのかとの質疑に対し、今回申請があった7件の内訳は、飲食店が4件、小売店が1件、簡易宿泊所が1件、小売と飲食店がセットになったものが1件であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。

レジャーセンターかいもんの川尻温泉のことですが、ここに温泉揚水管とありますけども、エア管だけ替えるのではないですか。この温泉揚水管も併せて替えるのですかとの質疑に対し、川尻温泉の揚水管の交換と恵美寿温泉のエア管の交換になりますとの答弁でした。

山川砂むし保養施設の法面補強工事ということだが、今回また新たにするのは、今、実際にやって結果を見てその工法を用いるということですかとの質疑に対し、令和6年3月に鉄筋を112本挿入した工法が有効であることを確認して、またこれまで鉄筋挿入を続けてきたところですが、これまで4mの鉄筋だったところを4.5mに延ばす、そして、鉄筋の頭に受圧板を付けて、更に全体的に法面が崩れないよう安定化するとの答弁でした。

崩落してからどれだけの事業費が投入され、今回の補正で100%なのかとの質疑に対し、法面の復旧や補強工事で4億6,060万5千円掛かっている。それから測量設計等の委託事業で3,344万6千円、総額で4億9,405万1千円になっているとの答弁でした。

鉄筋は傷まないのか。10年もしたら鉄筋が全部腐食してしまって、使い物にならないということはないのか、そのところをすごく危惧しているとの質疑に対し、現地で使われている物は、通常の鉄筋に加えまして、表面を樹脂で被覆した製品を採用している。これは水の侵入も防げますし、熱にも耐えられ、耐用年数も30年から50年ぐらい持つということから採用しているとの答弁でした。

あそこは上からの水とか温泉の熱とかということが、崩落の原因だったような気がするが、隣のハウスのほうからの雨水とか、今度、東屋を造るところの水は一切流れていなかとの質疑に対し、法面上部の雨水対策については、上部のほうで展望公園整備をしており、排水路の整備、排水路が流れる先には側溝があり、流末をとるようになっているとの答弁でした。

意見として、揚水管、エア管の取替えにおいては、業者の提案だけではなく、これからは、所管の担当者も学習して行政主導により対応するようにしていただきたいというものと、山川砂むし保養施設の法面補強工事に5億掛けております。崩落したときの説明では、水と養分が反応して崩落が発生したという説明を受けています。やはりその施設の中の雨水が地下に浸透しないような対策を早急に講じてほしいと思いますというものがありました。

次に、土木課所管分について。

私道整備の場所を具体的に教えていただきたいとの質疑に対し、南迫田の方は、生協コープかごしまから山手側へ上ったところの市営住宅に近い私道です。次に、玉利地区につきましては、秋元の交差点から南指宿中学校側のほうの国道沿いに玉利温泉がありますが、その北側にある私道ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市・海岸整備課所管分について。

市民向けのメッセージブロック刻印権の追加は何人分になりますかとの質疑に対し、200人分になりますとの答弁でした。

今回の追加の200人でトータル何人分になりますかとの質疑に対し、市外向けが100人分で、今回追加の市民向け200人分で、計300人分になるとの答弁でした。

申込期限があるのかとの質疑に対し、令和7年11月30日までとなっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、観光課、スポーツ振興課、建設監理課、建築課の各所管分については、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第84号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第89号及び議案第90号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第8、議案第89号、令和7年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、及び日程第9、議案第90号、令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ付託されました、議案第89号及び議案第90号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号については、質疑、意見ともにありませんでした。

なお、議案第89号については、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第89号及び議案第90号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号及び議案第90号の2議案は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第85号～議案第87号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第10、議案第85号、令和7年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、から、日程第12、議案第87号、令和7年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第85号から議案第87号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました

結果、3議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第85号について。

令和8年度から創設される子ども・子育て支援金の国民健康保険税算定に係るシステム改修とはどのような内容かとの質疑に対し、現在の国民健康保険税は、基礎課税分、医療分、後期の支援分と介護分があり、そのシステムに子ども支援金制度というのが新たに1項目増えて、その中にまた均等割、平等割、所得割が新たに加わって課税されるという形になるよう、システム改修をする費用を今回の補正に計上させていただいているとの答弁でした。

子ども・子育て支援金の創設に伴う基幹システムの改修ということだが、社会保険や共済組合などに加入している人たちへの対応はどのようになるのかとの質疑に対し、社会保険や共済組合、後期高齢者医療に加入している方も同様の形で改正がなされて、令和8年度から新たに負担をお願いすることになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第86号について。

議案第85号で説明のあったシステム改修の後期高齢者医療分という捉え方でいいのかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第87号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義）　別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義）　別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第85号から議案第87号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義）　御異議なしと認めます。

よって、議案第85号から議案第87号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第88号及び議案第92号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第13、議案第88号、令和7年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第1号)について、及び日程第14、議案第92号、令和7年度指宿市一般会計補正予算(第7号)について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ付託されました、議案第88号及び議案第92号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日及び9月19日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第88号について。

唐船峡そうめん流しのトイレについては、同僚議員が一般質問でもきれいにしてほしいと要望しているが、この突発的な修理というのはどのような修理かとの質疑に対し、エレベーター棟1階部分にあるトイレですが、企業とかにあるトイレと同じように、フラッシュバルブというバルブがついているが、時折、故障があるので水圧が低くてもトラブルが起こりにくいロータンク式に取替えを行ったとの答弁でした。

意見として、唐船峡そうめん流しのトイレは、観光客が来て使うトイレなので、故障しないように定期的に、そしてきれいな便座に変えるとか、そういうことを取り組んでお客様から唐船峡そうめん流しのトイレはきれいになったと言われてほしい。南九州市役所横にある駐車場のトイレはきれいに整備されていました。指宿市営の唐船峡そうめん流しのトイレは1か所しかきれいになっていない。残りのところも計画的に改修していただきたいと思いますというものがありました。

次に、議案第92号について。

31年前に80代の方がお亡くなりになっています。それから平成24年と25年に子供が2回、熱湯の側溝の中に落ちていますが、その場所はどこですかとの質疑に対し、平成6年に事故が発生した場所は、二反田川にある湯ノ郷橋の南側にある水路だと聞いています。平成24年と25年の事故については、大牟礼潟口線沿いの水路ですとの答弁でした。

31年前に事故で亡くなった場所は、湯ノ郷橋の南側にある水路ですが、温度は何度ですかとの質疑に対し、調査し計ったところが42度ほどですとの答弁でした。

今回の安全対策箇所は、7か所で2,000万ということだが、今後、危険箇所が発見された場合は、対応していくのかとの質疑に対し、安全対策は継続し、点検、調査してまいりますと

の答弁でした。

新しい熱に強いグレーチングというのがあるが、市民の安全を確保するために調査研究することはできないかとの質疑に対し、先進地の事例も含め、調査研究してまいりたいと考えているとの答弁でした。

意見として、今回の事案を受けて、危険箇所をしっかりと精査、把握して、必要以上に対策を万全に、市民の安全を図るようお願いしますというものと、子供や高齢者は、何をするか分からぬということを言わわれています。市民の生命財産を守るために、新しいグレーチングがありますので、水路の全てのところにできるか分かりませんが、グレーチングで覆うことができるところは対策をしていただきたいと申し添えておきますというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義）　別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義）　別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第88号及び議案第92号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義）　御異議なしと認めます。

よって、議案第88号及び議案第92号の2議案は、原案のとおり可決されました。

### △ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義）　次は、日程第15、審査を終了した陳情を議題といたします。

まず、陳情第4号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵）　総務水道委員会へ付託されました、陳情第4号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月2日、全委員出席のもと審査いたしました結果、しっかりと日本とア

メリカが対等な関係で協定を結び見直していかねばならないという意見と、米軍基地が沖縄にあり、これまで日本が適用されない、いろいろな事故等も起こっているという点からも見直しをすべきだという意見と、米軍機の低空飛行が多くなってきており、大災害の危険もある。その被害を被るのは日本人であることを鑑み、協定は見直すべきという意見が出され、全員一致をもって、採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第5号は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ付託されました、陳情第5号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日、全委員出席のもと審査いたしました結果、待ちに待ったヘルシーランド温泉保養館が10月26日にオープンするので、とても嬉しく思っています。ヘルシーランドは市民にとって欠かせない生活に密着した施設です。特に山川地区の皆様にとってではなくてはならない温泉だと思います。この陳情第5号は、今回、改修工事が終わりましたが、レジオネラ菌対策により浴槽が狭くなってしまっており、正月、お盆、そういう繁忙期に帰省した方々が利用しようとしても、混雑が予想され、とても温泉を楽しむことができないことが予想されます。ゆえに、この陳情第5号にあるとおり、露天風呂の設置をする要望に対して、採択したほうがいいと思いますという意見と、果たして露天風呂の設置が必要であるか、設置すべき必要が見当たりません。当初計画にあったかもしれませんけれども、いろいろ

ろな計画変更があつたりする。今後は予定どおり10月の開業に向けて進めていくべきである。ヘルシーランドには必要以上の金額と補正額も発生した。現時点で、これ以上の財政負担は好ましくない。それを鑑みて不採択とするべきであるという意見と、ヘルシーランドの温泉保養館改修工事に対する陳情の件でありますけれども、四半世紀に1回しか改修されない施設です。それからレジオネラ菌等で当初計画された浴槽よりも大分狭くなっている状況であります。同僚議員の一般質問でありましたように、繁忙期には非常に混乱し、入り切れるかどうかということも心配されています。是非この陳情は採択すべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立多数で採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

|    |          |
|----|----------|
| 休憩 | 午前11時09分 |
| 再開 | 午前11時18分 |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### △ 閉会中の継続審査について

○議長（西森三義） 次は、日程第16、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

まず、決算特別委員長から目下、委員会において審査中の議案第71号から議案第78号までの8議案については、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、総務水道委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第3号については、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

### △ 報告第6号、報告第7号及び議案第93号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第17、報告第6号、指宿市の令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、から、日程第19、議案第93号、北指宿中学校武道館改修工事（建築）請負契約の締結について、までの3議案を一括議題といたします。  
件名の朗読を省略いたします。  
提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、財政の健全化判断比率の報告に関する案件が1件、公営企業の資金不足比率の報告に関する案件が1件、契約に関する案件1件の計3件であります。

それでは、議案の提案理由につきまして、報告第6号、指宿市の令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び、報告第7号、指宿市の令和6年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

両案は、本市の令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条の第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

このほかの議案や詳細の事業内容につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

報告第6号、指宿市の令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度の決算に基づく健全化判断比率として、4つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をそれぞれ毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。また、本市の比率の状況と併せて、早期健全化基準と財政再生基準につきましてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率である4つの指標について、御説明申し上げます。

1つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額は赤字でないため、数値なしとなりました。

2つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営企業会計に関わる実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支合計額が赤字でないため、数値なしとなりました。

3つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された出資金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で、9.3%となりました。

4つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で16.3%となりました。

早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を、議会の議決を経て策定のうえ、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、追加提出議案の2ページを御覧ください。

報告第7号、指宿市の令和6年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

本案は、報告第6号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業ごとの資金不足比率を毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報

告するものであります。また、本市の資金不足比率と併せて、経営健全化基準についてもお示しをしておりますが、これは、報告第6号で説明しました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の令和6年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率について、御説明申し上げます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計、公共下水道事業会計、温泉供給事業会計については、資金不足でないため数値なしとなりました。

次に、地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない唐船峡そうめん流し事業特別会計についても、資金不足でないため、数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を図るための計画を、議会の議決を経て策定のうえ、計画実施の推進を図るために財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（湯ノ口繁生） それでは、命によりまして、教育部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

追加提出議案の3ページを御覧ください。

議案第93号、北指宿中学校武道館改築工事（建築）請負契約の締結について、であります。

当該請負契約につきましては、令和7年9月5日に条件付一般競争入札により、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、北指宿中学校武道館改築工事のうち、建築工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は、1億7,684万8,518円であります。契約の相手方は、指宿市山川岡児ヶ水201番地5、株式会社常盤建設、代表取締役尾辻憲昭であります。

入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりであります。

工事の概要につきましては、北指宿中学校武道館は、建築後43年が経過し老朽化が進んでいることから、西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画に基づき、既存の武道館を取り壊し、敷地内の別の場所に同規模の武道館を改築しようとするものです。なお、工期につきましては、令和8年7月24日までの完成を予定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

|    |            |
|----|------------|
| 休憩 | 午前 1 時 3 分 |
| 再開 | 午前 1 時 3 分 |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 報告第6号及び報告第7号（質疑）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

まず、報告第6号及び報告第7号について質疑に入ります。

御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号及び報告第7号は終了いたしました。

△ 議案第93号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） 次に、議案第93号について質疑に入ります。

御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第93号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第93号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議会活性化等調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告、質疑）

○議長（西森三義） 次は、日程第20、議会活性化等調査特別委員会の中間報告の件を議題いたします。

議会活性化等調査特別委員会から、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本件は、申出のとおり報告を受けることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議会活性化等調査特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

議会活性化等調査特別委員長の発言を許可いたします。

○議会活性化等調査特別委員長（田中健一） はじめに、昨今の地方議会を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、時代の流れに沿って、多様化・複雑化する住民ニーズや地域課題に対応するためには、これまで以上に広範囲にわたる専門性や知識が求められています。

本市議会では、地方議会を取り巻く環境の変化に対応するため、令和6年9月に議会活性化等調査特別委員会を設置し、議会活性化への取組や議員定数、議員報酬等の見直しに関して幅広く議論を行ってきました。これまで20回の特別委員会を開催し、指宿市議会に関する市民アンケート調査や枕崎市議会及び日置市議会の視察を行ったほか、全国の人口規模類似市のほか、県内他市の情報を収集し、様々な観点から議論を行い、本特別委員会として議員定数や議員報酬に関する結論を導き出してきました。さらに、委員会構成、委員会における附帯意見、請願・陳情の一部採択等、議員の請負状況の公表、議会版B C Pの5項目についての議論を行っております。

今回は、令和7年第2回定例会に行った中間報告以降に、本特別委員会において調査した内容を、中間報告としてまとめましたので、ここに報告をいたします。

調査の内容について。委員会構成等について。常任委員会について、現行の3常任委員会を2常任委員会とし、1常任委員会当たりの委員数は8人とする。常任委員会の名称は、総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会とし、所管部署は次のとおりとする。総務厚生常任委員会は、総務部、市民福祉部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、他の常任委員会の所管に属しない事項。産業文教常任委員会は、農水商工観光部、建設部、教育委員会事務局、農業委員会事務局、水道課、以上のように決定をいたしました。

また、所管する特別会計及び公営企業会計は次のとおりとする。総務厚生常任委員会は、

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計。産業文教常任委員会が唐船峠そうめん流し事業特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、温泉供給事業会計、以上のように決定をいたしました。

議会運営委員会について。委員数は、現行の8人を6人とする。選出方法については、各常任委員会から2人（うち1人は委員長）の選出に加えて、議長が指名する2人の合計6人といたします。

広報特別委員会について。委員数は従来どおり6人とし、各常任委員会から3人選出いたします。

議会報告会作業部会について。部会員数は従来どおり6人とし、各常任委員会から3人選出をいたします。

予算特別委員会の設置について。予算の審査は、従来どおり常任委員会へ分割付託し、予算特別委員会は設置をしないものといたします。ここについては、説明させていただきますが、予算委員会を設置する目的として、議案一体の原則に基づき、議案の分割付託をしないためという目的と、一般会計予算全体の審査に全議員が関わることができるようするためという目的があつて、本特別委員会では、予算特別委員会を設置すると決定をしていました。しかしながら、令和7年9月18日に開催された全員協議会において、他の議員の意見を求めたところ、予算特別委員会は設置せず、従来どおり常任委員会への分割付託とするべきとの意見が出され、あらためて本特別委員会において協議した結果、議案一体の原則に反するが、予算特別委員会は設置しないことといたしました。

決算特別委員会について。決算の審査は、従来どおりの体制で行うものとする。ここについても説明をさせていただきます。本特別委員会において、議長と監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置することを決定をいたしました。しかしながら、令和7年9月18日に開催された全員協議会において、他の議員の意見を求めたところ、全議員で構成する決算特別委員会は設置せず、従来どおり全議員の半数で構成する決算特別委員会を設置すべきとの意見が出され、改めて本特別委員会において協議した結果、従来どおり議長と監査委員を除く全議員の半数で構成する決算特別委員会を設置することを決定いたしました。委員数は8人とし、各常任委員会から4人選出する。その理由としては、各常任委員会から均等に決算特別委員を選出するべきであることから、2常任委員会からそれぞれ選出することと決定いたしました。

その他でありますが、都市計画審議会、民生委員推薦会、山川高等学校支援活性化対策協議会、指宿地区防犯協会、青少年問題協議会等への議会からの委員等選出は、従来どおり各常任委員長及び副委員長を選出することといたしました。資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員数は、従来どおり8人といたしました。議長の議席番号は、末尾の番号といたしました。

委員会における附帯意見について。本市議会では、委員会における審査の流れとして、執行部による説明の後に質疑応答を行い、その後に委員からの意見を求めるという流れを部署ごとに繰り返し、委員会が所管する全ての部署が終了した後に、討論、表決となっていきます。

委員からの意見については、あくまでも委員個人としてのものであるが、本会議における委員長報告では、主なものを報告しており、委員長の裁量によっては偏った内容の意見であっても報告される可能性があることから、委員個人の意見を求める流れを変え、必要に応じて委員の意見を集約し、委員会の附帯意見として本会議で報告することについて、県内他市の状況を調査し協議を行いました。

委員の主な意見について、従来どおり委員会において委員からの意見を求め、本会議において委員長の裁量で報告してよいというものと、議案を審査する中で、執行部に届けたい意見があれば、委員個人としてではなく委員会として附帯意見を提出する形があつてもよいという意見が出されました。

今後の協議については、各委員において更なる調査を行い、今後改めて協議することとしました。

請願・陳情の一部採択等について。本市議会では、会議規則等、請願・陳情の一部採択について規定していないため、請願・陳情の表決結果は採択又は不採択のいずれかになっております。例えば、複数の項目からなる請願・陳情で、採択すべき項目が多数であつても、一つでも採択できない項目があった場合、結果として不採択となっており、請願・陳情の提出者の願意をできる限り汲むことができない状況となっております。請願・陳情の表決結果において、一部採択や趣旨採択という選択肢を設けることについて、県内他市の状況を調査し協議を行いました。

委員の主な意見については、請願・陳情の提出者の思いに少しでも応えるため、一部を採択する仕組みがあつてもよいという意見が出されました。

今後の協議については、各委員において更なる調査を行い、今後改めて協議することといたしました。

議員の請負状況の公表について。議員のなり手不足に対応する目的で令和4年に地方自治法が改正され、議員個人が当該自治体に対して、年間300万円の範囲内で請負をすることが可能となりました。議会の透明性を高める目的で、議員の請負状況を公表することについて、県内他市の状況を調査し協議を行いました。

委員の主な意見については、対象となる議員は少ないが、公表している他市を参考にして公表してよい、公表する場合は、条例等の制定まで検討すべきであるというものと、配偶者などの親族に対しても請負の制限をしている自治体があることから、その部分の議論をすべきであるという意見が出されました。

今後の協議については、各委員において更なる調査を行い、今後改めて協議することといたしました。

議会版B C Pについて。大規模災害や感染症拡大等の非常時においても議会の機能維持を図るためにには、組織体制や議員の行動基準等について定める必要があります。議会版B C Pを策定することについて、県内他市の状況を調査し協議を行いました。

委員の主な意見については、自治体や企業においても策定されており、議会としても策定すべきであるというものと、策定する場合は、拙速に形だけ整えるのではなく、先進自治体への視察や意見交換を経て、丁寧に検討すべきであるという意見が出されました。

今後の協議については、各委員において更なる調査を行い、今後改めて協議することといたしました。

調査の経緯。第15回委員会を令和7年6月30日に開催し、調査事項5項目について協議をいたしました。

担当委員より、県内他市への調査結果の分析報告と今後の方針の提案が発表され、その内容について協議しております。

第16回委員会を令和7年7月23日に開催し、委員会構成等について協議いたしました。主な決定事項について、2つの常任委員会を設置すること、議会運営委員会の委員数は6人とすること、広報特別委員数は6人とすること、議会報告会作業部会の部会員数は6人とすることを決定しております。

第17回委員会を令和7年8月8日に開催し、委員会構成について協議しました。常任委員会の名称及び所管を協議し、予算委員会の設置についても協議をいたしました。予算委員会の流れとしては、全議員で構成する全体会を開催し、その後、常任委員会で構成する分科会において所管分の予算審査を行い、最後に全体会において全議員で討論・表決を行うことを一旦は決定をいたしましたが、協議の最後に、予算は分科会でなく全議員で審査すべきとの意見が出され、決定内容は保留となり、次回、持ち越しとなりました。

第18回委員会を令和7年8月19日に開催し、委員会構成等について協議いたしました。主な決定事項として、常任委員会の名称及び所管、予算特別委員会を設置すること、予算特別委員会は一般会計予算のみを審査すること、特別会計予算、公営企業会計予算は常任委員会において審査すること、予算特別委員会に常任委員会で組織する分科会を設置し、所管分の予算を審査すること、決算特別委員会は全ての会計、一般会計、特別会計、公営企業会計を審査すること、決算特別委員会に常任委員会で組織する分科会を設置し、所管分の予算を審査することを決定しております。

第19回委員会を令和7年9月5日に開催し、委員会構成等について協議いたしました。主な決定事項として、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員数は8人とすること、議長の議席番号は末尾の番号とすることを決定しております。また、委員会構成については、今

後の本市議会の体制を決定する重要な案件であることから、全員協議会においてこれまでの協議内容を報告し、他の議員の意見があれば改めて特別委員会を開催し協議することを決意いたしました。

全員協議会が令和7年9月18日に開催され、委員会構成等について、これまでの協議内容を報告いたしました。そこで、先ほど説明をいたしました御意見をいただいております。

第20回委員会を令和7年9月18日に開催し、委員会構成等について協議いたしました。全員協議会で出された意見について協議し、主な決定事項として、予算特別委員会は設置せず、常任委員会への分割付託とすること、決算特別委員会は議長及び監査委員を除く全議員の半数で組織し、分科会は設置しないこと、決算特別委員会の委員数は8人とし、各常任委員会から4人選出することを決定しております。

今後の調査について。今後の本特別委員会の調査事項は、次の4項目を中心に進めていくこととしております。委員会における附帯意見について。請願・陳情の一部採択等について。議員の請負状況の公表について。議会版B C Pについて。

以上、議会活性化等調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時02分 |
| 再開 | 午後 | 0時03分 |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、議会活性化等調査特別委員会の中間報告の件を終了いたします。

### △ 議案第94号上程

○議長（西森三義） 次は、日程第21、議案第94号、指宿市議会委員会条例の一部改正について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○9番議員（田中健一） 議案第94号、指宿市議会委員会条例の一部改正についてであります。

本案は、指宿市議会議員定数条例の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

第2条について、現在、総務水道委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会の3常任委員会

が設置をされております。これを総務厚生委員会、産業文教委員会の2常任委員会に改め、それぞれの委員数を8人に改めようとするものであります。所管する部署につきましても、総務厚生委員会は、議会事務局、総務部、市民福祉部、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項に改め、また、産業文教委員会は、農水商工観光部、建設部、教育委員会、農業委員会及び水道課の所管に属する事項に改めようとするものであります。

また、第4条第2項について、議会運営委員会の委員数は現在8人となっておりますが、これを6人に改めようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行し、改正後の指宿市議会委員会条例の規定は、この条例の施行の日以後初めて行われる一般選挙により選出された議員の任期の初日から適用するとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時07分 |
| 再開 | 午後 | 0時07分 |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第94号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第94号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第94号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 意見書案第3号上程（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第22、意見書案第3号、日米地位協定の見直しを求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 閉会中の継続調査について

○議長（西森三義） 次は、日程第23、閉会中の継続調査について、を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務調査を行うため、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

### △ 議員派遣の件

○議長（西森三義） 次は、日程第24、議員派遣の件、を議題といたします。

本件は、10月6日、南九州市で開催されます、南薩地区市議会議長会主催の議員研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員派遣の件につきましては、お手元に配布いたしております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

○議長（西森三義） 次は、日程第25、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

令和7年9月22日付けで鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長から、同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により、当選人の決定について報告がありましたので、お知らせいたします。

投票総数364票、投票のうち、有効投票359票、無効投票5票。

有効投票のうち、山田義盛議員292票、井上勝博議員67票、以上のとおりであります。

なお、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては、先に配布のとおりでありますので、御了承願います。

### △ 閉議及び閉会

○議長（西森三義） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、あわせて、令和7年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 西森三義

議員 前之園正和

議員 下川床 泉

## 參 考 資 料

## 日米地位協定の見直しを求める意見書

在日米軍の地位や施設・区域の使用について定めた条約である日米地位協定は、昭和 35 年に日米間で締結されて以降、一度も改定されていません。

平成 7 年 9 月に沖縄本島北部で発生した少女暴行事件を契機に、日米地位協定の問題点が明らかになり、同年 11 月、沖縄県は見直し要請を日米両政府に初めて行っています。

平成 30 年 7 月及び令和 2 年 11 月には、全国知事会において「米軍基地負担に関する提言」を決議し、提言書には「日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」などが記載されています。

日本の航空法では、航空機の最低安全高度について、人口・家屋密集地域では最も高い障害物から 300m、その他の地域では 150m と定められており、日米地位協定により米軍にはこの規定は適用されないものの、平成 11 年 1 月の日米合同委員会において、日本の航空法と同じ高度基準を米軍機にも適用すると確認されています。しかしながら、低空飛行は各地で目撃され、鹿児島県においても米軍機の可能性ありと国から回答があった目撃情報は、直近の令和 5 年度には 200 件、令和 6 年度の 4 月から 6 月だけでも 81 件が確認されています。

令和 5 年 11 月に発生した屋久島沖での CV 22 オスプレイの墜落事故においても、政府による立ち入り調査はできていない状況であり、これまでの日米地位協定の運用面での改善ではなく、全国知事会の提言に沿った協定の見直しがなされることで、日本と米国が対等な立場で互いに主権を認め合う関係の構築につながるものと考えております。

よって、国におかれましては、国民の生命・財産と人権・環境を守る立場から、日米地位協定を見直しされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和　年　月　日

指宿市議会議長　西森　三義

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
外務大臣 殿  
防衛大臣 殿  
国土交通大臣 殿  
内閣官房長官 殿

## 議 員 派 遣 書

令和 7 年 9 月 26 日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 南薩地区市議会議長会主催の議員研修会

- (1) 派遣場所 南九州市
- (2) 期 間 令和 7 年 10 月 6 日 (1 日間)
- (3) 派遣議員 議長 ほか 16 人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。